

統一的な基準による地方公会計マニュアル

(令和 7 年 3 月改訂)

○ 財務書類作成にあたっての基礎知識	1
0. 地方公会計のあらまし	3
1. 単式簿記と複式簿記	7
2. 現金主義会計と発生主義会計	8
3. 地方公共団体と民間企業の会計	9
4. 統一的な基準による財務書類の概要	10
5. 統一的な基準における仕訳の考え方	12
6. 統一的な基準の勘定科目	13
7. 統一的な基準による財務書類作成の流れ	14
8. 統一的な基準における具体的な仕訳例	15
9. 統一的な基準による財務書類の作成例	16
○ 財務書類作成要領	25
第1章 財務書類作成の基本事項	27
Ⅰ 本作成要領の趣旨	27
Ⅱ 共通事項	28
Ⅲ 財務書類	30
Ⅳ 勘定科目	31
Ⅴ 財務書類の相互関係	32
第2章 一般会計等財務書類の作成手順	34
Ⅰ 帳簿等	34
1 仕訳帳	35
2 総勘定元帳	36
3 固定資産台帳	36
4 資産負債内訳簿	36
5 合計残高試算表	37
6 精算表	37
Ⅱ 作成手順の概要	37
Ⅲ 開始貸借対照表	39
1 一般会計等開始貸借対照表の作成	39
2 全体・連結開始貸借対照表の作成	40

IV 歳入歳出にかかる資金仕訳	40
1 期末一括仕訳について	40
2 資金仕訳変換表	41
3 歳入歳出データによる仕訳帳の作成	42
4 関連作業	43
V 非資金仕訳	44
1 整理仕訳等	44
2 非資金取引等	44
VI 一般会計等財務書類の作成	45
1 一般会計等内部の相殺消去	45
2 附属明細書及び注記	45
第3章 一般会計等財務書類の作成要領	46
I 貸借対照表	46
1 総則	46
2 資産	46
（1）総則	46
（2）固定資産	46
（3）流動資産	48
3 負債	49
（1）総則	49
（2）固定負債	49
（3）流動負債	51
4 純資産	51
（1）総則	51
（2）固定資産等形成分	51
（3）余剰分(不足分)	52
II 行政コスト計算書	52
1 総則	52
2 経常費用	53
（1）総則	53
（2）業務費用	53
（3）移転費用	54
3 経常収益	54
4 臨時損失	54
5 臨時利益	54
III 純資産変動計算書	55

1 総則	55
2 純行政コスト	55
3 財源	55
4 固定資産等の変動（内部変動）	55
5 資産評価差額	56
6 無償所管換等	56
7 その他	56
IV 資金収支計算書	56
1 総則	56
2 業務活動収支	57
3 投資活動収支	57
4 財務活動収支	58
V 注記	58
1 重要な会計方針	58
2 重要な会計方針の変更等	58
3 重要な後発事象	59
4 偶発債務	59
5 追加情報	59
VI 統一的な基準による財務書類作成チェックリスト	61
様式	62
注記例	83
別表	96
財務書類作成チェックリスト（一般会計等財務書類用）	119

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き・・ 125

I はじめに	127
II 固定資産台帳の整備目的	127
III 固定資産台帳の記載単位	128
IV 固定資産台帳の記載項目	129
V 固定資産台帳の記載対象範囲	130
1 総則	130
2 建設仮勘定	131
3 リース資産	131
4 P F I 等	133
5 付随費用	133

6 資本的支出と修繕費の区分	133
VI 減価償却・耐用年数等	134
VII 資産の評価基準・評価方法	137
1 総則	137
2 有形固定資産	137
3 無形固定資産	138
4 開始時における取得原価が不明な有形固定資産の具体的な評価方法	140
(1) 総則	140
(2) 土地	140
(3) 立木竹	143
(4) 建物	144
(5) 工作物	144
(6) 船舶、浮標等(浮標・浮棧橋・浮ドック)、航空機、物品	145
5 投資及び出資金(有価証券・出資金)	146
(1) 有価証券	146
(2) 出資金	147
6 その他の資産等	147
(1) 基金	147
(2) 棚卸資産	147
(3) 徴収不能引当金	148
(4) 売却可能資産	148
7 固定資産台帳の既整備団体の取扱い	150
VIII 固定資産台帳の整備手順	150
1 総則	150
2 庁内の体制整備	150
(1) 庁内の体制整備の意義	150
(2) 委員会やワーキンググループの役割	151
3 固定資産台帳の整備手順の実務	152
4 資産の棚卸	153
IX 固定資産台帳の管理	153
別紙	155

○ 連結財務書類作成の手引き 167

I はじめに	169
II 連結財務書類の作成目的	169

Ⅲ 連結財務書類の対象範囲と連結の方法	169
1 財務書類の対象となる会計	169
2 連結財務書類の対象範囲と基本的な考え方	170
3 連結対象団体（会計）ごとの連結の方法	171
（1）都道府県・市区町村	171
（2）一部事務組合・広域連合	171
（3）地方独立行政法人	173
（4）地方三公社（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社）	173
（5）第三セクター等	174
（6）共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社	175
（7）財産区の取扱い	176
（8）地方共同法人の取扱い	176
Ⅳ 連結決算日	176
Ⅴ 連結財務書類の体系	176
Ⅵ 連結財務書類の作成手順	183
1 作成手順の概要	183
2 作成手順の解説	183
（1）連結対象団体（会計）の決定	183
（2）法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	183
（3）法定決算書類の読替え	185
（4）法定決算書類の連結修正等	186
（5）純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	191
様式	198
注記例	223
連結科目対応表	232
財務書類作成チェックリスト（全体及び連結財務書類用）	310

○ 財務書類等活用の手引き 319

Ⅰ 財務書類等分析の視点	321
1 財務書類の見方	321
（1）貸借対照表	321
（2）行政コスト計算書	323
（3）純資産変動計算書	324
（4）資金収支計算書	325
2 指標による分析	326

（１）資産の状況	327
（２）資産と負債の比率	331
（３）負債の状況	333
（４）行政コストの状況	336
（５）受益者負担の状況	338
（６）指標の組み合わせ分析	339
Ⅱ 財務書類等活用の視点	340
Ⅱ-2 行政内部での活用(マネジメント)	342
1 マクロ的な視点からの活用	342
（１）適切な資産管理	342
2 ミクロ的な視点からの活用(セグメント分析)	343
（１）予算編成への活用	343
（２）施設の統廃合	343
（３）受益者負担の適正化	343
（４）行政評価との連携	344
【セグメント別財務書類の作成手順の例】	344
Ⅱ-3 行政外部での活用(アカウンタビリティ)	352
1 住民への公表や地方議会での活用	352
2 地方債 I Rへの活用	352
3 PPP／PFI の提案募集	352
【活用事例】	354

○ Q & A 集

.....	395
-------	-----

○ 附属明細書作成要領

.....	419
-------	-----

この「統一的な基準による地方公会計マニュアル」は、地方公会計の基礎から活用の手法までを網羅した内容となっています。目的に応じて、以下の項目などを参照してください。

○ 地方公会計とは何かを知りたい

- 「財務書類作成にあたっての基礎知識」を参照
 - ・ 地方公会計のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ・ 単式簿記と複式簿記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ・ 現金主義会計と発生主義会計・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

○ 財務書類の作成方法を知りたい

- 一般会計等：「財務書類作成要領」を参照・・・・・・・・ 25
- 全体、連結：「連結財務書類作成の手引き」を参照・・・・ 167

○ 作成した財務書類が正しいかどうか確認したい

- 一般会計等：「財務書類作成要領」を参照
 - ・ 財務書類作成チェックリスト(一般会計等財務書類用)・・・・ 119
- 全体、連結：「連結財務書類作成の手引き」を参照
 - ・ 財務書類作成チェックリスト(全体及び連結財務書類用)・・・・ 310

○ 注記をどのように作成したらよいのか知りたい

- 一般会計等：「財務書類作成要領」を参照
 - ・ (一般会計等財務書類における) 注記例・・・・・・・・・・・・ 83
- 全体、連結：「連結財務書類作成の手引き」を参照
 - ・ (全体・連結財務書類における) 注記例・・・・・・・・・・・・ 223

○ 附属明細書の様式を確認したい

- 一般会計等：「財務書類作成要領」を参照
 - ・ 様式(様式第5号 附属明細書)を参照・・・・・・・・・・・・ 62
- 全体、連結：「連結財務書類作成の手引き」を参照
 - ・ 様式(様式第5号 連結附属明細書)を参照・・・・・・・・・・・・ 198

○ 固定資産台帳の作成、更新方法を知りたい

- 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を参照
 - ・ 資産の評価基準・評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
 - ・ 固定資産台帳の整備手順・・・・・・・・・・・・・・・・ 150

・ 固定資産台帳の管理	153
○ <u>財務書類等の活用の仕方を知りたい</u>	
→ 「財務書類等活用の手引き」を参照	
・ 財務書類等活用の視点	340
・ 活用事例	354
○ <u>作成した財務書類を分析したい</u>	
→ 「財務書類等活用の手引き」を参照	
・ 財務書類分析の視点	321
○ <u>セグメント別財務書類の作成方法を知りたい</u>	
→ 「財務書類等活用の手引き」を参照	
・ セグメント別財務書類の作成手順の例	344
○ <u>附属明細書の作成方法を知りたい</u>	
→ 「附属明細書作成要領」を参照	419

財務書類作成にあたっての基礎知識

0. 地方公会計のあらまし

1 地方公会計の意義

地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）の開示が推進されています。

発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報の把握が可能になります。また、発生主義・複式簿記による財務書類を作成し、開示することにより、減価償却費等を含むコスト情報・ストック情報が「見える化」され、住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメント等へ活用していくことが期待されます。統一的な基準では、固定資産台帳の整備を前提としているため、資産の情報を網羅的に把握することにより、公共施設マネジメント等への活用も期待されます。

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債（ストック）の総体的・一覽的な把握

資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

2 これまでの成果と今後の課題

(1) これまでの成果

地方公会計情報の整備については、平成 12 年及び平成 13 年に、決算統計データを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル（総務省方式）が総務省から示され、本格的な取組が始まりました。平成 18 年には、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が総務省から示されるとともに、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）及び平成 18 年に施行された行政改革推進法（平成 18 年法律第 47 号）において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の整備が要請されました。

地方公共団体においては、各団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル又は総務省方式改訂モデルによる財務書類等の整備が進められ、地方公会計情報の整備は着実に推進されてきましたが、一方で、財務書類の作成方式が選択方式であり、かつ、独自の基準により財務書類を作成する地方公共団体もあったことから、比較可能性を確保するため、作成基準の統一が課題となりました。また、地方公共団体における公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となる中で、どの団体においても固定資産台帳を整備し、資産を網羅的に把握することが求められるようになりました。

このため総務省において、平成 22 年から「今後の地方公会計の推進に関する研究会」が開催されて議論が進められ、平成 26 年にとりまとめられた同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。また、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請されました。

総務省から要請された平成 29 年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の整備が完了し、地方公会計情報の整備については一定の進展が見られたところです。

(2) 統一的な基準策定後の取組と展開

今後は、固定資産台帳及び財務書類が適切に整備され、分かりやすく開示されるとともに、経年比較や類似団体間比較、財務書類の数値から得られる指標を用いた分析等を行い、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることが期待されます。

統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の整備・開示を日々の財務活動に組み込み、住民や議会に分かりやすく開示した上で、現金主義による決算統計データに加えて、固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報など、現金主義では見えにくい情報も用いて分析を行い、その分析を用いて予算編成や資産管理、行政評価等を実施するなど、地方公共団体の行財政運営におけるプロセスに組み込んでいくことが必要です。新たな展開を迎えた地方公会計情報の更なる活用は、財務書類等を特別扱いとせず、日々の財務活動や行財政運営に組み込んでいくことにあると考えられます。

○これまでの地方公会計整備の取組

平成 12 年 3 月	○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書のとりまとめ
平成 13 年 3 月	○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書―「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」―
平成 17 年 12 月	○行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定） ・地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むよう要請
平成 18 年 5 月 6 月 7 月 8 月	○「新地方公会計制度研究会」報告書 ・基準モデル及び総務省方式改訂モデルによる財務 4 表の作成手順の提示 ○行政改革推進法（平成 18 年法律第 47 号）施行 ・地方に資産・債務改革を要請、国は企業会計の慣行を参考とした貸借対照表など地方に対して財務書類の整備に関して助言を行うことを規定 ○「新地方公会計制度実務研究会」発足 ○「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（総務事務次官通知） ・新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を要請
平成 19 年 6 月 10 月	○「地方公共団体財政健全化法」の成立 ○「公会計の整備促進について」（自治財政局長通知） ・新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を改めて要請するとともに、「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を提示 ○「新地方公会計制度実務研究会」報告書 ・「新地方公会計制度研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表
平成 20 年 6 月	○「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」発足 ・「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」による財務諸表の整備が中小規模団体でも円滑に進むよう、作成上の課題に対する解決方策の検討や連結財務諸表作成のより詳細な手順などを検討
平成 21 年 1 月 2 月 4 月	○「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」の提供 ・新地方公会計モデルにおける資産評価の基本原則に関する解説や評価方法の事例などを踏まえてとりまとめたものを提供 ○総務省方式改訂モデル向け「作業用ワークシート」の提供 ・有形固定資産の算定に必要な「決算統計・普通建設事業費」の積み上げを LG-WAN 決算統計データを用いて、積み上げ作業が効率よく行えるよう、Excel 形式の作業用ワークシートと手順書を提供 ○「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」の提供 ・連結対象団体と連結するに当たっての考え方や組替え、連結修正、相殺消去などの実務的な処理手順をとりまとめたものを提供
平成 22 年 3 月 9 月	○「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」の提供 ・分析方法や内部管理への活用方法について、先進団体の事例も用いながら財務書類作成後の活用と公表のあり方についてとりまとめたものを提供 ○「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・今後、更に新地方公会計を推進するため、作成依頼から 3 年が経過

	した財務書類の作成についての検証や国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策などを検討
平成 26 年 4 月	○「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」報告書 ・固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を公表
5 月	○「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」発足 ・統一的な基準による財務書類等の作成について詳細な取扱いを定めた要領等（マニュアル）の作成・検討
平成 27 年 1 月	○「統一的な基準による地方公会計マニュアル」公表 ○統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）
平成 28 年 4 月	○「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」発足 ・先進的な地方行会計の活用事例の収集等を通じ、地方公会計の活用のあり方等を検討
10 月	○「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」報告書
平成 29 年 10 月	○「地方公会計の活用の促進に関する研究会」発足 ・活用事例の収集と質疑応答集の充実を行うとともに、地方公共団体における適切な財務書類の作成及び固定資産台帳の更新、財務書類等の分析の方法等を検討
平成 30 年 3 月	○「地方公会計の活用の促進に関する研究会」報告書
6 月	○「地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討
8 月	○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足
平成 31 年 3 月	○「地方公会計の推進に関する研究会」報告書
令和 4 年 8 月	○「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」発足 ・地方公会計情報の価値を一層明らかにし、この価値を認識した上での地方公会計情報の「活用」の促進を目指して、約 10 年間の統一的な基準の運用で見えた課題の改善を検討
令和 6 年 12 月	○「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書 ・財務書類の情報充実や固定資産台帳の整理・精緻化といった統一的な基準の改善を含む検討結果を公表
令和 7 年 3 月	○「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和 7 年 3 月改訂）」公表 ・「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書を踏まえた統一的な基準に基づくマニュアルを公表

1. 単式簿記と複式簿記

企業会計は、複式簿記による発生主義会計を採用していますが、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用しています。このように、地方公共団体と民間企業では、採用されている会計制度は異なることから、はじめに、単式簿記と複式簿記、現金主義会計と発生主義会計の違いについて解説します。

簿記とは、「特定の経済主体の活動を、貨幣単位といった一定のルールに従って帳簿に記録する手続き」であり、報告書（決算書等）を作成するための技術ですが、記帳方法により、「単式簿記」と「複式簿記」に区分されます。

単式簿記と複式簿記

単式簿記	経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）
複式簿記	経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）

（例）現金100万円で車を1台購入した場合

＜単式簿記＞ 現金支出100万円を記帳するのみ

＜複式簿記＞ 現金支出とともに資産増を記帳

資産の増加	資産の減少
(借方) 車両100万円	(貸方) 現金100万円

※仕訳の考え方についてはP6で解説します

➡

「単式簿記」に加えて「複式簿記」を採り入れることで、
資産等のストック情報が「見える化」

上記のとおり、複式簿記では、ストック情報（資産・負債）の総体の一覽的把握が可能となります。また、複式簿記では、上記記帳と同時に、固定資産台帳に車が1台増加したことを記録します。これまでも公有財産台帳等において現物管理していますが、固定資産台帳では「いくらで買ったか」という金額情報もあわせて記録することになります。このような金額情報を記録し、会計年度末で資産と負債を一覧表に集約した貸借対照表を作成すると、対象項目の貸借対照表の残高と固定資産台帳の残高が一致するはずであり、互いを照合することで、どちらかの間違いが発見されるといった検証機能の効果も期待されます。このように、複式簿記は、「ストック情報の把握」とともに、「検証機能を持つこと」に意義があります。

2. 現金主義会計と発生主義会計

会計とは、「経済主体が行う取引を認識（いつ記録するか）・測定（いくらで記録するか）した上で、帳簿に記録し、報告書を作成する一連の手続き」をいいますが、取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。

現金主義会計と発生主義会計

現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない

発生主義会計 経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

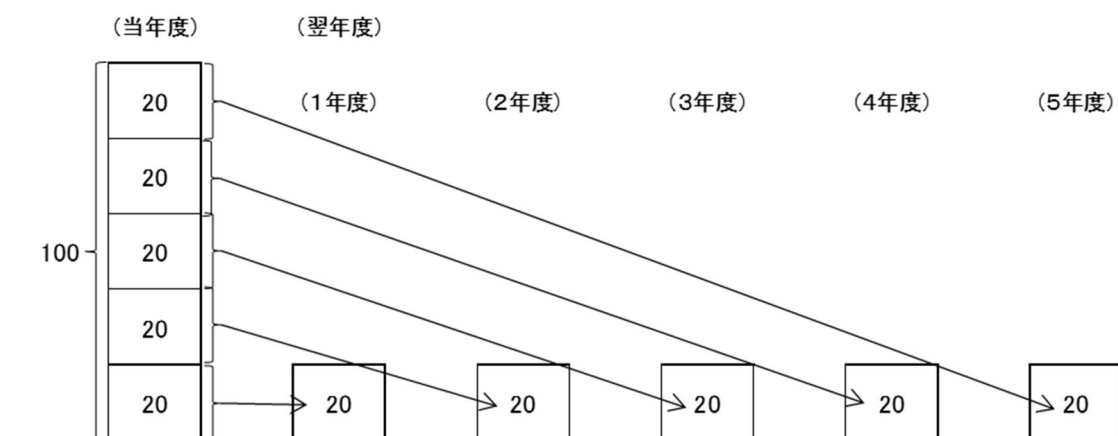
- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
- × 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる



「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

上記のとおり、発生主義会計では、減価償却費等といった見えにくいコストも含む正確なコストの認識が可能となり、経済的事実の発生に基づいた「適正な期間損益計算」を行うことができます。例えば車については、複数年の利用が可能である中で、取得年度に一括で費用を計上するのではなく、利用可能な年度（耐用年数）に渡って費用を配分することとなります（このことを「費用配分の原則」といいます。）。上記会計手続きを「減価償却」といいますが、車を例にとると、以下のとおりとなります。

【発生主義会計における減価償却のイメージ（車100万円、耐用年数5年）】



※現金主義会計では、支出年度に100万円を計上するのみ

3. 地方公共団体と民間企業の会計

以上を踏まえ、地方公共団体（官庁会計）と民間企業（株式会社）の会計の主な違いを以下に記載します。

【地方公共団体と民間企業の会計】		
項目	地方公共団体（官庁会計）	民間企業（企業会計）
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役
報告先	住民（提出先は議会）	株主（提出先は株主総会）
説明責任	議会の承認・認定（予算・決算） →事前統制（予算）の重視	株主総会の承認（決算） →事後統制（決算）の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書

はじめに記載したとおり、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等））を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要です。また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となり、公共施設等の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別のセグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用充実につなげることも可能となります。さらに、財務書類の作成過程で整備される固定資産台帳を開示することで、民間企業からPPP／PFIに関する提案がなされることも期待されます。

上記を意識して統一的な基準による財務書類等を作成することが、地方公会計の取組の第一歩となります。

なお、公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています（次頁参照）。

公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税収等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※1）を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※2）を作成しています。なお、資産・負債差額増減計算書では、業務費用と財源とを対比してみるのが可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。 ※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック 平成30年1月 財務省主計局』より作成）

4. 統一的な基準による財務書類の概要

統一的な基準による財務書類は、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日公表）等のとおり「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の4表又は3表（上記の4表のうち「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合）としており（※）、概要は以下のとおりです。（企業会計の書類を括弧書きしています。）

※簡略化して説明する観点から、附属明細書は省略しています。

【貸借対照表】（貸借対照表） →略称：BS（Balance Sheet）

・基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもの

【行政コスト計算書】（損益計算書） →略称：PL（Profit and Loss statement）

・一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの

→現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上

【純資産変動計算書】（株主資本等変動計算書） →略称：NW（Net Worth statement）

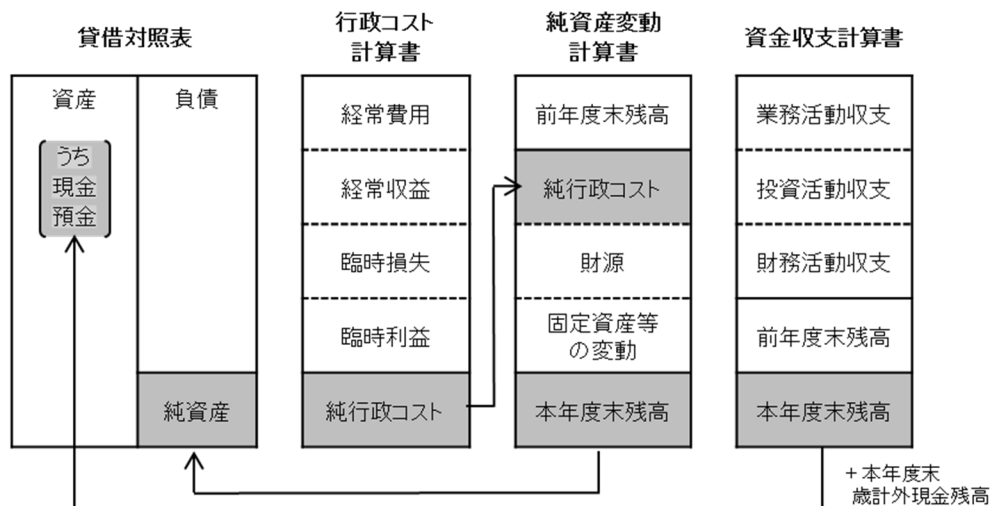
・一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの

【資金収支計算書】（キャッシュ・フロー計算書） →略称：CF（Cash Flow statement）

・一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したもの

以上の財務書類 4 表や 3 表の相互関係を示すと、以下のとおりとなります。

【財務書類 4 表構成の相互関係】

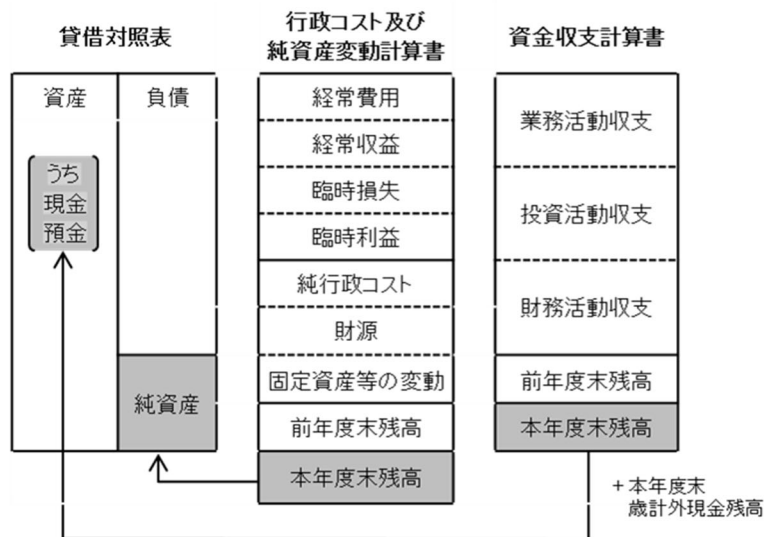


※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。

※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。

※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

【財務書類 3 表構成の相互関係】



※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。

※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、行政コスト及び純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。

5. 統一的な基準における仕訳の考え方

複式簿記による仕訳処理については、統一的な基準では、それぞれ計上される財務書類に応じて、よくあるパターンとして8要素の組合せに区分されます。そのイメージを示すと、以下のとおりとなります。

【貸借対照表と行政コスト計算書のイメージ】

【貸借対照表】

借方	貸方
資産	負債
	純資産

【行政コスト計算書】

借方	貸方
費用	収益

※「行政コスト計算書」は、借方（左側）と貸方（右側）の大きさにより差額が生じますが、「貸借対照表」は、必ず「資産＝負債＋純資産」となります。（このことを、「貸借平均の原理」といいます。）

【取引の8要素（よくあるパターン）】

借方	貸方
資産の増加	資産の減少
負債の減少	負債の増加
純資産の減少	純資産の増加
費用等の発生	収益等の発生

※統一的な基準では、効率的に資金収支計算書を作成する観点から、仕訳上は、資産「現金預金」を同計算書の勘定科目に置き換えて処理することとしていることに留意してください。

※統一的な基準では、要素として「資産」、「負債」、「純資産」、「費用等（費用、その他の純資産減少原因）」及び「収益等（収益、財源及びその他の純資産増加原因）」に区分されます。

6. 統一的な基準の勘定科目

仕訳処理するに際しては、具体的な名称分類として「勘定科目」という区分により行うこととなります。統一的な基準における主な勘定科目と、現金収支を伴わない発生主義会計特有の主な勘定科目は以下のとおりです。

要素	勘定科目の例
資産	土地、建物、有価証券、出資金、現金預金、棚卸資産
負債	地方債、退職手当引当金(※1)、未払金(※2)、未払費用(※3)、賞与等引当金(※1)
純資産	固定資産等形成分、余剰分(不足分)
費用等	職員給与費、維持補修費、減価償却費(※4)、支払利息、補助金等、有形固定資産等の減少(固定資産等形成分)
収益等	使用料及び手数料、税金等、国県等補助金、有形固定資産等の増加(固定資産等形成分)

【現金収支を伴わない発生主義会計特有の主な勘定科目】

※1 引当金

・将来見込まれる費用や損失を、あらかじめ計上するもの

<種類>

- ・評価性引当金：資産の控除の性格を持つもので、資産に計上するもの
→例：投資損失引当金、徴収不能引当金
- ・負債性引当金：将来の支出を伴うもので、負債に計上するもの
→例：退職手当引当金、損失補償等引当金、賞与等引当金

※2 未払金(⇔未収金)

・特定の契約等により既に確定している債務のうち、その代金を支払っていないもの

※3 未払費用(⇔未収収益)

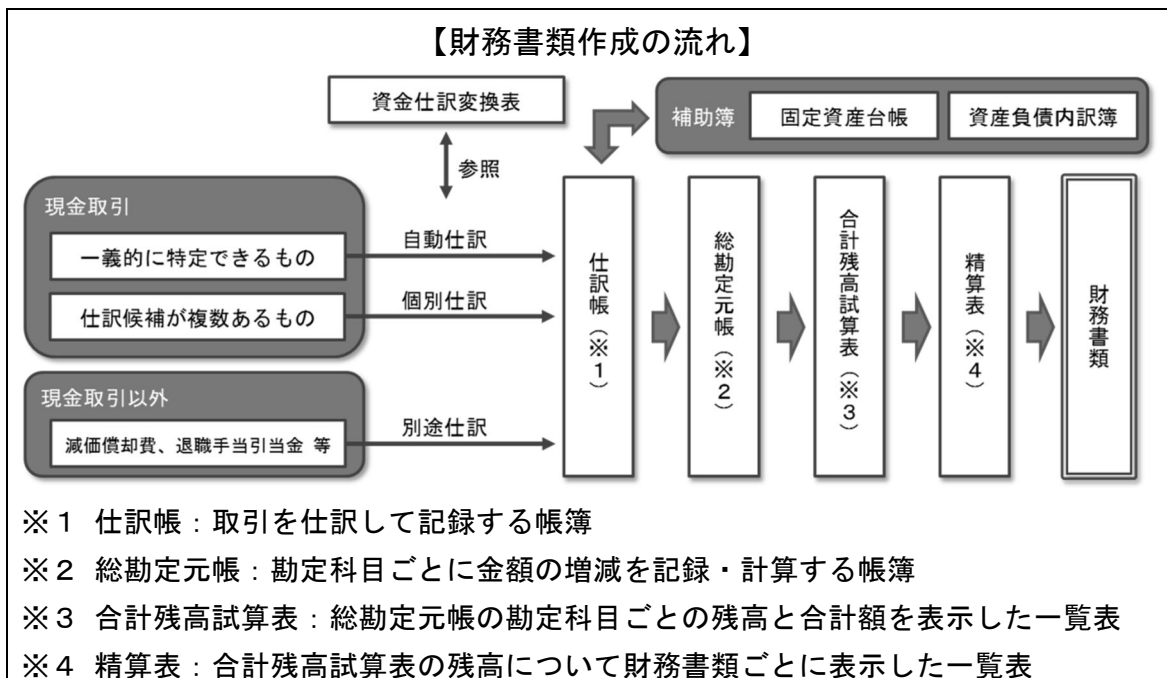
・一定の契約に従い継続的に受けている役務に関して、既に提供された役務に対していまだその対価を支払っていないもの

※4 減価償却費

・適正な期間損益計算を行うため、固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることを減価償却といい、減価償却に係る費用を計上するもの。

7. 統一的な基準による財務書類作成の流れ

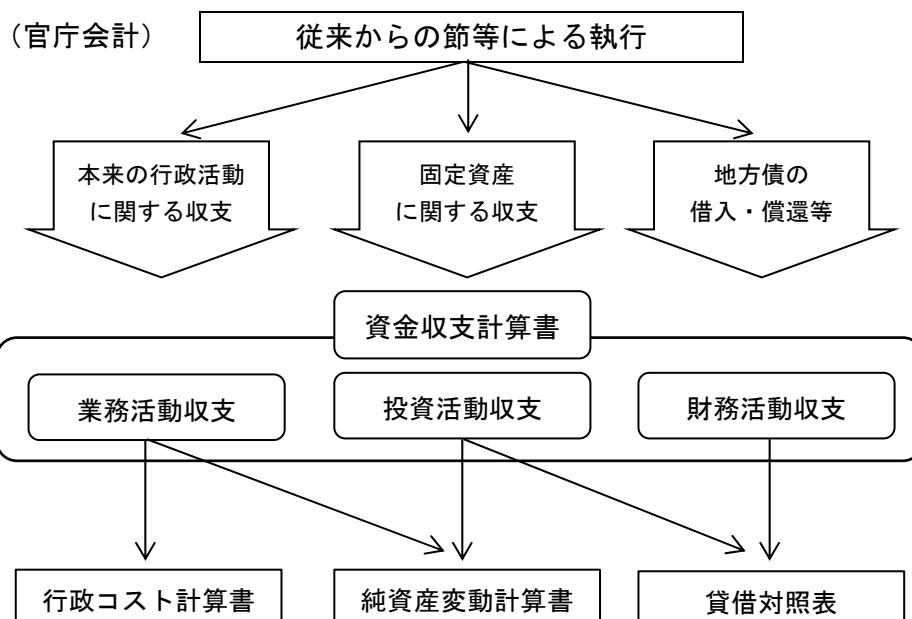
仕訳処理も含めた財務書類作成の流れは、以下のとおりとなります。



【資金仕訳変換表 ～仕訳候補が複数ある工事請負費（予算科目・節）の例～】

	借 方		貸 方	
	財務書類	勘定科目	財務書類	勘定科目
建物工事	貸借対照表	建物	資金収支計算書	公共施設等整備費支出
維持補修支出	行政コスト計算書	維持補修費	資金収支計算書	物件費等支出

【現金主義会計（官庁会計）から発生主義会計（財務書類）の変換イメージ】



8. 統一的な基準における具体的な仕訳例

以上を踏まえ、仕訳のイメージを以下に記載します。

【取引】				(単位：百万円)	
番号	項目	日付	金額		
①-1	住民税の調定	2月3日	500		
①-2	住民税の収入	3月3日	450		
②-1	道路の建設（検査確認）	3月5日	500		
②-2	国補助金収入（道路関係）	3月6日	100		
②-3	地方債発行（道路関係）	3月10日	300		
②-4	道路の建設（支払い）	3月14日	500		
③	職員給与支払い	3月17日	150		
④	A法人へ長期貸付	3月24日	50		
⑤	財政調整基金積立て	3月27日	50		
⑥-1	消耗品の購入（納品）	3月28日	20		
⑥-2	消耗品の購入（支払い）	3月31日	20		
⑦	公共施設使用料の収入	3月31日	50		
⑧	退職手当引当金の引当て	3月31日	250		
⑨	賞与等引当金の引当て	3月31日	200		

【仕訳例】						(単位：百万円)	
番号	日付	借方		貸方			
		勘定科目	金額	勘定科目	金額		
①-1	2月3日	[BS]未収金	500	[NW]税収等	500		
①-2	3月3日	[CF]税収等収入	450	[BS]未収金	450		
②-1	3月5日	[BS]工作物(インフラ資産)	500	[BS]未払金	500		
②-2	3月6日	[CF]国県等補助金収入	100	[NW]国県等補助金	100		
②-3	3月10日	[CF]地方債発行収入	300	[BS]地方債（臨時財政対策債除く）	300		
②-4	3月14日	[BS]未払金	500	[CF]公共施設等整備費支出	500		
③	3月17日	[PL]職員給与費	150	[CF]人件費支出	150		
④	3月24日	[BS]長期貸付金	50	[CF]貸付金支出	50		
⑤	3月27日	[BS]財政調整基金	50	[CF]基金積立金支出	50		
⑥-1	3月28日	[PL]物件費	20	[BS]未払金	20		
⑥-2	3月31日	[BS]未払金	20	[CF]物件費等支出	20		
⑦	3月31日	[CF]使用料及び手数料収入	50	[PL]使用料及び手数料	50		
⑧	3月31日	[PL]退職手当引当金繰入額	250	[BS]退職手当引当金	250		
⑨	3月31日	[PL]賞与等引当金繰入額	200	[BS]賞与等引当金	200		

※「財務書類作成要領」等では、同一年度内に処理される未払金や未収金といった勘定科目は省略していますが、理解を深める観点から、上記では一部記載しています。

9. 統一的な基準による財務書類の作成例

仕訳例を基に、以下に財務書類の作成例を示します。

はじめに、仕訳帳を勘定科目別に整理します。(総勘定元帳の作成)

【総勘定元帳】

○貸借対照表関係

<インフラ資産・工作物>

(単位：百万円)

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月5日	[BS]未払金(②-1)	500		500

<長期貸付金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月24日	{CF}貸付金支出(④)	50		50

<現金預金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月3日	{BS}未収金(①-2)	450		450
3月6日	[NW]国県等補助金(②-2)	100		550
3月10日	[BS]地方債(臨時財政対策債除く)(②-3)	300		850
3月14日	[BS]未払金(②-4)		500	350
3月17日	[PL]職員給与費(③)		150	200
3月24日	[BS]長期貸付金(④)		50	150
3月27日	[BS]財政調整基金(⑤)		50	100
3月31日	[BS]未払金(⑥-2)		20	80
3月31日	[PL]使用料及び手数料(⑦)	50		130

<未収金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
2月3日	[NW]税收等(①-1)	500		500
3月3日	[CF]税收等収入(①-2)		450	50

<財政調整基金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月27日	[CF]基金積立金支出(⑤)	50		50

<地方債>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月10日	[CF]地方債発行収入(②-3)		300	300

<退職手当引当金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月31日	[PL]退職手当引当金繰入額(⑧)		250	250

<未払金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月5日	[BS] 工作物(イワ資産)(②-1)		500	500
3月14日	[CF] 公共施設等整備費支出(②-4)	500		0
3月28日	[PL] 物件費(⑥-1)		20	20
3月31日	[CF] 物件費等支出(⑥-2)	20		0

<賞与等引当金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月31日	[PL] 賞与等引当金繰入額(⑨)		200	200

○行政コスト計算書

<職員給与費>

(単位：百万円)

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月17日	[CF] 人件費支出(③)	150		150

<賞与等引当金繰入額>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月31日	[BS] 賞与等引当金(⑨)	200		200

<退職手当引当金繰入額>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月31日	[BS] 退職手当引当金(⑧)	250		250

<物件費>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月28日	[BS] 未払金(⑥-1)	20		20

<使用料及び手数料>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月31日	[CF] 使用料及び手数料収入(⑦)		50	50

○純資産変動計算書

<税収等>

(単位：百万円)

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
2月3日	[BS] 未収金(①-1)		500	500

<国県等補助金>

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月6日	[CF] 国県等補助金収入(②-2)		100	100

○資金収支計算書

＜人件費支出＞

(単位：百万円)

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月17日	[PL]職員給与費(③)		150	150

＜物件費等支出＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月31日	[BS]未払金(⑥-2)		20	20

＜税収等収入＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月3日	[BS]未収金(①-2)	450		450

＜使用料及び手数料収入＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月31日	[PL]使用料及び手数料(⑦)	50		50

＜公共施設等整備費支出＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月14日	[BS]未払金(②-4)		500	500

＜基金積立金支出＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月27日	[BS]財政調整基金(⑤)		50	50

＜貸付金支出＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月24日	[BS]長期貸付金(④)		50	50

＜国県等補助金収入(投資活動収支)＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月6日	[NW]国県等補助金(②-2)	100		100

＜地方債発行収入＞

日付	勘定科目(番号)	借方	貸方	残高
3月10日	[BS]地方債(臨時財政対策債除く)(②-3)	300		300

※借方の合計(900)と貸方の合計(770)の差額130が「[BS]現金預金」となります。

次に、総勘定元帳の勘定科目ごとの残高と合計額を一覧に整理します。(合計残高試算表の作成)

【合計残高試算表】

(単位：百万円)

勘定科目		前年度末残高		本年度計上額		本年度末残高	
		借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
BS	工作物（インフラ資産）			500		500	
BS	長期貸付金			50		50	
BS	現金預金			900	770	130	
BS	未収金			500	450	50	
BS	財政調整基金			50		50	
BS	地方債（臨時財政対策債除く）				300		300
BS	退職手当引当金				250		250
BS	未払金			520	520		
BS	賞与等引当金				200		200
PL	職員給与費			150		150	
PL	賞与等引当金繰入額			200		200	
PL	退職手当引当金繰入額			250		250	
PL	物件費			20		20	
PL	使用料及び手数料				50		50
NW	税収等				500		500
NW	国県等補助金				100		100
合計				3,140	3,140	1,400	1,400

<資金収支計算書関係（現金預金の内訳）>

(単位：百万円)

勘定科目		前年度末残高		本年度計上額		本年度末残高	
		借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
CF	人件費支出				150		150
CF	物件費等支出				20		20
CF	税収等収入			450		450	
CF	使用料及び手数料収入			50		50	
CF	公共施設等整備費支出				500		500
CF	基金積立金支出				50		50
CF	貸付金支出				50		50
CF	国県等補助金収入（投資活動収支）			100		100	
CF	地方債発行収入			300		300	
合計				900	770	900	770

以上を踏まえて財務書類を作成すると、以下のとおりとなります。（４表での作成を例示します。また、一つの会計での例示としていますので、精算表は省略します。）

貸借対照表

(令和×年○月△日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	550	固定負債	550
有形固定資産	500	地方債	300
事業用資産	-	地方債(臨時財政対策債除く)	300
土地	-	臨時財政対策債	-
立木竹	-	長期未払金	-
建物	-	退職手当引当金	250
建物減価償却累計額	-	損失補償等引当金	-
工作物	-	その他	-
工作物減価償却累計額	-	流動負債	200
船舶	-	1年内償還予定地方債	-
船舶減価償却累計額	-	地方債(臨時財政対策債除く)	-
浮標等	-	臨時財政対策債	-
浮標等減価償却累計額	-	未払金	-
航空機	-	未払費用	-
航空機減価償却累計額	-	前受金	-
その他	-	前受収益	-
その他減価償却累計額	-	賞与等引当金	-
建設仮勘定	-	預り金	-
インフラ資産	500	その他	-
土地	-	負債合計	750
建物	-	【純資産の部】	
建物減価償却累計額	-	固定資産等形成分	600
工作物	500	余剰分(不足分)	△570
工作物減価償却累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
所有外管理資産	-		
所有外管理資産減価償却累計額	-		
物品	-		
物品減価償却累計額	-		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	50		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	50		
基金	-		
減債基金	-		
その他	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
流動資産	230		
現金預金	130		
未収金	50		
短期貸付金	-		
基金	50		
財政調整基金	50		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
資産合計	780	純資産合計	30
		負債及び純資産合計	780

詳細は純資産変動計算書を参照

【様式第2号】

行政コスト計算書

自 令和○年□月◇日

至 令和×年○月△日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	620
業務費用	620
人件費	600
職員給与費	150
賞与等引当金繰入額	200
退職手当引当金繰入額	250
その他	—
物件費等	20
物件費	20
維持補修費	—
減価償却費	—
その他	—
その他の業務費用	—
支払利息	—
徴収不能引当金繰入額	—
その他	—
移転費用	—
補助金等	—
社会保障給付	—
他会計への繰出金	—
その他	—
経常収益	50
使用料及び手数料	50
その他	—
純経常行政コスト	570
臨時損失	—
災害復旧事業費	—
資産除売却損	—
投資損失引当金繰入額	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	—
臨時利益	—
資産売却益	—
その他	—
純行政コスト	570

純資産変動計算書

自 令和〇年〇月〇日

至 令和×年〇月△日

(単位: 百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	—	—	—
純行政コスト(△)	△570		△570
財源	600		600
税金等	500		500
国県等補助金	100		100
本年度差額	30		30
固定資産等の変動(内部変動)		600	△600
有形固定資産等の増加		500	△500
有形固定資産等の減少		—	—
貸付金・基金等の増加		100	△100
貸付金・基金等の減少		—	—
資産評価差額		—	—
無償所管換等		—	—
その他	—	—	—
本年度純資産変動額	30	600	△570
本年度末純資産残高	30	600	△570

【CF】
投資活動支出のうち
公共施設等整備費支出

【CF】
投資活動支出のうち
基金積立金支出＋貸付金支出

【様式第4号】

資金収支計算書

自 令和〇年〇月〇日

至 令和×年〇月△日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	170
業務費用支出	170
人件費支出	150
物件費等支出	20
支払利息支出	—
その他の支出	—
移転費用支出	—
補助金等支出	—
社会保障給付支出	—
他会計への繰出支出	—
その他の支出	—
業務収入	500
税収等収入	450
国県等補助金収入	—
使用料及び手数料収入	50
その他の収入	—
臨時支出	—
災害復旧事業費支出	—
その他の支出	—
臨時収入	—
業務活動収支	330
【投資活動収支】	
投資活動支出	600
公共施設等整備費支出	500
基金積立金支出	50
投資及び出資金支出	—
貸付金支出	50
その他の支出	—
投資活動収入	100
国県等補助金収入	100
基金取崩収入	—
貸付金元金回収収入	—
資産売却収入	—
その他の収入	—
投資活動収支	△500
【財務活動収支】	
財務活動支出	—
地方債償還支出	—
その他の支出	—
財務活動収入	300
地方債発行収入	300
その他の収入	—
財務活動収支	300
本年度資金収支額	130
前年度末資金残高	—
本年度末資金残高	130
前年度末歳計外現金残高	—
本年度歳計外現金増減額	—
本年度末歳計外現金残高	—
本年度末現金預金残高	130

財務書類作成要領

第 1 章 財務書類作成の基本事項

I 本作成要領の趣旨

1. 本作成要領は、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月 30 日公表。以下「研究会報告書」といいます。）に記載された統一的な基準（以下「統一的な基準」といいます。）に基づく地方公共団体の財務書類を実務的に作成するための作成要領です。地方公共団体の会計では、予算を議会による民主的統制のもとに置き、予算の適正かつ確実な執行に資する単式簿記・現金主義会計を採用していますが、複式簿記・発生主義会計に基づく財務書類を作成することで、単式簿記・現金主義会計を補完することになります。
2. 本作成要領は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）第 62 条第 2 項に基づき、「地方公共団体に対し、（中略）企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行う」ことを目的としています。
3. また、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日総務大臣通知）において、「『今後の新地方公会計の推進に関する研究会』を開催して議論を進めてきましたが、平成 26 年 4 月 30 日に報告書を取りまとめています。この中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。今後、平成 27 年 1 月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定」とされたところであり、本作成要領は、かかる「具体的なマニュアル」の一部を構成するものです。
4. 統一的な基準による財務書類は、主に以下のような特徴を有しています。
 - ①会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、全てのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。
 - ②「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、「各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICT を活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する」とされたことを踏まえ、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えていること。
5. 各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、全般

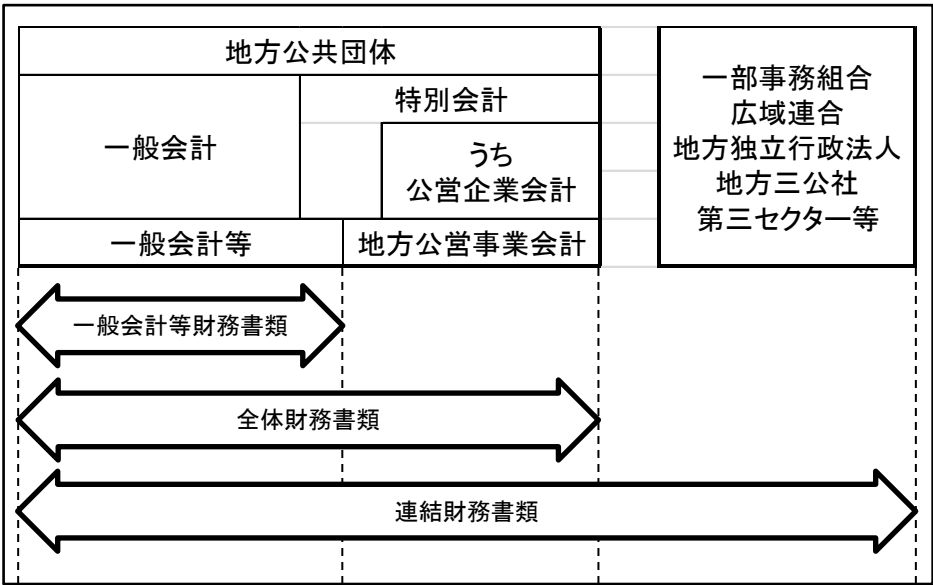
的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」につながることを期待されます。

Ⅱ 共通事項

6. 本作成要領の全般にわたる共通事項は、以下のとおりです。

- ①統一的な基準が対象とする報告主体は、都道府県、市町村（特別区を含みます。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合とします。（以下「地方公共団体」といいます。）
- ②地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」といいます。）第2条第1号に規定する「一般会計等」に同じ。）を基礎として財務書類を作成します。なお、普通会計との関係を示す観点から、一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異に関して注記します。また、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成します。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体（会計）は、【図1 財務書類の対象となる団体（会計）】のとおりです。

図1 財務書類の対象となる団体（会計）



7. 統一的な基準の導入初年度において、各地方公共団体及び連結対象団体（会計）は、保有する資産・負債に関する統一的な基準による評価を行い、過去からの含み損、不良資産等を悉皆的に明らかにすることを原則とします。ただし、これまで基準モデル等により保有する資産・負債に関する評価を行っていた場合の取扱いについては、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において説明します。
8. 統一的な基準及び本作成要領は、地方財政制度の改正や企業会計基準の変更等に応じて随時改善を重ねていくこととします。
9. なお、統一的な基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や行政経営に資する財務書類を作成することを妨げるものではありません。
10. 財務書類の構成要素は、それぞれ異なる属性を有する大項目、すなわち、「資産」、「負債」、「純資産」、「費用」、「収益」、「その他の純資産減少原因」及び「財源及びその他の純資産増加原因」を意味します。
11. 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいいます。
12. 負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいいます。
13. 純資産とは、資産から負債を控除した正味の資産をいい、租税等の拠出及び当該会計主体の活動等によって獲得された余剰（または欠損）の蓄積残高を意味します。
14. 費用とは、一会計期間中の活動のために費消された、資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少であって、純資産の減少原因をいいます。
15. 収益とは、一会計期間中における活動の成果として、資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加であって、純資産の増加原因をいいます。
16. その他の純資産減少原因とは、当該会計期間中における資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少をもたらすものであって、費用に該当しない純資産（またはその内部構成）の減少原因をいいます。その他の純資産減少原因は、その発生形態の別によって、「固定資産等の増加（余剰分（不足分）」、「固定資産等の減少（固定資産等形成分）」及び「その他の純資産の減少」に細分類されます。
17. 財源及びその他の純資産増加原因とは、当該会計期間中における資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加をもたらすものであって、収益に該当しない純資産（またはその内部構成）の増加原因をい

います。財源及びその他の純資産増加原因は、その発生形態の別によって、「財源」、「固定資産等の増加（固定資産等形成分）」、「固定資産の減少（余剰分（不足分）」及び「その他の純資産の増加」に細分類されます。このうち財源とは、収益の定義に該当しない税収等及び国県等補助金をいいます。

Ⅲ 財務書類

18. 地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とします（【図2 財務書類の体系（4表）】）。なお、行政コスト計算書及び純資産変動計算書については、別々の計算書としても、その二つを結合した計算書としても差し支えありません（【図3 財務書類の体系（3表）】）。

図2 財務書類の体系（4表）

	4 表	様式 番号	附属明細 書の数	様式 番号	精算表 の数	様式 番号	注記
一般会計等	貸借対照表	第1号	14表	第5号1	1表	※1	○
	行政コスト計算書	第2号	1表	第5号2	1表	※1	
	純資産変動計算書	第3号	2表	第5号3	1表	※1	
	資金収支計算書	第4号	1表	第5号4	1表	※1	
全体	貸借対照表	※1	13表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
	純資産変動計算書	※1	2表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
連結	貸借対照表	※1	13表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
	純資産変動計算書	※1	2表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	

※1 「連結財務書類作成の手引き」において示します。

図3 財務書類の体系（3表）

	3 表	様式 番号	附属明細 書の数	様式 番号	精算表 の数	様式 番号	注記
一般 会計等	貸借対照表	第1号	14表	第5号1	1表	※1	○
	行政コスト計算書及 び純資産変動計算書	第2号 及び 第3号	3表	※2	1表	※1	
	資金収支計算書	第4号	1表	第5号4	1表	※1	
全 体	貸借対照表	※1	13表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書及 び純資産変動計算書	※1	3表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	
連 結	貸借対照表	※1	13表	※1	1表	※1	○
	行政コスト計算書及 び純資産変動計算書	※1	3表	※1	1表	※1	
	資金収支計算書	※1	1表	※1	1表	※1	

※1 「連結財務書類作成の手引き」において示します。

※2 第5号2及び第5号3の各附属明細書を作成すること。

19. これらの財務書類の注記については、第3章Vにおいて記載しています。
20. 一般会計等については、その対象範囲（対象とする会計名）を注記します。
21. 統一的な基準の導入初年度においては、一般会計等、全体及び連結それぞれの開始貸借対照表を原則として作成します。この場合、附属明細書及び精算表も作成します。
22. 財務書類の様式については、様式第1号から第4号までのとおりとします。
23. 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（自治法第235条の5等）を注記します。
24. 財務書類の表示金額単位は、百万円を原則とします。ただし、地方公共団体の財政規模に応じて千円単位とすることもできます。また、同単位未満は四捨五入するものとし、かかる四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合、これを注記します。なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「－」を表示します。

IV 勘定科目

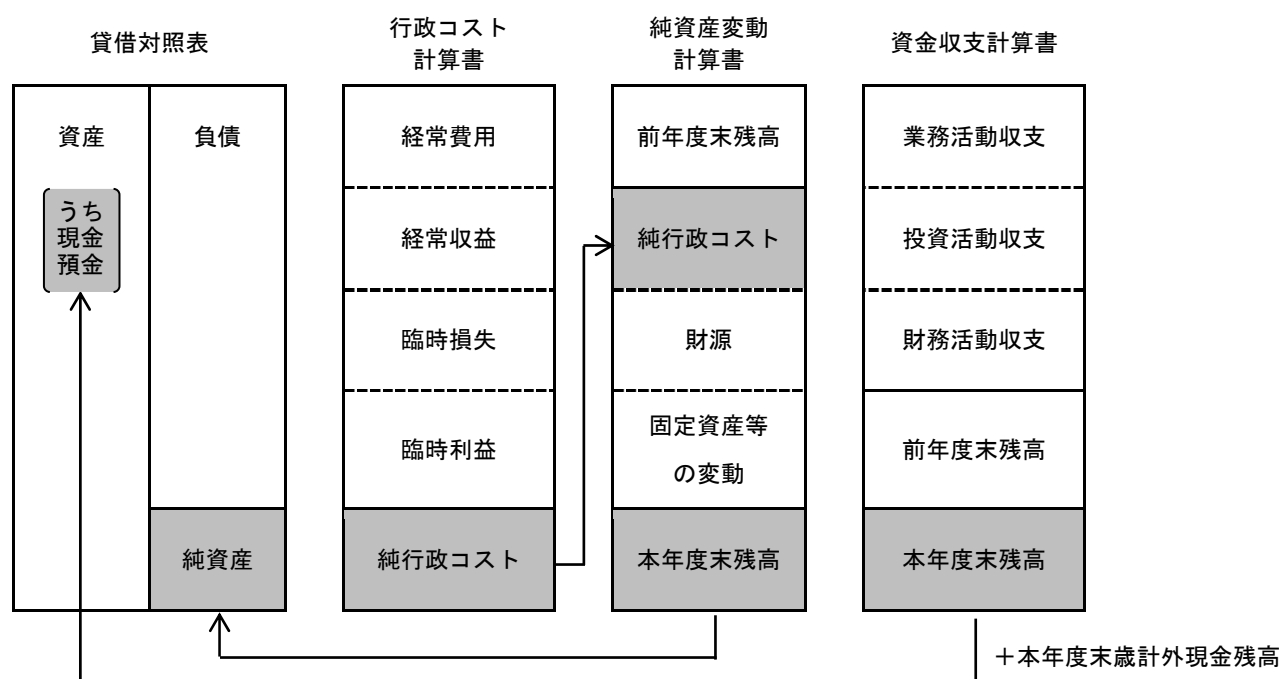
25. 財務書類4表または3表を作成するための勘定科目は、《別表1 勘定科目表》に示します。

26. 各勘定科目の定義や意味内容等については、第3章を参照してください。
27. 勘定科目表で示された勘定科目は、統一的な基準における標準的な表示・勘定科目であり、各地方公共団体は、統一的な基準による財務書類を作成する上で、原則としてこれらの勘定科目を用いることとします。財務上の管理に必要な勘定科目を追加する場合は、枝番号の付与等により、いずれの勘定科目に対応するかを明確にしなければなりません。

V 財務書類の相互関係

28. 統一的な基準による財務書類4表の相互関係は【図4 財務書類4表構成の相互関係】のとおりです。

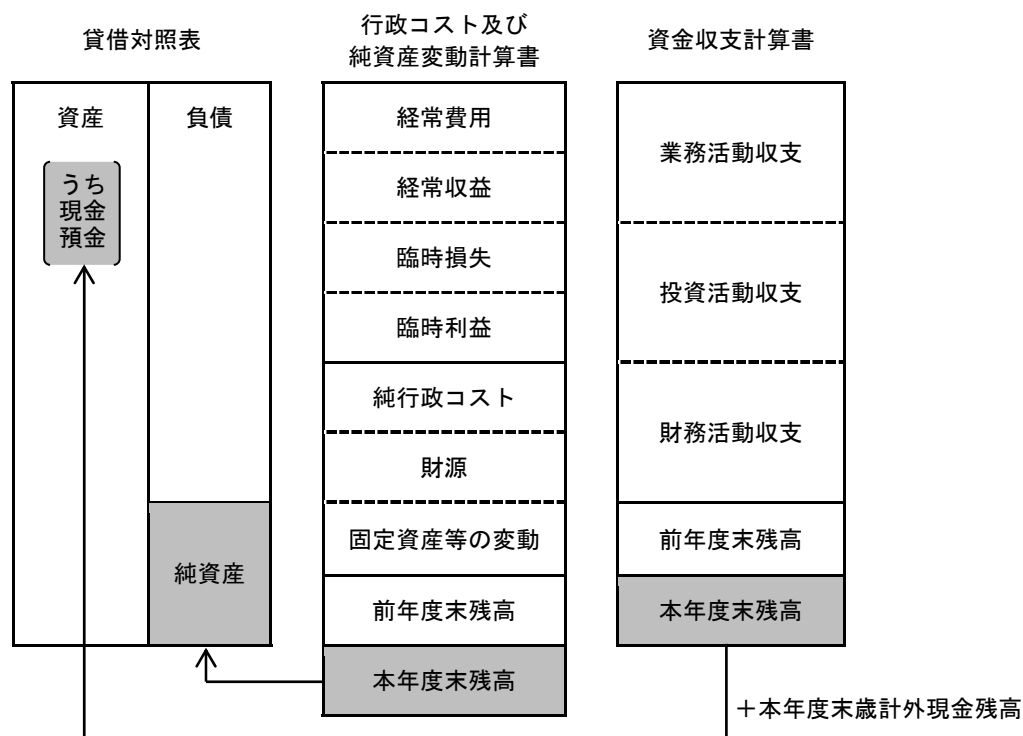
図4 財務書類4表構成の相互関係



- ①貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ②貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算され、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ③行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

29. 統一的な基準による財務書類3表の相互関係は【図5 財務書類3表構成の相互関係】のとおりです。

図5 財務書類3表構成の相互関係



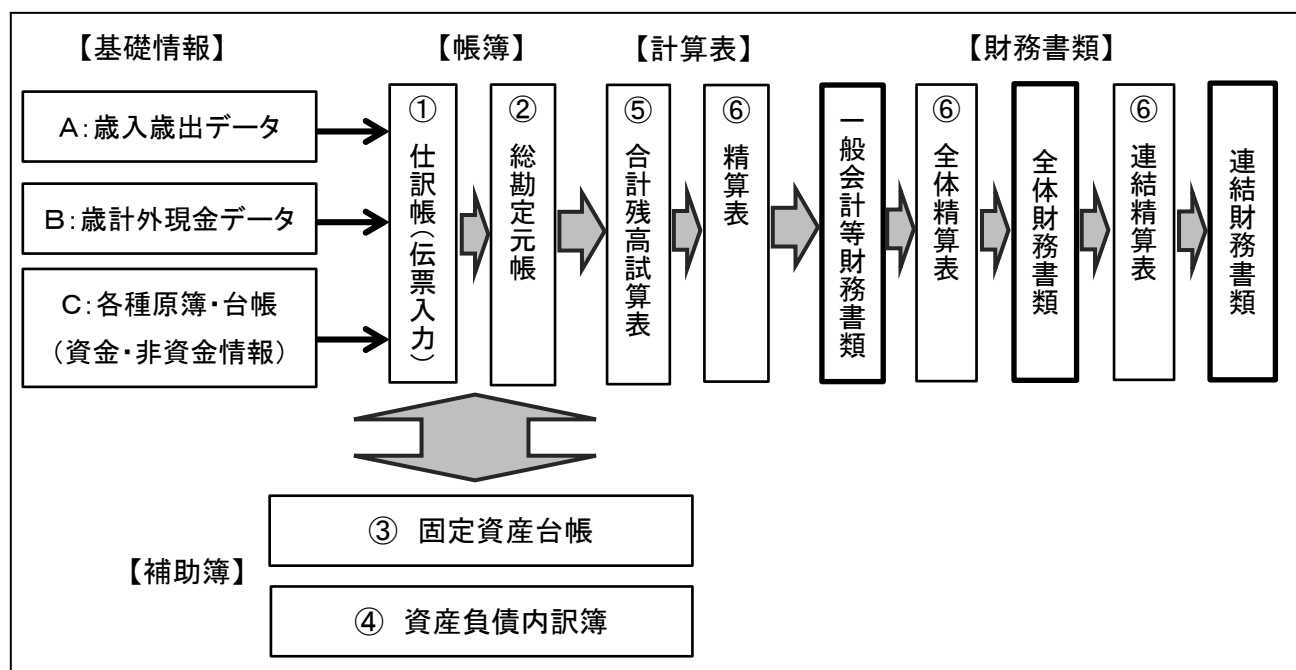
- ①貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ②貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算され、これは行政コスト及び純資産変動計算書の期末残高と対応します。

第2章 一般会計等財務書類の作成手順

I 帳簿等

30. 統一的な基準では、「財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成」することとしています（研究会報告書57段落）。本作成要領では、この会計帳簿として、次の帳簿を作成します。
- ①仕訳帳（仕訳伝票） ⇒ 1 仕訳帳
 - ②総勘定元帳 ⇒ 2 総勘定元帳
31. 以上の他、仕訳帳ないし総勘定元帳の内訳等を記録した補助簿として、次の台帳、内訳簿等を整備することを原則とします。
- ③固定資産台帳（建設仮勘定台帳を含みます。） ⇒ 3 固定資産台帳
 - ④資産負債内訳簿 ⇒ 4 資産負債内訳簿
32. 加えて、各種の計算表・精算表を活用して財務書類を作成します。
- ⑤合計残高試算表 ⇒ 5 合計残高試算表
 - ⑥精算表 ⇒ 6 精算表
33. 地方公共団体の財務情報の基礎となる原情報としては、A：歳入歳出データ（一部未収金・徴収不能情報等を含みますが、ほとんどは現金取引）、B：歳計外現金データ（預り金等）、及びC：各種原簿・台帳を利用します。これら原情報から、上記帳簿等の作成を経て財務書類作成に至る基本手順を【図6 財務書類の作成手順】に示します。
34. 上記の各帳簿等の書式例（精算表を除きます。）を別表2から別表5までとして掲載します。これらを電子的に作成する場合、随時、印刷出力及び検証を可能とする他、破損・改変がないよう留意します。

図6 財務書類の作成手順



1 仕訳帳 書式例：《別表2》

35. 仕訳帳は、財務書類を作成する上での最小基本単位です。仕訳帳は、日々の取引を発生順に記録した仕訳伝票の綴りまたはこれを転記した帳簿であり、一件ごとに借方・貸方に仕訳されます。なお、本作成要領においては、期末に一括して仕訳を生成する処理方法を採用することも認めています。

36. 財務書類上の計数は、繰越額や計算項目等を除き、全て仕訳帳から積み上げて集計します。仕訳帳は、次の三種類の原情報から作成されます。

A：歳入歳出データ

B：歳計外現金データ

C：各種原簿・台帳

37. 歳入歳出データを原情報とする仕訳は、《別表6 資金仕訳変換表》に従い、いわば自動仕訳によって作成することができます。ただし、資産取得等に関する歳入歳出データについては、現在の歳入歳出科目（以下「予算科目」といいます。）の体系の下では一部個別に仕訳を付与する必要があります。仕訳帳は、歳入歳出データを単位として作成することを原則としますが、歳入歳出データとの整合性が検証できる場合には、予算科目単位で集計した歳入歳出データに仕訳を付与し、仕訳帳の1単位とすることも妨げません。

38. 歳入歳出外の取引・事象については、その発生の都度または期末に一括して仕訳を行います（以下、この仕訳を「非資金仕訳」といいます。）。期末に一括して仕訳を行う

場合には、期中の資産負債の増減を網羅的に整理した《別表 4 資産負債内訳簿》を基礎として、《別表 7 非資金仕訳例》に従って仕訳を行います。

2 総勘定元帳 書式例：《別表 3》

39. 仕訳帳は借方・貸方の勘定科目・金額を記載するのに対し、総勘定元帳は、仕訳の借方・貸方を勘定口座ごとに並べ替えて集約したものであり、仕訳帳から転記して作成されます。

3 固定資産台帳

40. 現行の公有財産台帳等は、主として財産の運用管理を目的とし、現行制度上、複式簿記・発生主義会計を前提としていないため、現在価額が明確でないうえ、全ての資産を網羅することになっていません。固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政を把握するためには、正確な固定資産台帳整備が不可欠です。特に、統一的な基準の導入にあたっては、固定資産台帳の整備が大前提となります。
41. 固定資産台帳は、全ての固定資産を 1 単位（口座）ごとに記帳した台帳であり、開始時において、原則として全ての保有固定資産について評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、振替、減価償却等を含む増減につき記録します。
42. 年度をまたがって行われる建設工事等にかかる支出については、固定資産台帳の一環として、建設仮勘定台帳によって記録整理します。建設仮勘定台帳は、工事等の単位ごとに、各年度の支出額を記録整理するとともに、一部供用開始または全部完成の時点で、本勘定への振替を記帳整理します。
43. 固定資産台帳の整備と運用等については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において説明します。

4 資産負債内訳簿 書式例：《別表 4》

44. 地方公共団体の資産・負債の増減については、各種の原簿等において管理がなされているところですが、特に歳入歳出を伴わない資産・負債の価値変動の把握が十分ではありません。
45. 資産負債内訳簿は、歳入歳出を伴わない資産・負債も含む全ての資産・負債について、勘定科目別に、期首残高、期中増減額、期末残高を記載したものです。
46. 予算執行と連動する資産・負債の増減分については、前述のとおり歳入歳出データを基に仕訳帳が作成されるものの、歳入歳出を伴わない資産・負債の増減分については、別途、仕訳に展開する必要があります。そこで、本作成要領では、全ての資産・負債につき、勘定科目別に、期首残高、期中増減額、期末残高を記載した資産負債内訳簿によって網羅的に把握することを原則としています。資産負債内訳簿では、単に資

産・負債の増減額を記載するに止まらず、歳入歳出として把握可能な現金取引と、それ以外の発生主義的な非資金取引・事象とに区別した上で、特に後者については仕訳と対応する増減原因別に整理して、《別表 2 仕訳帳》ないし《別表 3 総勘定元帳》との整合性を検証可能なものとします。

47. 資産負債内訳簿は、特に期末に一括して非資金仕訳を行う場合に、仕訳作成前に記録整理を終えていることが必要不可欠となります。
48. なお、資産負債内訳簿の記録整理の過程においては、特に附属明細書で記載が求められている情報、例えば、投資の内容、出資先の純資産額、有価証券の取得原価・評価額、地方債の種類、地方債・借入金等の償還額等の詳細情報を併せて記録・添付しておくことに留意すべきです。

5 合計残高試算表 書式例：《別表 5》

49. 合計残高試算表は、仕訳帳から総勘定元帳への転記が正確に行われているかどうかを検証するために、総勘定元帳を集計等したものです。

6 精算表

50. 精算表は、一般会計等の計数を総計（単純合算）した上で、各会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出するためのものです。詳しくは、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。

II 作成手順の概要

51. 財務書類を作成するための基本的な作成手順は、次のとおりです。その概略については、【図 7 財務書類作成の全体手順と作成資料】を参照してください。

- ①開始貸借対照表の作成：統一的な基準の導入初年度には、開始貸借対照表を原則として作成します。開始貸借対照表は、地方公共団体が保有する全ての資産及び負債につき、既存の財産台帳等を基に、棚卸的に残高を把握するとともに、取得価額及び再調達価額等の評価額を算出して作成します。開始貸借対照表は、一般会計等、全体及び連結それぞれについて作成します。
- ②一般会計等財務書類の作成：一般会計等について、当該年度の財務書類を作成します。その際、現金取引については、歳入・歳出データ及び歳計外現金データを基に仕訳データを作成します。非資金取引による資産・負債の増減等の勘定振替については、資産負債内訳簿及び固定資産台帳を活用して、発生主義に基づき仕訳データを作成します。以上の仕訳データを総勘定元帳及び合計残高試算表に展開して、一般会計等の計数を総計（単純合算）した上で、それぞれの会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出することで、一般会計

等財務書類を作成します。附属明細書については、各種原簿及び前述の補助簿を基に作成します。

- ③全体・連結財務書類の作成：一般会計等と地方公営事業会計との合算・相殺及び連結対象団体（会計）との合算・相殺を実施して、全体財務書類及び連結財務書類を作成します。附属明細書については、各種原簿及び前述の補助簿を基に作成します。

52. 上記手順においては、一旦、一般会計等財務書類4表または3表を作成した上で、地方公営事業会計と合算・相殺して全体財務書類を作成することとしています。地方公営事業会計のうち、単式簿記を採用する非公営企業（国保等）や地方公営企業法非適用公営企業については、一般会計等と同様の会計処理方法を用います。他方、地方公営事業会計のうち、複式簿記を採用するものについては、実質的に連結と同様の手続により、読替え等を行い作成された精算表を用いて全体財務書類を作成します。詳細については、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。
53. 開始時における固定資産関係の作業と財務書類作成の作業とは、全庁的な体制のもと連携しながら行われることが適当です。この場合、【図7 財務書類作成の全体手順と作成資料】の作業項目及び手順を参考に、あらかじめ適切な準備・作業計画・分担計画を作成して臨むことが効率的と考えられます。2年度目以降は、単年度の増減に限られ、固定資産台帳等の記帳量も少なくなる上、既に複式処理の経験を積んでいることから、作業の量、負担及び期間は、大幅に圧縮できると見込まれます。

図 7 財務書類作成の全体手順と作成資料

作業項目	作成する帳簿等	(固定資産関係)
1 開始貸借対照表の作成	資産負債内訳簿（開始時） 開始貸借対照表 全体・連結開始貸借対照表	固定資産台帳（開始時） 建設仮勘定台帳（〃）
2 一般会計等財務書類の作成		
1. 歳入歳出データによる資金仕訳	資金仕訳変換表 仕訳帳（資金仕訳）	固定資産台帳（期中） 建設仮勘定台帳（〃）
2. 非資金仕訳	資産負債内訳簿（期中） 仕訳帳（非資金仕訳）	
3. 一般会計等財務書類 4 表または 3 表の作成	総勘定元帳 合計残高試算表 内部取引調査票 相殺消去集計表（一般会計等内部） 精算表	
3 全体・連結財務書類の作成		
①連結対象団体（会計）の決定 ②法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成 ③法定決算書類の読替え ④法定決算書類の連結修正等 ⑤純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	内部取引調査票 相殺消去集計表 精算表	

Ⅲ 開始貸借対照表

1 一般会計等開始貸借対照表の作成

54. 開始貸借対照表の作成とは、統一的な基準導入初年度の期首における貸借対照表上の資産、負債及び純資産残高を、勘定科目別に算定することです。一般会計等におけるこれらの期首残高は、既存の各種台帳等の原簿を活用して棚卸的に調査の上、期首における価額を評価して作成します。なお、既に財務書類を作成している場合は、当該基準変更による影響額等を注記することが望まれます。

- 55. 固定資産については、固定資産台帳（建設仮勘定を含みます。）を整備した上で、その計数を用います。固定資産台帳の整備については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を参照してください。
- 56. 純資産の残高は、資産と負債との差額として算定されますが、貸借対照表上の純資産勘定には、固定資産等形成分、余剰分（不足分）が存在します。
- 57. 開始貸借対照表において、固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載してください。
- 58. 開始貸借対照表においても、一般会計等内部に、債権・債務関係等が存在するときは合算後、相殺消去を行わなければなりません。

2 全体・連結開始貸借対照表の作成

- 59. 開始時における全体及び連結開始貸借対照表は、上記の一般会計等開始貸借対照表に準じて作成します。
- 60. 開始貸借対照表においても、それぞれの会計相互について債権・債務関係や投資・出資受入の関係等が存在するときは合算後、相殺消去を行わなければなりません。

IV 歳入歳出にかかる資金仕訳

1 期末一括仕訳について

- 61. 一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成する方法としては、原則として、取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う日々仕訳と、日々の取引の蓄積を、期末に一括して仕訳を行う期末一括仕訳（基本的に、伝票単位ごとに仕訳を行います。）とが考えられます。両者ともに原理は同一ですが、日常的に仕訳を作成するためには、そのような機能を有する財務会計システムが整備されていなければなりません。日々仕訳については、各地方公共団体が導入している財務会計システムによるところが大きいので、本作成要領では、以下、現行の財務会計システムから歳入歳出データを取得し、これを一括して複式仕訳に変換する期末一括仕訳を例として記述します。
- 62. 財務会計システムから歳入歳出データを一括して取得する場合、正確性を保証するため、次の事項に留意する必要があります。
 - (1) 受領するデータは、予算科目別の個別伝票データとし、これら伝票データの集計額は予算科目ごとに、確定・承認された歳入歳出決算額と合致していなければなりません。
 - (2) データは、当期中に現金出納されたものだけに限り、期中の過程における支出決定または調定データは含めません。ただし、①期末において未収計上したもの、②不納欠損決定したもの、③未払計上したものは含めます。

- (3) データは、【図8 歳入歳出データの区分】に示す区分に従い、厳密に区分されていなければなりません。このことについて、《別表4-1 現金預金明細表》及び《別表4-2 未収・未払・不納欠損残高整理表》によって確認します。

図8 歳入歳出データの区分

歳入データ		歳出データ	
現金収納分	現年度調定分	現金支払分	現年度支出決定分
	過年度調定分		過年度支出決定分
未収納分	現年度調定分	未払分	現年度支出決定分
	過年度調定分		過年度支出決定分
不納欠損決定分	現年度調定分		
	過年度調定分		

- (4) 現金出納分については、期中の歳入合計と歳出合計の差額が、出納整理期間満了日における現金残高（歳入歳出外現金を除きます。）と合致していなければなりません。

2 資金仕訳変換表

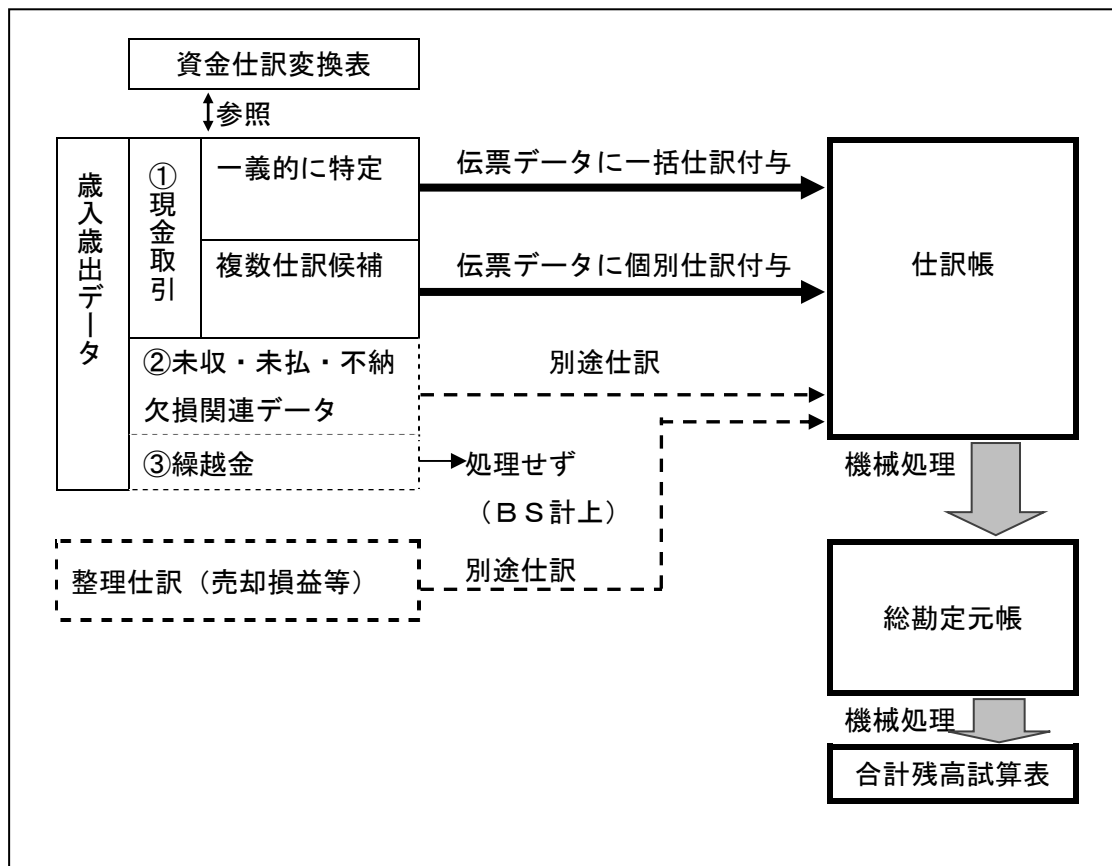
63. 財務会計システムから受領した歳入・歳出データ（単式データ）に対し、予算科目単位に、借方・貸方の勘定科目を効率的に付与するため、資金仕訳変換表を作成します。
64. 標準的な資金仕訳変換表の例については、《別表6 資金仕訳変換表》を参照してください。これは、国・地方公共団体における複式簿記・発生主義会計にかかる現時点までの検討・経験を踏まえて整備されたものであり、今後の実施過程によって追加・変更されることがあり得ます。なお、資金仕訳変換表の対象範囲は、未収・未払・不納欠損に係るデータを除外した現金取引に限定しています（相手勘定は資金収支計算書科目に限られます。）。それ以外の非資金取引等に関する非資金仕訳については、「V 非資金仕訳」を参照してください。
65. 予算科目体系は、基本的に全地方公共団体に共通とはいえ、若干の相異があるため、各地方公共団体は、それぞれの予算科目体系に応じて、資金仕訳変換表を参考として、各地方公共団体固有の資金仕訳変換表を作成する必要があります。また、予算科目や勘定科目が変更されたときは、本資金仕訳変換表を改訂する必要があります。
66. 各地方公共団体の予算科目は相当数にのぼりますが、そのほとんどについては予算科目の階層（歳出にあつては節）に着目することによって仕訳を一義的に特定することができます。

67. 他方、予算科目のみでは仕訳を特定できず、複数の仕訳候補が存在する場合があります。そうした予算科目数は決して多くはないものの、特に、現行の地方公共団体の予算科目体系では資産・負債の勘定科目を直接特定できない等の問題が生じます。例えば、
- ・「公有財産購入費」のように、予算科目だけでは勘定科目（土地か、建物か等）が特定できず、明細データを参照して勘定科目を特定することを要します。
 - ・「資産の売却」においては、売却資産の勘定科目を特定した上、売却損益の仕訳を要します。また、貸付金元利償還では、貸付金が長期か短期かを特定した上、元金と利息を分割して仕訳を行う必要があります。
 - ・「工事請負費」においては、資産形成と維持補修が混在しており、その内訳を見て分割して仕訳する必要があります。
 - ・一つの歳出科目内に、複数の費用科目が混在するケースもあり得ます。
68. また、複数の勘定科目を伴う仕訳のうち、取引時には勘定科目または金額が特定できず、後にこれらが特定した段階で修正仕訳を行うケース（退職手当・賞与等の支払の引当金による充当、資産売却損益、貸付金償還の元利混在の振替等）もあり得ます。
69. 資金仕訳変換表においては、上記のように一義的に仕訳を特定できない予算科目については、あらかじめ複数の仕訳例を用意し、また、前段落の修正仕訳が想定される場合にはそのことを示して、仕訳作業を効率化することとしています。

3 歳入歳出データによる仕訳帳の作成

70. 【図9 歳入歳出データの複式帳簿への変換】において、歳入歳出データから、資金仕訳変換表を参照しつつ仕訳帳を作成し、これを基に、総勘定元帳及び合計残高試算表を作成する作業手順を示します。
71. 主要な作業手順は、次のとおりです。
- (1) 歳入歳出データを、①現金取引データと、②未収・未払・不納欠損に係るデータとに分けます。③繰越金は仕訳の対象となりません。
 - (2) ①のデータのうち、一義的に仕訳が特定できる予算科目に属するデータに対しては、資金仕訳変換表に従い伝票データごとに仕訳帳を自動的に生成します。
 - (3) ①のデータのうち、資産・負債に関連する予算科目に属するデータについては、明細データを確認し、資金仕訳変換表から仕訳候補を選択して伝票データごとに仕訳帳を生成します。
 - (4) ②の未収・未払・不納欠損に係るデータについては、後述の非資金仕訳として処理することとし、この段階では処理をしません。
 - (5) 作成した仕訳帳データを、総勘定元帳及び合計残高試算表に展開します。

図9 歳入歳出データの複式帳簿への変換



4 関連作業

72. 仕訳帳作成作業の過程において、建設仮勘定及び連結対象に係る仕訳データについては、効率的に抽出・集約できるよう留意します。
73. 固定資産、金融資産を売却する場合には、売却損益を算定するため、簿価を明らかにしておく必要があります。また、貸付金の元利混在償還においては、元金と利息の区別を調査する等、整理仕訳の準備をしておく必要があります。
74. 現金取引を伴う資産・負債の増減は、全て前述の仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表に反映されているはずです。そこで、作成した仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表と、資産負債内訳簿のうちの現金取引分との照合を行い、相互の整合性を確認します。また、固定資産台帳及び建設仮勘定台帳との照合を行います。

V 非資金仕訳

75. 前述までの資金仕訳は現金取引のみを対象とするものですので、引き続き、「非資金仕訳」を行う必要があります。非資金仕訳を要する取引・会計事象は、次のとおりです。

- (1) 歳入歳出データに含まれるが、①整理仕訳（固定資産売却損益・引当金の振替処理等）を要するもの、②未収・未払・不納欠損に係るもの
- (2) 減価償却費や引当金といった現金の流出入を伴わない非資金取引等

1 整理仕訳等

76. 《別表7 非資金仕訳例》のうち、別表7-1から7-4までを参照してください。歳計外現金については、歳計外現金管理簿から、資産負債内訳簿に転記した額をもって非資金仕訳を行います。

2 非資金取引等

77. 《別表7 非資金仕訳例》のうち、別表7-5を参照してください。歳入歳出データに現れない資産・負債の増減についても、網羅的に洗い出す必要があります。現金の流出入を伴わない固定資産の増減としては、除却、無償所管換受払、寄贈・受贈、過去の登録漏れの判明、償却資産の減価償却等があります。また、建設仮勘定から完成に伴う本勘定への振替もこれに含まれます。現金の流出入を伴わない金融資産の増減としては、有価証券や投資等の評価額の変動や、その他の債権・債務の増減（確定した損害賠償等を含みます。）があります。
78. 固定資産については、固定資産台帳（建設仮勘定を含みます。）において増減の発生を確認の上、資産負債内訳簿に資産種類別、増減原因別に集約整理します。その他の資産・負債の増減についても、原簿その他の情報から、資産負債内訳簿に資産・負債の種類別、増減原因別に集約整理します。それらの計数をもって非資金仕訳を行います。

VI 一般会計等財務書類の作成

79. 具体的な一般会計等財務書類 4 表または 3 表の作成手法は、第 3 章で解説します。なお、全体・連結財務書類については、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。

1 一般会計等内部の相殺消去

80. 一般会計等については、前述までの作業により、一般会計と特別会計を合算した全ての仕訳が行われ、総勘定元帳及び合計残高試算表に機械的に展開されています。そこで、一般会計等内部の一般会計と特別会計間及び特別会計相互間の取引高及び債権債務額を抽出し、相殺消去を行います。なお、相殺消去すべき取引としては、一般会計と特別会計の間の他会計への繰入・繰出（移転支出・移転収入）等の例があります。
81. このとおり、連結においては内部取引を相殺消去することが原則ですが、相殺消去しなくともよいとされるケースがあります。例えば、水道料金、下水道使用料、施設使用料等条例で金額が定められているもの等、価格操作の余地がないものが挙げられます。
82. 具体的な作業については、「連結財務書類作成の手引き」において説明します。
83. これに基づき、総勘定元帳及び合計残高試算表を改めて作成し、相殺消去後の合計残高試算表を編集して、一般会計等財務書類 4 表または 3 表を作成します。

2 附属明細書及び注記

84. 資産負債内訳簿、固定資産台帳及び仕訳帳作成の過程で整理した資産負債等の明細を基礎として、この段階における附属明細書及び注記を作成します。

第3章 一般会計等財務書類の作成要領

I 貸借対照表

1 総則

85. 貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。
86. 貸借対照表は、様式第1号のとおりとします。
87. 貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示します。
88. 資産、負債及び純資産は、総額によって表示することを原則とし、資産の項目と負債または純資産の項目とを相殺することによって、その全部または一部を除去してはなりません。
89. 資産の額は、負債と純資産の額の合計額に一致しなければなりません。
90. 資産及び負債の科目の配列については固定性配列法によるものとし、資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準とします。
91. 貸借対照表の主な固定資産については、補助簿である固定資産台帳の残高と一致します。また、その他の資産については資産負債内訳簿の残高と一致します。
92. 貸借対照表に係る附属明細書については、様式第5号1のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考としつつ、作成します。また、様式に記された資産及び負債以外の資産及び負債（無形固定資産等）のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成します。

2 資産

（1）総則

93. 資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示します。また、資産の貸借対照表価額の測定については、それぞれの資産の性質及び所有目的に応じた評価基準及び評価方法を用います。
94. 資産は、「固定資産」及び「流動資産」に分類して表示します。なお、繰延資産については、原則として計上しません。

（2）固定資産

95. 固定資産は、「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「投資その他の資産」に分類して表示します。

① 有形固定資産

96. 有形固定資産は、「事業用資産」、「インフラ資産」、「所有外管理資産」及び「物品」に分類して表示します。また、当該年度の増減と行政目的別の内訳に係る附属明細書を作成します。

97. 有形固定資産の資産評価については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において説明します。
98. 事業用資産は、後述するインフラ資産、所有外管理資産及び物品以外の有形固定資産をいいます。
99. 事業用資産としての有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「土地」、「立木竹」、「建物」、「工作物」、「船舶」、「浮標等」、「航空機」、「その他」及び「建設仮勘定」の表示科目を用います。また、減価償却の方法について注記します。ただし、売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上します。
100. インフラ資産は、後述する所有外管理資産を除き、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部または全てを有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当します。
101. インフラ資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「土地」、「建物」、「工作物」、「その他」及び「建設仮勘定」の表示科目を用います。また、減価償却の方法について注記します。
102. 所有外管理資産は、一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産をいいます。
都道府県、指定都市において管理する指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川は必ず資産に計上することとし、それ以外の所有外管理資産（例：治山施設、海岸等）については、計上しないことを許容します。
103. 物品は、自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価額が一定金額基準以上の場合に資産として計上します。この金額基準については、原則として各地方公共団体の判断に基づき、各地方公共団体における重要な物品等の基準に係る規定等に準じたものを設定の上、注記するものとします。一例として、取得価額または見積価額が50万円（美術品は300万円）以上といった金額基準が考えられます。なお、開始時の算定に際しても同様とします。
104. なお、事業用資産とインフラ資産の区別については、《別表8 事業用資産とインフラ資産の区分表》に従うこととします。ただし、事業用資産とインフラ資産の区分表においては、原則として上記のような基本的考え方を踏まえつつも、地方公共団体における現実の財産管理上の権限と責任の配分等を勘案し、事業用資産とインフラ資産の区別に一定の修正を加えたものとしているので、留意してください。

② 無形固定資産

105. 無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「ソフトウェア」及び「その他」の表示科目を用います。また、減価償却の方法について注記します。

106. ソフトウェアについては、「資産評価及び固定資産台帳の手引き」において説明します。

107. その他は、ソフトウェア以外の無形固定資産をいいます。なお、無形固定資産における仮勘定（その取得が一会計年度を超えるもの）は、ソフトウェアの勘定であれば「ソフトウェア」、それ以外であれば無形固定資産の「その他」に含めて計上します。

③ 投資その他の資産

108. 投資その他の資産は、「投資及び出資金」、「投資損失引当金」、「長期延滞債権」、「長期貸付金」、「基金」、「その他」及び「徴収不能引当金」に分類して表示します。

109. 投資及び出資金は、その種類ごとに表示科目を設けて計上します。具体的には、「有価証券」、「出資金」及び「その他」の表示科目を用います。

110. 有価証券は、地方公共団体が保有している債券等をいいます。また、有価証券の評価基準及び評価方法を注記します。

111. 有価証券は、満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券に区分します。なお、償却原価法を適用することにより生じる満期保有目的有価証券の増加額は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）注釈 5 に準じて、【貸借対照表】有価証券／【行政コスト計算書】経常収益（その他）として仕訳処理します。

112. 出資金は、公有財産として管理されている出資等をいいます。なお、出捐金は、自治法第 238 条第 1 項第 7 号の「出資による権利」に該当するため、出資金に含めて計上します。

113. その他は、上記以外の投資及び出資金を計上します。

114. 長期延滞債権は、滞納繰越調定収入未済の収益及び財源をいいます。なお、長期延滞債権の内訳に係る附属明細書を作成します。

115. 長期貸付金は、自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」といいます。）のうち、流動資産に区分されるもの以外のものをいいます。

116. 基金は、基金のうち流動資産に区分されるもの以外のものをいい、「減債基金」及び「その他」の表示科目を用います。なお、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示します。ただし、その内容を注記します。

117. その他は、上記及び徴収不能引当金以外の投資その他の資産をいいます。

（３）流動資産

118. 流動資産は、「現金預金」、「未収金」、「短期貸付金」、「基金」、「棚卸資産」、「その他」及び「徴収不能引当金」に分類して表示します。

119. 現金預金は、現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物から構成されます。このうち現金同等物は、各地方公共団体が資金管理方針等で歳計現金等の保管方法として定めた預金等をいいます。なお、歳計外現金及びそれに対応する負債は、その残高を貸借対照表に計上します。

120. 未収金は、現年調定現年収入未済の収益及び財源をいいます。なお、未収金の内訳に係る附属明細書を作成します。
121. 短期貸付金は、貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するものをいいます。
122. 基金は、財政調整基金及び減債基金のうち流動資産に区分されるものをいい、「財政調整基金」及び「減債基金」の表示科目を用います。
123. 棚卸資産は、商品・製品・半製品・原材料・仕掛品等をいい、販売用として所有する土地等を含みます。
124. その他は、上記及び徴収不能引当金以外の流動資産をいいます。

3 負債

(1) 総則

125. 負債は、負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示します。また、負債の貸借対照表価額の測定については、それぞれの負債の性質に応じた評価基準及び評価方法を用います。
126. 負債は、「固定負債」及び「流動負債」に分類して表示します。

(2) 固定負債

127. 固定負債は、「地方債」、「長期未払金」、「退職手当引当金」、「損失補償等引当金」及び「その他」に分類して表示します。
128. 地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいい、「地方債（臨時財政対策債除く）」、「臨時財政対策債」に区分して表示します。なお、詳細な地方債の内訳に係る附属明細書を作成します。
129. 長期未払金は、自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のものをいいます。
130. 退職手当組合に加入している地方公共団体が計上すべき退職手当引当金の額は、当該地方公共団体の退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該地方公共団体へ按分される額を加算した額を控除した額とします。なお、組合への負担金は、退職手当引当金・退職手当引当金繰入額ではなく、移転費用・補助金等として計上します。
131. 退職手当引当金については、原則として、期末自己都合要支給額により算定することとします。具体的には、一般職に属する職員については以下のAとBの合計額とし、特別職に属する職員についてはCで求めた額として、それらを合算したものを退職手当引当金として計上します。

A) 基本額

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

Ｂ)調整額

次のいずれかとします。

ａ)イ及びロに掲げる額を合計した額

イ 勤続年数が２５年以上の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に５０を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に１０をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ロ 勤続年数が１０年以上２５年未満の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に５０を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に１０をそれぞれ乗じて得た額との合算額に２分の１を乗じて得た額

ｂ)Ａで求めた額に次の算式により算定した数値を乗じて得た額

前年度に自己都合退職した者に支給した調整額の合計額を、前年度に自己都合退職した者について、現条例の基本額の算定方法に基づいて算定される額の合計額で除して得た額

Ｃ)特別職に属する職員の退職手当引当金

当該職員全員が当該年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

132. 損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失（損失補償等引当金繰入額）に計上します。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。計上する損失補償債務等の額の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成２０年総務省令第８号）第１４条第２号の規定に基づく損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成２０年総務省告示第２４２号）によるものとし、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に関する将来負担額についても、損失補償等引当金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記します。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額もあわせて注記します。
133. 損失補償契約に基づき履行すべき額が確定したもの（確定債務）については、貸借対照表に負債（未払金等）として計上するとともに、同額を臨時損失（その他）に計上します。なお、前年度末に負債（未払金等）として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。
134. その他は、上記以外の固定負債をいいます。

(3) 流動負債

135. 流動負債は、「1年内償還予定地方債」、「未払金」、「未払費用」、「前受金」、「前受収益」、「賞与等引当金」、「預り金」及び「その他」に分類して表示します。
136. 1年内償還予定地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものをいい、「地方債（臨時財政対策債除く）」、「臨時財政対策債」に区分して表示します。
137. 未払金は、基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるものをいいます。
138. 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものをいいます。
139. 前受金は、基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものをいいます。
140. 前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたものをいいます。
141. 賞与等引当金は、基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費を計上します。また、賞与等引当金の計上基準及び算定方法について注記します。
142. 賞与等引当金の貸借対照表計上額は、在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額Aとそれらに係る法定福利費相当額Bを加算した額のうち、
前年度支給対象期間X（対象期間開始日から3月31日まで）／全支給対象期間Y（6ヶ月）の割合を乗じた額を計上します。
$$\text{賞与等引当金計上額} = (A + B) * X / Y$$
143. 預り金は、基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債をいいます。
144. その他は、上記以外の流動負債をいいます。

4 純資産

(1) 総則

145. 純資産は、純資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示します。
146. 純資産は、純資産の源泉（ないし運用先）との対応によって、その内部構成を「固定資産等形成分」及び「余剰分（不足分）」に区分して表示します。

(2) 固定資産等形成分

147. 固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されます。換言すれば、地方公共団体が調達した資

源を充当して資産形成を行った場合、その資産の残高（減価償却累計額の控除後）を意味します。貸借対照表の固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載してください。

（３）余剰分（不足分）

148. 余剰分（不足分）は、地方公共団体の費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されます。貸借対照表における余剰分（不足分）には、流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から負債を控除した額を計上します。
- 貸借対照表における余剰分（不足分）はマイナスになることが多く、この場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。

Ⅱ 行政コスト計算書

１ 総則

149. 行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。
150. 行政コスト計算書は、様式第２号のとおりとします。
151. 費用及び収益は、総額によって表示することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部または一部を除去してはなりません。
152. 行政コスト計算書は、「経常費用」、「経常収益」、「臨時損失」及び「臨時利益」に区分して表示します。
153. 行政コスト計算書の収支尻として計算される純行政コストは、純資産変動計算書に振替えられ、これと連動します。
154. 行政コスト計算書は、勘定科目ごとに作成された合計残高試算表から、それぞれの数値を転記して作成します。
155. 行政コスト計算書に係る附属明細書については、様式第５号２のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考としつつ、作成します。
156. 他団体への公共施設等整備補助金等は、他団体及び民間への補助金等のうち資産形成にあたった分を記載します。ただし、資産計上した所有外管理資産の整備に係る費用は除きます。
157. 行政目的別の情報の開示については、そのセグメントにどれだけのコストが使われているかを示すことは重要であることから、各団体の取組に応じて行政目的別のものを附属明細書等に表示することが望まれます。

2 経常費用

(1) 総則

158. 経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいいます。
159. 経常費用は、「業務費用」及び「移転費用」に分類して表示します。

(2) 業務費用

160. 業務費用は、「人件費」、「物件費等」及び「その他の業務費用」に分類して表示します。
161. 人件費は、「職員給与費」、「賞与等引当金繰入額」、「退職手当引当金繰入額」及び「その他」に分類して表示します。
162. 職員給与費は、職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいいます。
163. 賞与等引当金繰入額は、賞与等引当金の当該会計年度発生額をいいます。
164. 退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該会計年度発生額をいいます。他の地方公共団体等と一部事務組合を設立し分担金等を負担している場合には、退職手当引当金繰入額は記載しないこととし、移転費用の補助金等において、その分担金等を記載します。
165. その他は、上記以外の人件費をいいます。なお、行政コスト計算書において、「議員報酬」は、【行政コスト計算書】その他（人件費）／【資金収支計算書】人件費支出として仕訳処理します。
166. 物件費等は、「物件費」、「維持補修費」、「減価償却費」及び「その他」に分類して表示します。
167. 物件費は、職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費であって、資産計上されないものをいいます。
168. 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいいます。
169. 減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいいます。
170. その他は、上記以外の物件費等をいいます。
171. その他の業務費用は、「支払利息」、「徴収不能引当金繰入額」及び「その他」に分類して表示します。
172. 支払利息は、地方公共団体が発行している地方債等に係る利息負担金額をいいます。
173. 徴収不能引当金繰入額は、徴収不能引当金の当該会計年度発生額をいいます。
174. その他は、上記以外のその他の業務費用をいいます。

(3) 移転費用

- 175. 移転費用は、「補助金等」、「社会保障給付」、「他会計への繰出金」及び「その他」に分類して表示します。
- 176. 補助金等は、政策目的による補助金等をいいます。
- 177. 社会保障給付は、社会保障給付としての扶助費等をいいます。
- 178. 他会計への繰出金は、地方公営事業会計に対する繰出金をいいます。
- 179. その他は、上記以外の移転費用をいいます。

3 経常収益

- 180. 経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいいます。
- 181. 経常収益は、「使用料及び手数料」及び「その他」に分類して表示します。
- 182. 使用料及び手数料は、地方公共団体がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいいます。
- 183. その他は、上記以外の経常収益をいいます。

4 臨時損失

- 184. 臨時損失は、費用の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものをいいます。
- 185. 臨時損失は、「災害復旧事業費」、「資産除売却損」、「投資損失引当金繰入額」、「損失補償等引当金繰入額」及び「その他」に分類して表示します。
- 186. 災害復旧事業費は、災害復旧に関する費用をいいます。
- 187. 資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額をいいます。
- 188. 投資損失引当金繰入額は、投資損失引当金の当該会計年度発生額をいいます。
- 189. 損失補償等引当金繰入額は、損失補償等引当金の当該会計年度発生額をいいます。
- 190. その他は、上記以外の臨時損失をいいます。なお、基準変更に伴う影響額の内訳について注記します。

5 臨時利益

- 191. 臨時利益は、収益の定義に該当するもののうち、臨時に発生するものをいいます。
- 192. 臨時利益は、「資産売却益」及び「その他」に分類して表示します。
- 193. 資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額をいいます。
- 194. その他は、上記以外の臨時利益をいいます。なお、基準変更に伴う影響額の内訳について注記します。

Ⅲ 純資産変動計算書

1 総則

195. 純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。
196. 純資産変動計算書は、様式第3号のとおりとします。
197. 純資産変動計算書は、「純行政コスト」、「財源」、「固定資産等の変動（内部変動）」、「資産評価差額」、「無償所管換等」及び「その他」に区分して表示します。
198. 一会計期間中の経常的事業及び投資的事業の内訳に係る附属明細書を作成します。
199. 純資産変動計算書の附属明細書については様式第5号3のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考にしつつ、作成します。
200. 特別会計において、一般会計からの繰出金等については、既に相殺消去されているので記載されないことに留意してください。

2 純行政コスト

201. 純行政コストは、行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動します。また、純資産変動計算書の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））の収支尻は、貸借対照表の純資産の部の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））と、純資産変動計算書の合計の収支尻は、貸借対照表の純資産合計と連動します。
202. 固定資産等の変動（内部変動）及びその内訳については、固定資産等形成分と余剰分（不足分）については、正負が必ず逆になります。

3 財源

203. 財源は、「税收等」及び「国県等補助金」に分類して表示します。
204. 税收等は、地方税、地方交付税及び地方譲与税等をいいます。
205. 国県等補助金は、国庫支出金及び都道府県支出金等をいいます。

4 固定資産等の変動（内部変動）

206. 固定資産等の変動（内部変動）は、「有形固定資産等の増加」、「有形固定資産等の減少」、「貸付金・基金等の増加」及び「貸付金・基金等の減少」に分類して表示します。
207. 有形固定資産等の増加は、有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出（または支出が確定）した金額をいいます。

208. 有形固定資産等の減少は、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入（元本分）、除却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額をいいます。
209. 貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成等による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等の増加をいいます。
210. 貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等の減少をいいます。

5 資産評価差額

211. 資産評価差額は、有価証券等の評価差額をいいます。

6 無償所管換等

212. 無償所管換等は、無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等をいいます。

7 その他

213. その他は、上記以外の純資産及びその内部構成の変動をいいます。

IV 資金収支計算書

1 総則

214. 資金収支計算書は、地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。
215. 統一的な基準においては、資金収支計算書の作成（会計処理）及び表示ともに原則直接法を採用しています。
216. 資金収支計算書は、様式第4号のとおりとします。
217. 資金収支計算書は、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」の三区分別により表示します。
218. 歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示します。
219. 資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。
220. 資金収支計算書の附属明細書については様式第5号4のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考にしつつ、作成します。

2 業務活動収支

- 221. 業務活動収支は、「業務支出」、「業務収入」、「臨時支出」及び「臨時収入」に分類して表示します。
- 222. 業務支出は、「業務費用支出」及び「移転費用支出」に分類して表示します。
- 223. 業務費用支出は、「人件費支出」、「物件費等支出」、「支払利息支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
- 224. 人件費支出は、人件費に係る支出をいいます。
- 225. 物件費等支出は、物件費等に係る支出をいいます。
- 226. 支払利息支出は、地方債等に係る支払利息の支出をいいます。
- 227. その他の支出は、上記以外の業務費用支出をいいます。
- 228. 移転費用支出は、「補助金等支出」、「社会保障給付支出」、「他会計への繰出支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
- 229. 補助金等支出は、補助金等に係る支出をいいます。
- 230. 社会保障給付支出は、社会保障給付に係る支出をいいます。
- 231. 他会計への繰出支出は、他会計への繰出に係る支出をいいます。
- 232. その他の支出は、上記以外の移転費用支出をいいます。
- 233. 業務収入は、「税収等収入」、「国県等補助金収入」、「使用料及び手数料収入」及び「その他の収入」に分類して表示します。
- 234. 税収等収入は、税収等の収入をいいます。
- 235. 国県等補助金収入は、国県等補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入をいいます。
- 236. 使用料及び手数料収入は、使用料及び手数料の収入をいいます。
- 237. その他の収入は、上記以外の業務収入をいいます。
- 238. 臨時支出は、「災害復旧事業費支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
- 239. 災害復旧事業費支出は、災害復旧事業費に係る支出をいいます。
- 240. その他の支出は、上記以外の臨時支出をいいます。
- 241. 臨時収入は、臨時にあった収入をいいます。

3 投資活動収支

- 242. 投資活動収支は、「投資活動支出」及び「投資活動収入」に分類して表示します。
- 243. 投資活動支出は、「公共施設等整備費支出」、「基金積立金支出」、「投資及び出資金支出」、「貸付金支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
- 244. 公共施設等整備費支出は、有形固定資産等の形成に係る支出をいいます。
- 245. 基金積立金支出は、基金積立に係る支出をいいます。
- 246. 投資及び出資金支出は、投資及び出資金に係る支出をいいます。

247. 貸付金支出は、貸付金に係る支出をいいます。
248. その他の支出は、上記以外の投資活動支出をいいます。
249. 投資活動収入は、「国県等補助金収入」、「基金取崩収入」、「貸付金元金回収収入」、「資産売却収入」及び「その他の収入」に分類して表示します。
250. 国県等補助金収入は、国県等補助金のうち、投資活動支出の財源に充当した収入をいいます。
251. 基金取崩収入は、基金取崩による収入をいいます。
252. 貸付金元金回収収入は、貸付金に係る元金回収収入をいいます。
253. 資産売却収入は、資産売却による収入をいいます。
254. その他の収入は、上記以外の投資活動収入をいいます。

4 財務活動収支

255. 財務活動収支は、「財務活動支出」及び「財務活動収入」に分類して表示します。
256. 財務活動支出は、「地方債償還支出」及び「その他の支出」に分類して表示します。
257. 地方債償還支出は、地方債に係る元本償還の支出をいいます。
258. その他の支出は、上記以外の財務活動支出をいいます。
259. 財務活動収入は、「地方債発行収入」及び「その他の収入」に分類して表示します。
260. 地方債発行収入は、地方債発行による収入をいいます。
261. その他の収入は、上記以外の財務活動収入をいいます。

V 注記

1 重要な会計方針

262. 財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載します。

記載方法は、後述の「一般会計等の財務書類における注記例」を参照してください。

- ①有形固定資産等の評価基準及び評価方法
- ②有価証券等の評価基準及び評価方法
- ③有形固定資産等の減価償却の方法
- ④引当金の計上基準及び算定方法
- ⑤リース取引の処理方法
- ⑥資金収支計算書における資金の範囲
- ⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2 重要な会計方針の変更等

263. 重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければなりません。

- ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
- ②表示方法を変更した場合には、その旨
- ③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

3 重要な後発事象

264. 会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載します。

- ①主要な業務の改廃
- ②組織・機構の大幅な変更
- ③地方財政制度の大幅な改正
- ④重大な災害等の発生
- ⑤その他重要な後発事象

4 偶発債務

265. 会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載します。

- ①保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））
- ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③その他主要な偶発債務

5 追加情報

266. 財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載します。

- ①対象範囲（対象とする会計名）
- ②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
- ③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
- ④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
- ⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
- ⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- ⑦繰越事業に係る将来の支出予定額
- ⑧その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

267. また、貸借対照表に係るものとして次の⑨から⑱までに掲げる事項を、行政コスト計算書に係るものとして次の⑲に掲げる事項を、純資産変動計算書に係るものとして次の⑳に掲げる事項を、資金収支計算書に係るものとして次の㉑から㉕までに掲げる事項をあわせて記載します。なお、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、資金収支計算書の欄外に記載します。

- ⑨基準変更による影響額等（開始貸借対照表を作成しない場合。ただし、既に財務書類を作成しているが開始貸借対照表を作成する場合であっても注記することが望まれます。）
- ⑩売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
- ⑪減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額
- ⑫減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
- ⑬基金借入金（繰替運用）の内容
- ⑭地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
- ⑮将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）
- ⑯自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
- ⑰資産計上していない所有外管理資産及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望まれます。）
- ⑱道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」59段落による評価額
- ㉑基準変更による影響額の内訳（開始貸借対照表を作成しない場合）
- ㉒純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
- ㉓業務・投資活動収支
- ㉔既存の決算情報との関連性（上記で示した「㉑一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）
- ㉕資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
- ㉖一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

②⑤重要な非資金取引

VI 統一的な基準による財務書類作成チェックリスト

268. 適切な財務書類を作成に当たり、歳入歳出データが仕訳帳に正しく取り込まれていることを確認することや、当年度に取得した固定資産について取得価額と固定資産計上額が一致しているかを確認することが必要です。
269. さらに、一度財務書類を作成した後にも、統一的な基準及びマニュアルに従い、財務書類に計上すべき資産・負債・収益・費用が正しく区分された上で計上すべき勘定科目に計上されているか、金額に誤りがないか、各財務書類間の金額の整合性がとれているかを再度確認することが必要です。特に、全体財務書類及び連結財務書類については、連結の対象とすべきものが全て連結されているのか、合算・相殺消去等が適切に行われているのか等についても確認する必要があります。
270. 地方公共団体が外部組織に委託せず、自ら財務書類の誤り等を見つけ、修正することにより、財務書類の正確さを担保するためには、あらかじめ財務書類の各勘定科目等について、再確認することが必要な事項をリスト化しておき、それに沿って作成した財務書類を確認していくことが有効です。
271. 統一的な基準による財務書類チェックリストを参考に、地方公共団体の職員が自ら財務書類を最終確認することによって、適切に財務書類が作成されることが期待されます。特に、未収金等の資産や負債の残高については、資産負債内訳簿を作成して残高の一致を確かめることにより、その正確性を確認することが重要です。

財務書類作成要領 様式

様式第1号	貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	63
様式第2号	行政コスト計算書・・・・・・・・・・	64
様式第3号	純資産変動計算書・・・・・・・・・・	65
様式第2号及び第3号	行政コスト及び純資産変動計算書・・・・・・・・	66
様式第4号	資金収支計算書・・・・・・・・・・	67
様式第5号	1. 貸借対照表の内容に関する明細・・・・・・・・	68
	2. 行政コスト計算書の内容に関する明細・・・・・・・・	77
	3. 純資産変動計算書の内容に関する明細・・・・・・・・	78
	4. 資金収支計算書の内容に関する明細・・・・・・・・	81

貸借対照表

(令和 年 月 日現在)

(単位:)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		地方債	
事業用資産		地方債(臨時財政対策債除く)	
土地		臨時財政対策債	
立木竹		長期未払金	
建物		退職手当引当金	
建物減価償却累計額		損失補償等引当金	
工作物		その他	
工作物減価償却累計額		流動負債	
船舶		1年内償還予定地方債	
船舶減価償却累計額		地方債(臨時財政対策債除く)	
浮標等		臨時財政対策債	
浮標等減価償却累計額		未払金	
航空機		未払費用	
航空機減価償却累計額		前受金	
その他		前受収益	
その他減価償却累計額		賞与等引当金	
建設仮勘定		預り金	
インフラ資産		その他	
土地		負債合計	
建物		【純資産の部】	
建物減価償却累計額		固定資産等形成分	
工作物		余剰分(不足分)	
工作物減価償却累計額			
その他			
その他減価償却累計額			
建設仮勘定			
所有外管理資産			
所有外管理資産減価償却累計額			
物品			
物品減価償却累計額			
無形固定資産			
ソフトウェア			
その他			
投資その他の資産			
投資及び出資金			
有価証券			
出資金			
その他			
投資損失引当金			
長期延滞債権			
長期貸付金			
基金			
減債基金			
その他			
その他			
徴収不能引当金			
流動資産			
現金預金			
未収金			
短期貸付金			
基金			
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産			
その他			
徴収不能引当金			
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

行政コスト計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	金額
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他	
純経常行政コスト	
臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他	
純行政コスト	

純資産変動計算書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高			
純行政コスト(△)			
財源			
税金等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額			
本年度末純資産残高			

行政コスト及び純資産変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	金額		
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他			
純経常行政コスト			
臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他			
		金額	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
純行政コスト			
財源			
税収等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額			
前年度末純資産残高			
本年度末純資産残高			

資金収支計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
他会計への繰出支出	
その他の支出	
業務収入	
税収等収入	
国県等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	
【投資活動収支】	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
投資活動収支	
【財務活動収支】	
財務活動支出	
地方債償還支出	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債発行収入	
その他の収入	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	

前年度末歳計外現金残高	
本年度歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高	

附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

※下記以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成する。

(1) 資産項目の明細

①有形固定資産の明細

(単位:)						
区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度償却額 (E)	本年度償却額 (F)
事業用資産						
土地						
立木竹						
建物						
工作物						
船舶						
浮標等						
航空機						
その他						
建設仮勘定						
インフラ資産						
土地						
建物						
工作物						
その他						
建設仮勘定						
所有外管理資産						
物品						
合計						

②有形固定資産の行政目的別明細

(単位:)						
区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防
事業用資産						
土地						
立木竹						
建物						
工作物						
船舶						
浮標等						
航空機						
その他						
建設仮勘定						
インフラ資産						
土地						
建物						
工作物						
その他						
建設仮勘定						
所有外管理資産						
物品						
合計						

③投資及び出資金の明細

市場価格のあるもの

(単位:)

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (B)	貸借対照表計上額 (A) × (B) (C)	取得単価 (D)	取得原価 (A) × (D) (E)	評価差額 (C) - (E) (F)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計							

市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (貸借対照表計上額) (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	投資損失引当金 計上額 (H)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計									

※株式会社以外の法人は資本金がないため、「資本金(E)」以外についてご記載ください。この場合、出資割合については、地方自治法施行令第140条の7の規定による割合を記載します。

市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)以外に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	強制評価減 (H)	貸借対照表計上額 (A) - (H) (I)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計										

④基金の明細						(単位:)
種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計上額)	(参考)財産に関する 調書記載額
財政調整基金						
減債基金						
...						
...						
合計						

⑤貸付金の明細 (単位:)

相手先名または種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	
地方公営事業					
病院					
....					
一部事務組合・広域連合					
〇〇組合					
....					
地方独立行政法人					
〇〇大学					
....					
地方三公社					
〇〇土地開発公社					
....					
第三セクター等					
(株)〇〇清掃サービス					
....					
その他の貸付金					
〇〇貸付金					
....					
合計					

⑥長期延滞債権の明細 (単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

⑦未収金の明細 (単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

(2)負債項目の明細

①地方債(借入先別)の明細

(単位:)

種類	地方債残高	うち1年内償還予定														
		政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち共同発行債	うち住民公募債	その他							
【通常分】																
一般公共事業																
公営住宅建設																
災害復旧																
教育・福祉施設																
一般単独事業																
その他																
【特別分】																
臨時財政対策債																
減収補てん債																
減税補てん債																
退職手当債																
その他																
合計																

①ー1 地方債(借入先別)の明細(簡素版1)

種類	地方債残高	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	(単位:)		
							うち共同発行債	うち住民公募債	その他
合計									

①ー2 地方債(借入先別)の明細(簡素版2)

種類	地方債残高	うち1年内償還予定	【通常分】	一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育・福祉施設	一般単独事業	その他	【特別分】	臨時財政対策債	減収補てん債	減税補てん債	退職手当債	その他
合計															

②地方債（利率別）の明細 （単位： ）

地方債残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率

③地方債（返済期間別）の明細 （単位： ）

地方債残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

④特定の契約条項が付された地方債の概要 （単位： ）

特定の契約条項が 付された地方債残高	契約条項の概要

※特定の契約条項とは、特定の条件に合致した場合に、支払金利が上昇する場合等をいいます。

⑤引当金の明細 (単位:)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
合計					

2. 行政コスト計算書の内容に関する明細
○補助金等の明細

(単位:)

区分	名称	相手先	金額	支出目的
他団体への公共施設等整備補助金等				
	計			
その他の補助金等				
	計			
合計				

3. 純資産変動計算書の内容に関する明細

(1)財源の明細				(単位:)
会計	区分	財源の内容		金額
一般会計	税収等	地方税		
		地方交付税		
		地方譲与税		
				
		小計		
	国県等補助金	国庫支出金		
		資本的補助金	都道府県等支出金	
				
			計	
		国庫支出金		
		経常的補助金	都道府県等支出金	
				
			計	
		小計		
	合計			
特別会計				
....				

(2)財源情報の明細

(単位:)

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト					
有形固定資産等の増加					
貸付金・基金等の増加					
その他					
合計					

(2) 財源情報の明細(作成例)

(単位:)

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト	NW 純行政コスト	【A】 合計－(【B】＋【C】)	【D】 合計－(【E】＋【F】)	【G】 合計－(【H】＋【I】)	【J】 金額－(【A】＋【D】＋【G】)
有形固定資産等の増加	NW 有形固定資産等の増加	【B】 CF 投資の国県等補助金から貸付金・基金等に係るもの(【C】を除いたもの)	【E】 CF 地方債収入のうち貸付金・基金等に係るもの(【F】を除いたもので固定資産に係るもの)	【H】 CF 税収等収入のうち貸付金・基金等に係るもの(【I】を除いたもので固定資産に係るもの)	【L】 金額－(【B】＋【E】＋【H】)
貸付金・基金等の増加	NW 貸付金・基金等の増加	【C】 CF 投資の国県等補助金のうち貸付金・基金等に係るもの	【F】 CF 地方債収入のうち貸付金・基金等に係るもの	【I】 CF 税収等収入のうち貸付金・基金等に係るもの	【K】 金額－(【C】＋【F】＋【I】)
その他					
合計	上記の合計	NW 国県等補助金	CF 地方債収入から借換債に係る地方債収入を控除	NW 税収等－(公債費－借換債に係る地方債収入)	上記の合計

4. 資金収支計算書の内容に関する明細

○資金の明細 (単位:)

種類	本年度末残高
現金	
要求払預金	
短期投資	
....	
....	
合計	

＜作成例＞

行政コスト計算書に係る行政目的別の明細

(単位:)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
経常費用								
業務費用								
人件費								
職員給与費								
賞与等引当金繰入額								
退職手当引当金繰入額								
その他								
物件費等								
物件費								
維持補修費								
減価償却費								
その他								
その他の業務費用								
支払利息								
徴収不能引当金繰入額								
その他								
移転費用								
補助金等								
社会保障給付								
他会計への繰出金								
その他								
経常収益								
使用料及び手数料								
その他								
純経常行政コスト								
臨時損失								
災害復旧事業費								
資産除売却損								
投資損失引当金繰入額								
損失補償等引当金繰入額								
その他								
臨時利益								
資産売却益								
その他								
純行政コスト								

一般会計等財務書類における注記例

この注記例はあくまでも一般的なひな形であり、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や行政経営に資する注記を作成することを妨げるものではありません。

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(記載上の注意)

台帳手引き 105 段落に基づき、統一的な基準による財務書類を作成する前に取得した資産を基準モデル等により評価している場合は、開始時の評価基準及び評価方法に代えて、当該基準及び評価方法を記載します。ただし、この場合においても、道路、河川及び水路の敷地については、59 段落による評価額を注記することとします。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（または償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

〇〇法による低価法

（記載上の注意）

〇〇法には個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法等の名称を記載します。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 〇年～〇年

工作物 〇年～〇年

物品 〇年～〇年

② 無形固定資産……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

（記載上の注意）

一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。

〔記載例〕

① 有形固定資産（※）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 〇年～〇年

工作物 〇年～〇年

物品 〇年～〇年

② 無形固定資産（※）……………定額法

※リース期間が１年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

（記載上の注意）

退職手当組合に加入している場合は、次のように記載することが考えられます。

〔記載例〕

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち〇〇市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

（記載上の注意）

一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。

〔記載例〕

ア リース期間が１年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（〇〇市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

（記載上の注意）

物品及びソフトウェア以外の固定資産について計上基準を設けている場合、計上基準を記載すること考えられます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が×××万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等のおおむね〇〇%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

（記載上の注意）

60 万円未満を別途の金額に設定していない場合、必ずしも注記する必要はありませんが、住民等に資本的支出と修繕費の原則的な区分基準を説明するため、注記することが考えられます。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

〇〇の評価基準及び評価方法は、従来、〇〇法によっていましたが、本年度から〇〇法に変更しました。この変更は、〇〇（変更理由を記載）のために行ったものです。

この変更により、臨時損失が×××百万円計上され、その結果、行政コスト計算書の純行政コストが×××百万円増加し、純資産変動計算書の当該年度差額が×××百万円減少しています。

(2) 表示方法の変更

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直接法）から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法（間接法）に変更しました。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

〇〇市資金管理方針の改正に伴い、資金の範囲に〇〇が追加されました。これにより、資金収支計算書の「本年度末残高」及び「本年度末現金預金残高」が×××百万円増加しています。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

〇〇事業について、〇〇年度から〇〇一部事務組合が行うこととなったため、〇〇年度より〇〇特別会計が廃止されます。

(2) 組織・機構の大幅な変更

令和〇〇年〇月〇日に〇〇市と合併したことにより、組織が再編されます。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

地方税法の改正により、〇〇税が創設され、一般会計において、令和〇〇年度は×××百万円の税収が見込まれています。

(4) 重大な災害等の発生

令和〇〇年〇月〇日に発生した〇〇（災害名）により、被災地域の建物等において多大な被害を受け、臨時損失として建物、工作物等の滅失、原状回復費用等、その他復旧

等に係る費用等の発生が×××百万円程度見込まれています。

(記載上の注意)

被害額等が確定していない場合は、その旨を記載します。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
〇〇公社	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円
〇〇協会	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円
...	...	...	...	...
計	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 〇〇地裁令和〇〇年（〇）第〇〇号
〇〇事件 ××× 百万円
- ② 〇〇高裁令和〇〇年（〇）第〇〇号
〇〇事件 ××× 百万円

(記載上の注意)

事件番号、事件名、請求金額を記載します。なお、事件の概要を記載することもあります。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計
 - 〇〇特別会計
 - 〇〇特別会計

- ② 一般会計等の対象範囲のうち、〇〇特別会計については、普通会計の対象範囲には含まれません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | | |
|----------|-----|
| 実質赤字比率 | 〇〇% |
| 連結実質赤字比率 | 〇〇% |
| 実質公債費比率 | 〇〇% |
| 将来負担比率 | 〇〇% |
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 × × × 百万円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 × × × 百万円

(記載上の注意)

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額には、利子補給以外にも PFI により整備した施設に係る将来の支払額を記載します。

また、繰越事業に係る将来の支出予定額には、繰越明許費（地方自治法第 213 条）、事故繰越額（同法第 220 条第 3 項）、継続費の通次繰越額（同法施行令第 145 条第 1 項）の金額を記載します。

なお、利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額及び繰越事業に係る将来の支出予定額について、それぞれの内訳を記載することが考えられます。

⑧ 過年度修正等に関する事項

過年度の〇〇の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、〇〇が × × × 百万円増加し、行政コスト計算書において臨時損失が同額計上されています。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 〇〇モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

財務書類の対象となる会計について、〇〇会計を追加しました。

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

土地 × × × 百万円の増加

なお、土地×××百万円は、「事業用資産」の「土地」×××百万円及び「インフラ資産」の「土地」×××百万円に組み替えています。

(記載上の注意)

既に基準モデル等によって財務書類を公表している場合には、開始貸借対照表を公表してなくてもかまいませんが、その場合には、当該基準変更による影響額等を記載します。また、開始貸借対照表を公表する場合であっても、既に前年度の財務書類を公表している場合には、開始貸借対照表における当該基準変更の影響額を注記することが望まれます。

② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

〇〇(範囲を記載)

イ 内訳

事業用資産 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

土地 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

立木竹 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

建物 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

工作物 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

船舶 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

浮標等 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

航空機 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

その他 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

インフラ資産 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

土地 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

建物 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

工作物 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

その他 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

物品 ××× 百万円 (△△△ 百万円)

令和〇〇年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の (△△△ 百万円) は貸借対照表における簿価を記載しています。

(記載上の注意)

売却可能資産の範囲には、台帳手引き 100 段落のとおり、次のようなものが考えられ

ます。

- ・ 令和〇〇年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- ・ 売却予定とされている公共資産
- ・ 普通財産のうち活用が図られていない公共資産
- ・ すべての普通財産
- ・ すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

また、売却可能価額は、上記のほか、鑑定評価額、路線価、公示地価に基づく評価等が考えられます。

③ 減価償却累計額

事業用資産	× × ×	百万円
建物	× × ×	百万円
工作物	× × ×	百万円
船舶	× × ×	百万円
浮標等	× × ×	百万円
航空機	× × ×	百万円
その他	× × ×	百万円
インフラ資産	× × ×	百万円
建物	× × ×	百万円
工作物	× × ×	百万円
その他	× × ×	百万円
所有外管理資産	× × ×	百万円
物品	× × ×	百万円

(記載上の注意)

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法(直接法)を選択した場合に記載します。

④ 減債基金に係る積立不足額 × × × 百万円

⑤ 基金借入金(繰替運用)残高

〇〇基金 × × × 百万円

〇〇基金 × × × 百万円

⑥ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 × × × 百万円

- ⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	× × ×	百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	× × ×	百万円
将来負担額	× × ×	百万円
充当可能基金額	× × ×	百万円
特定財源見込額	× × ×	百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	× × ×	百万円

- ⑧ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

× × × 百万円

- ⑨ 資産計上していない所有外管理資産及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア 資産計上していない所有外管理資産

× × × 百万円 (減価償却累計額 × × × 百万円)

イ 表示登記が行われていない法定外公共物

土地 × × × 百万円

建物 × × × 百万円 (減価償却累計額 × × × 百万円)

工作物 × × × 百万円 (減価償却累計額 × × × 百万円)

- ⑩ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額

× × × 百万円

イ 貸借対照表に計上されている評価額 × × × 百万円

本市では〇〇モデルに基づいた評価基準及び評価方法によっており、アの金額とは差異が生じています。

(記載上の注意)

基準モデル等に基づいて道路、河川及び水路の敷地の評価額を貸借対照表に計上している団体に限り記載します。

- ⑪ 建物のうち × × × 百万円は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

△△モデルから統一的な基準へ変更したことによる主な影響額は次のとおりです。

臨時損失 × × × 百万円
 〇〇に伴う臨時損失 × × × 百万円
 〇〇に伴う臨時損失 × × × 百万円
臨時利益 × × × 百万円
 〇〇に伴う臨時利益 × × × 百万円
 〇〇に伴う臨時利益 × × × 百万円

(記載上の注意)

〇〇には、「昭和 59 年以前に取得した道路、河川及び水路の敷地の価額を備忘価額 1 円としたこと」等、具体的な内容を記載します。また、経常損益や臨時損益といった区分毎に記載します。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支 × × × 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	× × × 百万円	× × × 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	× × × 百万円	× × × 百万円
繰越金に伴う差額	× × × 百万円	× × × 百万円
資金収支計算書	× × × 百万円	× × × 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（〇〇会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、

その分だけ相違します。

(記載上の注意)

「財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額」には、「一般会計等」の対象となっている団体(会計)のうち、「一般会計」を除いた団体(会計)の収入(歳入)及び支出(歳出)を記載します。

「歳入歳出決算書」の歳入歳出に「財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額」を加算した金額は「資金収支計算書」の収入及び支出と一致します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	× × ×	百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	× × ×	百万円
未収債権額の増加(減少)	× × ×	百万円
未払債務額の増加(減少)	× × ×	百万円
...		
その他流動資産の増加(減少)	× × ×	百万円
その他流動負債の増加(減少)	× × ×	百万円
減価償却費	× × ×	百万円
賞与等引当金繰入額(増減額)	× × ×	百万円
退職手当引当金繰入額(増減額)	× × ×	百万円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	× × ×	百万円
資産除売却益(損)	× × ×	百万円

...

純資産変動計算書の本年度差額 × × × 百万円

(記載上の注意)

上表を作成することが困難な場合は、次のように記載し、「未収債権、未払債務等の増加(減少)」以外の項目を行政コスト計算書から転記し、「未収債権、未払債務等の増加(減少)」を差額で求める方法が考えられます。

[記載例]

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	× × ×	百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	× × ×	百万円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	× × ×	百万円

減価償却費	× × ×	百万円
賞与等引当金繰入額	× × ×	百万円
退職手当引当金繰入額	× × ×	百万円
徴収不能引当金繰入額	× × ×	百万円
資産除売却益（損）	× × ×	百万円
...		
純資産変動計算書の本年度差額	× × ×	百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	× × ×	百万円
一時借入金に係る利子額	× × ×	百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 ×
× × 百万円

（記載上の注意）

上記のほか、重要な非資金取引として、有形固定資産の交換、PFI による資産の取得、無償取得、現物出資による団体の設立等が考えられます。

財務書類作成要領 別表

別表 1	勘定科目表	97
別表 2	仕訳帳	102
別表 3	総勘定元帳	102
別表 4	資産負債内訳簿	103
4-1	現金預金明細表	
4-2	未収・未払・不納欠損残高整理表	
4-3	債権債務整理表	
4-4	投資その他の資産明細表	
4-5	有形・無形固定資産等明細表	
4-6	地方債明細表	
4-7	引当金明細表	
別表 5	合計残高試算表	107
別表 6	資金仕訳変換表	108
6-1	歳入科目（特定）	
6-2	歳出科目（特定）	
6-3	歳入科目（仕訳複数例）	
6-4	歳出科目（仕訳複数例）	
別表 7	非資金仕訳例	113
7-1	整理仕訳	
7-2	未収・未払の仕訳	
7-3	未収金に関する不納欠損の仕訳	
7-4	歳計外資金の仕訳	
7-5	歳入歳出データに含まれない非資金仕訳	
別表 8	事業用資産とインフラ資産の区分表	118

別表1 勘定科目表

(貸借対照表科目)

(連番)	財務書類	階層	勘定科目名	摘要
1	BS	1	資産合計	
2	BS	2	固定資産	
3	BS	3	有形固定資産	
4	BS	4	事業用資産	
5	BS	5	土地	
6	BS	5	立木竹	
7	BS	5	建物	
8	BS	5	建物減価償却累計額	
9	BS	5	工作物	
10	BS	5	工作物減価償却累計額	
11	BS	5	船舶	
12	BS	5	船舶減価償却累計額	
13	BS	5	浮標等	
14	BS	5	浮標等減価償却累計額	
15	BS	5	航空機	
16	BS	5	航空機減価償却累計額	
17	BS	5	その他	
18	BS	5	その他減価償却累計額	
19	BS	5	建設仮勘定	
20	BS	4	インフラ資産	
21	BS	5	土地	
22	BS	5	建物	
23	BS	5	建物減価償却累計額	
24	BS	5	工作物	
25	BS	5	工作物減価償却累計額	
26	BS	5	その他	
27	BS	5	その他減価償却累計額	
28	BS	5	建設仮勘定	
29	BS	4	所有外管理資産	
30	BS	4	所有外管理資産減価償却累計額	
31	BS	4	物品	
32	BS	4	物品減価償却累計額	
33	BS	3	無形固定資産	
34	BS	4	ソフトウェア	
35	BS	4	その他	
36	BS	3	投資その他の資産	
37	BS	4	投資及び出資金	
38	BS	5	有価証券	
39	BS	5	出資金	
40	BS	5	その他	
41	BS	4	投資損失引当金	
42	BS	4	長期延滞債権	
43	BS	4	長期貸付金	
44	BS	4	基金	
45	BS	5	減債基金	
46	BS	5	その他	
47	BS	4	その他	
48	BS	4	徴収不能引当金	

(連番)

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

財務書類	階層	勘定科目名	摘要
BS	2	流動資産	
BS	3	現金預金	
BS	3	未収金	
BS	3	短期貸付金	
BS	3	基金	
BS	4	財政調整基金	
BS	4	減債基金	
BS	3	棚卸資産	
BS	3	その他	
BS	3	徴収不能引当金	
BS	1	負債・純資産合計	
BS	2	負債合計	
BS	3	固定負債	
BS	4	地方債	
BS	5	地方債(臨時財政対策債除く)	
BS	5	臨時財政対策債	
BS	4	長期未払金	
BS	4	退職手当引当金	
BS	4	損失補償等引当金	
BS	4	その他	
BS	3	流動負債	
BS	4	1年内償還予定地方債	
BS	5	地方債(臨時財政対策債除く)	
BS	5	臨時財政対策債	
BS	4	未払金	
BS	4	未払費用	
BS	4	前受金	
BS	4	前受収益	
BS	4	賞与等引当金	
BS	4	預り金	
BS	4	その他	
BS	2	純資産合計	
BS	3	固定資産等形成分	
BS	3	余剰分(不足分)	

(行政コスト計算書科目)

(連番)	財務書類		勘定科目名	摘要
	階層			
83	PL	1	純経常行政コスト	
84	PL	2	経常費用	
85	PL	3	業務費用	
86	PL	4	人件費	
87	PL	5	職員給与費	
88	PL	5	賞与等引当金繰入額	
89	PL	5	退職手当引当金繰入額	
90	PL	5	その他	
91	PL	4	物件費等	
92	PL	5	物件費	
93	PL	5	維持補修費	
94	PL	5	減価償却費	
95	PL	5	その他	
96	PL	4	その他の業務費用	
97	PL	5	支払利息	
98	PL	5	徴収不能引当金繰入額	
99	PL	5	その他	
100	PL	3	移転費用	
101	PL	4	補助金等	
102	PL	4	社会保障給付	
103	PL	4	他会計への繰出金	
104	PL	4	その他	
105	PL	2	経常収益	
106	PL	3	使用料及び手数料	
107	PL	3	その他	
108	PL	1	純行政コスト	
109	PL	2	臨時損失	
110	PL	3	災害復旧事業費	
111	PL	3	資産除売却損	
112	PL	3	投資損失引当金繰入額	
113	PL	3	損失補償等引当金繰入額	
114	PL	3	その他	
115	PL	2	臨時利益	
116	PL	3	資産売却益	
117	PL	3	その他	

(純資産変動計算書科目)

(連番)	財務書類		勘定科目名	摘要
	階層			
118	NW	1	前年度末純資産残高	
119	NW	2	純行政コスト(△)	
120	NW	2	財源	
121	NW	3	税金等	
122	NW	3	国県等補助金	
123	NW	2	本年度差額	
124	NW	2	固定資産の変動(内部変動)	
125	NW	3	有形固定資産等の増加	
126	NW	3	有形固定資産等の減少	
127	NW	3	貸付金・基金等の増加	
128	NW	3	貸付金・基金等の減少	
129	NW	2	資産評価差額	
130	NW	2	無償所管換等	
131	NW	2	その他	
132	NW	2	本年度純資産変動額	
133	NW	1	本年度末純資産残高	

(資金収支計算書科目)

(連番)	財務書類	階層	勘定科目名	摘要
134	CF	1	業務活動収支	
135	CF	2	業務支出	
136	CF	3	業務費用支出	
137	CF	4	人件費支出	
138	CF	4	物件費等支出	
139	CF	4	支払利息支出	
140	CF	4	その他の支出	
141	CF	3	移転費用支出	
142	CF	4	補助金等支出	
143	CF	4	社会保障給付支出	
144	CF	4	他会計への繰出支出	
145	CF	4	その他の支出	
146	CF	2	業務収入	
147	CF	3	税収等収入	
148	CF	3	国県等補助金収入	
149	CF	3	使用料及び手数料収入	
150	CF	3	その他の収入	
151	CF	2	臨時支出	
152	CF	3	災害復旧事業費支出	
153	CF	3	その他の支出	
154	CF	2	臨時収入	
155	CF	1	投資活動収支	
156	CF	2	投資活動支出	
157	CF	3	公共施設等整備費支出	
158	CF	3	基金積立金支出	
159	CF	3	投資及び出資金支出	
160	CF	3	貸付金支出	
161	CF	3	その他の支出	
162	CF	2	投資活動収入	
163	CF	3	国県等補助金収入	
164	CF	3	基金取崩収入	
165	CF	3	貸付金元金回収収入	
166	CF	3	資産売却収入	
167	CF	3	その他の収入	
168	CF	1	財務活動収支	
169	CF	2	財務活動支出	
170	CF	3	地方債償還支出	
171	CF	3	その他の支出	
172	CF	2	財務活動収入	
173	CF	3	地方債発行収入	
174	CF	3	その他の収入	
175	CF	1	本年度資金収支額	
176	CF	1	前年度末資金残高	
177	CF	1	本年度末資金残高	
178	CF	1	前年度末歳計外現金残高	
179	CF	1	本年度歳計外現金増減額	
180	CF	1	本年度末歳計外現金残高	
181	CF	1	本年度末現金預金残高	

別表2 仕訳帳

歳入歳出データ								仕訳パターン付加部分						建 仮 番 号
伝 票 No.	予 算 科 目 コ ー ド	デ ー タ 区 分	出 納 日	件 名	出 納 金 額	出 納 相 手 方	担 当 部 署	借方			貸方			
								勘 定 科 目 コ ー ド	勘 定 科 目 名	借 方 金 額	勘 定 科 目 コ ー ド	勘 定 科 目 名	貸 方 金 額	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

別表3 総勘定元帳

勘定科目コード	勘定科目名	伝票No.	枝番	予算科目コード	データ区分	出納日	件名	出納金額	出納相手方	担当部署	借方金額	貸方金額	建仮番号
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

別表4 資産負債内訳簿

- 1 本表は、開始時及びそれ以降の毎決算時のいずれの場合にも使用する。
- 2 開始時においては、各表の前年度末残高のみを記載する。
これらの前年度末残高は、《別表5 合計残高試算表》の前年度末残高に転記される。
- 3 それ以降の毎決算時においては、総勘定元帳等から内訳を取得するほか、棚卸法により、残高を確認する。
- 4 固定資産の残高及び増減額は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の記載に従い記録・整理する。

別表4－1 現金預金明細表

	前年度繰越額	本年度現金出納額		本年度末 現金預金残高
		入金額	出金額	
歳入			—	
歳出	—	—		
歳計外				
合計				

- 1 本資料は、現金預金総額の整合性チェック用である。
- 2 本数値は、実際の現金預金残高と合致していなければならない。
- 3 本数値は、歳入歳出決算集計結果と合致していなければならない。

別表4－2 未収・未払・不納欠損残高整理表

- 1 以下の各表は、予算決算及び歳入歳出決算集計データと合致していなければならない。
- 2 本表は、本年度末の整理仕訳及び附属明細書作成に利用する。

(1) 過年度未収金

予算科目	前年度未収金 A	本年度収納済額 B	未収残額 C=A-B	うち不納欠損決定額 D	本年度末残高 E=C-D	摘 要

(2) 本年度未収金計上額

予算科目	本年度調定額 A	本年度収納済額 B	未収残額 C=A-B	うち不納欠損決定額 D	本年度末残高 E=C-D	摘 要

(3) 過年度未払金

予算科目	前年度未払金額 A	本年度支払済額 B	未払残額 C=A-B	摘 要

(4) 本年度未払金計上額

予算科目	支出決定額 A	本年度支払済額 B	未払残額 C=A-B	摘 要

別表4－3 債権債務整理表

区 分	勘定科目	過年度発生分				本年度発生分		合計本年度末残高
		前年度末残高	回収	徴収不能	本年度末残高	徴収不能	本年度末残高	
債 権	長期延滞債権							
	未収金							
	業務収入							
	税収等収入							
	国県等補助金投入							
	使用料及び手数料収入							
	その他の収入							
	投資活動収入							
	国県等補助金収入							
	貸付金元金回収収入							
	資産売却収入							
	その他の収入							
	その他の債権							
	合 計							
債 務	長期未払金							
	その他(固定負債)							
	未払金							
	未払費用							
	前受金							
	前受収益							
	預り金							
	その他(流動負債)							
	合 計							

別表4－4 投資その他の資産明細表

区分	勘定科目	前年度末残高	本年度増加			本年度減少				本年度末残高
			資金支出・繰入	評価益・受贈益	合計	回収・取崩	売却	評価損	徴収不能	
投資等	投資及び出資金									
	有価証券									
	出資金									
	その他									
	長期貸付金									
	基金									
	減債基金									
	その他									
	その他									
	合 計									

別表4-5 有形・無形固定資産等明細表

区分	勘定科目	前 年度 末 残 高	本年度増加					本年度減少					本 年度 末 残 高			
			有 償 取 得	無 償 取 得	調 査 判 明	評 価 益	振 替 増	合 計	振 替 減	売 却	除 却	無 償 譲 渡		減 価 償 却	合 計	
有形 固定 資産	事業用資産															
	土地															
	立木竹															
	建物															
	工作物															
	船舶															
	浮標等															
	航空機															
	その他															
	建設仮勘定															
	インフラ資産															
	土地															
	建物															
	工作物															
	その他															
	建設仮勘定															
	所有外管理資産															
	物品															
	小計															
定 無 資 形 産 固	ソフトウェア															
	その他															
	小計															
棚卸資産																
合 計																

別表4-6 地方債明細表

区分	前 年度 末 残 高	増加			減少			本 年度 末 残 高
		借 入	振 替	計	返 済	振 替	計	
地方債								
地方債(臨時財政対策債除く)								
臨時財政対策債								
1年内償還予定地方債								
地方債(臨時財政対策債除く)								
臨時財政対策債								
合 計								

別表4－7 引当金明細表

勘定科目	前 年 度 末 残 高	増加			減少			本 年 度 末 残 高	(参考) 増減
		繰 入	そ の 他	計	目 的 取 崩	そ の 他	計		
徴収不能引当金									
投資損失引当金									
退職手当引当金									
損失補償等引当金									
賞与等引当金									
合計									

引当金計算基準：

別表5 合計残高試算表

勘定科目 コード	勘定科目 名	前年度末 借方残高	前年度末 貸方残高	借方金額	貸方金額	本年度末 借方残高	本年度末 貸方残高
1	2	3	4	5	6	7	8

(参考) 仕訳帳、総勘定元帳、合計残高試算表のイメージ

仕訳帳データの例

予算執行データ(現金取引)						複式仕訳の追記			
No.	予算科目	日付	件名	出納金額	担当課	借方科目	金額	貸方科目	金額
10	123-45-6	5.1	職員給与	3,000	〇〇課	PL 職員給与費	3,000	CF 人件費支出	3,000
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	—	3.31	退引計上	—	〇〇課	PL 退職手当引当金繰入額	300,000	BS 退職手当引当金	300,000

総勘定元帳データの例

勘定科目	No.	予算科目	日付	件名	出納金額	担当課	借方金額	貸方金額
BS 退職手当引当金	—	—	3.31	退引計上	0	〇〇課	0	300,000
PL 職員給与費	10	123-45-6	5.1	職員給与	3,000	〇〇課	3,000	0
PL 退職手当引当金繰入額	—	—	3.31	退引計上	0	〇〇課	300,000	0
CF 人件費支出	10	123-45-6	5.1	職員給与	3,000	〇〇課	0	3,000

合計残高試算表の例

勘定科目	前年度末残高		本年度計上額		本年度末残高	
	借方	貸方	借方額	貸方額	借方額	貸方額
BS 退職手当引当金	0	600,000	0	300,000	0	900,000
PL 職員給与費	0	0	3,000	0	3,000	0
PL 退職手当引当金繰入額	0	0	300,000	0	300,000	0
CF 人件費支出	0	0	0	3,000	0	3,000
合計	0	600,000	303,000	303,000	303,000	903,000

別表6 資金仕訳変換表

- 1 本表は、現在までの検討に基づき作成したものであって、今後の実務経験・検討を通じて、拡充改善されるものである。
- 2 本表の対象は、歳入歳出（現金取引）に関する仕訳に限定している。未収金、未払金、徴収不能引当金、その他非資金取引等に関する仕訳は《別表7 非資金仕訳例》に記載している。
- 3 予算科目名に「※」印を付したものについては、複数の仕訳が発生するため《別表6―3 歳入科目（仕訳複数例）》及び《別表6―4 歳出科目（仕訳複数例）》を参照されたい。
- 4 4表で例示

別表6―1 歳入科目（特定）

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.都道府県税、市町村税	CF	税収等収入	NW	税収等
2.地方消費税精算金	CF	税収等収入	NW	税収等
3.地方譲与税	CF	税収等収入	NW	税収等
4.税交付金				
利子割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
配当割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
株式等譲渡所得割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
地方消費税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
自動車取得税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
市町村たばこ税	CF	税収等収入	NW	税収等
都道府県交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
ゴルフ場利用税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
軽油引取税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
国有提供施設等所在地市町村助成交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
5.地方特例交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
6.地方交付税	CF	税収等収入	NW	税収等
7.交通安全対策特別交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
8.分担金及び負担金	CF	税収等収入	NW	税収等
9.使用料及び手数料	CF	使用料及び手数料収入	PL	使用料及び手数料
10.国庫支出金※				
11.都道府県支出金※				
12.財産収入				
財産貸付収入	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
利子及び配当金	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
財産（不動産・物品）売却収入※				
生産物売却収入※				
13.寄付金	CF	税収等収入	NW	税収等
14.繰入金				
特別会計繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
基金繰入金※				
財産区繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
15.繰越金	【仕訳不要】			
16.諸収入				
延滞金、加算金及び過料等	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
都道府県・市町村預金利子	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
貸付金元利収入※				
受託事業収入	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
収益事業収入	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
利子割精算金収入	CF	税収等収入	NW	税収等
借入金	CF	その他の収入（財務活動収入）	BS	その他（固定負債）
雑入	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
17.地方債				
地方債発行収入	CF	地方債発行収入	BS	地方債（臨時財政対策債除く）
地方債発行収入	CF	地方債発行収入	BS	臨時財政対策債
（特別会計に固有の科目）				
国民健康保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
国民健康保険税	CF	税収等収入	NW	税収等
介護保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
療養給付費等交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
連合会支出金	CF	税収等収入	NW	税収等
共同事業交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
支払基金交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
共済掛金及び交付金	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
保険金	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
連合会特別交付金	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
保険金及び診療補填金	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
診療収入	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）
賦課金	CF	その他の収入（業務収入）	PL	その他（経常収益）

別表6-2 歳出科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.報酬	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
2.給料	PL	職員給与費	CF	人件費支出
3.職員手当等※				
4.共済費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
5.災害補償費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
6.恩給及び退職年金	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
7.賃金	PL	物件費(人件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
8.報償費	PL	物件費	CF	物件費等支出
9.旅費	PL	物件費	CF	物件費等支出
10.交際費	PL	物件費	CF	物件費等支出
11.需用費				
消耗品費	PL	物件費	CF	物件費等支出
燃料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
食糧費	PL	物件費	CF	物件費等支出
印刷製本費	PL	物件費	CF	物件費等支出
光熱水費	PL	物件費	CF	物件費等支出
修繕料※				
賄材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
飼料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
医薬材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
12.役務費				
通信運搬費	PL	物件費	CF	物件費等支出
保管料	PL	物件費	CF	物件費等支出
広告費	PL	物件費	CF	物件費等支出
手数料	PL	物件費	CF	物件費等支出
筆耕翻訳料	PL	物件費	CF	物件費等支出
火災保険料・自動車損害保険料等	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
13.委託料※				
14.使用料及び賃借料	PL	物件費	CF	物件費等支出
15.工事請負費※				
16.原材料費	PL	維持補修費(物件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
17.公有財産購入費※				
18.備品購入費※				
19.負担金、補助及び交付金	PL	補助金等	CF	補助金等支出
20.扶助費	PL	社会保障給付	CF	社会保障給付支出
21.貸付金※				
22.補償、補填及び賠償金※				
23.償還金、利子及び割引料※				
24.投資及び出資金※				
25.積立金※				
26.寄附金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
27.公課費	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
28.繰出金※				
29.繰上充用金※				

別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)

歳入科目だけから勘定科目が特定できないときは、次の例を参考に、取引内容を検討し、科目及び金額を特定して仕訳する。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
国庫支出金	業務活動支出の財源に充当したものか投資活動支出の財源に充当したものを特定する。			
	CF	国庫等補助金収入(業務収入)	NW	国庫等補助金
	CF	国庫等補助金収入(臨時収入)	NW	国庫等補助金
	CF	国庫等補助金収入(投資活動収入)	NW	国庫等補助金
都道府県支出金	業務活動支出の財源に充当したものか投資活動支出の財源に充当したものを特定する。			
	CF	国庫等補助金収入(業務収入)	NW	国庫等補助金
	CF	国庫等補助金収入(臨時収入)	NW	国庫等補助金
	CF	国庫等補助金収入(投資活動収入)	NW	国庫等補助金
国庫補助金などの返納金は、受領した当該年度に返納する場合、一例として次のとおり仕訳処理する。				
(国庫補助金にマイナスを立てる仕訳)	NW	国庫等補助金	CF	国庫等補助金収入(業務又は投資)
財産(不動産・物品)売却収入	1 売却物が台帳記載の固定資産か否かを調査する。 2 売却物が固定資産の場合は、その科目を特定する。 3 資産売却において、簿価に対して売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
(固定資産)	CF	資産売却収入	BS	土地
	CF	資産売却収入	BS	建物
	CF	資産売却収入	BS	立木竹
	CF	資産売却収入	BS	工作物
	CF	資産売却収入	BS	船舶
	CF	資産売却収入	BS	浮標等
	CF	資産売却収入	BS	航空機
	CF	資産売却収入	BS	その他(事業用資産・インフラ資産)
	CF	資産売却収入	BS	物品
	CF	資産売却収入	BS	ソフトウェア
	CF	資産売却収入	BS	その他(無形固定資産)
(固定資産以外)	CF	資産売却収入	PL	資産売却益(臨時利益)
(有価証券売却収入)	売却において、売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	有価証券
基金繰入金	取崩した基金の科目を特定する。			
基金等の取崩しのとき	CF	基金取崩収入	BS	財政調整基金
	CF	基金取崩収入	BS	減債基金(流動資産・固定資産)
	CF	基金取崩収入	BS	その他(基金)
貸付金元利収入	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に元本額と利息額を分ける。 2.利息分については、PLの収益として処理。 3.償還金に元金と利息が混在している場合は、当初は総額で仕訳しておき、整理仕訳において、利息額分を収益に振り替えてもよい(《別表7-1》参照)。			
(長期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	長期貸付金
(短期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	短期貸付金
(利息額)	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
(償還金)	償還された資産の科目を特定する。			
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	出資金
	CF	貸付金元金回収収入	BS	その他(投資及び出資金)
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	その他(投資及び出資金)

別表6－4 歳出科目（仕訳複数例）

歳出科目から勘定科目を特定することができないときは、次の例を参考に、取引内容を検討のうえ、科目及び金額を特定して仕訳を行う。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
職員手当等	賞与等引当金を充当して支払った部分につき、《別表7－1》の仕訳を行う。			
	PL	職員給与費	CF	人件費支出
修繕料	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、建物等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PL物件費で処理する。			
（例）建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
（例）資産形成以外	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
	PL	物件費	CF	物件費等支出
委託料	1.工事の設計委託、ソフトウェアの開発委託等、資産形成支出が混在している可能性があるのを、これを抽出し、資産については、建設仮勘定、ソフトウェア等、科目を特定する。 2.自己資産の形成につながらない支出は経費とし、借方PLとする。			
（例）ソフトウェア開発支出	BS	ソフトウェア	CF	公共施設等整備費支出
（例）インフラ資産（建設仮勘定）	BS	建設仮勘定（インフラ資産）	CF	公共施設等整備費支出
（例）資産形成以外（事務委託等）	PL	物件費	CF	物件費等支出
工事請負費	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるのを、これを分け、資産については、建物、建設仮勘定等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PL維持補修費として処理する。			
（例）事業用建物工事	BS	建物（事業用資産）	CF	公共施設等整備費支出
（例）インフラ資産（建物）	BS	建物（インフラ資産）	CF	公共施設等整備費支出
（例）維持補修支出	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
公有財産購入費	1.インフラ資産や事業用資産の科目を特定する。 2.なお、資産算入範囲外の経費支出が混在するときは、そのPL科目を特定する。			
（例）建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
（例）土地	BS	土地	CF	公共施設等整備費支出
資産形成に繋がらない支出	PL	科目を特定する。例えば物件費。	CF	物件費等支出
備品購入費	資産形成支出（原則として50万円以上）と、消耗品費支出が混在している可能性があるのを、これを分け、資産については科目を特定する。			
（例）物品の購入（50万円以上）	BS	物品	CF	公共施設等整備費支出
50万円未満の物の購入	PL	物件費	CF	物件費等支出
負担金、補助及び交付金	都道府県が支出する地方消費税交付金、地方消費税清算金（歳出）の勘定科目の一例として、次のとおり仕訳処理する。			
地方消費税交付金	PL	移転費用（補助金等）	CF	移転費用支出（補助金等支出）
地方消費税清算金（歳出）	NW	税收等	CF	業務費用支出（その他）
貸付金	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に貸付に要する事務費用があれば、これを別途に抽出する。 2.短期貸付金については、純資産上は財源区分内部の振替とみなし、あらためて財源仕訳は行わない。 3.貸付に付随する事務費用はPLで処理する。			
長期貸付金	BS	長期貸付金	CF	貸付金支出
短期貸付金	BS	短期貸付金	CF	貸付金支出
貸付費用	PL	その他（その他の業務費用）	CF	その他の支出（業務費用支出）
補償、補填及び賠償金	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、土地等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PLその他（移転費用）として処理する。			
（例）建物	BS	土地	CF	公共施設等整備費支出
（例）土地	PL	その他（移転費用）	CF	その他の支出（移転費用支出）
償還金、利子及び割引料	償還金元本については、債務残高が減少する科目を特定し、また、利子・割引料等はPLで処理する。			
1年内償還予定地方債元本償還	BS	地方債（臨時財政対策債除く）（流動負債）	CF	地方債償還支出
	BS	臨時財政対策債（流動負債）	CF	地方債償還支出
短期借入金元本償還	BS	その他（流動負債）	CF	その他の支出（財務活動支出）
地方債元本償還	BS	地方債（臨時財政対策債除く）（固定負債）	CF	地方債償還支出
	BS	臨時財政対策債（固定負債）	CF	地方債償還支出
長期借入金元本償還	BS	その他（固定負債）	CF	その他の支出（財務活動支出）
地方債利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
借入金利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
過年度分過誤納還付	PL	その他（その他の業務費用）	CF	その他の支出（業務費用支出）

投資及び出資金		投資等の科目を特定する。	
有価証券購入	BS 有価証券	CF	投資及び出資金支出
出資	BS 出資金	CF	投資及び出資金支出
公営企業への出資金(一例)	BS 投資及び出資金(その他)	CF	投資活動支出(投資及び出資金支出)
その他の投資	BS その他(投資及び出資金)	CF	投資及び出資金支出
積立金		積立金等の科目を特定する。 減債基金のうち固定資産になるものと流動資産になるものの区分については、以下のとおり。 [固定資産] ・繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの [流動資産] ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等、特定の地方債との紐付けがないもの なお、1年以内に償還予定の満期一括償還地方債の償還のために減債基金に積み立てたものについては、当該満期一括償還地方債を流動負債に振り替えるのに合わせて、流動資産に振り替えることも考えられます。	
財政調整基金	BS 財政調整基金	CF	基金積立金支出
減債基金 (長期)	BS 減債基金(固定資産)	CF	基金積立金支出
(短期)	BS 減債基金(流動資産)	CF	基金積立金支出
その他の基金・積立金	BS その他(基金)	CF	基金積立金支出
繰出金		繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の積立である場合に分け、後者については、基金を特定する。	
他会計への経常移転支出	PL 他会計への繰出金	CF	他会計への繰出支出
繰上充用金		当年度・翌年度に分けて仕訳処理を行う。	
(当年度)	CF その他の収入(財務活動収入)	BS	その他(流動負債)
(翌年度)	BS その他(流動負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)

別表7 非資金仕訳例

別表7ー1 整理仕訳

本表において「整理仕訳」とは、複数の勘定科目が混在する取引につき、当初、1科目・金額で処理し、後日、その仕訳を正しい科目・金額に修正する振替仕訳をいう。
以下、歳入歳出仕訳において、当初、混在する仕訳を行った場合の整理仕訳例を掲載する。ただし、リース資産については、当初から資産分と費用分を分解して仕訳する例と、当初は物件費として仕訳する例を示す。

No.	ケース	借方			貸方		
		財 書	勘定科目名	金額	財 書	勘定科目名	金額
1	固定資産売却益	元本額 100、売却額 120、売却益 20。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正					
	当初仕訳	CF	資産売却収入	120	BS	土地	120
	整理仕訳	BS	土地	20	PL	資産売却益	20
2	有価証券及び出資金売却益	元本額 100、売却額 120、売却益 20。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正					
	当初仕訳	CF	資産売却収入	120	BS	有価証券	120
	整理仕訳	BS	有価証券	20	PL	資産売却益	20
3	固定資産売却損	元本額 100、売却額 70、売却損 30。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正					
	当初仕訳	CF	資産売却収入	70	BS	土地	70
	整理仕訳	PL	資産除売却損	30	BS	土地	30
4	有価証券及び出資金売却損	元本額 100、売却額 70、売却損 30。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正					
	当初仕訳	CF	資産売却収入	70	BS	有価証券	70
	整理仕訳	PL	資産除売却損	30	BS	有価証券	30
5	短期貸付元利金混在償還	貸付金償還総額 100、うち元金 90、利息 10。当初償還総額をもって処理していたところ、これを修正					
	当初仕訳	CF	貸付金元金回収収入	100	BS	短期貸付金	100
	整理仕訳	BS	短期貸付金	10	PL	その他の収入（経常収益）	10
		CF	その他の収入（業務収入）	10	CF	貸付金元金回収収入	10
6	生産物売却収入	又は					
	当初仕訳	CF	その他の収入（業務）		PL	その他（経常収益）	
	整理仕訳	PL	その他（その他の業務費用）		BS	棚卸資産	
	期首棚卸高	PL	その他（その他の業務費用）		BS	棚卸資産	
	期末棚卸高	BS	棚卸資産		PL	その他（その他の業務費用）	
7	退職手当引当金振替	当初、全額職員給与費で処理していたところ、退職手当引当金を取崩して充当					
	当初仕訳	PL	職員給与費	100	CF	人件費支出	100
	整理仕訳	BS	退職手当引当金	100	PL	職員給与費	100
8	賞与等引当金振替	当初、全額職員給与費で処理していたところ、賞与等引当金を取崩して充当					
	当初仕訳	PL	職員給与費	100	CF	人件費支出	100
	整理仕訳	BS	賞与等引当金	100	PL	職員給与費	100

9リース資産						
購入見積額 100、5年リース、年間支払額 25(うち購入額相当額 20 利息相当額 5)						
① 当初から資産分と費用分を分解して仕訳する場合						
取得時 初年度リース料支払 本体分 初年度リース料支払 利息分 償却	BS	科目を特定する。例えば物品。	100	BS	その他(固定負債)	100
	BS	その他(固定負債)	20	CF	その他の支出(財務活動支出)	20
	PL	支払利息	5	CF	支払利息支出	5
	PL	減価償却費	20	BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定	20
	PL	減価償却費	20	BS	無形固定資産の科目を特定	20
② 当初は物件費として仕訳する場合						
当初支払額を物件費で処理していたところ、これを修正						
取得時 初年度リース料支払 本体分 初年度リース料支払 利息分 償却	BS	科目を特定する。例えば物品。	100	BS	その他(固定負債)	100
	PL	物件費	25	CF	物件費等支出	25
	BS	その他(固定負債)	20	PL	物件費	25
	PL	支払利息	5	CF	その他の支出(財務活動支出)	20
	CF	物件費等支出	20	CF	支払利息支出	5
整理仕訳 (有形固定資産の場合) (無形固定資産の場合)	CF	物件費等支出	5	CF	有形固定資産の減価償却累計額を特定	20
	PL	減価償却費	20	BS	無形固定資産の科目を特定	20
	PL	減価償却費	20	BS	無形固定資産の科目を特定	20

別表7-2 未収・未払の仕訳

歳入歳出データのうち、未収金及び未払金に関する仕訳は、次のとおりである。

No.	ケース	借方			貸方		
		財 書	勘定科目名	金額	財 書	勘定科目名	金額
10	前年度末に未収計上したものの本年度収納	貸方はBS未収金として既存の未収金を消込み、借方のCF科目を特定する。 CF科目は、その未収金を計上した元の相手科目から判断して、以下のいずれかを選択する。					
		CF	科目を特定する。例えば税収等収入。		BS	未収金	
11	前年度末に未払金計上したものの本年度支払	借方はBS未払金として既存の未払金を消込み、貸方のCF科目を特定する。					
		BS	未払金		CF	科目を特定する。例えば公共施設等整備費支出。	
12	前年度末に未払費用計上したものの本年度支払	借方はBS未払費用として既存の未払費用を消込み、貸方のCF科目を特定する。					
		BS	未払費用		CF	科目を特定する。例えば支払利息支出。	
13	本年度末に未収金が発生した場合の処理	1.現金取引(未済)の場合、借方がBS未収金となる。 2.過年度未収計上分(再調定分)であって、本年度末においてもなお未収である場合、重複して未収計上しないこと。					
	①税金(例)	BS	未収金		NW	税収等	
	②資産売却収入の未収金(損益が発生しない場合)						
	固定資産売却	BS	未収金		BS	固定資産の科目を特定	
	投資その他の資産の譲渡	BS	未収金		BS	投資その他の資産の科目を特定	
	③資産売却収入の未収金(益が発生した場合)	(例) 元本額100 売却額120 売却益20					
	土地売却例	BS	未収金	120	BS	土地	100
					PL	資産売却益	20
	④資産売却収入の未収金(損が発生した場合)	(例) 元本額100 売却額70 売却損30					
	土地売却例	BS	未収金	70	BS	土地	100
		PL	資産除売却損	30			
	⑤その他の収益の未収金	BS科目は未収金であるが、相手科目としてPL収益科目の特定を要する。					
		BS	未収金		PL	PLの収益科目を特定	
14	年度末に未払金が発生した場合の処理	現金取引(未済)の場合、貸方がBS未払金及び未払費用となる。					
	土地(例)	BS	土地		BS	未払金	

別表7-3 未収金に関する不納欠損の仕訳

歳入歳出データのうち、未収金について不納欠損決定した額に関する仕訳は、次のとおり行う。

No.	ケース	借方		貸方	
		財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
15	徴収不能引当金を計上している債権の場合 未収金の不納欠損(例)	BS	徴収不能引当金	BS	未収金
16	徴収不能引当金を計上していない債権の場合 未収金の不納欠損(例) (業務上行っている債権の場合) (上記以外の債権の場合)	PL	その他(その他の業務費用)	BS	未収金
		PL	その他(臨時費用)	BS	未収金

別表7-4 歳計外資金の仕訳

歳計外現金(例: 社会保険料等の預り金)の受入、払出に関する仕訳は次のとおりである。なお、年度末に本年度増減総額をもって処理してもよい。

No.	ケース	借方		貸方	
		財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
17	歳計外現金の受入	CF	本年度歳計外現金増減額	BS	預り金
18	歳計外現金の払出	BS	預り金	CF	本年度歳計外現金増減額

別表7ー5 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳

歳入歳出データに含まれない非資金取引に関する仕訳(例)は、次のとおりである。

No.	ケース	借方		貸方	
		財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
19	固定資産の無償所管換受入・寄付受入・受贈	BS	固定資産の科目を特定	NW	無償所管換等
20	固定資産が調査によって判明した場合	BS	固定資産の科目を特定	NW	無償所管換等
21	投資その他の資産の無償所管換受入・寄付受入・受贈	BS	投資その他の資産の科目を特定	NW	無償所管換等
22	固定資産の除却	PL	資産除売却損	BS	固定資産の科目を特定
23	固定資産の無償所管換払出・寄付払出	NW	無償所管換等	BS	固定資産の科目を特定
24	棚卸資産への振替	BS	棚卸資産	BS	有形固定資産の科目を特定
25	満期保有目的有価証券等の強制評価減	PL	その他(臨時損失)	BS	投資その他の資産の科目を特定
26	満期保有目的の債券以外の有価証券及び市場価格のある出資金の評価益	BS	投資その他の資産の科目を特定	NW	資産評価差額
27	満期保有目的の債券以外の有価証券及び市場価格のある出資金の評価損	NW	資産評価差額	BS	投資その他の資産の科目を特定
28	投資損失引当金の計上	PL	投資損失引当金繰入額	BS	投資損失引当金
29	投資損失引当金の取崩し	BS	投資損失引当金	PL	その他(臨時利益)
30	市場価格のない投資及び出資金(連結対象団体及び会計に対するもの)の回収不能				
	投資損失引当金を計上している投資その他の資産の場合	BS	投資損失引当金	BS	引当てた投資その他の資産の科目を特定
	投資損失引当金を計上していない投資その他の資産の場合	PL	その他(臨時損失)	BS	投資その他の資産の科目を特定
31	徴収不能引当金の計上	PL	徴収不能引当金繰入額	BS	徴収不能引当金
32	徴収不能引当金の取崩し	BS	徴収不能引当金	PL	その他(経常収益)
33	賞与等引当金の計上	PL	賞与等引当金繰入額	BS	賞与等引当金
34	退職手当引当金の計上	PL	退職手当引当金繰入額	BS	退職手当引当金
35	損失補償等引当金の計上	PL	損失補償等引当金繰入額	BS	損失補償等引当金
36	固定資産から流動資産への振替				
	貸付金(例)	BS	短期貸付金	BS	長期貸付金
37	固定負債から流動負債への振替				
	地方債(例)	BS	地方債	BS	1年内償還予定地方債
38	固定資産の減価償却				
	有形固定資産	PL	減価償却費	BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定
	無形固定資産	PL	減価償却費	BS	無形固定資産の科目を特定
39	建設仮勘定の本勘定への振替	BS	建物	BS	建設仮勘定
40	退職手当組合の積立額				
	退職手当組合の積立額が退職手当債務を超過している場合	BS	基金(その他)	PL	経常収益(その他)
	当該資産が減少する場合	PL	人件費(職員給与費)	BS	基金(その他)

別表8 事業用資産とインフラ資産の区分表

分 類	例 示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁、支所		○	
その他公用施設	職員宿舎		○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
公衆衛生施設				
公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設		○	
農林水産業施設				
農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く	○	
林業関係施設		林道を除く	○	
水産業関係施設		漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設			○	
観光施設			○	
道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
河川	河川、池沼			○
港湾	港湾、漁港			○
公園	都市公園、児童公園			○
住宅	公営住宅		○	
防災	護岸、治山	消防施設を除く		○
教育施設				
学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
社会教育施設	図書館、市民会館		○	
給食施設			○	
公営事業				
上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
下水道施設	公共下水道、集落排水施設			○
病院			○	
その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設	電気・ガスは除く	○	
普通財産				
土地			○	
その他普通財産			○	

統一的な基準による財務書類作成チェックリスト (一般会計等財務書類用)

まず、「Ⅰ. 統一的な基準への準拠性の確認」で、統一的な基準に従って、計上すべき資産・負債・費用が財務書類の適切な勘定科目に計上されているかを確認した上で、次に、「Ⅱ. 財務書類の各勘定残高の正確性及び外部帳票との整合性の確認」により、勘定科目の金額が決算書等の外部帳票の金額と整合性が図られているかを確認し、最後に、「Ⅲ. 財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合」により、財務書類と附属明細書に記載されている金額が合致しているかどうかを確認することとしています。

統一的な基準による財務書類作成チェックリスト(一般会計等財務書類用)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き
QA:Q&A集 注記例:一般会計等財務書類における注記例

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
Ⅰ. 統一的な基準への準拠性の確認						
(1) 共通事項	1 原則として歳入歳出データを単位として仕訳帳が作成されているか。	作37段落				
	2 歳入歳出データを単位として仕訳帳が作成されていない場合(予算科目単位で集計した歳入歳出データに仕訳を付与している場合など)においても、歳入歳出データとの整合性を検証可能であるか。	作37段落				
(2) 貸借対照表	1 各種の資産は作成要領93～124段落に従い区分しているか。	作93～124段落				
	2 償却資産については、耐用年数が異なるごとに区分しているか。 (例: 建築工事を建物、建物附属設備、工作物等に区分する、道路工事を道路改良と舗装に区分する、等)	資11段落 QA3(2).18				
	3 固定資産の取得原価には付随費用を加算しているか。	資35段落				
	4 固定資産の新規取得に際しては、資本的支出と修繕費を区分しているか。	資36～37段落				
	5 インフラ資産と事業用資産の区分は、作成要領別表8に準拠しているか。	作別表8				
	6 売買取引に準じて処理したリース資産については、他の固定資産と同様、適切な取得価額・耐用年数・減価償却方法で評価されているか。	資28～33段落				
	7 各種の負債は作成要領125～144段落に従い区分しているか。	作125～144段落				
	8 退職手当引当金は、作成要領131段落に従って算定しているか。また、退職手当組合に加入している団体は、退職手当債務から組合積立金等を控除した額を計上しているか。	作130～131段落				
	9 賞与等引当金は、作成要領142段落に従い、法定福利費(共済組合負担金等)を加算して算定しているか。	作142段落				
	1 業務費用は、作成要領第160～174段落に従い区分しているか。 特に、資産の機能維持のための費用は「維持補修費」に計上しているか。	作160～174段落				
(3) 行政コスト計算書	2 移転費用は、作成要領175～179段落に従い区分しているか。	作175～179段落				
	3 経常収益は、作成要領180～183段落に従い区分しているか。	作180～183段落				
	4 臨時損失は、作成要領第185段落に示された費用・損失などのように、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。	作184～190段落				
	5 臨時利益は、臨時損失と同様、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。	作191～194段落				
	1 財源は、作成要領203～205段落に従い区分しているか。	作203～205段落				
(4) 純資産変動計算書	2 有価証券等の評価差額は、作成要領211段落に従い、「資産評価差額」に計上しているか。	作211段落				
	1 業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支は、作成要領221～261段落に従い区分しているか。	作221～261段落				
(5) 資金収支計算書	2 臨時支出、臨時収入は、行政コスト計算の臨時損失、臨時利益と同様、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。					
	3 リース資産に関する債務返済額は財務活動支出に計上されているか。					
Ⅱ. 財務書類の各勘定残高の正確性及び外部帳票との整合性の確認						
(1) 貸借対照表	次の勘定科目の貸借対照表金額は、列挙した次の帳票等の金額と一致しているか。また、一致していない場合は、その差異理由が合理的に説明可能か(また、別表4-1～4-7を作成していない場合は、以下に示した外部帳票等と一致しているか)。	—				
	現金預金					
	1-1 →現金預金明細表(別表4-1) 本年度末現金預金残高合計額 →歳入歳出決算書の形式収支+歳計外現金管理資料の年度末残高	—				
	長期延滞債権					
	1-2 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-2)(1)過年度未収金 本年度末残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 長期延滞債権 合計本年度末残高 →歳入歳出決算事項別明細書 歳入 滞納繰越分 収入未済合計額	—				
	未収金					
	1-3 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-2)(2)本年度未収金計上額 本年度末残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 未収金 合計本年度末残高 →歳入歳出決算事項別明細書 歳入 現年課税分 収入未済合計額	—				
	長期未払金					
	1-4 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-2)(3)過年度未払金 未払残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 長期未払金 合計本年度末残高	—				
	未払金					
	1-5 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-2)(4)本年度未払金計上額 未払残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 未払金 合計本年度末残高	—				
	財政調整基金、減価基金、その他の基金					
	1-6 →投資その他の資産明細表(別表4-4) 基金 本年度末残高 →財産に関する調書 基金 決算年度末現在高	—				
	有価証券、出資金、長期貸付金、短期貸付金					
	1-7 →投資その他の資産明細表(別表4-4) 有価証券、出資金、長期貸付金 本年度末残高 →財産に関する調書 有価証券、出資による権利、債権(預託金等貸付金に該当しないものを除く) 決算年度末現在高	—				
	有形固定資産、無形固定資産、棚卸資産					
	1-8 →有形・無形固定資産等明細表(別表4-5) 本年度末残高 →固定資産台帳 取得価額及び帳簿価額	—				

項目			マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
	1-9	地方債、1年内償還予定地方債 →地方債明細表(別表4-6) 本年度末残高	—				
	1-10	引当金 →引当金明細表(別表4-7) 本年度末残高	—				
	2	既に完成しているにも関わらず、建設仮勘定のままで計上されている(本勘定への振替が漏れている)固定資産はないか。	資26段落 QA3(2).15～17				
	3	財政調整基金は流動資産に区分されているか。	QA2.9				
	4	減価基金は、次の例示にしたがい固定資産と流動資産に区分されているか。 〔固定資産〕 ・繰上償還相当額を減価基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減価基金に積み立てているもの 〔流動資産〕 ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等	別表6-4 QA2.9				
	5	歳計外現金は3月31日時点の残高が計上されているか(ただし出納整理期間中に歳計現金との振替があった場合、振替額が貸借対照表に二重に計上されるため、歳計外現金残高から振替額を控除する調整が必要となる)。	QA2.15				
(2) 行政コスト計算書							
	1	減価償却費の計上額は固定資産台帳上の「減価償却費」と一致しているか。					
	2	行政コスト計算書に係る過年度の修正(各種費用や使用料等)は、行政コスト計算書(臨時損失・臨時利益(その他))に計上しているか。また、当該内容と金額を注記しているか。	QA2.23				
(3) 純資産変動計算書							
	1	前年度末純資産残高は前年度の貸借対照表の純資産残高と一致しているか。					
	2	純資産変動計算書に係る過年度の修正(税収等や国県等補助金等)は、純資産変動計算書(その他)に計上しているか。また、当該内容と金額を注記しているか。	QA2.23				
	3	固定資産が新たに判明した場合(過年度計上漏れ)、純資産変動計算書(無償所管換等)に計上しているか。また、当該内容と金額を注記しているか。	QA2.23				
	4	固定資産等形成分の本年度末純資産残高は、貸借対照表の固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額と一致しているか。					
	5	本年度末純資産残高は、貸借対照表の純資産合計と一致しているか。	作28～29段落				
(4) 資金収支計算書							
	1	国県等補助金収入は、業務支出の財源として充当した場合は、業務活動収支の区分に計上し、投資活動支出の財源として充当した場合は、投資活動収支の区分に計上しているか(なお、国県等補助金が充当された事業の内容ごとに区分することが困難である場合には、全額を投資活動収入または業務活動収入として処理することも許容される。)	作235、250段落 QA2.16				
	2	分担金及び負担金は、業務活動収支における業務支出の財源として充当した場合は、業務収入の税収等収入に計上し、投資活動支出の財源として充当した場合は、投資活動収入のその他の収入に計上しているか。	QA2.26				
	3	前年度末資金残高及び本年度末資金残高は、それぞれ各年度の歳入歳出決算書の形式収支と一致しているか。					
	4	前年度末歳計外現金残高及び本年度末歳計外現金残高は、それぞれ各年度末の歳計外現金と一致しているか。					
(5) 合算・相殺消去							
	1	下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のア及びイの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容される。 ア補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去) イ会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)	作51②、80、81段落				
(6) 注記							
		下記の事項を注記しているか。	注記例				
	1	重要な会計方針	作262段落、注記例				
		①有形固定資産等の評価基準及び評価方法					
		②有価証券等の評価基準及び評価方法					
		③有形固定資産等の減価償却の方法					
		④引当金の計上基準及び算定方法					
		⑤リース取引の処理方法					
		⑥資金収支計算書における資金の範囲					
		⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項					
	2	重要な会計方針の変更等	作263段落、注記例				
		①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容					
		②表示方法を変更した場合には、その旨					
		③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容					
	3	重要な後発事象	作264段落、注記例				

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
	4 偶発債務	作265段落、注記例				
	①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
	②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
	③その他主要な偶発債務					
	5 追加情報	作266段落、注記例				
	①対象範囲(対象とする会計)					
	②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異					
	③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨					
	④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
	⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況					
	⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額					
	⑦繰越事業に係る将来の支出予定額					
	⑧その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
	6 貸借対照表に係る追加情報	作267段落、注記例				
	①基準変更等による影響額					
	②売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲					
	③減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
	④減債基金に係る積立不足の有無及び不足額					
	⑤基金借入金(繰替運用)の内容					
	⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額					
	⑦将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)					
	⑧自治法第234の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に経常されたリース債務金額					
	⑨資産計上されていない所有外管理資産や表示登録が行われていない法定外公共物の財務情報(土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額)					
	⑩道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価とした場合は、資産手引き59段落による評価額					
	⑪PFI事業に係る資産の金額					
	7 行政コスト計算書	作267段落、注記例				
	①基準変更による影響額の内訳(開始貸借対照表を作成しない場合)					
	8 純資産変動計算書	作267段落、注記例				
	①純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容					
	9 資金収支計算書に係る追加情報	作267段落、注記例				
	①業務・投資活動収支					
	②既存の決算情報との関連性					
	③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳					
	④一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額					
	⑤重要な非資金取引					

項目			マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
Ⅲ. 財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合							
		照合元	照合先				
(1) 財務書類 本表	1	貸借対照表の「資産合計」	貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作89段落			
	2	貸借対照表の「現金預金」残高	資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」	作28～29段落 作219段落			
	3	貸借対照表の「純資産合計」	純資産変動計算書(または、行政コスト及び純資産変動計算書)の「本年度末純資産残高」	作28～29段落			
	4	貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	純資産変動計算書の「固定資産等形成分」の「本年度末残高」	作201段落			
	5	貸借対照表の「純資産の部」の「余剰分(不足分)」	純資産変動計算書の「余剰分(不足分)」の「本年度末残高」	作201段落			
	6	貸借対照表の「固定資産」合計+「流動資産」の「短期貸付金(関連する徴収不能引当金を含む)」+「流動資産」の「基金(関連する徴収不能引当金を含む)」	貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	作201段落			
	7	行政コスト計算書の「純行政コスト」	純資産変動計算書の「純行政コスト」(△)	作28～29段落 作201段落			
	8	資金収支計算書の収入の合計	「歳入歳出決算集計データの歳入合計」-「繰越金」				
	9	資金収支計算書の支出の合計	「歳入歳出決算集計データの歳出合計」+「歳計剰余金処分による基金積立額」				
	10	資金収支計算書の「本年度末資金残高」	歳入歳出決算書の歳入歳出差引残額				
(2) 附属明細書	1	「1(1)①有形固定資産の明細」の各「D 本年度末残高」	貸借対照表の各残高				
	2	「1(1)①有形固定資産の明細」の各「E 本年度末減価償却累計額」	貸借対照表の各減価償却累計額残高				
	3	「1(1)①有形固定資産の明細」の「G 差引本年度末残高」の「合計」	貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	4	「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の各「合計」	「1(1)①有形固定資産の明細」の各「G 差引本年度末残高」				
	5	「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の「合計」	貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	6	「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のあるもの」の「C 貸借対照表計上額」+「市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)に対するもの」の「A 出資金額」+「市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)以外に対するもの」の「I 貸借対照表計上額」	貸借対照表の「投資及び出資金」残高				
	7	「1(1)④基金の明細」の「合計(貸借対照表計上額)」の「合計」	貸借対照表の「基金」残高(流動・固定の合計)				
	8	「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「長期貸付金」残高				
	9	「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「短期貸付金」残高				
	10	「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「長期延滞債権」残高				
	11	「1(1)⑦未収金の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「未収金」残高				
	12	「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	貸借対照表の固定資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	13	「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑦未収金の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	貸借対照表の流動資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	14	「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高」の合計	貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	15	「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高-うち1年内償還予定」の合計	貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	16	「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「臨時財政対策債」の合計	貸借対照表の「臨時財政対策債」(固定負債)残高+「臨時財政対策債」(流動負債)残高				
	17	「1(2)②地方債(利率別)の明細」の「地方債残高」	貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	18	「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「地方債残高」	貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	19	「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「1年以内」	貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	20	「1(2)⑤引当金の明細」の各区分の「本年度末残高」	貸借対照表の各残高(流動・固定のそれぞれ)				
	21	「2(1)補助金等の明細」の「金額」の「合計」	行政コスト計算書の「補助金等」残高				
	22	「4(1)資金の明細」の「本年度末残高」の「合計」	資金収支計算書の「本年度末資金残高」				
	23	「行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」の各「合計」	行政コスト計算書の各残高				

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

I はじめに

1. 本手引きは、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日公表。以下「研究会報告書」といいます。）で示された統一的な財務書類等の作成基準（以下「統一的な基準」といいます。）について、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したものです。

II 固定資産台帳の整備目的

2. 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があり、統一的な基準では、その現在高は貸借対照表（償却資産は、原則として取得価額等と減価償却累計額を表示）に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。
3. 現行制度上、各地方公共団体では、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっていますが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握等を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なります。また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、全ての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていないのが現状です。（固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点については、「別紙1」参照）
4. 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。
5. 今後、全ての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。
6. さらに、固定資産台帳は、総務省が策定及び見直し・充実を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられます。

7. このように、固定資産台帳は、整備することが目的ではなく、整備後の同台帳の活用を念頭に置いて、整備を進めていくことが重要となります。
8. また、前述のとおり現行制度における各種台帳の記載項目については、その目的や構造等において固定資産台帳との相違点も多くありますが、将来的には一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳と固定資産台帳とを連動できるようにし、可能な限り一体的な管理・運用ができる形で整備することも考えられます。
9. なお、企業会計等が随時、基準等の改正を行っていることと同様に、公会計の理論及び実務についても、今後一層進展していくものと考えられる中で、その時々状況に応じて、これまでの議論も踏まえた上で、本手引きの内容も充実・改善を図っていく予定です。

Ⅲ 固定資産台帳の記載単位

10. 固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、
 - ①現物との照合が可能な単位であること
 - ②取替や更新を行う単位であることという2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。
11. すなわち、資産として記載する「1単位」の区分については、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要となります。
12. このように資産の「1単位」を区分した上で、統一的な基準では、具体的に固定資産台帳に記載すべき資産単位は、棟、個、台、筆、㎡、m等を基本とします。
13. ただし、例外として、開始時においては、道路、河川及び水路について、1区間単位の価格算定が困難な場合に限り、会計年度単位に供用開始等した合計数量（延長キロ等）をもって、記載する「1単位」とすることも妨げないこととします。この場合であっても、例えば、道路については、管理は会計年度単位よりは路線単位等で行われることが想定されますので、開始後については、新規整備や更新など一定のタイミングで路線単位等の管理とすることとし、精緻化を図ることが望まれます。
14. また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

15. 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望めます。
16. なお、土地と建物等を一括で購入した場合、購入金額について土地と建物等を区分する必要があります。契約書等により、土地と建物等の内訳が判明する場合には、契約書等による土地と建物等の内訳金額を取得価額として採用します。消費税は、土地は非課税ですが、建物等は課税されますので、一般的に、契約書等から土地と建物等の内訳が判明しないケースは少ないと考えられますが、売主が個人である場合や、開始時における消費税導入以前の購入の場合等で、契約書等から内訳が判明しない場合には、一括の契約金額から土地の適正な価額を控除する等により、建物等の取得価額を算定します。

IV 固定資産台帳の記載項目

17. 固定資産台帳の記載項目については、全ての地方公共団体において同台帳の整備を進める観点から、財務書類作成のための補助簿としての機能を有するための必要最小限の項目を基本とします。
18. 固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿の役割を果たす以上、財務書類に計上される項目の内訳が算出できるようになっていなければなりません。また、前述したように、公共施設マネジメントへの活用などを前提とした、各種台帳との連動を意識した作りとすることが望めます。
19. 具体的には、別紙2のとおりであり、1資産単位ごとに各項目を備えることとし、特に財務書類作成のための項目については、毎年度公表することとします。なお、公表するに当たっては、各項目の概念に沿ったものが網羅されていれば良く、各項目の名称まで統一する必要はありません。また「期末簿価」のように他の項目（「取得価額等」と「減価償却累計額」）から算出可能なものは表示しないことを許容します。
20. また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、固定資産台帳上のデータと自治体が別途保持するデータ（利用者数、修繕費等）との紐付けが容易に行えるよう、固定資産台帳に「所管部署」と「施設等コード」を追加することで、より正確な財務情報や施設ごとの実績情報の両面から、今後の更新・統廃合・長寿命化等の方針について検討することが期待されます。

公共施設マネジメントへの活用

固定資産台帳

台帳番号	資産名称	...	所管部署	施設等コード	枝番
0001	X図書館 本館	...	生涯学習課	23161	01
0002	X図書館 本館 自動ドア	...	生涯学習課	23161	02
0003	X図書館 本館 改修工事	...	生涯学習課	23161	03
0004	X図書館 分館	...	生涯学習課	23162	01
0005	X図書館 分館 空調設備	...	生涯学習課	23162	02
0006	X図書館 分館 長寿命化工事	...	生涯学習課	23162	03

施設等単位データ※

施設等コード	施設等名称	施設等一式簿価	維持管理費 修繕費	...	劣化度	使用耐用年数	耐震診断状況	耐震診断年	耐震化状況	耐震工事年	...	利用者数	稼働率	...
23160	X図書館	8,508,265	99,652	...	-	-	-	-	-	-	...	350人	85%	...
23161	X図書館本館	5,908,463	58,011	...	C	60	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	...
23162	X図書館分館	2,599,802	41,641	...	B	70	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	...

施設等コードで紐付け

《施設等コードの振り方（一例）》

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	枝番
行政目的区分	事業区分	施設分類	施設名	場所・棟	取替・更新
教育	社会教育	図書館	X図書館	本館	本館新規
2	3	1	6	1	01

※ 固定資産台帳の粒度ではなく、それを積上げた形（例えばX図書館全体や改修工事を反映したX図書館本館など）で整備するデータをいう。
固定資産台帳の情報を積み上げたデータのほか、例えば、耐震化の状況、利用者数などの非財務情報も保持することを想定。

21. さらに、GIS（地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工して視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術）を活用することにより、固定資産の効率的な棚卸や活用の充実を図ることも考えられます。

V 固定資産台帳の記載対象範囲

1 総則

22. 固定資産台帳は、全ての固定資産を1単位ごとに記載する台帳であって、原則として全ての保有固定資産について評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、科目の振替、減価償却費等を含む増減につき記録します。
23. なお、開始貸借対照表（統一的な基準に基づき、最初に作成する会計年度の開始時（該当年度期首）現在の貸借対照表のことをいいます。例えば平成26年度決算から統一的な基準により財務書類等を作成する場合における開始貸借対照表は、平成26年4月1日（期首）の貸借対照表を指します。）作成時において、以下の①～③のいずれかに該当するものは、原則として資産として記載しないこととします。ただし、①については、将来の更新費用の算定に必要である等の理由により、各地方公共団体で必要と判断する場合は、記載することが適当です。
- ①既に耐用年数が過ぎているもの
 - ②表示登記が行われていない法定外公共物（里道（赤線）や水路（青線）等）
 - ③部落有、財産区有の資産
24. また、既存の固定資産の価値を増加させない、または耐久性を増さない修繕・補修・改修・改築・改造等は、固定資産の増加として認識しません。例えば、
- ①漁港・港湾の浚渫工事で、水深が従前と変わらないもの
 - ②河川の堤防の改修工事で、堤の容量や材料が従前と変わらないもの
 - ③災害復旧において、新規に作り直す部分以外
- 等があります。これらの修繕等は、当該会計年度の費用として計上することとなりま

す。

25. 資産計上していない所有外管理資産及び表示登記が行われていない法定外公共物についても、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれます。

2 建設仮勘定

26. 建設仮勘定は、有形固定資産に区分される勘定科目で、その工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目であり、当該有形固定資産が完成した時点で本勘定に振り替えられます。
27. 建設仮勘定については、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、「固定資産台帳の記載項目」（「別紙2」参照）に準じて作成した建設仮勘定台帳にその履歴を記載します。なお、一部が完成した場合、原則として完成部分を本勘定へ振り替えることとなり、事業量に応じた工事金額の特定など、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上しますが、振替部分の金額を独立して算定することが困難な場合には、その振替額を次の計算式によって算定することができます。この場合、必要に応じて全事業完了後に精算を行うことができます。なお、建設仮勘定について、減価償却は行いません。

$$\text{○本勘定への振替額} = \text{計画総事業費} \times \text{完成分事業量} \div \text{総事業量}$$

3 リース資産

28. リース資産については、原則、通常の売買取引に係る方法（固定資産に該当するものは貸借対照表に計上）に準じて会計処理を行います。ただし、リース取引の中でも、オペレーティング・リース取引や後述する「重要性の乏しいもの」については、通常の賃貸借取引に係る方法（費用として行政コスト計算書に計上）に準じて会計処理を行うことができることとします。これをまとめると以下の表のとおりになります。

リース取引に係る会計処理

リース取引の種類		会計処理
ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
	重要性の乏しいもの	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）
オペレーティング・リース		

29. ファイナンス・リース取引とは、次のいずれかに該当するものをいいますが、概ね、途中で解約できずに借り手が最後まで使用することが想定されているようなものであれば、該当するものとして当該リース取引を貸借対照表に計上します。なお、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいいま

す。

- ①解約不能のリース期間中のリース料総額（利息分を除く）の現在価値が、当該リース物件の見積現金購入価額（現金で購入すると仮定した場合の見積額）の概ね 90%以上であること（リース料総額の現在価値 $\geq$ 見積現金購入価額 $\times$ 90%）
- ②解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75%以上であること（解約不能のリース期間 $\geq$ 経済的耐用年数 $\times$ 75%）

※リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、①の判定結果が90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く
この中で、「解約不能」とありますが、必ずしも契約条件として定められているものに限らず、例えば途中解約して残りのリース料のほとんど全てを支払わなければならないような場合も、実質的に解約不能と考えられることに注意が必要です。

30. また、28段落に記載した「重要性の乏しいもの」としては、リース会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取扱いを踏まえ、次のいずれかに該当する場合があります。

- ①リース期間が1年以内のリース取引
- ②少額のリース取引（計上基準は地方公共団体ごとに判断します。一つの例として、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引等が考えられます）

31. リース資産の評価基準については、取得価額（貸し手の購入価額が判明している場合は貸し手の購入価額、不明な場合はリース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額）とし、売買取引に準じて処理するリース資産については、固定資産と同様の方法により減価償却費等を算定します。
32. リース資産に該当する資産については、資産全体に占める割合は低いと考えられますが、原則として次のとおり事務処理を行い、その金額等を固定資産台帳に記載します。まず、リース料の総額（利息相当額を除く）を資産（有形固定資産または無形固定資産）と負債（その他）の双方に計上します（利息相当額は、原則として返済されていないリース債務の残高に一定率を乗じて計算した結果を支払利息相当額とする方法により配分された額を、支払利息として処理します。なお、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提にリース料総額から利息相当額を控除しない方法によることもできます。）。その後、リース資産は他の有形固定資産や無形固定資産と同様に減価償却計算を行い、リース債務はリース料の支払いに応じて減額していきます。
33. なお、通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは、貸借対照表に計上されたリース債務の金額を注記します。

4 PFI等

34. PFI等の手法により整備した所有権がない資産についても、原則としてリース取引と同様の会計処理を行うものとし、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載します。なお、会計処理にあたっては、PFI等の事業内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要があります。

5 付随費用

35. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば、土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得に係る直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。

6 資本的支出と修繕費の区分

36. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。
- 「区分基準」については、原則として各地方公共団体の判断に基づき策定の上、注記するものですが、例えば「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定があることから、これに従うことも考えられます。
37. また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛り等に要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床土工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

VI 減価償却・耐用年数等

38. 償却資産については、毎会計年度減価償却を行うものとし、減価償却は、種類の区分ごとに定額法によって行うものとし、なお、開始時の道路、河川及び水路に係る減価償却については、実務的には、例えば道路資産の構成部分ごとの把握が困難な場合もあることから、簡便的な減価償却の方法として、道路等の類似した一群の資産を一体として総合償却するような償却方法も許容することとします。
39. 取替法については、今後の検討課題とし、当面は適用しないこととしますが、その有用性等を検証する観点から、既に取替法を適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することを妨げません。
40. 償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価額等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とします。
41. 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」といいます。)に規定された耐用年数に従うこととし、具体的には、「別紙3」及び「別紙4」のとおりとします。なお、端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てます。
42. 償却資産の減価償却について、上記耐用年数により難しい特別の理由として次に掲げる

事由のいずれかに該当する場合は、当該固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができます。

- ①当該固定資産の材質または製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常の材質または製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこと
 - ②当該固定資産の存する地盤が隆起し、または沈下したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ③当該固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ④当該固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ⑤当該固定資産が通常の修理または手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ⑥その他①から⑤までに掲げる事由に準じる事由により、当該固定資産の使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いことまたは短いこととなったこと
43. 上記以外は耐用年数省令に準じた耐用年数を設定することとしますが、その取扱いに合理性・客観性があるもので、別途規定するものについては、耐用年数省令に規定された耐用年数よりも長い期間の耐用年数を設定することもできることとします。
44. なお、既に固定資産台帳が整備済または整備中の地方公共団体において、耐用年数が合理的かつ客観的な基準によって設定されたものであれば、当該耐用年数を変更しないこととします。
45. また、建物等の改築や更新等を実施した場合であって、資本的支出に該当する場合は、37段落のとおり、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととしていますが、このような資産の長寿命化対策と耐用年数との関係については、今後の検討課題とします。
46. 各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げません。
47. 償却資産のうち有形固定資産の償却額に相当する金額は、当該固定資産の価額を減額する場合を除くほか、これを減額してはいけません。
48. 償却資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で当該有形固定資産を撤去して、それに対応する減価償却累計額を減額する場合の額は、当該撤去の直前の会計年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同会計年度末において減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出します。
49. 2以上の用途に共通して使用されている償却資産については、使用目的、使用状況等

により、当該資産の用途を合理的に判定し、その用途に定められた耐用年数に基づき、減価償却を行います。用途の判定にあたっては、使用面積のみならず、その使用頻度等もあわせて合理的に判断します。なお、途中で用途変更があった場合には、当該資産の使用状況（過去及び用途変更後）や環境の変化等を勘案し、その後の経済的使用可能年数を見積もり、耐用年数を決定します。ただし、簡便的に、耐用年数省令に基づく耐用年数（以下「法定耐用年数」といいます。）等を用い、以下の算式により用途変更後の耐用年数を求めることもできることとします。

○用途変更後の耐用年数 ＝ （（用途変更前の法定耐用年数 － 経過年数）

／用途変更前の法定耐用年数） × 用途変更後の法定耐用年数 ＋ 経過年数

50. 中古の償却資産を取得した場合の耐用年数については、耐用年数省令等の取扱いに準じて、以下のとおり算定します。

①見積法による耐用年数

当該資産を事業の用に供した時以降の使用可能期間として、資産の摩滅・摩耗の程度等から客観的かつ合理的に見積もられた年数

②簡便法による耐用年数

見積法により耐用年数を見積もることが困難なものは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれに定める年数（その年数が2年未満の場合は2年）

○法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 × 20%

○法定耐用年数の一部を経過した資産

（法定耐用年数 － 経過年数） ＋ 経過年数 × 20%

ただし、当該資産について支出した資本的支出の金額が当該資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合は、②簡便法による耐用年数によることはできず、法定耐用年数によることとします。

51. 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示することとします（間接法の適用）。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げません。また、各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示することができます（直接法の許容）。ただし、この場合、当該減価償却累計額を当該各有形固定資産の科目別に、または一括して注記しなければなりません。なお、無形固定資産については、直接法によって行うこととします。
52. 償却資産について、耐用年数を経過した後においても存する場合は、原則として備忘価額1円（残存価額なし）を計上します。ただし、無形固定資産については、備忘価額は計上しません。
53. なお、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損処理については、今後の検討課題と

し、当面は適用しないこととしますが、その有用性等を検証する観点から、既に減損処理を適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することを妨げません。

54. 土地、立木竹、美術品・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定は、減価償却は行いません。
55. また、償却資産の減価償却計算の履歴については、固定資産台帳等に耐用年数にわたり保存しておく必要があります。

VII 資産の評価基準・評価方法

1 総則

56. 財務書類等の作成目的である財政の効率化・適正化に資するため、固定資産台帳等に基づく資産・債務の実態把握及び管理が重要ですが、とりわけ、資産価値の適切な評価は重要であり、そのおおまかな考え方は以下のとおりです。
57. なお、資産評価については、開始時と開始後を、明確に区別する必要があります。その区別をしないと資産の評価基準・評価方法を誤解する原因にもなります。
58. 土地等の非償却資産、建物や工作物等の償却資産は、それぞれ独立したものとして取扱いします。(ただし、14段落のとおり、開始時簿価の算定のための減価償却計算については、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。)

2 有形固定資産

59. 事業用資産、インフラ資産及び所有外管理資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします(償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ)。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要がある、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。具体的には、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類を確認することが考えられますが、それでも取得原価が判明しない資産については、取得原価の把握のために、地方財政状況調査(決算統計)の数値を用いることも考えられます。
60. また、取得原価の判明状況は各地方公共団体において異なることや地方債の償還年限が取得原価の判断状況に影響すること等を踏まえ、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、特定の時期(昭和59年度以前)に取得したものは、59段落の取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取扱うこととします(「別紙5」参照)。なお、後述の105段落のとおり、既に固定資産台帳を整備済または整備中の

地方公共団体においては、資産評価に係る二重の事務負担を回避する観点等から、一定の経過措置を設けています。

61. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価額が一定金額基準以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。この金額基準については、原則として各地方公共団体の判断に基づき各地方公共団体における重要な物品等の基準に係る規定等に準じたものを設定の上、注記するものとします。一例として、取得価額または見積価額が50万円（美術品は300万円）以上といった金額基準が考えられます。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。
62. 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産及び物品）のうち、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とします。ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については、原則として備忘価額1円とします。

3 無形固定資産

63. 無形固定資産の開始時簿価については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととしますが、適正な対価を支払わずに取得したもの及び開始時において取得原価が不明なものについては、原則として再調達原価とします。
64. 特許権、著作権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等の無体財産権を計上します。うち、特許権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、育成者権は、耐用年数省令に定める償却資産として、定額法により減価償却を行い、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上します（52段落のとおり備忘価額なし）。なお、計上にあたっては、重要性の観点から金額が少額のもの等については、計上しないことも合理的な処理と考えられます。例えば、「相続税財産評価に関する基本通達」においては、課税時期後において取得すると見込まれる補償金額が50万円に満たないと認められる特許権、実用新案権、意匠権や商標権は評価しないこととされています。
65. 地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権（他人の土地等のある目的で使用するための権利）は、非償却資産であり、減価償却は行いません。また、用益物権の存否確認は一般的に困難であり、加えて、民有地を地方公共団体が公園として管理している場合や国有地を地方道として管理している場合など一般的な権利関係と異なる場合があり、権利の認定がより困難と考えられますが、一般的に以下のいずれかに該当する場合は、用益物権が存すると考えられるため、金額等による重要性の観点に照らして計上します。
 - ①契約書が残っており、契約上「建物所有を目的とする賃貸借」と明記されている
 - ②地代の支払いを行っている

③権利の設定時、権利金等の一時金を支払った

④借地権等の権利自体を他人から有償で取得した

また、取得価額が判明している場合には、取得価額により土地の賃貸借契約または転賃借契約にあたり借地権の対価として土地所有者または借地権者に支払った金額のほか、次に掲げるような金額を含みます。

①土地の上に存する建物等を取得した場合におけるその建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額

②賃借した土地の改良のためにした地盛り、地ならし、埋立て等の整地に要した費用の額

③借地契約にあたり支出した手数料その他の費用の額

④建物等を増改築するにあたりその土地の所有者等に対して支出した費用の額

66. ソフトウェアについては、地方公共団体においては財務会計システム、税務システム、住民基本台帳システム等があり、これらのうち、当該地方公共団体が所有等するものについて、固定資産として取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上することとしますが、具体的な取扱い、以下のとおりです。なお、将来の費用削減とは無関係な映像ソフトのようなものは、当該会計年度において費用処理します。

①研究開発費（試験研究費）に該当する場合は、資産計上しない（一部が該当する場合も、当該金額は取得価額から控除して計上）

②研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費については、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合、当該ソフトウェアの取得に要した費用（購入の場合：購入の対価＋購入に要した費用＋事業の用に供するために直接要した費用（そのソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業及び自団体の使用にあわせるために行う付随的な修正作業等の費用を含む）、自団体製作の場合：製作等に要した原材料費・労務費・経費＋事業の用に供するために直接要した費用。なお、過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計額）を資産価額とする

③ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合とは、自団体で利用するためにソフトウェアを制作し、当初意図した用途で継続して利用することにより、当該ソフトウェアを利用する前と比較して業務を効率的または効果的に遂行することができると明確に認められる場合、市場で販売しているソフトウェアを購入し、かつ、予定した用途で継続して利用することによって、業務を効率的または効果的に遂行することができると認められる場合等が考えられる

④物品等（機械装置や備品等）を稼働させるためのソフトウェアについて、当該物品等と当該ソフトウェアが一体とならなければ機能しない場合は、原則として当該物品等に含めて計上する

4 開始時における取得原価が不明な有形固定資産の具体的な評価方法

(1) 総則

67. 開始時に取得原価が不明な有形固定資産については、原則として再調達原価としますが、その具体的な評価方法については以下のとおりです。なお、適正な対価を支払わずに取得したものについても、原則として同様の評価方法で算定します。
68. 取得時期や建設時期が不明の償却資産の耐用年数等の取扱いについては、以下の方法が考えられます。

①取得時期が不明で建設時期が判明している場合

当該建物等の建設時期から開始時までの経過年数に基づき減価償却を行います。

②建設時期が不明で取得価額及び取得時期が判明している場合

見積法（５０段落参照）を採用し、開始時以降の使用可能期間の年数を見積もります。なお、開始時簿価の算定にあたっては、建物等の老朽化の程度から合理的に経過年数を推定し、これに基づいて減価償却累計額を判定することもできます。経過年数は、利用履歴や改修等の履歴から出来る限り実際の経過年数に近い年数を見積もることが望まれますが、困難な場合は、建物等の老朽化の程度に応じた一定の基準を定めて、当該基準により経過年数を定めることも考えられます。

③取得時期・建設時期ともに不明な場合

見積法により開始時以降の使用可能期間の年数を見積もります。

69. 複数の評価方法が示されている場合は、資産の重要性等を踏まえ、個別に異なる評価方法を採用することも差し支えありませんが、採用した評価方法を注記する必要があります。また、評価方法の変更を禁止しているものではなく、より個々の実態を反映した評価への変更については合理性が認められますが、経年比較の観点からは安易に評価方法を変更することは適当ではありません。

(2) 土地

70. 土地については、「固定資産評価基準」（昭和３８年自治省告示第１５８号）に基づく固定資産税評価額を基礎とした評価を行います。固定資産税評価額を基礎とした具体的な評価方法については、以下の方法が考えられます。なお、評価方法の適用にあたっては、各地方公共団体における価格事情及び評価対象地の特性（評価対象数、所在状況等）を考慮し、固定資産税評価の実情等を担当部署との打ち合わせ等で十分把握した上で、選択する必要があります。

①個別評価

固定資産評価基準及び各市町村において定められた固定資産評価要領（実務マニュアル等）に基づき課税地と同様に各土地について地目別に個別評価を行う方法です。課税地と同様の評価を行うことでより精度の高い評価が可能となります。

が、例えば、宅地においては、路線番号及び路線価（正面、側方、二方）、地目、地積、土地の補正に係る事項（間口・奥行・形状等）など、課税地と同様の土地情報が必要となります。

②平均単価による評価

（ア）町丁目単位

町丁目（大字・小字）単位の平均固定資産税評価額を平均単価として算定する方法です。町丁目によって土地利用の状況が区分されるような価格事情にある場合に有効な評価方法です。評価にあたり必要となる事項は、土地ごとの地目、地積、当該土地の存する町丁目及び町丁目別に求めた地目別固定資産税評価額の平均単価です。ただし、価格事情によっては実態と乖離した評価額になる可能性があるため、特に宅地については、以下（ウ）の平均単価を活用することが望ましいと考えられます。

（イ）固定資産税概要調書における地目単位

固定資産税概要調書による市町村ごとの地目別平均単価を採用する方法です。評価作業の負担は最も少ないといえますが、評価対象地の所在状況等によっては、実態を反映しないものとなる可能性があるため、各地方公共団体における価格事情及び評価対象地の特性（評価対象数、所在状況等）を十分考慮した適用が望まれます。評価にあたり必要となる事項は、土地ごとの地目、地積及び概要調書における地目別平均単価です。

（ウ）宅地及び宅地比準土地の場合の平均単価

a. 路線単位

固定資産評価基準における宅地評価法の1つである市街地宅地評価法を適用している地域において有効な評価方法で、付設された路線ごとに、沿接する宅地の固定資産税評価額の平均単価を採用して評価する方法です。平均単価による評価でもっとも精度が高いものとなりますが、各土地の正面路線を確定する必要があります。評価に必要な事項は、土地ごとの地目、地積のほか、当該土地の接面する路線の番号及び当該路線の固定資産税評価額の平均単価です。

b. 状況類似地域（地区）単位

固定資産評価基準における地域単位である状況類似地域（地区）ごとの固定資産税評価額の平均単価を採用する方法です。街路の状況（幅員等）や間口・奥行等の要因については、地域別の単純平均的な状況としての評価となります。評価に必要な事項は、土地ごとの地目、地積、当該土地の属する状況類似地域（地区）番号、当該地域における宅地の固定資産税評価額の平均単価です。

c. 用途地区単位

固定資産評価基準における用途地区ごとの固定資産税評価額の平均単価を採用する方法で、一市町村内における用途地区（普通商業地区、併用住宅地区、

普通住宅地区、中小工場地区等）ごとの水準が反映された評価となります。用途地区内の地域差や街路の状況（幅員等）、間口・奥行等の要因については、用途地区別の単純平均的な状況としての評価となります。評価に必要な事項は、土地ごとの地目、地積、当該土地の属する用途地区、用途地区別に求めた宅地の固定資産税評価額の平均単価です。

③より実態を反映した評価方法の採用

原則として固定資産税評価額を基礎とした評価方法によることとしますが、より実態を反映した評価方法の適用も可能です。したがって、不動産鑑定評価による方法、地価公示・地価調査基準地価格から求める方法及び相続税評価額を基礎とした方法等を採用することで、固定資産税評価を基礎とする方法に比べ、より適切な評価が算定できると認められる場合には、これらの評価方法を採用することも考えられます。

71. 上記の評価方法の選択にあたっては、以下を参考に精度の高い評価方法を採用することが望まれますが、時間的制約等があることから、評価精度を維持しつつ、簡便な評価方法を採用することも現実的な対応と考えられ、①資産の量・分布状況等、②資産の重要性、③現在の台帳整備状況と処理体制、のバランスを考慮することが重要です。なお、69段落のとおり、評価方法の変更を禁止しているわけではなく、より個々の実態を反映した評価への変更については合理性が認められますが、経年比較の観点からは安易に評価方法を変更することは適当ではありません。

固定資産税評価額を基礎とした評価方法の精度等

評価方法			評価の精度	必要となる土地情報
個別評価	課税地と同様の評価		高い	多い
平均 (評価額) 単価 による 評価	宅 地 等	路線単位		
		状況類似地域(地区)単位		
		用途地区単位		
	町丁目単位			
	概要調書(地目毎の市町村内平均(評価額)単位)			少ない

①資産の量・分布状況等

まずは、評価すべき土地の量を把握し、全体の作業ボリュームを確認することが必要です。また、所有地の分布状況によっては、各種平均単価により求められた結果と適切な価額とが大きく乖離する場合がありますので、分布状況を把握することが重要です。特に、中心部と周辺部において、固定資産税評価額の水準差が大きい地域や、所有地が偏在している場合には注意が必要です。例えば所有地の大部分が郊外に位置する場合、固定資産税概要調書による市町村平均単価を採用してしまうと、過大な評価となるおそれがあります。

②資産の重要性

地方公共団体にとって重要性の高い資産ほど、行財政運営に与える影響が大きくなりますので、評価精度の向上が望まれます。重要性の判断基準としては、以下のものが考えられます。

- a. 評価額
- b. 地積
- c. 庁舎など、重要性が高い施設の敷地

③現在の台帳整備状況と処理体制

まず、固定資産課税台帳を含む財産台帳の整備状況について、既に整備されている場合、整備されていない場等に応じて、どのような作業が生じ、その作業にどれだけの人員・費用を設定できるのかを検討し、現実的な処理計画を策定する必要があります。また、昨今の固定資産税評価における地番図整備の進捗により、データ取得が容易になる場合も考えられますので、整備状況の確認及び処理計画の策定にあたっては、各資産を管理している部門だけでなく、資産税部門と協議の上、検討することが重要です。

72. 以上を踏まえ、土地に係る具体的な算定方法については、無償取得など適正な対価を支払わずに取得したもの（道路、河川及び水路の敷地は除く）を含め、原則として各土地について個別評価を行うことが望まれますが、地方公共団体の実情に応じて固定資産税評価額の同一地目・一定の地域ごとの平均単価を用いた算定や、同算定が困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価での算定でも可能であり、以下のとおり算定することとします。なお、必要に応じて、対象となる土地を管轄する他の地方公共団体からの情報収集が必要となる場合があることに留意が必要です。

○再調達価額 = (地目・地区別) 地積 × (地目・地区別) 平均単価 (円/㎡)

73. また、公有財産台帳等と固定資産税概要調書との地目が一致しない場合は、前者の地目を后者の地目にあわせるため、地目変換表（「別紙6」参照）を作成する必要があります。ただし、「別紙6」はあくまでも例示であり、地目の変換にあたっては、地方公共団体の土地の状況（例えば造成前の山林を山林として評価してよいかどうか、雑種地の中にも宅地から比準する雑種地や農地から比準する雑種地等があり、価格差に大きな開きがあるが、どちらを適用することが妥当か等）と固定資産税評価の実態を十分踏まえた上で、各地方公共団体において、評価の実態を反映した変換表にする必要があります。

（3）立木竹

74. 立木竹については、他に合理的な算定方法がない場合、原則として保険金額によることとします。保険金額については、樹種、樹齢、面積により定まりますので、所在地とともに、少なくともこれらの項目は管理する必要があります。なお、以下の樹種・

樹齢別単価は、「森林国営保険」が参考となります。

○再調達価額 = 樹種・樹齢別面積 × 樹種・樹齢別単価（円／ha）

75. 開始後の再評価については、59段落のとおり、原則として行わないこととしていますが、立木竹は非償却資産であり、逆に経過年数とともに価値が高まっていく資産であるため、事務負担を踏まえた上で、金額等の重要性の観点に照らして対応を検討する必要があります。再評価の頻度について定めはありませんが、保険金額と樹齢の関係から6年に1回程度の再評価が適当と考えられます。
76. なお、重要性の観点から、資産として価値が無視できる立木竹（雑木等）や、市場が形成されておらず適正に見積・評価できない立木竹（樹齢が相当古く樹齢が不明な場合や、立木が単独で歴史的価値を有する場合等）は、算定対象としない取扱いとすることができます。したがって、統一的な基準において算定対象となる立木竹は、保険対象樹種であって、樹齢・樹種が管理されているものであり、例えば、分収林等が対象となることが考えられます。

（４）建物

77. 償却資産のうち建物については、原則として再調達価額から減価償却累計額を控除した金額を計上します。具体的な算定方法は以下のとおりです。
- 再調達価額 = 延べ床面積 × 構造・用途別単価（円／㎡）
- 開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額
78. 構造・用途別単価としては、当該建物に係る保険金額（「別紙7」参照）を用いることとします。

（５）工作物

79. 償却資産のうち工作物については、道路、橋梁、公園、港湾、河川、水路など多くの種類がありますが、資産の多くを占めると考えられる道路について、以下に例示します。（全体を把握したほうが理解しやすいため、以下の表は、取得価額の判明の有無に分けて作成しています。）

道路の取得価額の判明状況による算定方法

取得価額の判明状況		固定資産台帳の 記載単位	取得価額の算定方法
路線（区間）単位に判明		A：路線単位	路線単位の事業費を取得価額とする
路線（区間） 単位では 不明	年度単位の 事業費が判明	B：年度単位の整備総 延長キロ	年度単位の事業費総額（Aと併用する 場合、Aの事業費を控除した額） をもって取得価額とする
	年度単位の 事業費も不明	C：年度単位の幅員別 整備延長キロ	幅員別現在単価表を用い、再調達価 額を求める

80. 開始時における道路の価額算定は、入手可能な情報の程度に応じて、上記「道路の取得価額の判明状況による算定方法」に示すいずれかの方法を採用または併用します。
 なお、年度単位に価額を算定する方法を採用する場合には、各年度単位に組み入れられる路線名の明細は、現行の道路台帳と対応できるようにしておく必要があります。
81. 道路の取得価額には、35段落のとおり、道路そのものの取得に係る直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。
82. 道路の幅員別単価については、例えば6.5m以上、4.5m以上6.5m未満、2.5m以上4.5m未満、1.5m以上2.5m未満といった区分ごとに、直近（5年程度）の工事費実績総額、又は必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることが考えられます。なお、特殊な工作物で、近年の工事費実績が把握できない場合は、期間を延長しても差し支えありません。特にインフラ資産は、個別に再調達価額を判定することが困難と考えられるため、過去の平均的な建設工事費や標準的な資産で積算を行う等して求めた単価を同区分の資産全てについて適用することもやむを得ないと考えられます。
83. また、道路幅員1.5m未満の道路、路面が舗装・コンクリート以外の道路は対象としない取扱いとすることができます。
84. 道路路面整備費が不明の場合、（C）の価額算定方法は、以下のとおりです。

$$\text{○再調達価額} = \text{幅員別道路延長} \times \text{道路幅員別単価（円／m）}$$

$$\text{○開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額}$$
85. なお、農道・林道についても、道路と同様の方法で積算することが考えられます。

（6）船舶、浮標等（浮標・浮棧橋・浮ドック）、航空機、物品

86. 船舶、浮標等（浮標・浮棧橋・浮ドック）、航空機、物品の再調達価額の算定方法については、以下のとおりです。

$$\text{○再調達価額} = \text{同性能の当該資産の市場価額}$$

○開始時簿価 ＝ 再調達価額 － 減価償却累計額

87. 市場価額で評価する場合、類似製品が販売されている既製品については、同種または類似製品の販売を行っている業者の製品パンフレットやホームページ等を活用し、美術品・骨董品等については、美術年鑑等に掲載された価額を用いるなど、簡易評価を採用することが考えられます。

5 投資及び出資金（有価証券・出資金）

（１）有価証券

88. 満期保有目的有価証券は、満期まで所有する意図をもって保有している債券をいいます。満期保有目的有価証券の貸借対照表価額の測定は、償却原価法によって算定された価額を用います。ただし、満期保有目的有価証券で市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額とします。なお、債券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失（その他）として計上します。市場価格が回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記します。一度、強制評価減を行った後は市場が回復した場合でも、会計処理は行いません。
89. 満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、切り放し方式により、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失（その他）として計上します。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。市場価格が回復する見込みがあると認められ、強制評価減を行わない場合には、その旨及びその理由を注記します。
90. 満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のないものについては、取得原価または償却原価をもって貸借対照表価額とします。ただし、満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。連結対象団体及び会計に対するもの以外のこの強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失（その他）として計上します。（連結対象団体及び会計に対するものについては、94段落を参照）

(2) 出資金

91. 出資金は、公有財産として管理されている出資等をいいます。なお、出捐金は、地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当するため、出資金に含めて計上します。
92. 出資金のうち、市場価格があるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、切り放し方式により、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失（その他）として計上します。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとし、市場価格が回復する見込みがあると認められ、強制評価減を行わない場合には、その旨及びその理由を注記します（連結対象団体及び会計に対するものについては、94段落を参照）。
93. 出資金のうち、市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額とします。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとし、連結対象団体及び会計に対するもの以外のこの強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失（その他）として計上します（連結対象団体及び会計に対するものについては、94段落を参照）。
94. 市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合は、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失（投資損失引当金繰入額）として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上します。なお、実質価額が30%以上低下した場合には、著しく低下したものとみなします。

6 その他の資産等

(1) 基金

95. 基金の評価基準は、基金を構成する資産の種類に応じて適用します。（各資産の評価基準を適用）

(2) 棚卸資産

96. 棚卸資産は、商品・製品・半製品・原材料・仕掛品等をいい、販売用として所有する土地等も含まれ、原則として固定資産台帳とは別途管理することとしますが、固定資産台帳での管理を妨げるものではありません。

97. 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額としますが、会計年度末の帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定することとします（低価法）。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額とします。また、棚卸資産のうち販売を目的として所有する土地等の評価額については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）第4条第2項各号に掲げる方法により算定することができ、当該土地等であって売買契約の申し込みの勧誘を行っているものについても、同様に算定することができることとします。なお、重要性の乏しいものは対象外とします。

（3）徴収不能引当金

98. 徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができることとします。

不納欠損率の算定方法

	不納欠損決定前 年度末債権残高	不納欠損決定額	不納欠損率
4年前	A 4	B 4	(B 4 + B 3 … + B 0)
3年前	A 3	B 3	
⋮	⋮	⋮	
当年度	A 0	B 0	(A 4 + A 3 … + A 0)

（4）売却可能資産

99. 売却可能資産については、資産科目別の金額、その範囲や評価方法を注記することとします。売却可能資産は、次のいずれかに該当する資産のうち、地方公共団体が特定した資産をいいますが、売却を目的として保有している棚卸資産については、売却可能資産に含めないこととします。なお、対象となる資産から山林を除くことができます。

- ①現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）
- ②売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

100. また、売却可能資産の特定範囲としては、次のようなものが考えられます。

- ①N+1年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- ②公共資産活用検討委員会等の庁内組織において売却予定とされている公共資産
- ③普通財産のうち活用が図られていない公共資産
- ④全ての普通財産

⑤全ての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

101. 売却可能資産については、原則として基準日時点における売却可能価額をもって注記します。ただし、地価の変動率が小さい場合など、売却可能価額に重要な変動が生じていない場合は、現行の価額を変更しないことも可能とします。
102. 売却可能価額は、鑑定評価額のほか、路線価や公示地価に基づく評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実情に応じて最も合理的な方法を用いることとします（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」といいます。）における評価方法の採用も可能としますが、同法に基づく低価法を使用すると当時の著しく低い取得価額等を反映した帳簿価額が維持されるケースもあるため、資産の実態把握の趣旨から、開始時に行う売却可能資産の評価には低価法を採用しないこととします。）。なお、減価償却は行わないこととしますが、固定資産税評価額等を評価の基礎としており、時点修正を毎会計年度行っていない場合、時点修正を行わない会計年度については、建物の減価償却相当分のみを評価額から控除することができることとします。
103. また、土地等に関する売却可能資産の価額を変更する方法については、実務的観点から、以下の方法が考えられます。

①区画性質の変更など、利用状況に変化が認められる場合

当該会計年度に売却可能資産の区画形質の変更等があり、当該売却可能資産の利用状況に変化が認められる場合においては価額の変更を行います。また、行政的条件の変更（市街化調整区域から市街化区域に編入された場合等）で、面的に価額に影響を及ぼす場合には、変化の状況に応じた価額の変更を行う必要があります。また、建物等で損壊等があった場合にも価額の変更を行います。

②利用状況に変化が認められない場合

売却可能資産に何ら変化が認められない場合には、固定資産税評価における価額据置期間との整合を図る観点から、価額の変更後3年間は時点修正で対応することが考えられます。時点修正の方法としては、不動産鑑定評価による評価方法を採用した売却可能資産については、鑑定評価を行った不動産鑑定士から時点修正率が求められる場合には当該時点修正率を、それ以外の場合には、固定資産税評価における下落修正率や地方公共団体財政健全化法における時点修正の方法を準用することが望ましいと考えられます。

104. 売却可能資産が建物及びその敷地の場合には、建付減価が発生している場合があることも踏まえ、これらを一体として評価する方法が望ましいですが、実務上対応が困難な場合には、土地、建物を別個のものとして取扱うこともできることとします。この場合、土地については、売却可能資産の評価の意義から、個々の土地の実態を反映しう評価方法を採用することが望ましいと考えられます。また、売却可能資産の評価方法については、前述のとおり売却可能価額となりますので、事業用資産やインフラ

資産等と異なり、その価額に補償費等の付随費用は含めません。

7 固定資産台帳の既整備団体の取扱い

105. 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容することとします。ただし、その場合でも、道路、河川及び水路の敷地については、59段落による評価額を注記することとします。

VIII 固定資産台帳の整備手順

1 総則

106. 地方公共団体が行う行政サービスは、多くの固定資産を利用して行われているため、地方公共団体が所有する固定資産は膨大なものとなります。
107. 固定資産台帳の整備にあたっては、その記載対象となる資産は、現状でも公有財産台帳等の各種台帳で管理されているものもありますので、作業の効率化を図る観点から、一から同台帳を作成するのではなく、可能な限り既存の公有財産台帳等から得られる情報を整理して整備することが考えられます。

2 庁内の体制整備

(1) 庁内の体制整備の意義

108. 庁内の体制整備は、固定資産台帳整備から資産評価に至る一連の作業において、以下の理由により欠かせないものです。
- ①各部署で管理している資産データを一元的にとりまとめる必要があること
 - ②その際、固定資産を管理する各所管部署における管理の状態を把握した上で、現実的な一元管理の方法を定める必要があること
 - ③また、統一的な基準導入作業のとりまとめを担当する部署、公有地評価に関連する各部署、情報管理部署及びその他の部署が連携することで、実務上・実態上有用な固定資産計上基準・評価要領等の作成が可能となること
109. このように、庁内の体制整備では、まず作業の事前段階に、全体のとりまとめを担当する部署をはじめ、データの管理・評価を担当する部署、公有地評価に関連する部署及び実際に施設を管理する部署等が参画し、役割を分担した上で、台帳整備の状況・資産評価の現状を確認するとともに意見交換を行うことが重要です。また、庁内に委員会・ワーキンググループ等を設置することにより、より有効に各部署間の連携を図ることができます。
110. なお、役割分担の例としては、以下が考えられます。
- 管財課：各部署へ調査シートを配布・回収、固定資産の現物調査、土地の評価等
 - 福祉課、教育委員会、都市整備課等：固定資産の現物調査、土地の評価等

→会計課：備品の現物調査(計上基準以上の物品の抽出)、備品の分類(耐用年数等)

(2) 委員会やワーキンググループの役割

111. 委員会等の役割は主に、①全庁的な取組に係る意思疎通の確認、②公会計に係る各種基準の作成、③全庁的な資産管理・評価体制の構築等にあります。

①全庁的な取組に係る意思疎通の確認

→固定資産台帳の整備にあたっては、個別の固定資産を管理する責任は各所管部署にあるなかで網羅的に一元化した台帳とする必要がありますので、特定部署の職員だけではなく、全庁の職員が協力して作業を行っていくことが必要不可欠です。そのためにも定期的な委員会等を開催して、全庁で意思疎通を図っていくことが重要です。なお、保有資産の現状把握を行い、今後の資産管理のあり方の方向性等を検討していく過程で、ICTの活用に関する検討が必要不可欠となることから、情報政策担当課の参加も重要です。また、既に関連各部署で個別システムを導入している場合や、全庁的システムの導入を検討している場合もあることから、このことから、委員会等には、これらのシステムに関係している担当部署の参加を求めることが重要です。

→また、台帳の整備の前提として、首長等の理解も得た行政改革の方針等が策定され、その中で統一的な基準に基づく公会計改革の推進が位置付けられている場合は、庁内の協力が得やすくなるものと考えられます。なお、検討にあたっては、リーダーシップの発揮や全庁での意識共有の観点から、台帳の整備に係る規則を定めて作業を進めることや、当該規則等において主管部署に一定の権限を付与することも有効と考えられます。

→統一的な基準に基づく公会計の目的を職員自身が理解すること、職員で認識を共有することが大前提となりますが、委員会等の設置は、近年の行政改革による職員の減少や業務量の増加、さらには公会計の専門性等の影響から、一部の職員に業務が偏ってしまい、実施が停滞することを防止するためにも重要です。そのためには、職員等の人材育成が重要であり、説明会・研修会、先進団体への視察等を通じて継続的な教育を実施するなかで、職員一人一人がその必要性を認識することが重要です。

→進め方としては、「庁内の体制整備の例」(「別紙8」参照)が考えられますが、全庁的な改革として進めるためには、職員の意識改革と並行して、各地方公共団体の実情にあわせて最も効果的・効率的な方法で進めることが必要であり、取組方法をいくつか組み合わせて進めていくことも効果的と考えられます。

②公会計に係る各種基準の作成

→「(1) 庁内の体制整備の意義」で述べた作業の事前段階における各部署間の調整と統一的な基準による財務書類等の作成作業を進めて行く上でのルール作りが必

要となります。なお、進めるにあたっては、統一的な基準による財務書類等の作成の目的を理解し、庁内へのアプローチが比較的容易に行うことができる部署が担当となって主導することが考えられます。

→統一的な基準による財務書類等の作成に係る実務は、研究会報告書や本手引き等を参照して進めていきますが、実務上必要な事項が全て定められているわけではありません。研究会報告書や手引き等は、作業にあたっての指針等であるため、詳細については、各地方公共団体の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた対応を地方公共団体自ら定める必要がある場合もあります。このため、実務的な取り決めを行い、資産の計上基準（計上する資産の範囲を定めた基準）、評価要領（各資産の評価方法を定めた要領）といった各種基準の作成を行うことが、統一的な基準による財務書類等の作成作業を円滑かつ適正に進めて行く上で重要であると考えられます。

③全庁的な資産管理・評価体制の構築等

→委員会等を通じて各部署が固定資産台帳の整備等に深く関わっていくことで、各部署の資産に対するスタンスや、それぞれが独自に実施してきた資産評価といった資産情報が共通認識されることとなります。資産情報の一元化が達成されることも、地方公共団体の事務の効率化・情報の開示という観点から重要であると考えられます。

3 固定資産台帳の整備手順の実務

112. 庁内の体制が整備されたら、現在の固定資産の管理状況等を把握し、固定資産台帳整備の方針、スケジュール等を策定した上で、同台帳に記載すべき事項を決定し、あわせて各部署において調査を実施するための調査様式（シート）を作成します。
113. この際、１０７段落のとおり、一から固定資産台帳を作成するのではなく、現在保有している公有財産台帳など、既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道となります。
114. 具体的な固定資産台帳の整備手順の実務については、庁内の体制整備を行ったのち、基本的には、①計画・準備、②様式の作成、③資産の棚卸、④データ作成、⑤データ統合、⑥開始時簿価の算定、⑦固定資産台帳の作成、といった手順になるものと想定されます。具体的には、「固定資産台帳整備の流れの例」（「別紙９」参照）に示していますが、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じた手順により作業を行うことが重要です。
115. 固定資産台帳の整備期間については、１～２年間以内を目安としますが、これは、①庁内の体制整備について、組織改正等によって体制整備を行う場合には、相応の期間が必要となる場合があること、②団体の規模や資産の量によっては、関連部署合同の計画・準備や資産の棚卸に時間を要する場合もあると考えられること等から一定の幅

を持たせています。

116. ただし、どのような規模の団体や資産の量であっても、資産の棚卸からデータ作成・統合を経て固定資産台帳を作成するまでの過程は、会計年度を超えると、数値（価額、数量等）が変わってしまい、効率的な整備の支障となることから、当該手順の期間は1年間以内（会計年度内）に行うことが適当です。

4 資産の棚卸

117. 固定資産台帳には、実際に地方公共団体が所有等する固定資産が網羅的に記載される必要があり、当該資産が、実際に地方公共団体が所有等する資産である必要があります。このための現物調査で、固定資産台帳に記載された固定資産と現物の一致を確認することが重要です。
118. 現物調査においては、まずは固定資産台帳に記載された固定資産と現物との突き合わせを行い、固定資産台帳に計上されている資産が実在し、地方公共団体の所有等であることを確認します。この中で、固定資産台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には資産除却手続きを行う必要があります。また、所有等する固定資産の現物確認にあたり、固定資産の現物が存在するのに固定資産台帳に記載がない場合は、固定資産台帳に新たに記載・登録する必要があります。

IX 固定資産台帳の管理

119. 期中に固定資産の増減その他の異動が発生した場合は、固定資産台帳に、異動日付、異動事由、取得価額、異動後の簿価、その他必要事項を記載するとともに、仕訳を起こさなければなりません。
120. 固定資産台帳の管理の実務については、基本的には、資産の取得・異動があった場合、①資産の棚卸（現物確認）、②登録データの作成、③公有財産台帳登録、④執行データとの照合、寄附・寄贈の調査等、⑤固定資産台帳登録（固定資産台帳にデータ取り込み等）、⑥固定資産台帳に反映、といった手順になるものと考えられます。なお、日々仕訳の場合は、仕訳の発生の都度、固定資産台帳に登録すること、期末一括仕訳の場合は、日々の執行データは既存の財務会計システム等に蓄積し、期末に一括仕訳を行う際に固定資産台帳に登録をすることが想定されます。具体的には、「固定資産台帳管理（毎年）の流れの例」（「別紙10」参照）に示していますが、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じた手順により作業を行うことが重要です（「別紙11～13」参照）。
121. 固定資産の主な増加理由としては、次の場合が考えられます。
- ①新規有償取得
 - ②一部増加有償取得（改良、改造、付加等）
 - ③建設仮勘定から本勘定への振替受
 - ④無償所管換受

- ⑤交換受
- ⑥寄付受
- ⑦調査判明
- ⑧再評価による増額

122. 固定資産の主な減少理由としては、次の場合が考えられます。

- ①売却
- ②破損・滅失・取替等による除却（全部除却、一部除却）
- ③無償所管換出
- ④交換出
- ⑤寄付出
- ⑥調査判明
- ⑦減価償却
- ⑧再評価による減額

123. 以上のほか、固定資産の異動理由としては、地方公共団体内部での管理換、用途変更、移設等が考えられます。このうち、事業用資産とインフラ資産の間の用途変更は、勘定科目の振替処理が必要となります。

124. なお、新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、会計年度末の状況を把握することが適当です。

125. 期末に固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認することが必要です。一致しない場合には、固定資産台帳の登録漏れや仕訳の間違いがないか確認する必要があります。

固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有するすべての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産(固定資産)の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

各地方公共団体では、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調書」の調製等のために、公有財産台帳を整備・管理しているところであるが、主に以下の点において固定資産台帳と相違する。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心(道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある)	すべての資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし(原則)	あり
減価償却	なし	あり

別紙1

固定資産台帳の記載項目

別紙2

項目の目的		項目名	項目の説明	(参考) 算出式
財務書類作成のための項目 (対外的な公表対象)	(基本項目)	台帳番号	台帳における資産の識別番号	—
		資産名称	資産の名称	—
		所在地	資産の所在地	—
		数量	(延べ床) 面積、延長、個数など	—
	財務 4 表	有形固定資産／無形固定資産	有形固定資産か無形固定資産かの区分	—
		事業用資産／インフラ資産／所有外管理資産／物品	事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産、物品であるかの区分	—
		土地／建物等の別	土地、建物、工作物、船舶等であるかの区分	—
		取得年度	資産を取得した年度	—
		法定耐用年数	耐用年数省令で定められている減価償却資産の耐用年数	—
		取得価額等	取得価額、再調達価額、備忘価額など	—
		減価償却費	法定耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額	取得価額等 × 法定耐用年数に基づく償却率※ ※法定耐用年数の逆数を小数点以下第 4 位で切り上げた数値
		減価償却累計額	減価償却費の累計額	—
		期末簿価	資産の取得価額等から減価償却累計額を差し引いた額（増減異動後簿価）	取得価額等－減価償却累計額
	会計区分	会計区分	—	
	附属明細書	行政目的区分	資産の行政目的別区分	—
	注記	評価基準・評価方法	取得原価や再調達原価等に拠る区分	—
		売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	—
		売却可能価額	売却可能資産の場合の売却可能価額	—
		リース区分	リース資産であるかの区分	—
公共施設マネジメント等に 有用な項目		所管部署	当該資産を所管している部署	—
		施設等コード	別途管理している施設等管理データと連携するための施設等毎のコード	—

耐用年数表

耐用年数		耐用年数省令における耐用年数	
主な分類	耐用年数	主な資産	耐用年数
道路(林道・農道を含む)	50	道路改良 舗装道路(アスファルト敷) 舗装道路(コンクリート敷)	60 10 15
治水	48	河川 ダム 砂防 流路工	40 80 50 40
都市公園	—	園路広場(アスファルト敷) 植栽(緑化施設) 管理施設	10 20 50
農業	—	道路改良 舗装道路(アスファルト敷) 舗装道路(コンクリート敷) ダム	60 10 15 80
治山	—	治山ダム 流路工	50 40
漁業	—	岸壁、棧橋、堤防、防波堤	50
港湾	—	岸壁、棧橋、堤防、防波堤 道路改良 舗装道路(アスファルト敷) 舗装道路(コンクリート敷)	50 60 10 15
航空(空港)	—	滑走路等 格納庫、荷扱所、送受信所、停車場	15 38
海岸	—	堤防、防波堤	50

※1 開始時に限り、主な分類に係る耐用年数として上記左欄の耐用年数(「日本の社会資本2012」(平成24年11月内閣府政策統括官(経済社会システム担当))に基づいたもの)を採用することとして差し支えない。

※2 上記右欄は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の一例を示したものであり、当該資産の構成に応じて個別に判断する必要がある。

主な建物の耐用年数表

番号	用途名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
4	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
6	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
7	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
8	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
9	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
10	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
11	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
12	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
14	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
15	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
20	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
21	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
23	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
24	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
25	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
26	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
27	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
28	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
29	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
34	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
35	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
39	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
40	住宅附属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

※「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B3に基づき作成している。

出典：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）

主な物品の耐用年数表

備品台帳		減価償却資産の耐用年数等に関する省令(耐用年数省令)			
小分類	中分類	耐用年数	種類	構造又は用途	細目
印刷機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの
自動認証機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	その他の事務機器
製本機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	その他の事務機器
複写機	事務用機械器具類	5	器具及び備品	2	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの
大気汚染自動測定装置	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
超音波厚み計	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
粉塵計	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
有機物汚濁測定装置	製図計測機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
脂肪分離機	家事裁縫用具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
食缶搬送コンベア	家事裁縫用具類	5	器具及び備品	1	食事又はちゅう房用品・その他のもの
食油ろ過器	家事裁縫用具類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
冷凍庫	家事裁縫用具類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
チェンバロ	音楽用具類	5	器具及び備品	11	楽器
ピアノ	音楽用具類	5	器具及び備品	11	楽器
サッカーゴール	体育用具類	3	器具及び備品	9	スポーツ具
防球ネット	体育用具類	3	器具及び備品	9	スポーツ具
じん芥車	船車類	4	車両及び運搬具	特殊自動車	じんかい車・その他のもの
救急車	船車類	5	車両及び運搬具	特殊自動車	救急車
工作車	船車類	4	車両及び運搬具	特殊自動車	その他特殊車体を架装したもの・その他のもの
消防車	船車類	5	車両及び運搬具	特殊自動車	消防車
普通乗用車	船車類	6	車両及び運搬具	車両	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)*その他のもの・その他のもの
霊柩車	船車類	4	車両及び運搬具	特殊自動車	霊きゅう車・その他のもの
さく岩機	産業機械器具類	2	工具	切削工具	—
圧縮機	産業機械器具類	3	工具	ロール	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの
切断機	産業機械器具類	2	工具	切削工具	—
粉碎機	産業機械器具類	2	工具	切削工具	—
探知機	電気機器類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
蓄電池	電気機器類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
発電機	電気機器類	6	器具及び備品	1	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
放送設備	電気機器類	6	器具及び備品	2	インターホーン及び放送用設備
無線電信電話装置	電気機器類	6	器具及び備品	2	インターホーン及び放送用設備
純水製造装置	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
蒸気機関説明器	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
電子顕微鏡	理化学機械器具類	8	器具及び備品	4	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器
粉碎装置	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
油処理フェンス	理化学機械器具類	5	器具及び備品	3	試験又は測定機器
レントゲン装置	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
感覚矯正機器	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	回復訓練機器
小動物ICUシステム	医療機械器具類	5	器具及び備品	8	その他のもの・その他のもの・その他のもの
人工蘇生器	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
臓器撮影装置	医療機械器具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
建物模型	標本、模型、見本類	8	器具及び備品	12	その他のもの
理化学模型	標本、模型、見本類	8	器具及び備品	12	その他のもの
歴史模型	標本、模型、見本類	8	器具及び備品	12	その他のもの
グレアフ(移動式組立家屋)	雑具類	10	器具及び備品	11	その他のもの・主として金属製のもの
遺体冷却装置	雑具類	6	器具及び備品	8	その他のもの・レントゲンその他の電子装置を使用する機器・その他のもの
可搬式動力ポンプ	雑具類	15	器具及び備品	12	主として金属製のもの
祭壇	雑具類	3	器具及び備品	11	葬儀用具
仏具類	雑具類	3	器具及び備品	11	葬儀用具

※1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B4に基づき作成している。

※2 「構造又は用途」に関して、「器具及び備品」は番号のみを記載としている。

※3 本表では、地方公共団体の台帳に計上されている物品のうち、耐用年数省令との適用関係が不明瞭なものにつき、例示した。

償却率表（定額法）

別紙4

耐用 年数	償却率 (定額法)	耐用 年数	償却率 (定額法)	耐用 年数	償却率 (定額法)	耐用 年数	償却率 (定額法)	耐用 年数	償却率 (定額法)
		21	0.048	41	0.025	61	0.017	81	0.013
2	0.500	22	0.046	42	0.024	62	0.017	82	0.013
3	0.334	23	0.044	43	0.024	63	0.016	83	0.013
4	0.250	24	0.042	44	0.023	64	0.016	84	0.012
5	0.200	25	0.040	45	0.023	65	0.016	85	0.012
6	0.167	26	0.039	46	0.022	66	0.016	86	0.012
7	0.143	27	0.038	47	0.022	67	0.015	87	0.012
8	0.125	28	0.036	48	0.021	68	0.015	88	0.012
9	0.112	29	0.035	49	0.021	69	0.015	89	0.012
10	0.100	30	0.034	50	0.020	70	0.015	90	0.012
11	0.091	31	0.033	51	0.020	71	0.015	91	0.011
12	0.084	32	0.032	52	0.020	72	0.014	92	0.011
13	0.077	33	0.031	53	0.019	73	0.014	93	0.011
14	0.072	34	0.030	54	0.019	74	0.014	94	0.011
15	0.067	35	0.029	55	0.019	75	0.014	95	0.011
16	0.063	36	0.028	56	0.018	76	0.014	96	0.011
17	0.059	37	0.028	57	0.018	77	0.013	97	0.011
18	0.056	38	0.027	58	0.018	78	0.013	98	0.011
19	0.053	39	0.026	59	0.017	79	0.013	99	0.011
20	0.050	40	0.025	60	0.017	80	0.013	100	0.010

有形固定資産等の評価基準

別紙5

[] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路、河川及び 水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価（ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円）

備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容（その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記）

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価

備考4 所有外管理資産については、本評価基準に準じて評価 — 160 —

地目変換表の例

土地台帳地目	
番号	地目名称
1	田
2	畑
3	宅地
4	池沼
5	山林
6	原野
7	ゴルフ場等
8	公園
9	鉄軌道用地
10	雑種地
11	公衆用道路
12	溜池
13	保安林
14	河川敷
15	海没地
16	学校用地
17	墓地
18	堤
19	用悪水路
20	井溝
21	水道用地
22	砂置場
23	貯水池
24	緑地
25	その他

固定資産税地目への変換	
評価 地目コード	評価 地目名称
1	宅地※
1	宅地※
1	宅地
2	池沼
3	山林
4	原野
5	雑種地
5	雑種地
5	雑種地
5	雑種地
6	市平均
2	池沼
3	山林
5	雑種地
5	雑種地
1	宅地
5	雑種地
6	市平均
6	市平均
6	市平均
5	雑種地
5	雑種地
2	池沼
5	雑種地
5	雑種地

※「田」「畑」について、宅地並み評価（市街化区域農地）に該当する場合

建物に係る構造・用途別単価

細則別表第1 建物再調達価額基準建築単価表

この表は、建築年または建築価額が不明な建物および年次別建築費指数表から該当する建築費指数が得られない建物に適用します。ただし、昭和39年以前に建築された木造学校建物および建築年が不明な木造学校建物は除きます。

(単位:円/㎡)

主体構造 用 途	鉄 骨 鉄 筋 コンクリート造	鉄 筋 コンクリート造	コンクリート ブロック造	鉄 骨 造	木 造
a 庁 舎	235,000	180,000	115,000	90,000	95,000
b 住 宅	165,000	155,000	105,000	90,000	100,000
c 校 舎	135,000	135,000	100,000	80,000	90,000
d 倉 庫	130,000	130,000	70,000	60,000	60,000
e その他	205,000	155,000	100,000	70,000	95,000

備考 この表を適用する建物の用途は、次のとおりです。

a 庁 舎

庁舎、一般事務所、議会棟、公会堂、ホール、会館、美術館、博物館、図書館、体育館、病院、保健所、診療所

b 住 宅

住宅

c 校 舎

幼稚園園舎、学校校舎、学校講堂、学校体育館、学校図書館、学校実習室、学校給食室、学校部室、学校便所、公民館、集会所、研修所、保育所、福祉集会所、住宅集会所、簡易事務所、休憩所、待合所、宿直室、柔剣道場、母子寮、老人ホーム、寮舎、宿舍

d 倉 庫

学校温室、学校物置、学校小屋、学校廊下、学校渡廊下、動物飼育舎、温室、塵芥集積所、市場、産業倉庫、と畜場、畜舎、共同作業所、訓練作業所、加工場、住宅物置、自転車置場、車庫、駐車場、上屋、簡易上屋、倉庫、廊下、渡廊下、簡易機械室棟、簡易熱源機械室棟

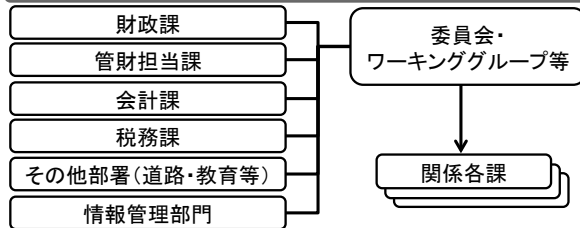
e その他

給食センター、便所、プール（室内）、競技場、スタンド、保養所、霊安室、死体安置室、焼却場、処理場、火葬場、斎場、浴場、養護医療施設、店舗、冷蔵庫、住宅処理場、湯沸場、水飲場、洗場、食堂、調理室、脱衣室、風呂場、工場機械室棟、工場熱源機械室棟

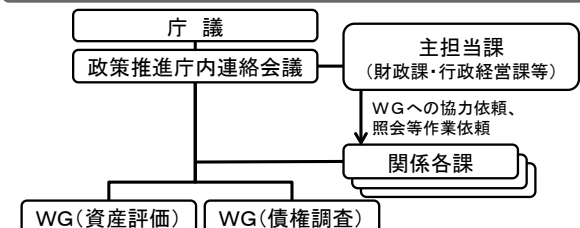
「公益社団法人全国市有物件災害共済会」出典資料を一部抜粋

庁内の体制整備の例

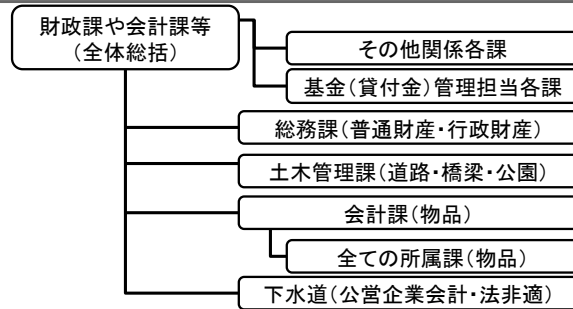
①委員会・WG等を設置し、推進するパターン



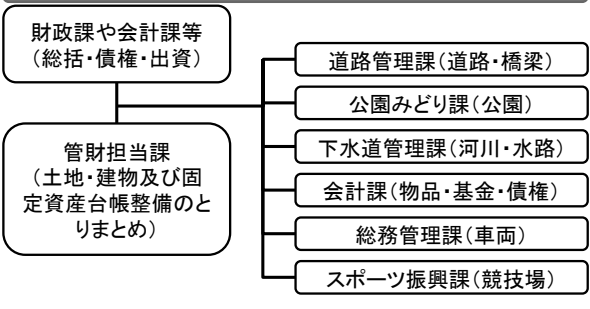
②主担当課が会議を開催し、推進するパターン



③財政課や会計課等が中心となり推進するパターン



④財政課等と管財担当課と共同で推進するパターン



○共通する課題

- ・リーダーシップの発揮
- ・各課の協力体制・意識
- ・計画性を持つ(整備時期の明確化)



①権限の付与(辞令交付など)

②各課への周知徹底

③整備スケジュールの公表

などにより組織を挙げて取り組むことが重要

固定資産台帳整備の流れの例

庁内の体制整備

＜全庁的な推進体制の確立が重要＞

庁内の体制整備は、各部署で管理している資産データを公会計で採用する台帳(固定資産台帳)形式に一元的に取りまとめる必要があること、各部署の固定資産管理の状態を把握したうえで、現実的な一元管理の方法を定める必要があることなどから、必須と言えます。

庁内の体制整備では、まず作業の事前段階に、全体のとりまとめを担当する財政課等をはじめ、データの管理・評価を担当する管財課等、公有地評価に関連する各部署の担当者、及び実際に施設を管理する部署等が参画し、財産整備の状況・評価の現状を確認するとともに意見交換を行うことが重要です。また、庁内に委員会・ワーキンググループ(WG)等を設置することにより、より有効に各部署間の連携を図ることができます。

①計画・準備

整備推進担当課(またはWG等)及び資産を保有している関連部署合同で、打ち合わせを実施し、現在の資産の管理状況等を把握し、台帳整備の方針、スケジュール等を策定します。

②様式の作成

現在の台帳整備状況を踏まえ、固定資産台帳に記載すべき事項を決定し、あわせて、各部署にて調査を実施するための調査様式(シート)を作成します。この際、一から固定資産台帳を作成するのではなく、現在保有している公有財産台帳など、既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道です。ただし、各台帳が部門毎に個別に管理され、現在の状況を正しく反映しているとは限りませんので、台帳の統合等を行う際は、台帳同士の照合を行う必要があります。

③資産の棚卸

各主管部署において、公有財産台帳を基礎として、その他庁内各部門で独自に管理している台帳等と照合します。この際、固定資産の実地調査を行うことで、現物の棚卸と台帳上の記録の整合性を図ることが望まれます。

④データ作成

各主管部署において、作成した調査様式に基づき資産データを作成(入力)します。

⑤データ統合

各主管部署で作成した調査様式を回収し、資産区分毎に1つの台帳データに統合します。

⑥開始時簿価の算定

統合した台帳データを基に開始時簿価を算定します。

⑦固定資産台帳の作成

固定資産の実地調査を固定資産台帳に反映させ固定資産台帳を完成させます。

3ヶ月
～
6ヶ月

3ヶ月
～
6ヶ月

6ヶ月
～
1年

整備期間
1～2年間

整備期間が1年を超える場合であっても③～⑦の流れは1年間以内(年度内)に行うことが適当。

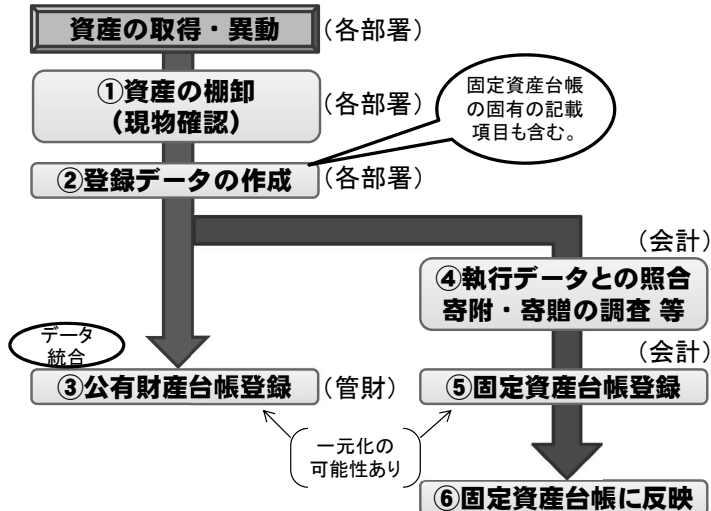
※固定資産台帳の管理の手順としては、新規取得・異動があった資産について、③～⑦の流れを行うことが基本となる。

固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

※公有財産台帳の整備が前提

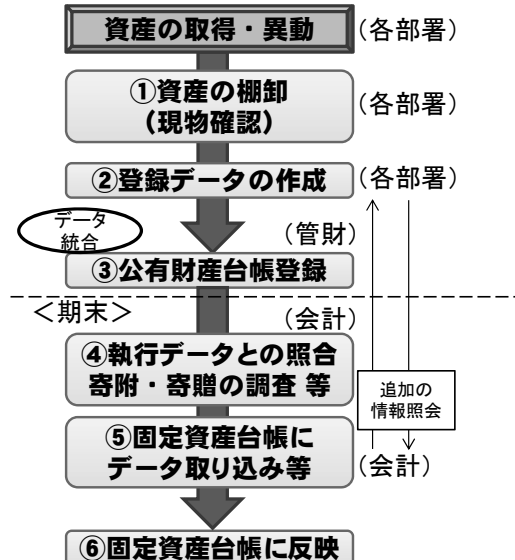
I. 日々仕訳

<随時>



II. 期末一括仕訳

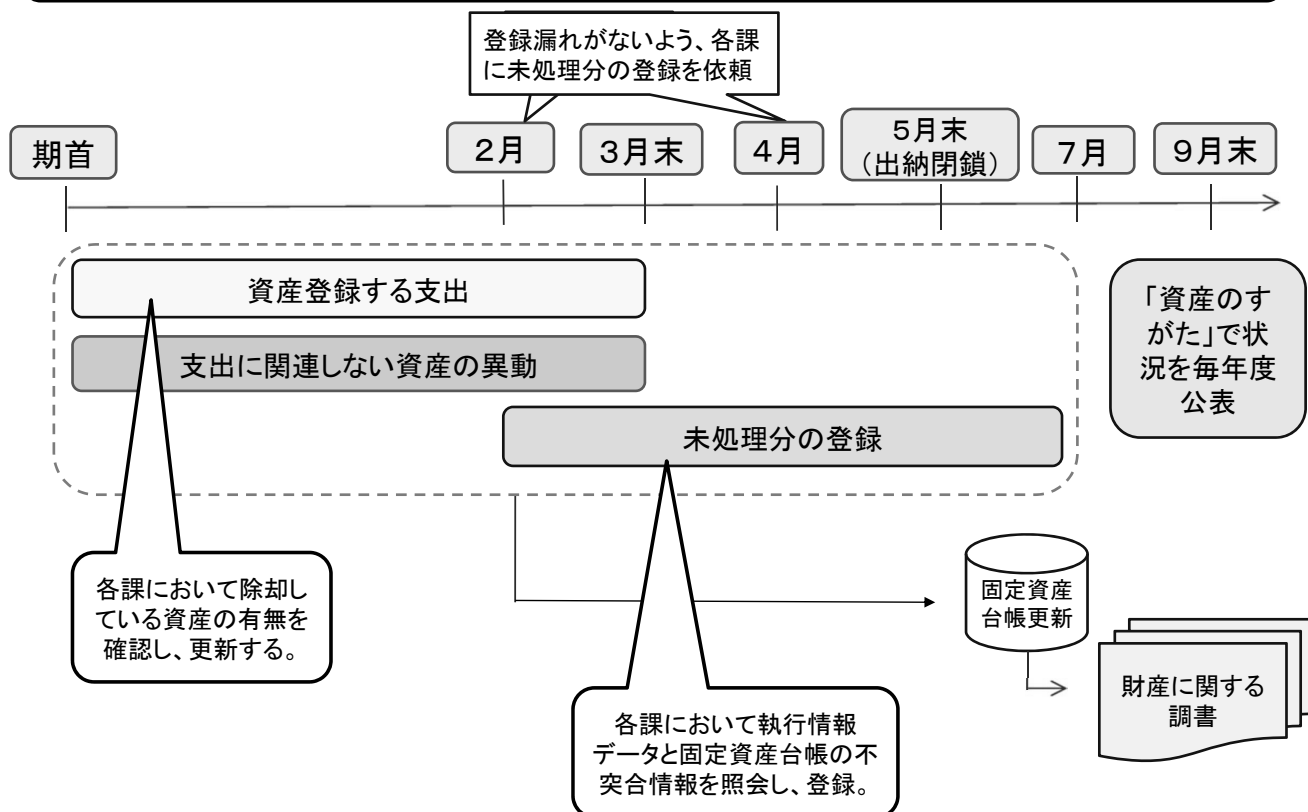
<随時>



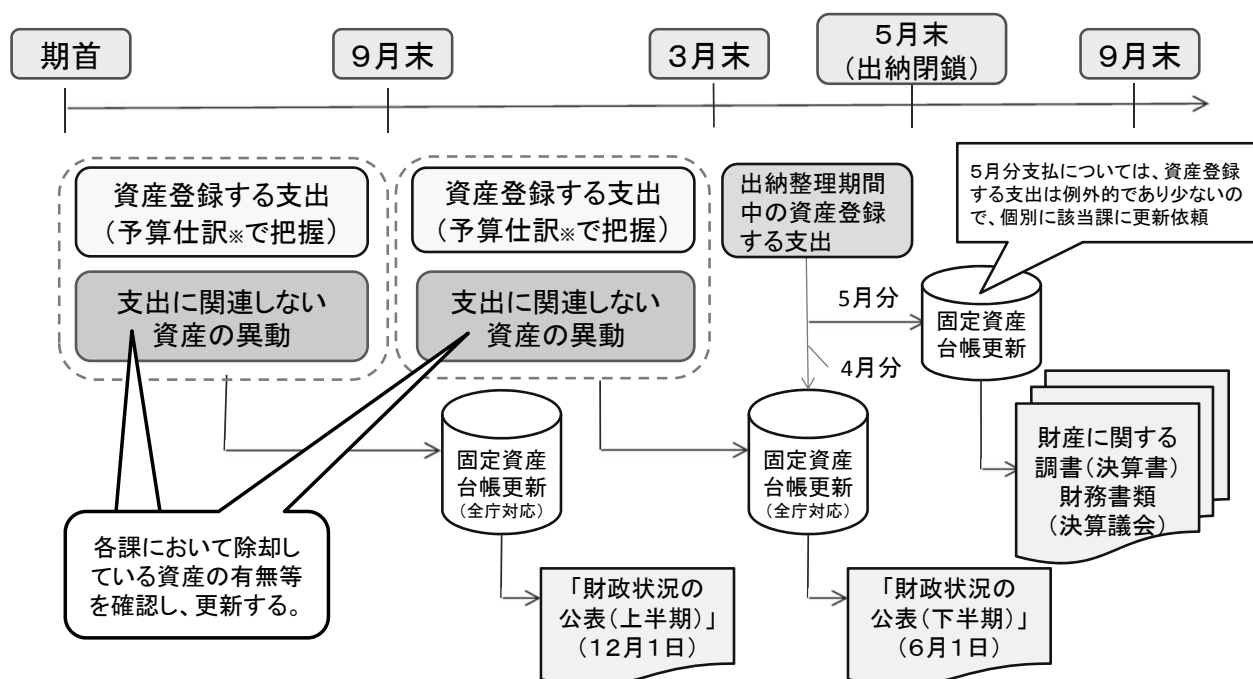
※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

【参考】固定資産台帳更新の流れの例（浜松市）



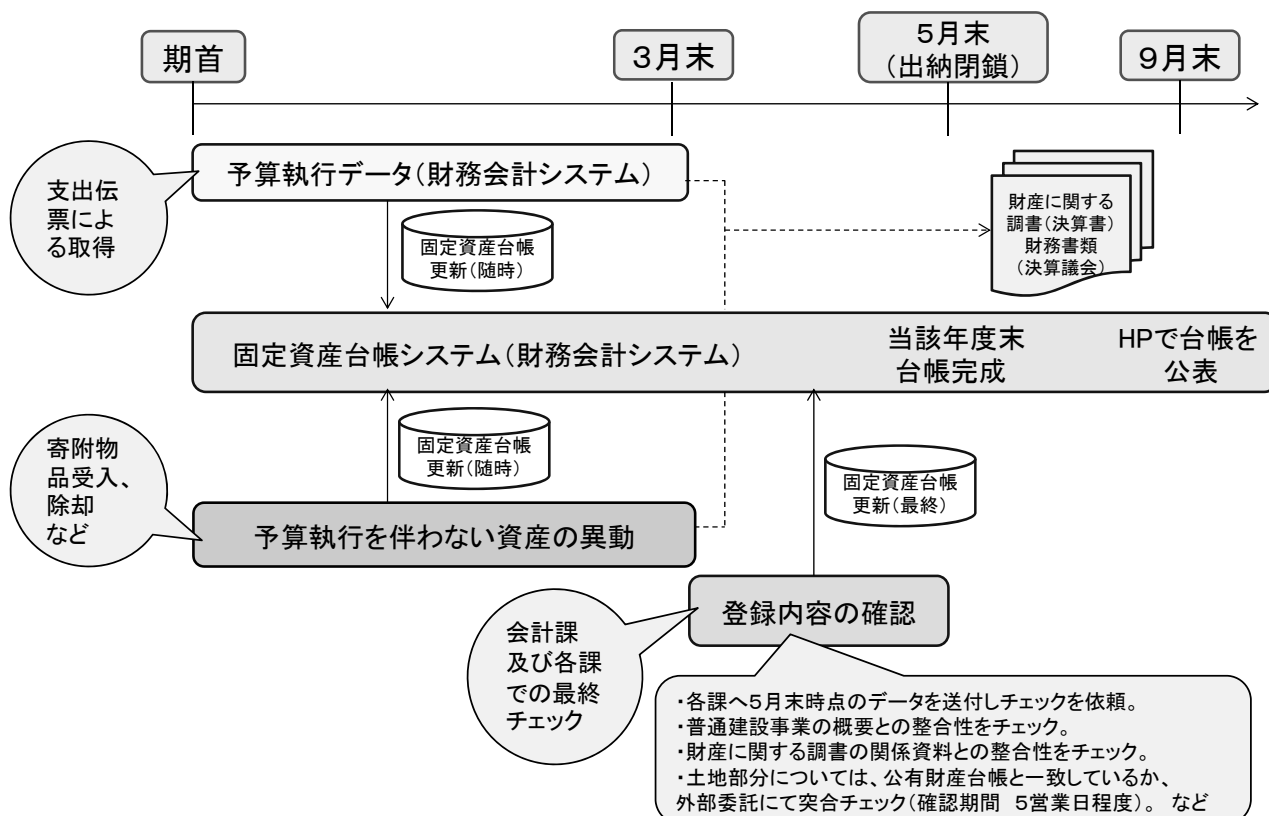
【参考】固定資産台帳更新の流れの例（和光市）



※ 官庁会計上の予算科目を見直し、予算科目と複式簿記の仕訳科目を一致させることで、予算段階で公会計上の仕訳を確定させる方法

【地方公会計の活用の推進に関する研究会第2回 和光市資料加工】

【参考】固定資産台帳更新の流れの例（習志野市）



連結財務書類作成の手引き

I はじめに

1. 本手引きは、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日公表）で示された統一的な財務書類等の作成基準（以下「統一的な基準」といいます。）について、連結財務書類の作成にあたっての実務的な取扱いを示したものです。
2. なお、全体財務書類及び連結財務書類のいずれの作成についてもこの手引きに基づくものとします。

II 連結財務書類の作成目的

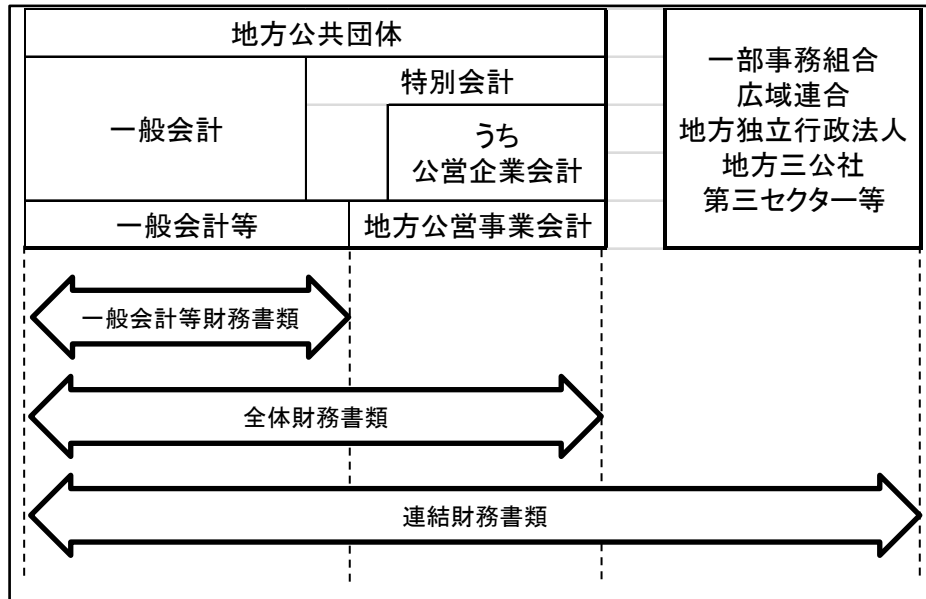
3. 都道府県・市区町村とその関連団体を連結してひとつの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることが連結財務書類の目的です。
4. また、連結財務書類を作成することによって、連結ベースにおける有形固定資産減価償却率等の各種財政指標の把握が可能になり、公共施設等のマネジメントに資することと考えられます。

III 連結財務書類の対象範囲と連結の方法

1 財務書類の対象となる会計

5. 都道府県、市町村（特別区を含みます。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第284条第1項の一部事務組合並びに広域連合（以下「地方公共団体」といいます。）は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等財務書類を財務書類作成要領（以下「作成要領」といいます。）に基づき作成します。さらに、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとします。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体（会計）は、【図1 財務書類の対象となる団体（会計）】のとおりです。

図1 財務書類の対象となる団体（会計）



2 連結財務書類の対象範囲と基本的な考え方

6. 連結財務書類の対象範囲については、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関連団体に該当するか否かで判断することとし、【図2 連結財務書類の対象範囲】のとおりとします。

図2 連結財務書類の対象範囲

	都道府県・市区町村	一部事務組合・広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等
全部連結	○ (全部連結)	—	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (出資割合 50%超又は出資割合 50%以下で業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)
比例連結	—	○ (経費負担割合等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)
備考	一般会計等だけでなく、地方公営事業会計も含む。	一部事務組合・広域連合の運営は、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されており、解散した場合はその資産・負債は最終的には各構成団体に継承される。	地方独立行政法人は、中期計画の認可等を通じて設立団体の長の関与が及ぶとともに、設立団体から運営費交付金が交付される。	地方三公社（土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社）は、いずれも特別の法律に基づき地方公共団体が全額出資して設立する法人であり、公共性の高い業務を行っている。	第三セクター等の業務運営に対しては、出資者等の立場から地方公共団体の関与が及ぶほか、地方自治法の規定により出資金等の25%以上を出資している第三セクター等については監査委員による監査の対象となる。

注 1 全部連結とは、連結対象団体（会計）の財務書類の全てを合算することをいいます。

注 2 比例連結とは、連結対象団体（会計）の財務書類を出資割合等に応じて合算することをいいます。

3 連結対象団体（会計）ごとの連結の方法

（１）都道府県・市区町村

7. 一般会計等及び地方公営事業会計も全部連結の対象とし、全体財務書類を作成します。
なお、法非適用の地方公営事業会計は、会計ごとに一般会計等の作成方法に準拠した財務書類を作成することとなります。

（２）一部事務組合・広域連合

8. 一部事務組合・広域連合は、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されており、解散した場合はその資産・負債は最終的には各構成団体に継承されます。このため、自らが加入する全ての一部事務組合・広域連合を比例連結の対象とします。
9. 具体的には、規約に基づく当該年度の経費負担割合等に応じた比例連結を行うこととしますが、直近の複数年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や当該年度の経費負担がない場合など、当該年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、構成団体が協議して合理的な割合を決定することができることとします。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号。以下「財政健全化法施行規則」といいます。）第 13 条第 1 号における「当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められている組合」については、当該あん分方法に応じた比例連結を行うこととします。
10. なお、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 29 2 号）の財務規定を適用している一部事務組合・広域連合は法定決算書類を利用しますが、地方公営企業法の財務規定を適用しない一部事務組合・広域連合については、財務書類の報告主体として一般会計等の作成方法に準拠して作成した財務書類を利用します。
11. 一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており、会計が区分されている場合は、会計ごとに個別財務書類を作成した上で比例連結割合を算定し、比例連結を行います。
12. 一部事務組合・広域連合を連結する際に、N 年度の経費負担割合が N－1 年度の割合と異なるなどして比例連結割合が変更された場合、N 年度の期首の純資産残高及び資金残高が N－1 年度末の金額と整合しなくなります。

この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設けて純資産残高の差額を計上して調整します。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上して調整します。各構成団体で修正の作業負担がかかることを踏まえ、負担割合の変動率が小さい場合な

ど、財務書類等に重要な変動が生じない場合には、現行の比例連結割合を変更しないことができることとします。

なお、いずれの場合においても、構成団体の比例連結割合の合計が100%となるよう処理する必要があります。

(連結純資産変動計算書)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体 出資等分
．．．				
固定資産等の変動（内部変動）				
．．．				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
比例連結割合変更に伴う差額				
その他				
本年度純資産変動額				
本年度末純資産残高				

(連結資金収支計算書)

科目	金額
．．．	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
比例連結割合変更に伴う差額	
本年度末資金残高	

なお、初年度の連結財務書類を作成するにあたって期首残高を算定する際の比例連結割合は、期末残高を算定する際に用いたものと同じ割合を用いることができることとします。

13. 連結財務書類を円滑に作成するためには、【図3 一部事務組合・広域連合の個別財務書類作成に係る作業体制の選択肢】のような作業体制を構成団体間であらかじめ取

り決め、計画的に作業を進める必要があります。なお、作業体制は複数のケースが考えられ、各一部事務組合・広域連合の実情に応じた方法を選択することが必要と考えられます。

図3 一部事務組合・広域連合の個別財務書類作成に係る作業体制の選択肢

作業主体		概要
1	一部事務組合・広域連合	連結対象の一部事務組合・広域連合が「個別財務書類の準備または作成」「比例連結割合の算定」を行い、構成団体に通知する。
2	主要な構成団体	主要な構成団体もしくは構成団体間の協議により決定した構成団体が、「個別財務書類の準備または作成」「比例連結割合の算定」を行い、他の構成団体に通知する。
3	都道府県	都道府県内ほぼ全ての市町村が加入するような一部事務組合・広域連合の場合、都道府県が「個別財務書類の準備または作成」「比例連結割合の算定」を代わりにを行い、構成団体に通知する。

※ いずれの手法をとる場合でも、都道府県は一部事務組合・広域連合に関する連結財務書類作成事務が円滑に進んでいるか随時確認し、必要に応じて所要の助言その他の協力を行うことが期待されます。

※ なお、いずれの手法による場合でも、連結財務書類に計上する数値の確認は、連結財務書類の作成を行う各地方公共団体が最終的に責任をもって行う必要があります。

(3) 地方独立行政法人

14. 地方独立行政法人は、中期計画の認可等を通じて設立団体の長の関与が及ぶとともに、設立団体から運営費交付金が交付されること等も踏まえ、自らが出資した全ての地方独立行政法人を全部連結の対象とします。
15. 当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象とします。
16. なお、共同設立等の地方独立行政法人の取扱いについては、「(6) 共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社」を参照してください。

(4) 地方三公社（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社）

17. 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地開発公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づく地方道路公社及び地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく地方住宅供給公社は、いずれも特別の法律に基づき地方公共団体が全額出資して設立する法人であり、公共性の高い業務を行っています。特別法により長の関与が及び、補助金の交付がなされるほか、土地開発公社及び地方道路公社については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)の規定にかかわらずその債務に対して地方公共団体が

債務保証をすることができるほか、債務は設立団体である地方公共団体が最終的には負うこととされていること、地方住宅供給公社の資金調達に対しても地方公共団体が広く損失補償を行うなどの財政措置が行われ、その経営には実質的に地方公共団体が責任を負っていると考えられること等を踏まえ、全部連結の対象とします。

18. なお、共同設立の地方三公社の取扱いについては「(6) 共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社」を参照してください。

(5) 第三セクター等

19. 第三セクター等の業務運営に対しては、法律の規定に基づき出資者、出捐者の立場から地方公共団体の関与が及ぶほか、自治法の規定により出資金等の25%以上を出資している第三セクター等については監査委員による監査の対象となり(自治法第199条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」といいます。)第140条の7)、50%以上を出資している第三セクター等には、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとともに、議会に対する経営状況の提出義務が課せられます(自治法第221条第3項、第243条の3第2項及び自治法令第152条第1項)。
20. 企業会計では、親会社が支配従属関係にある子会社を含めた連結財務書類が作成されており、子会社の判断基準として支配力基準が採用されていますが、第三セクター等も当該基準に準じた取扱いとすることとします。具体的には、出資割合が50%超の第三セクター等については、地方公共団体の関与及び財政支援の下で、実質的に主導的な立場を確保しているといえるため、全部連結の対象とします。
21. 出資割合が50%以下の場合であっても役員の派遣、財政支援等の実態や、出資及び損失補償等の財政支援の状況を総合的に勘案し、その第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象とします。
22. また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合や活動実態等に応じて、比例連結の対象とします。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としないことができます。
23. 第三セクター等の経営に実質的に主導的な立場を確保しているかどうかは、企業会計における財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。いわゆる財務諸表等規則。)第8条第4項など、企業会計における支配力基準を参考に、個々の第三セクター等の実態に即して各地方公共団体において判断することとします。具体的には、【図4 全部連結の対象に含めるべき第三セクター等にあたるケースの例】のとおりとします。

図 4 全部連結の対象に含めるべき第三セクター等にあたるケースの例

1	第三セクター等の資金調達額の総額の過半（50%超）を設立団体からの貸付額が占めている場合（資金調達額は設立団体及び金融機関等からの借入など貸借対照表の負債の部に計上されているものとする。設立団体からの貸付額には損失補償等を含むこととするが、補助金、委託料等は含まないものとする。）
2	第三セクター等の意思決定機関（取締役会、理事会等）の構成員の過半数を行政からの派遣職員が占める場合、あるいは構成員の決定に重要な影響力を有している場合
3	第三セクター等への補助金等が、当該第三セクター等の収益の大部分を占める場合（人件費の相当程度を補助するなど重要な補助金を交付している場合）
4	第三セクター等との間に重要な委託契約（当該第三セクター等の業務の大部分を占める場合など）が存在する場合
5	業務運営に関与しない出資者や出捐者の存在により、実質的には当該地方公共団体の意思決定にしがって業務運営が行われている場合

24. なお、財団法人等に関する出資割合については、監査委員の職務権限を定めた自治法第199条及び自治法令第140条の7、予算の執行に関する長の調査権を定めた自治法第221条第3項及び自治法令第152条第1項に基づき、監査の対象あるいは調査の対象を判断する際の出資割合等として各地方公共団体において整理している割合を用いることとします。
25. また、社会福祉法人についても、第三セクター等に含めるものとします。
26. 第三セクター等が出資している会社についても、第三セクター等の取扱いに準じることとしますが、この場合、地方公共団体及び連結対象団体（会計）の資本金、出捐金等をあわせて判断する必要があります。

（6）共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社

27. 出資割合や財政支出の状況等から業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結を行うことを原則とします。
28. ただし、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結を行うこととします。
29. 地方道路公社については、財政健全化法施行規則第12条第1号で定める「出資割合又は設立団体間で協議の上定めた割合」により比例連結を行うこととします。
30. 土地開発公社については、構成団体が特定される項目（依頼土地及び依頼土地に係る借入金、当該年度の土地の売買に関する項目）は、それぞれの団体に帰属する金額をもって連結を行い、それ以外の項目については、財政健全化法施行規則第12条第2号で定める「出資割合又は設立団体間で協議の上定めた割合」に応じて按分することとします。

(7) 財産区の取扱い

31. 財産区については、市町村等に財産を帰属させられない経緯から設けられた制度であることから、連結の対象としないこととします。

(8) 地方共同法人の取扱い

32. 地方競馬全国協会、地方公務員災害補償基金、日本下水道事業団、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構といった地方共同法人には、地方公共団体が出資金や負担金を支払っていますが、個々の団体の出資割合等は概して低いため、連結の対象とはしないこととします。

IV 連結決算日

33. 連結決算日は3月31日とします。なお、連結対象団体（会計）の決算日が3月31日と異なる場合、3月31日における仮決算を行うことを原則としますが、決算日の差異が3か月を超えない場合には、連結対象団体（会計）の決算を基礎として連結手続を行うことができることとします。

V 連結財務書類の体系

34. 連結財務書類の体系は、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書及びこれらの連結財務書類に関連する連結附属明細書とし、連結行政コスト計算書及び連結純資産変動計算書については、別々の計算書としても、その二つを結合した計算書としても差し支えないこととします。これら連結財務書類の様式については、様式第1号から様式第5号までのとおりとします。なお、全体財務書類については、様式第1号から様式第5号までに準じて作成します。
35. 全体・連結資金収支計算書については、その事務負担等に配慮して、公営企業会計でも許容されている間接法による作成を許容します。
- さらに、連結資金収支計算書については、当分の間は作成せず、連結精算表でも業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支といった本年度資金収支額の内訳については記載を省略することを許容することとします。

連結資金収支計算書内訳表

科目	一般会計等財務書類					全体財務書類					連結財務書類								
	一般会計	〇〇 特別会計	総計 〔単純 合算〕	相殺消去	純計	地方公営事業会計		総計 〔単純 合算〕	連結修正 等	相殺消去	純計	第三セクター等				総計 〔単純 合算〕	連結修正 等	相殺消去	純計
						公営企業会計	地方公営事業組合 ・広域連合					第一セクター等	地方三公社	第二セクター等					
業務活動収支																			
業務支出																			
業務収入																			
臨時収入																			
投資活動収支																			
投資活動支出																			
投資活動収入																			
財務活動収支																			
財務活動支出																			
財務活動収入																			
本年度資金収支額																			
前年度末資金残高																			
本年度末資金残高																			
前年度末歳計外現金残高																			
本年度末歳計外現金増減額																			
本年度末歳計外現金残高																			
本年度末現金預金残高																			

省略可能

36. ここで、直接法と間接法における表示科目の違いは以下の参考様式の通り【業務活動収支】に現れます。

間接法による作成に当たっては、以下の参照箇所を参考に、まず行政コスト計算書の純行政コストをマイナスの形で計上するところから開始し、減価償却費などの非資金損益項目の調整、資産除売却損などの臨時損益等の調整、未収金などの業務活動内のキャッシュの増減などを調整の上、【投資活動収支】に計上されている分を調整した財源等を計上するなどして業務活動収支を算出してください。

なお、参考様式の金額欄において「符号反転」という記載がある科目は表示、ないしは算出した数値がプラスであればマイナスに、マイナスであればプラスにしたかたちで計上することを意味しており、参考箇所欄で*が付されている科目は投資活動収支ないしは財務活動収支に計上されている分を控除する必要があることに留意してください。

【間接法による全体・連結資金収支計算書（参考様式）】

（単位）

科目		金額	参照箇所
(区分)	【業務活動収支】		
	純行政コスト	符号反転	PL
非 資 金 費 用 の 調 整	減価償却費		PL
	退職手当引当金の増減		BS前年比較
	賞与等引当金の増減		BS前年比較
	投資損失引当金の増減	符号反転	BS前年比較
	損失補償等引当金の増減		BS前年比較
	徴収不能引当金の増減		BS前年比較
	臨時損失その他のうち非資金分		PL
等 用 の 調 整 益 費	資産除売却損		PL
	資産売却益	符号反転	PL
資 産 ・ 負 債 増 減 の 調 整	前受収益の増減		BS前年比較
	長期延滞債権の増減	符号反転	BS前年比較
	未収金の増減	符号反転	BS前年比較*
	棚卸資産の増減	符号反転	BS前年比較
	長期未払金の増減		BS前年比較*
	未払金の増減		BS前年比較*
	その他		※調整
	小計		
	財源		NW
	国県等補助金収入（投資活動収入分）	符号反転	CF
	業務活動収支		

37. 連結対象団体（会計）においては、純資産を固定資産等形成分と余剰分（不足分）という内訳に分類していない場合も多いため、その事務負担等に配慮して、連結純資産変動計算書において当該内訳を記載しないことも許容することとします。
38. この場合、連結貸借対照表においては、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を固定資産等形成分に記載し、他団体出資等分を連結純資産変動計算書から転記した上で、純資産額からこれらをあわせた額を差し引いた額を余剰分（不足分）に記載します。

39. また、連結純資産変動計算書においては、連結貸借対照表における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の額を転記し、本年度純資産変動額には、転記されたそれぞれの額から前年度末の残高を差し引いた額を記載します。

連結貸借対照表

(令和 年 月 日現在)

科目		金額	科目		金額
【資産の部】			【負債の部】		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			地方債等		
事業用資産			地方債等(臨時財政対策債除く)		
...			臨時財政対策債		
インフラ資産			長期未払金		
...			退職手当引当金		
所有外管理資産			損失補償等引当金		
所有外管理資産減価償却累計額			その他		
物品			流動負債		
物品減価償却累計額			1年内償還予定地方債等		
無形固定資産			地方債等(臨時財政対策債除く)		
ソフトウェア			臨時財政対策債		
その他			未払金		
投資その他の資産			未払費用		
投資及び出資金			前受金		
...			前受収益		
長期延滞債権			賞与等引当金		
長期貸付金			預り金		
基金			その他		
減債基金			負債合計		
その他			【純資産の部】		
徴収不能引当金			固定資産等形成分		
流動資産			余剰分(不足分)		
現金預金			他団体出資等分		
未収金					
短期貸付金					
基金					
財政調整基金					
減債基金					
棚卸資産					
その他					
徴収不能引当金					
繰延資産					
資産合計			純資産合計		
			負債及び純資産合計		

①合計額を記載

②純資産変動計算書より転記

③純資産額から固定資産等形成分と他団体出資等分をあわせた額を引いた額を記載

連結純資産変動計算書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高				
純行政コスト(△)				
財源				
税収等				
国県等補助金				
本年度差額				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
本年度末純資産残高		連結貸借対照表より転記		

40. 全体・連結財務書類は4表または3表以外にも全体・連結附属明細書もあわせて作成することが望ましいですが、その事務負担等に配慮して、連結対象団体の個別の附属明細書をそれぞれ作成し、一覧表示することを許容します。

さらに、連結附属明細書については、そのうち有形固定資産の明細及び連結精算表以外について作成しないことも許容することとします。

41. 連結対象団体(会計)に対する地方公共団体の出資額と連結対象団体(会計)の純資産額との差額については、連結貸借対照表にのれんまたは負ののれん(連結調整勘定)として計上することはせず、連結行政コスト計算書に臨時損失または臨時利益として計上することとします。具体的には、新たに連結対象団体(会計)となった団体(会計)がある場合には、以下の会計処理を行います。なお、連結開始貸借対照表を作成する時点で既に連結対象団体(会計)となっている場合には、連結開始貸借対照表においてこれら出資額と純資産額の相殺消去を行うこととし、連結行政コスト計算書に

おける処理は必要ありません。

ア 連結対象団体（会計）に対する地方公共団体の出資額が連結対象団体（会計）の純資産額より大きい場合、連結行政コスト計算書における「臨時損失」の「その他」に、その差額を計上します。

イ 連結対象団体（会計）に対する地方公共団体の出資額が連結対象団体（会計）の純資産額より小さい場合、連結行政コスト計算書における「臨時利益」の「その他」に、その差額を計上します。

42. 全部連結した連結対象団体（会計）の当該地方公共団体以外の出資分については、連結貸借対照表に他団体出資等分として計上することとします。具体的には、「Ⅵ 連結財務書類の作成手順」において詳述します。
43. 株式会社等では社債発行費等が繰延資産として計上されていますが、繰延資産は一般会計等で表示している固定資産及び流動資産のどちらにも該当しないことから、連結貸借対照表の「繰延資産」にその額を計上します。
44. 連結貸借対照表では間接法により有形固定資産を表示することができますが、株式会社等の連結対象団体（会計）で減損処理を適用している場合には、固定資産ごとに「減損損失累計額」として勘定科目を追加します。
45. 連結財務書類を作成するにあたって記載すべき注記をまとめると以下のとおりとなります。ただし、それぞれの事項について連結対象団体（会計）ごとに異なる場合には、連結対象団体（会計）ごとに記載する必要があります。
46. 重要な会計方針として、連結財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他連結財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載します。
 - ①有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ②有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ③有形固定資産等の減価償却の方法
 - ④引当金の計上基準及び算定方法
 - ⑤リース取引の処理方法
 - ⑥連結資金収支計算書における資金の範囲
 - ⑦採用した消費税等の会計処理
 - ⑧連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該連結対象団体（会計）について特に行った処理の概要
 - ⑨その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項
47. 重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければなりません。
 - ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変

更が連結財務書類に与えている影響の内容

②表示方法を変更した場合には、その旨

③連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容

48. 重要な後発事象として、会計年度終了後、連結財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載します。

①主要な業務の改廃

②組織・機構の大幅な変更

③地方財政制度の大幅な改正

④重大な災害等の発生

⑤その他重要な後発事象

49. 偶発債務として、会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載します。

①保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（連結貸借対照表計上額及び未計上額））

②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

③その他主要な偶発債務

50. 追加情報として、財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載します。

①連結対象団体（会計）の一覧、連結の方法（比例連結の場合は比例連結割合を含みます。）及び連結対象と判断した理由

②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象団体（会計）がある場合は当該団体（会計）の一覧と修正の仕方

③表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

④その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

51. また、連結貸借対照表に係るものとして、減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額を記載します。なお、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、連結資金収支計算書の欄外に記載します。

VI 連結財務書類の作成手順

1 作成手順の概要

52. 連結財務書類の作成は、【図5 連結財務書類の作成手順の概要】のとおり概ね5つの段階に分けて行います。

図5 連結財務書類の作成手順の概要

連結作業項目		作業概要
1	連結対象団体（会計）の決定	① 地方公営事業会計：全て全部連結 ② 一部事務組合・広域連合：全て比例連結 ③ 地方独立行政法人及び地方三公社：全て全部連結または比例連結 ④ 第三セクター等：出資割合等に応じて連結対象（全部連結または比例連結）かを判断。出資割合25%未満で損失補償等を付している等の重要性がない場合は比例連結の対象としないことも可能。
2	法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	① 法定決算書類として貸借対照表等を作成している連結対象団体（会計）分を取り寄せ（法適用公営企業会計、地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等など） ② 法定決算書類として貸借対照表等を作成していない連結対象団体（会計）は一般会計等の作成要領に準拠して新たに個別財務書類を作成（法非適用の地方公営事業会計、一般会計型及び法非適用の公営事業型の一部事務組合・広域連合）
3	法定決算書類の読替え	① 法定決算書類ごとに異なる表示科目を統一的な基準の連結財務書類の科目に揃えるため、本手引きに示されている「連結科目対応表」などに基づき読替え
4	法定決算書類の連結修正等	① 各法定決算書類を一般会計等財務書類の作成基準に揃えるため、有形固定資産等の再評価等の会計処理方法を修正（任意） ② 出納整理期間中の取引は、現金の受払いが年度末までに完了したものとして調整
5	純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	① 内部取引調査票により、連結対象団体（会計）内での取引の計上科目と金額の確定 ② 連結内部の取引高及び残高の相殺消去（連結対象内の取引を消す作業） ③ 各連結対象団体（会計）の額を単純合算し、連結修正等及び相殺消去分を差し引いたのち、純計を算出

2 作成手順の解説

（1）連結対象団体（会計）の決定

53. 「Ⅲ 連結財務書類の対象範囲と連結の方法」に基づき、連結対象団体（会計）を決定します。

（2）法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成

54. 連結財務書類の作成にあたり、（1）で決定した連結対象団体（会計）それぞれについて、連結対象団体（会計）の法定決算書類を取り寄せるか、新たに個別財務書類を

作成する必要があります。

55. 法適用の公営企業会計、地方三公社、第三セクター等はそれぞれの会計基準に基づく発生主義による法定決算書類を作成しており、これを個別財務書類の基礎とするために取り寄せます。
56. 一方、法定決算書類が作成されていない、以下のような連結対象団体（会計）は、一般会計等の作成要領に準拠して新たに個別財務書類を作成する必要があります。

ア 法非適用の地方公営事業会計

イ 一般会計型及び法非適用の公営事業型の一部事務組合・広域連合

57. 連結対象団体（会計）ごとの法定決算書類の有無及び個別財務書類の作成方法は【図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法】のとおりです。

図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法

団体(会計)の種類	会計基準等	財務書類の作成方法			
		貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書※1
地方公営企業(法適用)※2	地方公営企業法の財務規定等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 決算統計及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え
地方公営事業会計(法非適用)※3	—	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成
地方独立行政法人	地方独立行政法人会計基準	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え
地方三公社	(例:土地開発公社) 土地開発公社経理基準要綱	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え
第三セクター等	(例:株式会社等) 会社計算規則及び財務諸表規則等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書等から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○(一部×) キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え等

○：法定決算書類を基礎として活用可能 ×：新たに個別財務書類を作成する必要あり

※1 全体・連結資金収支計算書については、その事務負担等に配慮して、公営企業会計でも許容されている間接法による作成を許容します。

さらに、連結資金収支計算書については、当分の間は作成せず、連結精算表でも業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支といった本年度資金収支額の内訳については記載を省略することを許容することとします。

※2 地方公営企業（法適用）型の一部事務組合・広域連合を含みます。

※3 地方公営企業（法適用）型以外の一部事務組合・広域連合を含みます。

(3) 法定決算書類の読替え

58. 連結対象団体（会計）ごとに適用される会計基準が異なるとともに、法定決算書類と統一的な基準の連結財務書類とでは表示科目も異なることから、統一的な基準の連結財務書類の科目に揃えるために、表示科目の「読替え」を行います。読替えは連結対象団体（会計）ごとに作成された連結科目対応表を参考に行います。
59. 連結科目対応表の例は、「Ⅷ 連結科目対応表」に掲載しています。この連結科目対応表については、法定決算書類の表示科目がそれぞれの連結対象団体（会計）ごとに異なることが考えられるので、連結対象団体（会計）ごとに作成する必要があります。

【例】連結科目対応表の例（抜粋）（土地開発公社の場合）

土地開発公社の貸借対照表 における勘定科目		読替え	統一的な基準の 連結貸借対照表における勘定科目	
流動資産	現金及び預金		流動資産	現金預金：A
	事業未収金	連結科目 対応表	流動資産	未収金：B
	公有用地・ 代行用地等		流動資産	棚卸資産：C
有形固定資産	土地		有形固定資産	土地（事業用資 産）：D
投資その他の 資産	賃貸事業の用 に供する土地		有形固定資産	土地（事業用資 産）：E

60. 読み替えた結果を、連結精算表に転記します。

連結貸借対照表精算表

	一般会計等 財務書類	…	連結財務書類	
	一般会計	…	地方三公社	
			土地開発公社	…
【資産の部】				
固定資産				
有形固定資産				
事業用資産				
土地			D、E	
流動資産				
現金預金			A	
未収金			B	
棚卸資産			C	

(4) 法定決算書類の連結修正等

① 連結修正（その１）（資産・負債等の修正）

61. 連結対象団体（会計）で法定決算書類が作成されている場合、その法定決算書類の表示科目の読替えを行います。この際、可能な限り統一された会計処理を行うために、以下の各項目のように各法定決算書類の数値を修正するといった連結修正を行うことが望ましいと考えられます。ただし、このような連結修正は、その事務負担等も配慮して行わないことも許容することとします。

ア 有形固定資産等の評価

連結対象団体（会計）の保有する全ての有形固定資産等について、一般会計等の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づいた評価を行います。

イ 売却可能資産の表示と評価

連結対象団体（会計）の保有する資産についても、一般会計等に準拠して売却可能資産の資産科目別の金額及びその範囲を注記します。評価額は一般会計等と同様に売却可能価額とします。

なお、販売用不動産は販売するために保有しているものであり、棚卸資産に計上されますので、未使用・未利用になっている売却可能資産とは明確に区別します。

ウ 投資及び出資金の評価

統一的な基準では、投資及び出資金についてはその種類ごとに償却原価や市場価格等により評価することとしています。そこで、連結対象団体（会計）においてこのような評価が行われていない場合には、一般会計等に準じた評価を行います。

エ 徴収不能引当金の計上

統一的な基準では、貸付金や未収金等の債権は回収可能性に基づいて徴収不能引当金として計上することとしています。連結対象団体（会計）においてこのような処理が行われていない場合には、一般会計等に準拠して計上します。

オ 退職手当引当金、賞与等引当金の計上

統一的な基準では、退職手当引当金、賞与等引当金を計上することとしています。連結対象団体（会計）においてこれらの引当金が計上されていない場合には、一般会計等に準拠して計上します。

62. なお、アからオまでの項目が連結対象団体（会計）において計上されている場合であっても、計上基準が統一的な基準と異なる場合は、統一的な基準で求められている基準で算定した金額に修正することが望ましいと考えられます。
63. また、公営企業会計や第三セクター等の法定決算書類が税抜処理で作成されている場合には、原則として一般会計等と同様の税込処理とすることが望ましいですが、税込

処理に修正しないことも許容することとします。なお、採用した消費税等の会計処理については、注記するものとします。

② 連結修正（その２）（出納整理期間中の現金の受払い等の調整）

64. 連結対象団体（会計）には出納整理期間を持つ一般会計等と持たない公営企業会計、地方独立行政法人、地方三公社及び第三セクター等が混在しています。
 65. 出納整理期間とは、歳入調定や支出負担行為等の所定の手続を完了し、前会計年度末までに確定した債権債務の整理を行うために設けられている期間です。地方公共団体の場合、会計年度終了後の翌年度の４月１日から５月３１日までの２ヶ月間を指します。出納整理期間は、予算統制における現金主義会計の原則のもとで、厳密に会計年度独立の原則を徹底する趣旨から必要となるものです。
 66. 出納整理期間を持つ会計では、N年度に帰属する債権債務について、出納整理期間中に現金の受払いが行われた場合には、N年度内に現金の受払いがなされたものとして整理されています。一方、出納整理期間を持たない会計では、N年度末までに収支原因が発生した債権債務であっても、N年度内（３月３１日）までに現金の受払いがなされなければ、貸借対照表には未収金、未払金などの債権または債務として整理されます。
 67. 統一的な基準において、出納整理期間の定めがある連結対象団体（会計）と、定めのない連結対象団体（会計）との間で取引があり、出納整理期間中にN年度に帰属する資金の授受がある場合には、N年度末に現金の受払い等が終了したものとして調整します。
 68. 例えば、一般会計がN年度に財団法人に対する補助金の交付決定及び支出負担行為を行い、その支払いが出納整理期間内に行われた場合には、一般会計の歳入歳出決算書には、当該補助金支出が計上され、歳計現金が減少した状態になっています。一方、財団法人側には、年度末の段階で収入要因が発生していますが、支払がなされていないため、貸借対照表には資産として「未収金」が計上され、正味財産増減計算書には「補助金収入」が計上されます。なお、財団法人が作成しているキャッシュ・フロー計算書は未収金を含まない資金の動きをとらえているため、この取引による現金の動きは計上されていません。
- このような状況で単純合算した場合には、支出済の状態（一般会計）と今後支払いを受ける状態（財団法人）とが混在することになります。統一的な基準では、出納整理期間がない会計等についてもN年度末に現金の受払いが終了したものとして調整を行います。

具体的には次のような調整を行います。

ア 資産の振替（出納整理期間における調整）

「未収金」の減額（財団法人：貸借対照表）

「現金預金」の増額（財団法人：貸借対照表）

→ 出納整理期間に一般会計からの入金があったものとするため、上記の連結修正を行った上で、連結精算表の該当科目の連結修正等の欄において増減を行います。

イ 資金収支の追加計上（出納整理期間における調整）

「国県等補助金収入」の増額（財団法人：資金収支計算書）

→ 上記の連結修正によって増額した「国県等補助金収入」は後に相殺消去されます。具体的な調整方法は、8 1 段落の「ウ 補助金支出と補助金収入」を参照してください。

69. 連結財務書類の作成にあたり、「法定決算書類の読替え」、「連結修正等」及び「相殺消去」を行います。連結財務書類の連結精算表の各連結対象団体（会計）の欄には、科目を読み替えた数字を転記することとし、その後に資産・負債等の修正や出納整理期間中の現金の受払い等といった連結修正を行う場合は、原則としてその修正額（法定決算書類上の数字との差額）を「連結修正等」の列に記載することとします。ただし、財務書類作成団体の判断により、連結修正後の金額を連結財務書類の連結精算表の各連結対象団体（会計）の欄に記載することもできます。
70. なお、連結精算表において「一般会計等財務書類」では「相殺消去」の欄が、「全体財務書類」及び「連結財務書類」では「連結修正等」及び「相殺消去」の欄がそれぞれ1か所ありますが、「一般会計等財務書類」に含まれる相殺消去の列には一般会計に連結する特別会計に関する相殺消去の額を記載し、「全体財務書類」に含まれる連結修正等及び相殺消去の列には地方公営事業会計に関する連結修正等及び相殺消去の額を記載し、「連結財務書類」に含まれる連結修正等及び相殺消去の列には地方公共団体外部の連結対象団体に関する連結修正等及び相殺消去の額を記載します。
71. なお、連結修正等の欄には、各連結対象団体（会計）の連結修正等の項目がまとめて表示されます。
72. これまでの記載をまとめると、【図7 法定決算書類の有無による作業の違い】のとおりです。

図7 法定決算書類の有無による作業の違い

(法定決算書類が作成されていない連結対象団体(会計))

個別財務書類の作成 → 一般会計等に準拠して新たに作成した個別財務書類の数値を「連結精算表」にそのまま記載

(法定決算書類が存在する団体)

法定決算書類の取寄せ

↓

法定決算書類の科目読替え → この段階の数値を「連結精算表」の各団体の欄に記載

↓

法定決算書類の連結修正 → ①資産・負債等の修正(任意)、②出納整理期間中の現金の受払い等の調整による連結修正の額を「連結修正等」の欄にまとめて記載

③ 他団体出資等分の算定

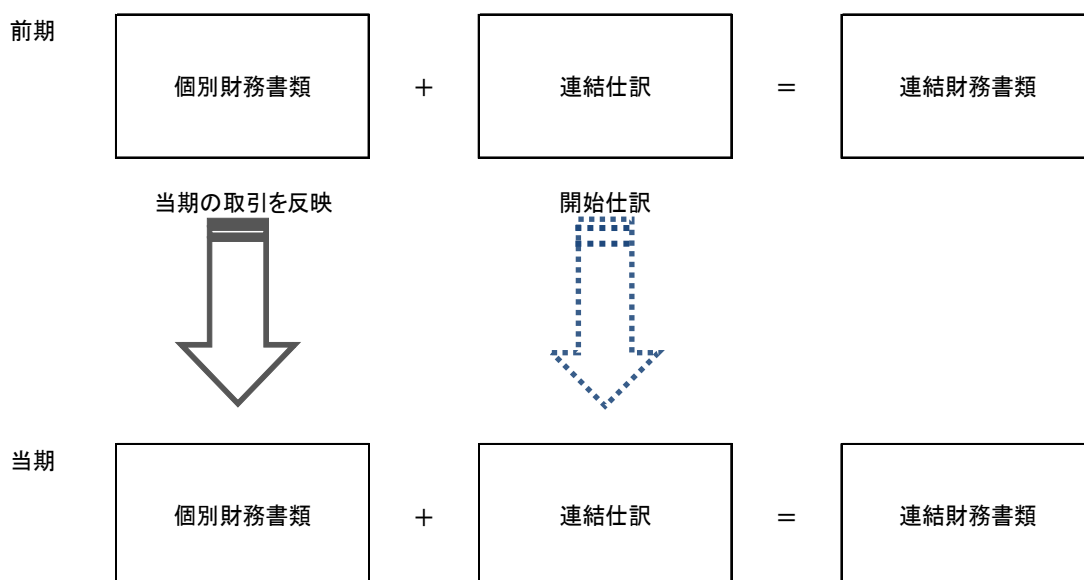
73. 純資産のうち、地方公共団体の持分以外の部分について他団体出資等分を認識することとします。具体的には、連結対象団体(会計)の純資産に当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引くことになります。
74. また、全部連結している団体の株式等を追加取得したこと等による「他団体出資等分」の変動額は、連結純資産変動計算書における「他団体出資等分の増加」または「他団体出資等分の減少」に記載します。

④ 2年目以降に連結財務書類を作成する際の注意点

75. 2年目以降に連結財務書類を作成する際に、前年度に①、②及び③で説明した連結修正等を行っていた場合、連結純資産変動計算書の前年度末純資産残高や連結資金収支計算書の前年度末資金残高の記入額に注意する必要があります。具体的には、連結修正等によって前年度末の純資産残高や資金残高が変動していた場合、当年度の期首において前年度末と同額を引き継ぐ必要がありますが、いわゆる「開始仕訳」を行わなければ、同額が引き継がれなくなります。
76. 連結修正等は連結財務書類作成のために行われるものであり、個別財務書類には影響していないため、前年度以前に行った連結修正等は、当年度の個別財務書類には反映されていません。そこで、2年目以降の連結財務書類を作成するにあたり、前年度以

前に行った連結修正等の影響を引き継ぐ必要があります(【図8 開始仕訳の流れ】)。
この開始仕訳を行うことにより、前年度末の純資産残高と当年度の期首の純資産残高、
前年度末の資金残高と当年度の期首の資金残高がはじめて一致することになります。

図8 開始仕訳の流れ



77. 以後の「(5) 純計処理(単純合算と内部取引の相殺消去等)」では、開始仕訳を行うべき箇所に開始仕訳として説明します。なお、68段落に記載された例について開始仕訳を行うと以下のとおりとなります。

開始仕訳

ア 資産の振替(出納整理期間における調整)

不要

→ 当年度末の貸借対照表では出納整理期間における調整の影響はなくなっています。

イ 資金収支の追加計上(出納整理期間における調整)

「国県等補助金収入」の減額(財団法人：資金収支計算書)

「前年度末資金残高」の増額(財団法人：資金収支計算書)

→ 国県等補助金収入は前年度の連結資金収支計算書に計上されていますが、財団法人の資金収支計算書では当年度に計上されているため、当年度の連結資金収支計算書作成においては財団法人の資金収支計算書に計上されている国県等補助金収入を取り消すとともに期首資金残高を増額させます。

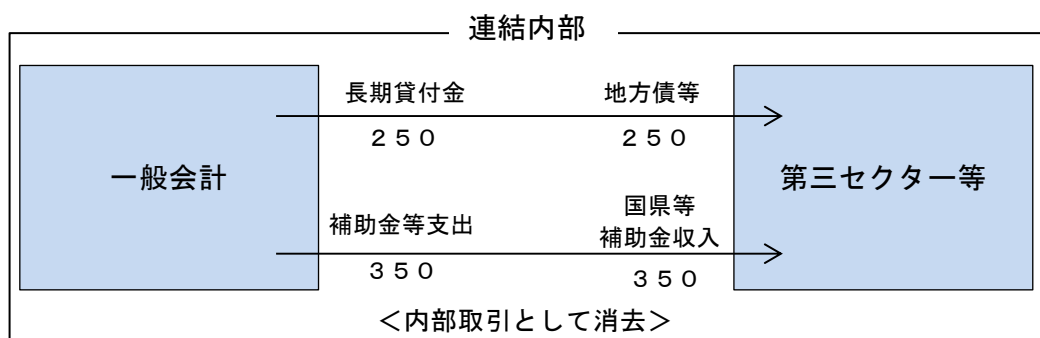
(5) 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）

78. 連結対象団体（会計）間で行われている、資金の出資（受入）、貸付（借入）、返済（回収）、利息の支払（受取）、売上（支払）、繰出（繰入）等、原則として全ての内部取引を相殺消去します。
79. これは、地方公共団体が、連結の範囲となる連結対象団体（会計）をひとつの行政サービスの実施主体とみなして連結財務書類を作成することから、連結内部での取引を消去する必要があります。

例えば、

ア 連結対象団体（会計）間で資金の貸し借りをを行っている場合は、貸し手側で長期貸付金、借り手側で地方債等として貸借対照表に計上されますが、連結全体で考えれば、内部の貸し借りにすぎず、連結対象団体（会計）以外の外部に対する債権債務はありませんので、長期貸付金、地方債等とともに消去します。

イ また、補助金の受払いについても同様に、一般会計から連結対象の第三セクター等に補助金を出したとしても、内部の資金移動にすぎず、連結外部との取引はないことになりますので、補助金等支出、国県等補助金収入とともに消去します。



80. 相殺消去の具体的な作業は、以下の流れで行います。

ア 全ての連結対象団体（会計）が様式第6号の「内部取引調査票」を記入し、連結内部の取引を洗い出します。

イ 連結対象団体（会計）の内部取引調査票を相互に突き合わせ、連結内部の取引を確定します。

ウ 確定した取引について、様式第7号の「相殺消去集計表」に転記し、一般会計等、全体、連結財務書類のそれぞれについて、相殺消去すべき合計額を算定します。

エ 相殺消去集計表で算出された合計または総合計の額を連結精算表の「相殺消去」の欄に転記し、純計処理を行います。

81. 相殺消去の典型的な類型には次のようなものがあります。

ア 投資と資本の相殺消去（残高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で出資を行っている場合に、出資した側に「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」が計上され、出資を受けた側は「純資産」が計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

（出資した側）

○貸借対照表「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額

（出資を受けた側）

○貸借対照表「純資産の部」を減額

また、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

（出資した側）

○貸借対照表「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額

（出資を受けた側）

○純資産変動計算書「前年度末純資産残高」を減額

この結果、貸借対照表・純資産の部が同額減額されます。

なお、連結対象団体（会計）を全部連結した場合であって、他団体からも当該団体が出資等を受けている場合には、他団体出資等分を認識するため、以下のようになります。

（出資した側）

○貸借対照表「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額

○貸借対照表「他団体出資等分」を増額

（出資を受けた側）

○貸借対照表「純資産の部」を減額

また、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

（出資した側）

○貸借対照表「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額

○貸借対照表「他団体出資等分」を増額

（出資を受けた側）

○純資産変動計算書「前年度末純資産残高」を減額

この結果、貸借対照表「他団体出資等分」が増額され、「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」の額だけ「純資産の部」は減額されます。

イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去（残高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で資金の貸し借りをを行っている場合には、貸し付けた側に「長期貸付金」又は／及び「短期貸付金」が計上され、借り入れた側には「地方債等」又は／及び「１年内償還予定地方債等」が計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

（貸し付けた側）

○貸借対照表「長期貸付金」又は／及び「短期貸付金」を減額

（借り入れた側）

○貸借対照表「地方債等」又は／及び「１年内償還予定地方債等」を減額

また、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

不要

ウ 補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で補助金の授受が行われた場合には、補助した側は、行政コスト計算書の「補助金等」に計上されています。

補助を受けた側は、純資産変動計算書の「国県等補助金」に計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

（補助した側）

○行政コスト計算書「補助金等」を減額

（補助を受けた側）

○純資産変動計算書「国県等補助金」を減額

なお、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

不要

エ 会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）

会計間で繰入れ、繰出しが行われた場合には、繰出した側は、行政コスト計算書の「他会計への繰出金」に計上され、繰入れた側は、純資産変動計算書の「税収等」に計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

（繰出した側）

○行政コスト計算書「他会計への繰出金」を減額

(繰入れた側)

○純資産変動計算書「税金等」を減額

なお、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

不要

オ 資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で資産の購入・売却が行われた場合には、売却した側で行政コスト計算書に資産売却損益が計上され、購入した側では貸借対照表に資産売却損益相当額も含めて計上されています（土地の売却を事業として行っている土地開発公社等が売却した場合は事業収益等に計上されるため除きます。）。また、両者の資金収支計算書には売買取引相当額が計上されていますので、例えば、連結対象団体（会計）間の有形固定資産の売買によって売却損益が発生した場合、次のような相殺消去を行います。

(売却した側)

- 行政コスト計算書
 - ・売却損が生じた場合
「資産除売却損」（資産売却損相当額）を減額
 - ・売却益が生じた場合
「資産売却益」（資産売却益相当額）を減額

※ なお、土地開発公社等が売却した場合には、売却損益相当額ではなく、当該土地に係る「経常収益」の「その他」及び「物件費等」の「その他」の双方を減額

- 資金収支計算書 売買取引相当額を「資産売却収入」から減額

※ なお、土地開発公社等が売却した場合には、「業務収入」の「その他の収入」から減額

(購入した側)

- 貸借対照表
 - ・売却損が生じた場合
資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算
 - ・売却益が生じた場合
資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額

- 資金収支計算書 売買取引相当額を「公共施設等整備費支出」から減額

また、償却資産に含まれる未実現損益の消去に伴う減価償却費の修正計算は省略することができます。

※「売買取引相当額」とは、取引価額を指します。

※「資産売却損益相当額」とは、売却された資産の簿価と売却取引相当額との差額を指します。売買取引金額＞資産の簿価の場合は売却益となり、その逆が売却損となります。

開始仕訳

(売却した側)

- 純資産変動計算書 ・売却損が生じた場合
 資産売却損相当額を前年度末残高「固定資産等形成分」に増額

この結果、貸借対照表・純資産の部「固定資産等形成分」が同額増額されます。

- ・売却益が生じた場合
 資産売却益相当額を前年度末残高「固定資産等形成分」から減額

この結果、貸借対照表・純資産の部「固定資産等形成分」が同額減額されます。

(購入した側)

- 貸借対照表 ・売却損が生じた場合
 資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算
- ・売却益が生じた場合
 資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額

カ 委託料の支払と受取（取引高の相殺消去）

(委託した側)

- 行政コスト計算書「物件費」を減額
- 資金収支計算書「物件費等支出」を減額

(受託した側)

- 行政コスト計算書「経常収益」の「その他」を減額
- 資金収支計算書「業務収入」の「その他の収入」を減額

開始仕訳

不要

キ 利息の支払と受取（取引高の相殺消去）

(利息を受け取った側)

- 行政コスト計算書「経常収益」の「その他」を減額
- 資金収支計算書「業務収入」の「その他の収入」を減額

(利息を支払った側)

○行政コスト計算書「支払利息」を減額

○資金収支計算書「支払利息支出」を減額

(開始仕訳)

不要

82. なお、原則として全ての内部取引を相殺消去する必要がありますが、上記のうちアからエまでに係る相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容することとします。
83. 相殺消去の典型的な類型をまとめると【図9 相殺消去の典型的な類型】のとおりとなります。

図9 相殺消去の典型的な類型

取引のパターン	必要となる相殺消去	
ア 投資と資本の相殺消去	(出資した側) ・貸借対照表の「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(出資を受けた側) ・貸借対照表の「純資産の部」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	(貸し付けた側) ・貸借対照表の「長期貸付金」または／及び「短期貸付金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(借り入れた側) ・貸借対照表の「地方債等」または／及び「1年内償還予定地方債等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
ウ 補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去)	(補助した側) ・行政コスト計算書の「補助金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(補助を受けた側) ・純資産変動計算書の「国県等補助金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
エ 会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)	(繰出した側) ・行政コスト計算書の「他会計への繰出金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(繰入れた側) ・純資産変動計算書の「税金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
オ 資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去)	(売却した側) ・行政コスト計算書 ・売却損が生じた場合 「資産除売却損」(資産売却損相当額)を減額 ・売却益が生じた場合 「資産売却益」(資産売却益相当額)を減額 ・資金収支計算書 ・売買取引相当額を「資産売却収入」から減額	(購入した側) ・貸借対照表 ・売却損が生じた場合 資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算 ・売却益が生じた場合 資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額 ・資金収支計算書 ・売買取引相当額を「公共施設等整備費支出」から減額
カ 委託料の支払と受取(取引高の相殺消去)	(委託した側) ・行政コスト計算書の「物件費」を減額 ・資金収支計算書の「物件費等支出」を減額	(受託した側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額
キ 利息の支払と受取(取引高の相殺消去)	(利息を受け取った側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額	(利息を支払った側) ・行政コスト計算書の「支払利息」を減額 ・資金収支計算書の「支払利息支出」を減額

84. 土地開発公社に対する債務保証、第三セクター等の債務に対する損失補償など、連結対象団体（会計）に関する債務負担行為について、一般会計等の貸借対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体（会計）の債務として連結貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金は消去します。
85. 連結貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することとしていますが、連結対象団体（会計）に関する債務負担行為は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体（会計）の債務として連結貸借対照表に計上されているため、注記情報からは除きます。
86. 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」94段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失（投資損失引当金繰入額）として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上」することとされていますが、連結財務書類では連結対象団体（会計）の損失が計上されているため、連結財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去します。
87. 連結対象団体（会計）の間で内部取引として認識している金額が一致しない場合（経費負担割合で連結を行う一部事務組合等にあつては、金額が一致しない場合が多い）には、重要な不一致がある場合を除き、いずれかの団体等で把握された金額（例えば、一般会計側で認識している金額や金額の大きい団体等側の金額）により相殺消去を行うことができることとします。
88. また、相殺消去の範囲を広げた場合であっても、水道料金、下水道使用料、施設使用料等条例で金額が定められているものをはじめ、相対取引で金額が決定されたものを除く取引、「ア 投資と資本の相殺消去」及び「イ 貸付金・借入金等の債権債務の消去」を除き年間取引総額が少額（例えば100万円未満）の取引、連結対象団体（会計）が支払った住民税や固定資産税等の税金については、相殺消去の対象から除くことができることとします。

連結財務書類作成の手引き 様式

様式第1号	連結貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	199
様式第2号	連結行政コスト計算書・・・・・・・・・・・・	200
様式第3号	連結純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・	201
様式第2号及び第3号	連結行政コスト及び純資産変動計算書・・・・・・・・	202
様式第4号	連結資金収支計算書・・・・・・・・・・・・	203
様式第5号	1. 連結貸借対照表の内容に関する明細・・・・・・・・	204
	2. 連結行政コスト計算書の内容に関する明細・・・・・・・・	213
	3. 連結純資産変動計算書の内容に関する明細・・・・・・・・	214
	4. 連結資金収支計算書の内容に関する明細・・・・・・・・	216
	5. 連結精算表・・・・・・・・・・・・・・・・	218
様式第6号	内部取引調査票・・・・・・・・・・・・	221
様式第7号	相殺消去集計表・・・・・・・・・・・・	222

※ 全体財務書類については、上記様式を全体財務書類に準じて作成するものとします。

連結貸借対照表

(令和 年 月 日現在)

(単位:)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		地方債等	
事業用資産		地方債等(臨時財政対策債除く)	
土地		臨時財政対策債	
立木竹		長期未払金	
建物		退職手当引当金	
建物減価償却累計額		損失補償等引当金	
工作物		その他	
工作物減価償却累計額		流動負債	
船舶		1年内償還予定地方債等	
船舶減価償却累計額		地方債等(臨時財政対策債除く)	
浮標等		臨時財政対策債	
浮標等減価償却累計額		未払金	
航空機		未払費用	
航空機減価償却累計額		前受金	
その他		前受収益	
その他減価償却累計額		賞与等引当金	
建設仮勘定		預り金	
インフラ資産		その他	
土地		負債合計	
建物		【純資産の部】	
建物減価償却累計額		固定資産等形成分	
工作物		余剰分(不足分)	
工作物減価償却累計額		他団体出資等分	
その他			
その他減価償却累計額			
建設仮勘定			
所有外管理資産			
所有外管理資産減価償却累計額			
物品			
物品減価償却累計額			
無形固定資産			
ソフトウェア			
その他			
投資その他の資産			
投資及び出資金			
有価証券			
出資金			
その他			
長期延滞債権			
長期貸付金			
基金			
減債基金			
その他			
その他			
徴収不能引当金			
流動資産			
現金預金			
未収金			
短期貸付金			
基金			
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産			
その他			
徴収不能引当金			
繰延資産			
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

連結行政コスト計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	金額
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他	
純経常行政コスト	
臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他	
純行政コスト	

連結純資産変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高				
純行政コスト(△)				
財源				
税収等				
国県等補助金				
本年度差額				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
本年度末純資産残高				

連結行政コスト及び純資産変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	金額			
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他				
純経常行政コスト				
臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他				
純行政コスト				
財源				
税収等				
国県等補助金				
本年度差額				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
前年度末純資産残高				
本年度末純資産残高				

連結資金収支計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位:)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
その他の支出	
業務収入	
税込等収入	
国県等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	
【投資活動収支】	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
投資活動収支	
【財務活動収支】	
財務活動支出	
地方債等償還支出	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債等発行収入	
その他の収入	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	

前年度末歳計外現金残高	
本年度歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高	

連結附属明細書

1. 連結貸借対照表の内容に関する明細

※下記以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成する。

(1) 資産項目の明細

①有形固定資産の明細

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	本年度末 減損損失累計額 (G)	本年度減損額 (H)	差引本年度末残高 (D)-(E)-(G) (I)
事業用資産									
土地									
立木竹									
建物									
工作物									
船舶									
浮標等									
航空機									
その他									
建設仮勘定									
インフラ資産									
土地									
建物									
工作物									
その他									
建設仮勘定									
所有外管理資産									
物品									
合計									

②有形固定資産の行政目的別明細

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	その他	合計
事業用資産									
土地									
立木竹									
建物									
工作物									
船舶									
浮標等									
航空機									
その他									
建設仮勘定									
インフラ資産									
土地									
建物									
工作物									
その他									
建設仮勘定									
所有外管理資産									
物品									
合計									

③投資及び出資金の明細

市場価格のあるもの

(単位:)

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (B)	貸借対照表計上額 (A) × (B) (C)	取得単価 (D)	取得原価 (A) × (D) (E)	評価差額 (C) - (E) (F)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計							

市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)以外に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	強制評価減 (H)	貸借対照表計上額 (A) - (H) (I)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計										

④基金の明細							(単位:)
種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計上額)	(参考)財産に関する 調書記載額	
財政調整基金							
減債基金							
...							
...							
合計							

⑤貸付金の明細 (単位:)

相手先名または種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	
〇〇貸付金					
....					
合計					

⑥長期延滞債権の明細

(単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

⑦未収金の明細

(単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

(2)負債項目の明細

①地方債等(借入先別)の明細

(単位:)

種類	地方債等 残高	うち1年内償還予定											政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち共同発行債		うち住民公募債	その他
【通常分】																					
一般公共事業																					
公営住宅建設																					
災害復旧																					
教育・福祉施設																					
一般単独事業																					
その他																					
【特別分】																					
臨時財政対策債																					
減収補てん債																					
減税補てん債																					
退職手当債																					
その他																					
【その他】																					
合計																					

①地方債等(借入先別)の明細(簡素版)

(単位:)

種類	地方債等残高	政府資金	地方公共団体 金融機関	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち共同発行債		その他
合計							うち住民公募債		

①ー2 地方債等(借入先別)の明細(簡素版2)

種類	地方債等残高	【通常分】		一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育・福祉施設	一般単独事業	その他	【特別分】	臨時財政対策債	減収補てん債	減税補てん債	退職手当債	その他	【その他】
		うち1年内償還予定														
合計																

②地方債等（利率別）の明細 (単位：)

地方債等残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率

③地方債等（返済期間別）の明細 (単位：)

地方債等残高	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超 15 年以内	15 年超 20 年以内	20 年超

④特定の契約条項が付された地方債等の概要 (単位：)

特定の契約条項が 付された地方債等残高	契約条項の概要

⑤引当金の明細

(単位：)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
合計					

2. 連結行政コスト計算書の内容に関する明細
○補助金等の明細

(単位:)

区分	名称	相手先	金額	支出目的
他団体への公共施設等整備補助金等				
	計			
その他の補助金等				
	計			
合計				

3. 連結純資産変動計算書の内容に関する明細

(1)財源の明細				(単位:)
会計	区分	財源の内容	金額	
一般会計	税収等	地方税		
		地方交付税		
		地方譲与税		
				
		小計		
	国県等補助金	国庫支出金		
		資本的補助金		
		都道府県等支出金		
				
		計		
		国庫支出金		
		経常的補助金		
		都道府県等支出金		
				
		計		
		小計		
	合計			
特別会計				
....				
地方独立行政法人				
....				

(2)財源情報の明細

(単位:)

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債等	税収等	その他
純行政コスト					
有形固定資産等の増加					
貸付金・基金等の増加					
その他					
合計					

4. 連結資金収支計算書の内容に関する明細

○資金の明細		(単位:)
種類	本年度末残高	
現金		
要求払預金		
短期投資		
....		
....		
合計		

＜作成例＞

連結行政コスト計算書に係る行政目的別の明細

(単位:)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
経常費用								
業務費用								
人件費								
職員給与費								
賞与等引当金繰入額								
退職手当引当金繰入額								
その他								
物件費等								
物件費								
維持補修費								
減価償却費								
その他								
その他の業務費用								
支払利息								
徴収不能引当金繰入額								
その他								
移転費用								
補助金等								
社会保障給付								
その他								
経常収益								
使用料及び手数料								
その他								
純経常行政コスト								
臨時損失								
災害復旧事業費								
資産除売却損								
損失補償等引当金繰入額								
その他								
臨時利益								
資産売却益								
その他								
純行政コスト								

5. 連結精算表

連結貸借対照表内訳表

[illegible]

連結資金収支計算書内訳表

科目	一般会計等財務書類			全体財務書類						連結財務書類						純計	
	一般会計	○○ 特別会計	純計 (単純 合算)	公営企業会計			地方公営事業会計	その他			総計 (単純 合算)			連結修正 等	純計 (単純 合算)		
				水道事業	公営企業会計 …	収益事業		国民健康 保険事業	…	小計	第三者等						
											○○土地 開発公社	…	小計				(株)○○ 事業団
業務活動収支																	
業務支出																	
業務費用支出																	
人件費支出																	
物件費等支出																	
支払利息支出																	
その他の支出																	
移転費用支出																	
補助金等支出																	
社会保険料等支出																	
税金等への繰出支出																	
その他の支出																	
業務収入																	
税収等収入																	
国庫等補助金収入																	
使用料及び手数料収入																	
その他の収入																	
臨時支出																	
災害復旧事業費支出																	
その他の支出																	
投資活動収支																	
投資活動支出																	
公共施設等整備費支出																	
基金積立金支出																	
投資及び貸出資金支出																	
買付金支出																	
その他の支出																	
投資活動収入																	
国庫等補助金収入																	
基金取得収入																	
貸付金回収収入																	
資産売却収入																	
その他の収入																	
財務活動収支																	
財務活動支出																	
地方債等償還支出																	
その他の支出																	
財務活動収入																	
地方債等発行収入																	
その他の収入																	
本年経費金収支																	
前年度末繰上り金増減額																	
本年度末繰上り金増減額																	
前年度末繰上り現金増減額																	
本年度末繰上り現金増減額																	

様式第6号 内部取引調査票

- 1 本調査票の配布先は、すべての連結対象法人(会計)である。
- 2 本調査票は、次の相互間の内部取引を、それぞれに調査するものである。

取引先 記入者		連結財務書類			連結対象 団体(会計)
		単体財務書類			
		一般会計等		地方公営事業 会計	
		一般会計	特別会計		
一般会計	—	○	○	○	
特別会計	○	相互間	○	○	
地方公営事業会計	○	○	相互間	○	
連結対象団体(法人)	○	○	○	相互間	

- 3 相殺取引の対象となる事項については、本文を参照されたい。
- 4 一般会計等側からの相殺取引額の算出は、仕訳帳又は総勘定元帳から、上記すべての相殺相手方である取引を抽出し、相殺取引対象か判断し、勘定科目別に集計して作成する。
- 5 本調査票回収後は、各会計の相殺取引が、それぞれ完全に対応することを相互にチェックする。
- 6 本調査票は、財務書類4表または3表分が必要であるが、貸借対照表の表頭のみを示す。
- 7 回収した本調査票の金額は、《様式第7号 相殺消去集計表》に転記し、同表で合計を求める。

内部取引調査票

記入元	例えば、A特別会計
-----	-----------

1 貸借対照表

相手先 勘定科目			一般会計等財務書類			全体財務書類					連結財務書類				
			一般会計	〇〇 特別会計	合計	地方公営事業会計				合計	一部事務組合・広域連合		・・・		合計
						公営企業会計		その他			〇〇衛生 施設組合	・・・	・・・		
						水道事業	・・・	収益事業	・・・						
資産合計															
	固定資産														
		有形固定資産													
		土地													
		立木竹													
		建物													
															

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

様式第7号 相殺消去集計表

- 1 本表は、《様式第6号 内部取引調査票》の回収結果につき、チェック終了後、転記して集計し、連結精算表に転記するものである。
- 2 ① 一般会計等財務書類用は、一般会計、特別会計（地方公営事業会計を除く）分を集計し、連結精算表における一般会計等財務書類の相殺消去欄に転記する。
 ② 全体財務書類用は、一般会計等、地方公営事業会計分を集計し、連結精算表における全体財務書類の相殺消去欄に転記する。
 ③ 連結財務書類用は、一般会計等、全体（一般会計等を除く）、連結対象団体（会計）分を集計し、連結精算表における連結財務書類の相殺消去欄に転記する。
- 3 上記連結精算表への転記終了後、同表の純計額を算出する。
- 4 以上に基づき、様式第1号～第4号の様式に従い、一般会計等、全体及び連結財務書類を編集する。
- 5 本集計票は、財務書類4表または3表分が必要であるが、貸借対照表の表頭のみを示す。

様式7-1 相殺消去集計表（一般会計等財務書類用）

1 貸借対照表

相手先 勘定科目	一般会計等財務書類		
	一般会計	〇〇 特別会計	合計
資産合計			
固定資産			
有形固定資産			
土地			
立木竹			
建物			
.....			

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

様式7-2 相殺消去集計表（全体財務書類用）

1 貸借対照表

相手先 勘定科目			一般会計等財務書類		全体財務書類				
			一般会計	〇〇 特別会計	地方公営事業会計				総合計
					公営企業会計		その他		
					水道事業	・・・	収益事業	・・・	
資産合計									
	固定資産								
	有形固定資産								
	土地								
	立木竹								
	建物								
									

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

様式7-3 相殺消去集計表（連結財務書類用）

1 貸借対照表

相手先 勘定科目	一般会計等財務書類		全体財務書類				連結財務書類		
	一般会計	〇〇 特別会計	地方公営事業会計				一部事務組合・広域連合		総合計
			公営企業会計		その他		〇〇衛生 施設組合	...	
			水道事業	...	収益事業	...			
資産合計									
固定資産									
有形固定資産									
土地									
立木竹									
建物									
.....									

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

連結財務書類における注記例

この注記例はあくまでも一般的なひな形であり、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や行政経営に資する注記を作成することを妨げるものではありません。

なお、全体財務書類の作成についてもこの注記例を参考にしてください。

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体（地方独立行政法人、一般財団法人、地方三公社、〇〇〇…）においては、原則、取得原価としています。

（記載上の注意）

台帳手引き 105 段落に基づき、統一的な基準による財務書類を作成する前に取得した資産を基準モデル等により評価している場合は、開始時の評価基準及び評価方法に代えて、当該基準及び評価方法を記載します。ただし、この場合においても、道路、河川及び水路の敷地については、59 段落による評価額を注記することとします。

（記載上の注意）

〇〇〇には、法人形態（株式会社等）を記載します。他の「一部の連結対象団体」についても同様に法人形態を書くことが望まれます。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定。）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

イ 市場価格のないもの……………取得原価（または償却原価法（定額法））

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等……………〇〇法による低価法

ただし、一部の連結対象団体においては、〇〇法によっています。

② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

（記載上の注意）

〇〇法には個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法等の名称を記載します。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 〇年～〇年

工作物 〇年～〇年

物品 〇年～〇年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

② 無形固定資産……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

（記載上の注意）

一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。

[記載例]

① 有形固定資産（※）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 ○年～○年

工作物 ○年～○年

物品 ○年～○年

② 無形固定資産（※）……………定額法

※リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

(記載上の注意)

退職手当組合に加入している場合であって、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額がマイナスとなる場合、次のように記載することが考えられます。

[記載例]

期末自己都合要支給額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健

全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(記載上の注意)

一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。

[記載例]

ア リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、〇か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、〇〇市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3か月を超える連結対象団体（会計）については仮決算を行っています。

(記載上の注意)

仮決算を行った団体（会計）の一覧を記載することが望まれます。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

〇〇一部事務組合における〇〇の評価基準及び評価方法は、従来、〇〇法によっていましたが、本年度から〇〇法に変更しました。この変更は、〇〇（変更理由を記載）のために行ったものです。

この変更により、臨時損失が×××百万円計上されています。

(2) 表示方法の変更

〇〇株式会社における〇〇費については、連結行政コスト計算書の〇〇に含めて表示していましたが、〇〇に含めて表示する方法に変更しました。

これにより、本年度の連結行政コスト計算書において〇〇が×××百万円減少し、〇〇が×××百万円増加しています。

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

〇〇市資金管理方針の改正に伴い、資金の範囲に〇〇が追加されました。これにより、資金収支計算書の「本年度末残高」及び「本年度末現金預金残高」が×××百万円増加しています。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

〇〇特別会計は、〇〇法第〇条の改正により本年度限りで廃止されました。

(2) 組織・機構の大幅な変更

令和〇〇年〇月〇日に〇〇市と合併したことにより、組織が再編されます。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

地方税法の改正により、〇〇税が創設され、一般会計において、令和〇〇年度は×××百万円の税収が見込まれています。

(4) 重大な災害等の発生

令和〇〇年〇月〇日に発生した〇〇（災害名）により、被災地域の建物等において多

大な被害を受け、臨時損失として建物、工作物等の滅失、原状回復費用等、その他復旧等に係る費用等の発生が×××百万円程度見込まれています。

(記載上の注意)

被害額等が確定していない場合は、その旨を記載します。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計） 名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
〇〇公社	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円
〇〇協会	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円
...	...	...	...	...
計	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円	××× 百万円

(記載上の注意)

「他の団体（会計）」は連結対象団体（会計）以外の団体（会計）であることに留意します。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 〇〇地裁令和〇〇年（〇）第〇〇号

〇〇事件 ××× 百万円

② 〇〇高裁令和〇〇年（〇）第〇〇号

〇〇事件 ××× 百万円

※ 請求金額が×××百万円以上の件名を記載しています。

(記載上の注意)

事件番号、事件名、請求金額を記載します。なお、事件の概要を記載することとも考えられます。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
〇〇事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－
〇〇一部事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	〇％
〇〇公社	地方三公社	全部連結	－
(株)〇〇	第三セクター等	全部連結	－
・・・	・・・	・・・	・・・

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

〇〇事業会計 企業債残高 ××百万円
他会計繰入金 ××百万円

(記載上の注意)

当該地方公営企業会計が連結されない影響を補完する観点から、重要性や作業負担も踏まえ、企業債残高や他会計繰入金といった情報もあわせて記載することが望まれます。

- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方独立行政法人は、全て全部連結の対象としています。
- ④ 地方三公社は、全て全部連結の対象としています。
- ⑤ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）にお

いては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

〇〇（範囲を記載）

イ 内訳

事業用資産	×××	百万円（	△△△	百万円）
土地	×××	百万円（	△△△	百万円）
立木竹	×××	百万円（	△△△	百万円）
建物	×××	百万円（	△△△	百万円）
工作物	×××	百万円（	△△△	百万円）
船舶	×××	百万円（	△△△	百万円）
浮標等	×××	百万円（	△△△	百万円）
航空機	×××	百万円（	△△△	百万円）
その他	×××	百万円（	△△△	百万円）
インフラ資産	×××	百万円（	△△△	百万円）
土地	×××	百万円（	△△△	百万円）
建物	×××	百万円（	△△△	百万円）
工作物	×××	百万円（	△△△	百万円）
その他	×××	百万円（	△△△	百万円）
物品	×××	百万円（	△△△	百万円）

令和〇〇年３月３１日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。上記の（△△△ 百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

（記載上の注意）

売却可能資産の範囲には、台帳手引き 100 段落に準拠します。

なお、売却可能価額は、鑑定評価額、路線価、公示地価に基づく評価等が考えられ

ます。

(5) 減価償却累計額	× × ×	百万円
事業用資産	× × ×	百万円
建物	× × ×	百万円
工作物	× × ×	百万円
船舶	× × ×	百万円
浮標等	× × ×	百万円
航空機	× × ×	百万円
その他	× × ×	百万円
インフラ資産	× × ×	百万円
建物	× × ×	百万円
工作物	× × ×	百万円
その他	× × ×	百万円
所有外管理資産	× × ×	百万円
物品	× × ×	百万円

(記載上の注意)

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直接法）を選択した場合に記載します。

連結科目対応表

以下に示す例示は、連結対象団体（会計）において作成している法定決算書類を、統一的な基準による財務書類に読み替えるための連結科目対応表とその読替方針の解説で構成されています。連結科目対応表では、番号を付すことで科目対応を明確にし、解説と合わせた利用により、統一的な基準への読替えが可能となるよう配慮しています。なお、本手引きに示す連結科目対応表は、あくまでも例示であり、実際の連結財務書類作成にあたっては、各地方公共団体の実情に応じた対応が必要となります。

連結科目対応表の中でも、資金収支計算書等を読替えにより作成するために必要なキャッシュ・フロー計算書等が未作成の連結対象団体（会計）等も多いことから、作成方法（どの数字を根拠として集計するか）の説明を中心に解説しています。

連結科目対応表として示す連結対象団体は以下のとおりです。

（１）水道事業又は工業用水事業	233
（２）公共下水道事業	240
（３）病院	247
（４）軌道事業及び鉄道事業	254
（５）運送	261
（６）電気事業	268
（７）ガス	275
（８）地方独立行政法人	282
（９）地方三公社（土地開発公社を例示）	289
（１０）第三セクター等（株式会社）	296
（１１）第三セクター等（公益社団・財団法人）	303

(1) 水道事業又は工業用水道事業
1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【水道・工業用水道BS】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 有形固定資産			有形固定資産
ア 土地	1		事業用資産
イ 建物	2		土地
減価償却累計額	3		建物
ウ 構築物	4		建物減価償却累計額
減価償却累計額	5		工作物
エ 機械及び装置	6		工作物減価償却累計額
減価償却累計額	7		船舶
オ 車両運搬具	8		船舶減価償却累計額
減価償却累計額	9		浮標等
カ 船舶	10		浮標等減価償却累計額
減価償却累計額	11		航空機
キ 工具、器具及び備品	12		航空機減価償却累計額
減価償却累計額	13		その他
ク リース資産	14		その他減価償却累計額
減価償却累計額	15		建設仮勘定
ケ 建設仮勘定	16		インフラ資産
コ その他有形固定資産	17		土地
減価償却累計額	18		建物
有形固定資産合計			建物減価償却累計額
(2) 無形固定資産			工作物
ア 水利権	19		工作物減価償却累計額
イ 借地権	20		その他
ウ 地上権	21		その他減価償却累計額
エ 特許権	22		建設仮勘定
オ 施設利用権	23		所有外管理資産
カ リース資産	24		所有外管理資産減価償却累計額
キ その他の無形固定資産	25		物品
無形固定資産合計			物品減価償却累計額
(3) 投資			無形固定資産
ア 投資有価証券	26		ソフトウェア
イ 出資金	27		その他
ウ 長期貸付金	28		投資その他の資産
エ 貸倒引当金	29		投資及び出資金
オ 基金	30		有価証券
カ 長期前払消費税	31		出資金
キ その他投資	32		その他
減価償却累計額	33		投資損失引当金
投資合計			長期延滞債権
			長期貸付金
2 流動資産			基金
(1) 現金・預金	34		減債基金
(2) 未収金	35		その他
(3) 有価証券	36		その他
(4) 受取手形	37		徴収不能引当金
(5) 貯蔵品	38		流動資産
(6) 短期貸付金	39		現金預金
(7) 前払費用	40		未収金
(8) 前払金	41		短期貸付金
(9) 未収収益	42		基金
(10) 貸倒引当金	43		財政調整基金
(11) その他流動資産	44		減債基金
流動資産合計			棚卸資産
資産合計			その他
			徴収不能引当金
			繰延資産
			資産合計

3 固定負債			固定負債
(1) 企業債	45		地方債等
(2) 他会計借入金	46	45,46	地方債等(臨時財政対策債除く)
(3) リース債務	47		臨時財政対策債
(4) 引当金			長期未払金
ア 退職給付引当金	48	48	退職手当引当金
イ 特別修繕引当金	49		損失補償等引当金
ウ その他引当金	50	47,49,50,51,66,67	その他
(5) その他固定負債	51		流動負債
固定負債合計		52,53,54	1年内償還予定地方債等
4 流動負債			地方債等(臨時財政対策債除く)
(1) 一時借入金	52	56	臨時財政対策債
(2) 企業債	53	57	未払金
(3) 他会計借入金	54	58	未払費用
(4) リース債務	55	59	前受金
(5) 未払金	56	61	前受収益
(6) 未払費用	57	65	賞与等引当金
(7) 前受金	58	55,60,62,63,64,65	預り金
(8) 前受収益	59		その他
(9) 引当金			負債合計
ア 退職給付引当金	60		固定資産等形成分
イ 賞与引当金	61		余剰分(不足分)
ウ 修繕引当金	62		他団体出資等分
エ 特別修繕引当金	63		純資産合計
オ その他引当金	64		
(10) その他流動負債	65		
流動負債合計			
負債合計			
5 (1) 長期前受金	66		
(2) 長期前受金収益化累計額	67		
6 資本金			
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 再評価積立金			
イ 受贈財産評価額			
ウ 寄附金			
エ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金			
イ 利益積立金			
ウ その他積立金			
エ 当年度未処分利益剰余金			
剰余金合計			

【水道・工業用水道PL】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 営業収益				経常費用
(1) 給水収益	1			業務費用
(2) 受託工事収益	2			人件費
(3) その他営業収益	3		※	職員給与費
			※	賞与等引当金繰入額
2 営業費用			※	退職手当引当金繰入額
(1) 原水費	4		※	その他
(2) 浄水費	5			物件費等
(3) 配水費	6		※	物件費
(4) 給水費	7		※	維持補修費
(5) 受託工事費	8		11	減価償却費
(6) 業務費	9		※	その他
(7) 総係費	10			その他の業務費用
(8) 減価償却費	11		19	支払利息
(9) 資産減耗費	12			徴収不能引当金繰入額
(10) その他営業費用	13		12,20 ※	その他
営業利益(又は営業損失)				移転費用
3 営業外収益			区分No.4～10、13は、 節の内容に応じて※ に振り分ける。	補助金等
(1) 受取利息及び配当金	14	→NWへ		社会保障給付
(2) 他会計補助金	15	→NWへ		他会計への繰出金
(3) 補助金	16	→NWへ		その他
(4) 長期前受金戻入	17	→NWへ	1	経常収益
(5) 雑収益	18		2,3,14,18	使用料及び手数料
4 営業外費用				その他
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	19			純経常行政コスト
(2) 雑支出	20			臨時損失
経常利益(又は経常損失)			24	災害復旧事業費
5 特別利益				資産除売却損
(1) 固定資産売却益	21			投資損失引当金繰入額
(2) 過年度損益修正益	22		25,26,27,28	損失補償等引当金繰入額
(3) その他特別利益	23			その他
6 特別損失			21	臨時利益
(1) 固定資産売却損	24		22,23	資産売却益
(2) 減損損失	25			その他
(3) 災害による損失	26			純行政コスト
(4) 過年度損益修正損	27			
(5) その他特別損失	28			
当年度純利益(又は当年度純損失)				

【水道・工業用水道NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 剰余金計算書の「寄付金」を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金及び 工事負担金」並びに「他会計補助金」を記載 損益計算書の「補助金」 並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」を記載 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 剰余金計算書の「受贈財産評価額」を記載 損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」 の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損 または譲受益の額を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税収等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【水道・工業用水道CF】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
(1) 当年度純利益	1		15	業務支出
(2) 減価償却費	2		16,38	業務費用支出
(3) 減損損失	3			人件費支出
(4) 引当金の増減額(△は減少)	4			物件費等支出
(5) 長期前受金戻入額	5			支払利息支出
(6) 受取利息及び受取配当金	6			その他の支出
(7) 支払利息等	7			移転費用支出
(8) 為替差損益(△は益)	8			補助金等支出
(9) 有形固定資産売却損益(△は益)	9			社会保障給付支出
(10) 未収金等の増減額(△は増加)	10			他会計への繰出支出
(11) 未払金等の増減額(△は減少)	11			その他の支出
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	12			業務収入
(13) その他の増減額	13			税金等収入
小計				国県等補助金収入
(14) 利息及び配当金の受取額	14		14,16,38	使用料及び手数料収入
(15) 利息の支払額	15			その他の収入
(16) その他	16			臨時支出
業務活動によるキャッシュ・フロー			区分No.16、25、37、38 は、内容に応じて、そ の他の支出又はその 他の収入に金額を振り 分ける。	災害復旧事業費支出 その他の支出
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				臨時収入
(1) 有形固定資産の取得による支出	17			業務活動収支
(2) 有形固定資産の売却による収入	18			【投資活動収支】
(3) 無形固定資産の取得による支出	19		17,19	投資活動支出
(4) 無形固定資産の売却による収入	20			公共施設等整備費支出
(5) 有価証券の取得による支出	21		21	基金積立金支出
(6) 有価証券の売却による収入	22			投資及び出資金支出
(7) 国庫補助金等による収入	23		25	貸付金支出
(8) 一般会計又は他の特別会計からの 繰入金による収入	24			その他の支出
(9) その他	25		23	投資活動収入
投資活動によるキャッシュ・フロー				国県等補助金収入
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				基金取崩収入
(1) 一時借入れによる収入	26		18,20,22	貸付金元金回収収入
(2) 一時借入金の返済による支出	27		24,25	資産売却収入
(3) 建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	28			その他の収入
(4) 建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	29			投資活動収支
(5) その他の企業債による収入	30		27,29,31,33,35	【財務活動収支】
(6) その他の企業債の償還による支出	31		37	財務活動支出
(7) 建設改良費等の財源に充てるための 他会計借入金による収入	32		26,28,30,32,34	地方債等償還支出
(8) 建設改良費等の財源に充てるための 他会計借入金の返済による支出	33		36,37	その他の支出
(9) その他の他会計借入金による収入	34			財務活動収入
(10) その他の他会計借入金の 返済による支出	35		39	地方債等発行収入
(11) 他会計等からの出資による収入	36			その他の収入
(12) その他	37			財務活動収支
財務活動によるキャッシュ・フロー				本年度資金収支額
4 資金に係る換算差額	38			前年度末資金残高
5 資金増減額(又は減少額)				本年度末資金残高
6 資金期首残高	39			前年度末歳計外現金残高
7 資金期末残高				本年度歳計外現金増減額
				本年度末歳計外現金残高
				本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説(平成27年度決算以降)

【水道・工業用水道BS】

項目	読替方針
1. 固定資産	①水道事業に関する固定資産は、すべてインフラ資産と物品とする。
(1)有形固定資産	②その他有形固定資産は、その内容に照らし、事業用資産の各科目に読み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括してインフラ資産の「その他」に組替えることができる。
	③有形固定資産のリース資産は、その内容により、インフラ資産内の各科目と物品に読み替える。
	④減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2)無形固定資産	①水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権及びその他の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。
	②無形固定資産のリース資産は、その内容により、ソフトウェアとその他に読み替える。
(3)投資	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。
	②出資金については、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。
	③基金については、その内容に応じて「減価基金」と「その他」に読み替える。
	④長期前払消費税、その他投資については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。
2. 流動資産	①貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。
	②有価証券、受取手形、前払費用、前払金、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、特別修繕引当金、その他引当金及びその他固定負債については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①一時借入金と企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、その他引当金については、流動負債の「その他」に読み替える。
	③その他流動負債については、その内容に応じて「預り金」と「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替は行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【水道・工業用水道PL】

項目	読替方針
1. 経常費用	①営業費用については、節の内容に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。
	②他会計に委託した場合は、物件費等とする。
	③減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。
	④(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。
2. 経常収益	①給水収益については経常収益の「使用料及び手数料」に、受託工事収益、その他営業収益、受取利息及び配当金及び雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。
	②補助金については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。
	③長期前受金戻入については、次を参考として源泉別に応じて読み替える。ただし、源泉別の把握が著しく困難な場合に限り、純資産変動計算書の「その他」に読み替えることも許容する。 ・「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」は純資産変動計算書の「税收等」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の国県等補助金」については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。
	④公営企業会計の「会計基準の見直しに関するQ&A」の2-10に掲載されているとおり、「資本費繰入収益」等の勘定科目にて損益計算書に計上されているものについては、純資産変動計算書に計上する。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①過年度損益修正益、その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。
	②減損損失の見合いで特別利益として計上されている長期前受金戻入については、純資産変動計算書に計上する。

【水道・工業用水道NW】

項目	読替方針
1. 財源	①剰余金計算書の「寄付金」がある場合、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」並びに「他会計補助金」については、財源の「税収等」に読み替える。 ③損益計算書の「補助金」並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①固定資産又は有価証券について、評価差額が存在する場合、当該金額を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で取得した固定資産がある場合には、剰余金計算書の「受贈財産評価額」に計上されている当該金額を記載する。 ②損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載する。
6. その他	①損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、「その他」に読み替える。 ②その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【水道・工業用水道CF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫を有する場合その調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ④業務収入は、行政コスト計算書の経常収益を基礎とし、未収金の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 ②その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される借入金、企業債等の内容を、財務活動収支に転記する。 ②他会計等からの出資による収入は、財務活動収入の「その他の収入」に転記する。 ③その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。

(2) 公共下水道事業

1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【下水道BS】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 有形固定資産			有形固定資産
ア 土地	1		事業用資産
イ 建物	2		土地
減価償却累計額	3		立木竹
ウ 構築物	4		建物
減価償却累計額	5		建物減価償却累計額
エ 機械及び装置	6		工作物
減価償却累計額	7		工作物減価償却累計額
オ 車両及び運搬具	8		船舶
減価償却累計額	9		船舶減価償却累計額
キ 工具、器具及び備品	10	※ 区分No.12,13は、資産の内容によりインフラ資産内の科目と物品に振り分ける。 区分No.21は、資産の内容により無形固定資産のうちソフトウェアとその他に振り分ける。	浮標等
減価償却累計額	11		浮標等減価償却累計額
ク リース資産	12		航空機
減価償却累計額	13		航空機減価償却累計額
ケ 建設仮勘定	14		その他
コ その他有形固定資産	15		その他減価償却累計額
減価償却累計額	16		建設仮勘定
有形固定資産合計		※	インフラ資産
(2) 無形固定資産		1	土地
イ 借地権	17	2	建物
ウ 地上権	18	3	建物減価償却累計額
エ 特許権	19	4	工作物
オ 施設利用権	20	5	工作物減価償却累計額
カ リース資産	21	15	その他
キ その他無形固定資産	22	16	その他減価償却累計額
無形固定資産合計		14	建設仮勘定
(3) 投資			所有外管理資産
ア 投資有価証券	23		所有外管理資産減価償却累計額
イ 出資金	24	6,8,10 ※	物品
ウ 長期貸付金	25	7,9,11	物品減価償却累計額
エ 貸倒引当金	26		無形固定資産
オ 基金	27	21	ソフトウェア
カ 長期前払消費税	28	17,18,19,20,21,22	その他
キ その他投資	29		投資その他の資産
減価償却累計額	30		投資及び出資金
投資合計		23	有価証券
		24	出資金
2 流動資産			その他
(1) 現金・預金	31	区分No.27は、基金の内容により「減債基金」と「その他」に振り分ける。	投資損失引当金
(2) 未収金	32		長期延滞債権
(3) 有価証券	33	25	長期貸付金
(4) 受取手形	34		基金
(5) 貯蔵品	35	27	減債基金
(6) 短期貸付金	36	27	その他
(7) 前払費用	37	28,29,30	その他
(8) 前払金	38	26	徴収不能引当金
(9) 未収収益	39		流動資産
(10) 貸倒引当金	40	31	現金預金
(11) その他流動資産	41	32	未収金
流動資産合計		36	短期貸付金
			基金
資産合計			財政調整基金
		35	減債基金
		33,34,37,38,39,41	棚卸資産
		40	その他
			徴収不能引当金
			繰延資産
			資産合計

3 固定負債			固定負債
(1) 企業債	42		地方債等
(2) 他会計借入金	43	42,43	地方債等(臨時財政対策債除く)
(3) リース債務	44		臨時財政対策債
(4) 引当金			長期未払金
ア 退職給付引当金	45	45	退職手当引当金
イ 特別修繕引当金	46		損失補償等引当金
ウ その他引当金	47	44,46,47,48,63,64	その他
(5) その他固定負債	48		流動負債
固定負債合計		49,50,51	1年内償還予定地方債等
4 流動負債			地方債等(臨時財政対策債除く)
(1) 一時借入金	49	53	臨時財政対策債
(2) 企業債	50	54	未払金
(3) 他会計借入金	51	55	未払費用
(4) リース債務	52	56	前受金
(5) 未払金	53	58	前受収益
(6) 未払費用	54	62	賞与等引当金
(7) 前受金	55	52,57,59,60,61,62	預り金
(8) 前受収益	56		その他
(9) 引当金			負債合計
ア 退職給付引当金	57		固定資産等形成分
イ 賞与引当金	58		余剰分(不足分)
ウ 修繕引当金	59		他団体出資等分
エ 特別修繕引当金	60		純資産合計
オ その他引当金	61		
(10) その他流動負債	62		
流動負債合計			
負債合計			
5 長期前受金			
(1) 長期前受金	63		
(2) 長期前受金収益化累計額	64		
6 資本金			
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 再評価積立金			
イ 受贈財産評価額			
ウ 寄附金			
エ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金			
イ 利益積立金			
ウ その他積立金			
エ 当年度未処分利益剰余金			
剰余金合計			

【下水道PL】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 営業収益 (1) 下水道使用料 (2) 雨水処理負担金 (3) 受託事業収益 (4) その他営業収益	1 2 3 4		※ ※ ※ ※	経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他
2 営業費用 (1) 管渠費 (2) ポンプ場費 (3) 処理場費 (4) 受託事業費 (5) 業務費 (6) 総係費 (7) 減価償却費 (8) 資産減耗費 (9) その他営業費用 営業利益(又は営業損失)	5 6 7 8 9 10 11 12 13		※ ※ 11 ※ 19 12,20 ※	物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他
3 営業外収益 (1) 受取利息及び配当金 (2) 他会計補助金 (3) 補助金 (4) 長期前受金戻入 (5) 雑収益	14 15 16 17 18	→NWへ →NWへ →NWへ	区分No.5～10、13は、 節の内容に応じて、 ※に振り分ける。	
4 営業外費用 (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 (2) 雑支出 経常利益(又は経常損失)	19 20		1 2,3,4,14,18	移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他
5 特別利益 (1) 固定資産売却益 (2) 過年度損益修正益 (3) その他特別利益	21 22 23		24 25,26,27,28	純経常行政コスト 臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他
6 特別損失 (1) 固定資産売却損 (2) 減損損失 (3) 災害による損失 (4) 過年度損益修正損 (5) その他特別損失	24 25 26 27 28		21 22,23	臨時利益 資産売却益 その他
当年度純利益(又は当年度純損失)				純行政コスト

【下水道NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 剰余金計算書の「寄付金」を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金及び 工事負担金」並びに「他会計補助金」を記載 損益計算書の「補助金」 並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」を記載 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 剰余金計算書の「受贈財産評価額」を記載 損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」 の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損 または譲受益の額を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税収等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【下水道CF】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
(1) 当年度純利益	1			業務支出
(2) 減価償却費	2			業務費用支出
(3) 減損損失	3			人件費支出
(4) 引当金の増減額(△は減少)	4			物件費等支出
(5) 長期前受金戻入額	5		15	支払利息支出
(6) 受取利息及び受取配当金	6		16,38	その他の支出
(7) 支払利息等	7			移転費用支出
(8) 為替差損益(△は益)	8			補助金等支出
(9) 有形固定資産売却損益(△は益)	9			社会保障給付支出
(10) 未収金等の増減額(△は増加)	10			他会計への繰出支出
(11) 未払金等の増減額(△は減少)	11			その他の支出
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	12			業務収入
(13) その他の増減額	13			税金等収入
小計				国県等補助金収入
(14) 利息及び配当金の受取額	14			使用料及び手数料収入
(15) 利息の支払額	15		14,16,38	その他の収入
(16) その他	16			臨時支出
業務活動によるキャッシュ・フロー				災害復旧事業費支出
				その他の支出
				臨時収入
				業務活動収支
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				【投資活動収支】
(1) 有形固定資産の取得による支出	17			投資活動支出
(2) 有形固定資産の売却による収入	18			公共施設等整備費支出
(3) 無形固定資産の取得による支出	19			基金積立金支出
(4) 無形固定資産の売却による収入	20		17,19	投資及び出資金支出
(5) 有価証券の取得による支出	21			貸付金支出
(6) 有価証券の売却による収入	22		21	その他の支出
(7) 国庫補助金等による収入	23			投資活動収入
(8) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	24		25	国県等補助金収入
(9) その他	25			基金取崩収入
投資活動によるキャッシュ・フロー			23	貸付金元金回収収入
				資産売却収入
				その他の収入
				投資活動収支
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				【財務活動収支】
(1) 一時借入れによる収入	26			財務活動支出
(2) 一時借入金の返済による支出	27			地方債等償還支出
(3) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	28			その他の支出
(4) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	29			財務活動収入
(5) その他の企業債による収入	30		27,29,31,33,35	地方債等発行収入
(6) その他の企業債の償還による支出	31		37	その他の収入
(7) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	32		26,28,30,32,34	財務活動収支
(8) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	33		36,37	
(9) その他の他会計借入金による収入	34			
(10) その他の他会計借入金の返済による支出	35			
(11) 他会計等からの出資による収入	36			
(12) その他	37			
財務活動によるキャッシュ・フロー			39	本年度資金収支額
				前年度末資金残高
				本年度末資金残高
4 資金に係る換算差額	38			前年度末歳計外現金残高
5 資金増減額(又は減少額)				本年度歳計外現金増減額
6 資金期首残高	39			本年度末歳計外現金残高
7 資金期末残高				本年度末現金預金残高

区分No.16、25、37、38は、
内容に応じて、その他の
支出又はその他の収入
に金額を振り分ける。

2. 読替方針の解説(平成27年度決算以降)

【下水道BS】

項目	読替方針
1. 固定資産	①下水道事業に関する固定資産は、すべてインフラ資産と物品とする。
(1)有形固定資産	②その他有形固定資産は、その内容に照らし、事業用資産の各科目に読み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括してインフラ資産の「その他」に組替えることができる。
	③有形固定資産のリース資産は、その内容により、インフラ資産内の各科目と物品に読み替える。
	④減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2)無形固定資産	①借地権、地上権、特許権、施設利用権及びその他無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。
	②無形固定資産のリース資産は、その内容により、ソフトウェアとその他に読み替える。
(3)投資	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。
	②出資金については、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。
	③基金については、その内容に応じて「減債基金」と「その他」に読み替える。
	④長期前払消費税、その他投資については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。
2. 流動資産	①貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。
	②有価証券、受取手形、前払費用、前払金、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、特別修繕引当金、その他引当金及びその他固定負債については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①一時借入金と企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、その他引当金については、流動負債の「その他」に読み替える。
	③その他流動負債については、その内容に応じて「預り金」と「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替えは行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【下水道PL】

項目	読替方針
1. 経常費用	①経常費用については、節の内容に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。
	②他会計に委託した場合は、物件費等とする。
	③減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。
	④(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。
2. 経常収益	①下水道使用料については経常収益の「使用料及び手数料」に、雨水処理負担金、受託事業収益、その他営業収益、受取利息及び配当金及び雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。
	②補助金については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。
	③長期前受金戻入については、次を参考に原則として源泉別に応じて読み替える。ただし、源泉別の把握が著しく困難な場合に限り、純資産変動計算書の「その他」に読み替えることも許容する。 ・「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」は純資産変動計算書の「税金等」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の国県等補助金」については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。
	④公営企業会計の「会計基準の見直しに関するQ&A」の2-10に掲載されているとおり、「資本費繰入収益」等の勘定科目にて損益計算書に計上されているものについては、純資産変動計算書に計上する。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①過年度損益修正益、その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。
	②減損損失の見合いで特別利益として計上されている長期前受金戻入については、純資産変動計算書に計上する。

【下水道NW】

項目	読替方針
1. 財源	①剰余金計算書の「寄付金」がある場合、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」並びに「他会計補助金」については、財源の「税収等」に読み替える。 ③損益計算書の「補助金」並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①固定資産又は有価証券について、評価差額が存在する場合、当該金額を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で取得した固定資産がある場合には、剰余金計算書の「受贈財産評価額」に計上されている当該金額を記載する。 ②損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載する。
6. その他	①損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、「無償所管換等」に読み替える。 ②その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【下水道CF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫を有する場合その調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ④業務収入は、行政コスト計算書の経常収益を基礎とし、未収金の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 ②その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される借入金、企業債等の内容を、財務活動収支に転記する。 ②他会計等からの出資による収入は、財務活動収入の「その他の収入」に転記する。 ③その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。

(3) 病院

1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【病院BS】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 有形固定資産			有形固定資産
ア 土地	1	※	事業用資産
イ 建物	2	1	土地
減価償却累計額	3	2	建物
ウ 構築物	4	3	建物減価償却累計額
減価償却累計額	5	4	工作物
エ 器械備品	6	5	工作物減価償却累計額
減価償却累計額	7		船舶
オ 車両	8		船舶減価償却累計額
減価償却累計額	9		浮標等
カ 放射性同位元素	10		浮標等減価償却累計額
減価償却累計額	11		航空機
キ リース資産	12		航空機減価償却累計額
減価償却累計額	13	15	その他
ク 建設仮勘定	14	16	その他減価償却累計額
ケ その他有形固定資産	15	14	建設仮勘定
減価償却累計額	16		インフラ資産
有形固定資産合計		※ 区分No.12,13は、資産 の内容により事業用資産 内の科目と物品に振り分 ける。 区分No.20は、資産の内容 により無形固定資産のう ちソフトウェアとその他に 振り分ける。	土地
(2) 無形固定資産			建物
ア 借地権	17		建物減価償却累計額
イ 地上権	18		工作物
ウ 電話加入権	19		工作物減価償却累計額
エ リース資産	20		その他
オ その他の無形固定資産	21		その他減価償却累計額
無形固定資産合計			建設仮勘定
(3) 投資		6,8,10 ※	物品
ア 投資有価証券	22	7,9,11	物品減価償却累計額
イ 長期貸付金	23		所有外管理資産
ウ 貸倒引当金	24		所有外管理資産減価償却累計額
エ 出資金	25		無形固定資産
オ 基金	26	20	ソフトウェア
カ 長期前払消費税	27	17,18,19,20,21	その他
キ その他投資	28		投資その他の資産
減価償却累計額	29		投資及び出資金
投資合計		22	有価証券
		25	出資金
2 流動資産		区分No.26は、基金の内容 により「減債基金」と「その 他」に振り分ける。	その他
(1) 現金・預金	30		投資損失引当金
(2) 未収金	31		長期延滞債権
(3) 有価証券	32	23	長期貸付金
(4) 受取手形	33		基金
(5) 貯蔵品	34	26	減債基金
(6) 短期貸付金	35	26	その他
(7) 前払費用	36	27,28,29	その他
(8) 前払金	37	24	徴収不能引当金
(9) 未収収益	38		流動資産
(10) 貸倒引当金	39	30	現金預金
(11) その他流動資産	40	31	未収金
流動資産合計		35	短期貸付金
資産合計			基金
		34	財政調整基金
		32,33,36,37,38,40	減債基金
		39	棚卸資産
			その他
			徴収不能引当金
			繰延資産
			資産合計

3 固定負債			固定負債
(1) 企業債	41		地方債等
(2) 他会計借入金	42	41,42	地方債等(臨時財政対策債除く)
(3) リース債務	43		臨時財政対策債
(4) 引当金			長期未払金
ア 退職給付引当金	44	44	退職手当引当金
イ 特別修繕引当金	45		損失補償等引当金
ウ その他引当金	46	43,45,46,47,62,63	その他
(5) その他固定負債	47		流動負債
固定負債合計		48,49,50	1年内償還予定地方債等
4 流動負債			地方債等(臨時財政対策債除く)
(1) 一時借入金	48	52	臨時財政対策債
(2) 企業債	49	53	未払金
(3) 他会計借入金	50	54	未払費用
(4) リース債務	51	55	前受金
(5) 未払金	52	57	前受収益
(6) 未払費用	53	61	賞与等引当金
(7) 前受金	54	51,56,58,59,60,61	預り金
(8) 前受収益	55		その他
(9) 引当金			負債合計
ア 退職給付引当金	56		固定資産等形成分
イ 賞与引当金	57		余剰分(不足分)
ウ 修繕引当金	58		他団体出資等分
エ 特別修繕引当金	59		純資産合計
オ その他引当金	60		
(10) その他流動負債	61		
流動負債合計			
負債合計			
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	62		
(2) 長期前受金収益化累計額	63		
6 資本金			
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 再評価積立金			
イ 受贈財産評価額			
ウ 寄附金			
エ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金			
イ 利益積立金			
ウ その他積立金			
エ 当年度未処分利益剰余金			
剰余金合計			

区分No.61は、負債の内容により預り金とその他に振り分ける。

【病院PL】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 医業収益				経常費用
(1) 入院収益	1			業務費用
(2) 外来収益	2			人件費
(3) その他医業収益	3		4 ※	職員給与費
			4 ※	賞与等引当金繰入額
2 医業費用			4 ※	退職手当引当金繰入額
(1) 給与費	4		4 ※	その他
(2) 材料費	5			物件費等
(3) 経費	6		5	物件費
(4) 減価償却費	7		6 ※	維持補修費
(5) 資産減耗費	8		7	減価償却費
(6) 研究研修費	9		18	その他
営業利益(又は営業損失)				その他の業務費用
			17	支払利息
3 医業外収益			6 ※	徴収不能引当金繰入額
(1) 受取利息及び配当金	10		8,9,17,18,19	その他
(2) 他会計補助金	11	→NWへ		移転費用
(3) 補助金	12	→NWへ		補助金等
(4) 負担金交付金	13	→NWへ		社会保障給付
(5) 患者外給食収益	14			他会計への繰出金
(6) 長期前受金戻入	15	→NWへ		その他
(7) その他医業外収益	16			経常収益
4 医業外費用			1,2	使用料及び手数料
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	17		3,10,14,16	その他
(2) 患者外給食材料費	18			純経常行政コスト
(3) 雑損失	19			臨時損失
経常利益(又は経常損失)				災害復旧事業費
5 特別利益			23	資産除売却損
(1) 固定資産売却益	20			投資損失引当金繰入額
(2) 過年度損益修正益	21			損失補償等引当金繰入額
(3) その他特別利益	22		24,25,26,27	その他
6 特別損失			20	臨時利益
(1) 固定資産売却損	23		21,22	資産売却益
(2) 減損損失	24			その他
(3) 災害による損失	25			純行政コスト
(4) 過年度損益修正損	26			
(5) その他特別損失	27			
当年度純利益(又は当年度純損失)				

【病院NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 剰余金計算書の「寄付金」を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金及び 工事負担金」、「負担金交付金」並びに「他会計補助金」を記載 損益計算書の「補助金」 並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」を記載 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 剰余金計算書の「受贈財産評価額」を記載 損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」 の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損 または譲受益の額を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税金等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【病院CF】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
(1) 当年度純利益	1			業務支出
(2) 減価償却費	2			業務費用支出
(3) 減損損失	3			人件費支出
(4) 引当金の増減額(△は減少)	4			物件費等支出
(5) 長期前受金戻入額	5		15	支払利息支出
(6) 受取利息及び受取配当金	6		16,38	その他の支出
(7) 支払利息等	7			移転費用支出
(8) 為替差損益(△は益)	8			補助金等支出
(9) 有形固定資産売却損益(△は益)	9			社会保障給付支出
(10) 未収金等の増減額(△は増加)	10			他会計への繰出支出
(11) 未払金等の増減額(△は減少)	11			その他の支出
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	12			業務収入
(13) その他の増減額	13			税金等収入
小計				国県等補助金収入
(14) 利息及び配当金の受取額	14		14,16,38	使用料及び手数料収入
(15) 利息の支払額	15			その他の収入
(16) その他	16			臨時支出
業務活動によるキャッシュ・フロー				災害復旧事業費支出
				その他の支出
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				臨時収入
(1) 有形固定資産の取得による支出	17			業務活動収支
(2) 有形固定資産の売却による収入	18			
(3) 無形固定資産の取得による支出	19			【投資活動収支】
(4) 無形固定資産の売却による収入	20			投資活動支出
(5) 有価証券の取得による支出	21		17,19	公共施設等整備費支出
(6) 有価証券の売却による収入	22			基金積立金支出
(7) 国庫補助金等による収入	23		21	投資及び出資金支出
(8) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	24			貸付金支出
(9) その他	25		25	その他の支出
投資活動によるキャッシュ・フロー				投資活動収入
			23	国県等補助金収入
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				基金取崩収入
(1) 一時借入れによる収入	26		18,20,22	貸付金元金回収収入
(2) 一時借入金の返済による支出	27		24,25	資産売却収入
(3) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	28			その他の収入
(4) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	29			投資活動収支
(5) その他の企業債による収入	30			【財務活動収支】
(6) その他の企業債の償還による支出	31		27,29,31,33,35	財務活動支出
(7) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	32		37	地方債等償還支出
(8) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	33			その他の支出
(9) その他の他会計借入金による収入	34		26,28,30,32,34	財務活動収入
(10) その他の他会計借入金の返済による支出	35		36,37	地方債等発行収入
(11) 他会計等からの出資による収入	36			その他の収入
(12) その他	37			財務活動収支
財務活動によるキャッシュ・フロー				
			39	本年度資金収支額
4 資金に係る換算差額	38			前年度末資金残高
5 資金増減額(又は減少額)				本年度末資金残高
6 資金期首残高	39			
7 資金期末残高				前年度末歳計外現金残高
				本年度歳計外現金増減額
				本年度末歳計外現金残高
				本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説(平成27年度決算以降)

【病院BS】

項目	読替方針
1. 固定資産 (1)有形固定資産	①病院事業に関する固定資産は、すべて事業用資産と物品とする。 ②その他有形固定資産は、その内容に照らし、事業用資産の各科目に読み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括して事業用資産の「その他」に組替えることができる。 ③有形固定資産のリース資産は、その内容により、事業用資産内の各科目と物品に読み替える。 ④減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2)無形固定資産	①借地権、地上権、電話加入権及びその他の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。 ②無形固定資産のリース資産は、その内容により、ソフトウェアとその他に読み替える。
(3)投資	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。 ②出資金については、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。 ③基金については、その内容に応じて「減債基金」と「その他」に読み替える。 ④減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
2. 流動資産	①貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。 ②有価証券、受取手形、前払費用、前払金、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②リース債務、特別修繕引当金、その他引当金及びその他固定負債については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①一時借入金と企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②リース債務、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、その他引当金については、流動負債の「その他」に読み替える。 ③その他流動負債については、その内容に応じて「預り金」と「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替は行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【病院PL】

項目	読替方針
1. 経常費用	①経常費用については、節の内容に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。 ②他会計に委託した場合は、物件費等とする。 ③減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。 ④(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。
2. 経常収益	①入院収益、外来収益については経常収益の「使用料及び手数料」に、その他医業収益、受取利息及び配当金、患者外給食収益、その他医業外収益については、経常収益の「その他」に読み替える。 ②補助金については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ③長期前受金戻入については、次を参考に原則として源泉別に応じて読み替える。ただし、源泉別の把握が著しく困難な場合に限り、純資産変動計算書の「その他」に読み替えることも許容する。 ・「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」は純資産変動計算書の「税收等」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の国県等補助金」については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。 ④公営企業会計の「会計基準の見直しに関するQ&A」の2-10に掲載されているとおり、「資本費繰入収益」等の勘定科目にて損益計算書に計上されているものについては、純資産変動計算書に計上する。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①過年度損益修正益、その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。 ②減損損失の見合いで特別利益として計上されている長期前受金戻入については、純資産変動計算書に計上する。

【病院NW】

項目	読替方針
1. 財源	①剰余金計算書の「寄付金」がある場合、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」、「負担金交付金」並びに「他会計補助金」については、財源の「税収等」に読み替える。 ③損益計算書の「補助金」並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①固定資産又は有価証券について、評価差額が存在する場合、当該金額を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で取得した固定資産がある場合には、剰余金計算書の「受贈財産評価額」に計上されている当該金額を記載する。 ②損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載する。
6. その他	①損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、「無償所管換等」に読み替える。 ②その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【病院CF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫を有する場合その調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ④業務収入は、行政コスト計算書の経常収益を基礎とし、未収金の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 ②その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される借入金、企業債等の内容を、財務活動収支に転記する。 ②他会計等からの出資による収入は、財務活動収入の「その他の収入」に転記する。 ③その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。

(4) 軌道事業及び鉄道事業

1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【軌道・鉄道BS】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 運輸施設有形固定資産			有形固定資産
ア 土地	1		事業用資産
イ 建物	2	1,19	土地
減価償却累計額	3	2,20	建物
ウ 線路設備	4	3,21	建物減価償却累計額
減価償却累計額	5	4,6,8,22	工作物
エ 電路設備	6	5,7,9,23	工作物減価償却累計額
減価償却累計額	7		船舶
オ その他構築物	8	区分No.16,17,32,33は、 資産の内容により事業 用資産内の科目と物品 に振り分ける。	船舶減価償却累計額
減価償却累計額	9		浮標等
カ 車両	10		浮標等減価償却累計額
減価償却累計額	11		航空機
キ 機械装置	12		航空機減価償却累計額
減価償却累計額	13	30	その他
ク 工具、器具及び備品	14	31	その他減価償却累計額
減価償却累計額	15	18,34	建設仮勘定
ケ リース資産	16	区分No.35,36は、資産の 内容により事業用資産 内の科目と物品に振り 分ける。 区分No.39は、資産の内 容により無形固定資産 のうちソフトウェアとそ の他に振り分ける。	インフラ資産
減価償却累計額	17		土地
コ 建設仮勘定	18		建物
運輸施設有形固定資産合計			建物減価償却累計額
(2) 旅客誘致施設有形固定資産			工作物
ア 土地	19		工作物減価償却累計額
イ 建物	20		その他
減価償却累計額	21		その他減価償却累計額
ウ 構築物	22		建設仮勘定
減価償却累計額	23	10,12,14,24,26,28	物品
エ 車両、運搬具	24	11,13,15,25,27,29	物品減価償却累計額
減価償却累計額	25		所有外管理資産
オ 機械装置	26		所有外管理資産減価償却累計額
減価償却累計額	27		無形固定資産
カ 工具、器具及び備品	28	39	ソフトウェア
減価償却累計額	29	37,38,39,40,41	その他
キ その他有形固定資産	30		投資その他の資産
減価償却累計額	31		投資及び出資金
ク リース資産	32	42	有価証券
減価償却累計額	33	43	出資金
ケ 建設仮勘定	34		その他
旅客誘致施設有形固定資産合計			投資損失引当金
(3) 各事業関連有形固定資産			長期延滞債権
ア 各事業関連有形固定資産	35	44	長期貸付金
減価償却累計額	36		基金
各事業関連有形固定資産合計			減債基金
(4) 無形固定資産			その他
ア 営業権	37	46,47	その他
イ 借地権	38	45	徴収不能引当金
ウ リース資産	39		流動資産
エ その他の無形固定資産	40	48	現金預金
無形固定資産合計		49	未収金
(5) 各事業関連無形固定資産		53	短期貸付金
ア 各事業関連無形固定資産	41		基金
各事業関連無形固定資産合計			財政調整基金
(6) 投資			減債基金
ア 投資有価証券	42	52	棚卸資産
イ 出資金	43	50,51,54,55,56,58	その他
ウ 長期貸付金	44	57	徴収不能引当金
エ 貸倒引当金	45	59	繰延資産
オ 長期前払消費税その他投資	46		資産合計
カ 減価償却累計額	47		
投資合計			

2 流動資産				固定負債
(1) 現金・預金	48			地方債等
(2) 未収金	49	60,61		地方債等(臨時財政対策債除く)
(3) 有価証券	50			臨時財政対策債
(4) 受取手形	51			長期未払金
(5) 貯蔵品	52	63		退職手当引当金
(6) 短期貸付金	53			損失補償等引当金
(7) 前払費用	54	62,64,65,66,81,82		その他
(8) 前払金	55			流動負債
(9) 未収収益	56			1年内償還予定地方債等
(10) 貸倒引当金	57	67,68,69		地方債等(臨時財政対策債除く)
(11) その他流動資産	58			臨時財政対策債
流動資産合計		71		未払金
		72		未払費用
3 繰延資産		73		前受金
(1) 災害による損失(施行令25条)	59	74		前受収益
繰延資産合計		76		賞与等引当金
資産合計		80		預り金
		70,75,77,78,79,80		その他
4 固定負債				負債合計
(1) 企業債	60			
(2) 他会計借入金	61			固定資産等形成分
(3) リース債務	62			余剰分(不足分)
(4) 引当金				他団体出資等分
ア 退職給付引当金	63			純資産合計
イ 特別修繕引当金	64			
ウ その他引当金	65			
(5) その他固定負債	66			
固定負債合計				
5 流動負債				
(1) 一時借入金	67			
(2) 企業債	68			
(3) 他会計借入金	69			
(4) リース債務	70			
(5) 未払金	71			
(6) 未払費用	72			
(7) 前受金	73			
(8) 前受収益	74			
(9) 引当金				
ア 退職給付引当金	75			
イ 賞与引当金	76			
ウ 修繕引当金	77			
エ 特別修繕引当金	78			
オ その他引当金	79			
(10) その他流動負債	80			
流動負債合計				
負債合計				
6 繰延収益				
(1) 長期前受金	81			
(2) 長期前受金収益化累計額	82			
7 資本金				
8 剰余金				
(1) 資本剰余金				
ア 再評価積立金				
イ 受贈財産評価額				
ウ 寄附金				
エ その他資本剰余金				
資本剰余金合計				
(2) 利益剰余金				
ア 減債積立金				
イ 利益積立金				
ウ その他積立金				
エ 当年度未処分利益剰余金				
剰余金合計				

【軌道・鉄道PL】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 軌道及び鉄道事業収益				経常費用
(1) 運輸収益	1			業務費用
(2) 運輸雑収益	2			人件費
			※	職員給与費
2 軌道及び鉄道事業費用			※	賞与等引当金繰入額
(1) 線路保存費	3		※	退職手当引当金繰入額
(2) 電路保存費	4		※	その他
(3) 車両保存費	5			物件費等
(4) 運転費	6		※	物件費
(5) 運輸管理費	7		※	維持補修費
(6) 旅客誘致費	8		11	減価償却費
(7) 厚生福利施設費	9		※	その他
(8) 一般管理費	10			その他の業務費用
(9) 減価償却費	11		18	支払利息
(10) 資産減耗費	12		※	徴収不能引当金繰入額
営業利益(又は営業損失)			12,19 ※	その他
3 営業外収益				移転費用
(1) 受取利息及び配当金	13		区分No.3~10は、節の内容に応じて※に振り分ける。	補助金等
(2) 他会計補助金	14	→NWへ		社会保障給付
(3) 補助金	15	→NWへ		他会計への繰出金
(4) 長期前受金戻入	16	→NWへ		その他
(5) 雑収益	17			経常収益
4 営業外費用			1 2,13,17	使用料及び手数料
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	18			その他
(2) 雑支出	19			純経常行政コスト
経常利益(又は経常損失)				
5 特別利益				臨時損失
(1) 固定資産売却益	20		23	災害復旧事業費
(2) 過年度損益修正益	21			資産除売却損
(3) その他特別利益	22			投資損失引当金繰入額
			24,25,26,27	損失補償等引当金繰入額
				その他
6 特別損失				臨時利益
(1) 固定資産売却損	23		20	資産売却益
(2) 減損損失	24		21,22	その他
(3) 災害による損失	25			純行政コスト
(4) 過年度損益修正損	26			
(5) その他特別損失	27			
当年度純利益(又は当年度純損失)				

【軌道・鉄道NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 剰余金計算書の「寄付金」を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金及び 工事負担金」並びに「他会計補助金」を記載 損益計算書の「補助金」 並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」を記載 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 剰余金計算書の「受贈財産評価額」を記載 損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」 の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損 または譲受益の額を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税収等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【軌道・鉄道CF】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
(1) 当年度純利益	1			業務支出
(2) 減価償却費	2			業務費用支出
(3) 減損損失	3			人件費支出
(4) 引当金の増減額(△は減少)	4			物件費等支出
(5) 長期前受金戻入額	5		15	支払利息支出
(6) 受取利息及び受取配当金	6		16,38	その他の支出
(7) 支払利息等	7			移転費用支出
(8) 為替差損益(△は益)	8			補助金等支出
(9) 有形固定資産売却損益(△は益)	9			社会保障給付支出
(10) 未収金等の増減額(△は増加)	10			他会計への繰出支出
(11) 未払金等の増減額(△は減少)	11			その他の支出
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	12			業務収入
(13) その他の増減額	13			税金等収入
小計				国県等補助金収入
(14) 利息及び配当金の受取額	14			使用料及び手数料収入
(15) 利息の支払額	15		14,16,38	その他の収入
(16) その他	16			臨時支出
業務活動によるキャッシュ・フロー				災害復旧事業費支出
				その他の支出
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				臨時収入
(1) 有形固定資産の取得による支出	17			業務活動収支
(2) 有形固定資産の売却による収入	18			
(3) 無形固定資産の取得による支出	19			【投資活動収支】
(4) 無形固定資産の売却による収入	20			投資活動支出
(5) 有価証券の取得による支出	21		17,19	公共施設等整備費支出
(6) 有価証券の売却による収入	22			基金積立金支出
(7) 国庫補助金等による収入	23		21	投資及び出資金支出
(8) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	24			貸付金支出
(9) その他	25		25	その他の支出
投資活動によるキャッシュ・フロー				投資活動収入
			23	国県等補助金収入
				基金取崩収入
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				貸付金元金回収収入
(1) 一時借入れによる収入	26		18,20,22	資産売却収入
(2) 一時借入金の返済による支出	27		24,25	その他の収入
(3) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	28			投資活動収支
(4) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	29			【財務活動収支】
(5) その他の企業債による収入	30		27,29,31,33,35	財務活動支出
(6) その他の企業債の償還による支出	31		37	地方債等償還支出
(7) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	32			その他の支出
(8) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	33		26,28,30,32,34	財務活動収入
(9) その他の他会計借入金による収入	34		36,37	地方債等発行収入
(10) その他の他会計借入金の返済による支出	35			その他の収入
(11) 他会計等からの出資による収入	36			財務活動収支
(12) その他	37			
財務活動によるキャッシュ・フロー				本年度資金収支額
			39	前年度末資金残高
				本年度末資金残高
4 資金に係る換算差額	38			前年度末歳計外現金残高
5 資金増減額(又は減少額)				本年度歳計外現金増減額
6 資金期首残高	39			本年度末歳計外現金残高
7 資金期末残高				本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説(平成27年度決算以降)

【軌道・鉄道ＢＳ】

項目	読替方針
1. 固定資産	①軌道事業及び鉄道事業に関する固定資産は、すべて事業用資産と物品とする。
(1)有形固定資産	②その他の有形固定資産は、その内容に照らし、事業用資産の各科目に読み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括して有形固定資産の「その他」に組替えることができる。 ③各事業関連有形固定資産は、その内容に照らし、事業用資産の各科目に読み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括して有形固定資産の「その他」に組替えることができる。 ④減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2)無形固定資産	①営業権、借地権及びそれ以外の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。 ②各事業関連無形固定資産は、その内容に照らし、各科目に読み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括して無形固定資産の「その他」に組替えることができる。
(3)投資	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。 ②出資金については、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。 ③その他の投資については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。
2. 流動資産	①貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。 ②有価証券、受取手形、前払費用、前払金、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②リース債務、特別修繕引当金、その他引当金及びその他固定負債については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①一時借入金と企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②リース債務、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、その他引当金については、流動負債の「その他」に読み替える。 ③その他流動負債については、その内容に応じて「預り金」と「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替は行わない。純資産は貸借対照表からの読替とはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【軌道・鉄道ＰＬ】

項目	読替方針
1. 経常費用	①経常費用については、節の内容に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。 ②他会計に委託した場合は、物件費等とする。 ③減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。 ④(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。
2. 経常収益	①運輸収益については経常収益の「使用料及び手数料」に、運輸雑収益、受取利息及び配当金及び雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。 ②補助金については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ③長期前受金戻入については、次を参考に原則として源泉別に応じて読み替える。ただし、源泉別の把握が著しく困難な場合に限り、純資産変動計算書の「その他」に読み替えることも許容する。 ・「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」は純資産変動計算書の「税金等」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の国県等補助金」については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。 ④公営企業会計の「会計基準の見直しに関するQ&A」の2-10に掲載されているとおり、「資本費繰入収益」等の勘定科目にて損益計算書に計上されているものについては、純資産変動計算書に計上する。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①過年度損益修正益、その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。 ②減損損失の見合いで特別利益として計上されている長期前受金戻入については、純資産変動計算書に計上する。

【軌道・鉄道NW】

項目	読替方針
1. 財源	①剰余金計算書の「寄付金」がある場合、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」並びに「他会計補助金」については、財源の「税収等」に読み替える。 ③損益計算書の「補助金」並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①固定資産又は有価証券について、評価差額が存する場合、当該金額を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で取得した固定資産がある場合には、剰余金計算書の「受贈財産評価額」に計上されている当該金額を記載する。 ②損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載する。
6. その他	①損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、「無償所管換等」に読み替える。 ②その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【軌道・鉄道CF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫を有する場合その調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ④業務収入は、行政コスト計算書の経常収益を基礎とし、未収金の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 ②その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される借入金、企業債等の内容を、財務活動収支に転記する。 ②他会計等からの出資による収入は、財務活動収入の「その他の収入」に転記する。 ③その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。

(5) 運送

1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【運送BS】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 有形固定資産			有形固定資産
ア 車両	1	※	事業用資産
減価償却累計額	2	11	土地
イ 建物	3		立木竹
減価償却累計額	4	3	建物
ウ 構築物	5	4	建物減価償却累計額
減価償却累計額	6	5	工作物
エ 機械及び装置	7	6	工作物減価償却累計額
減価償却累計額	8		船舶
オ 工具、器具及び備品	9		船舶減価償却累計額
減価償却累計額	10		浮標等
カ 土地	11		浮標等減価償却累計額
キ その他有形固定資産	12		航空機
減価償却累計額	13		航空機減価償却累計額
ク リース資産	14	12	その他
減価償却累計額	15	13	その他減価償却累計額
ケ 建設仮勘定	16	16	建設仮勘定
有形固定資産合計			インフラ資産
(2) 無形固定資産			土地
ア 営業権	17	※ 区分No.14,15は、 資産の内容により事業用資産内の科目と 物品に振り分ける。 区分No.19は、資産の 内容により無形固定 資産のうちソフトウェア とその他に振り分ける。	建物
イ 地上権	18		建物減価償却累計額
ウ リース資産	19		工作物
エ その他の無形固定資産	20		工作物減価償却累計額
無形固定資産合計			その他
(3) 投資			その他減価償却累計額
ア 投資有価証券	21		建設仮勘定
イ 出資金	22	1,7,9 ※	物品
ウ 長期貸付金	23	2,8,10	物品減価償却累計額
エ 貸倒引当金	24		所有外管理資産
オ 基金	25		所有外管理資産減価償却累計額
カ 長期前払消費税	26		無形固定資産
キ その他投資	27	19	ソフトウェア
減価償却累計額	28	17,18,19,20	その他
投資合計			投資その他の資産
2 流動資産			投資及び出資金
(1) 現金・預金	29	21	有価証券
(2) 未収金	30	22	出資金
(3) 有価証券	31	区分No.25は、基金の内 容により「減債基金」と 「その他」に振り分ける。	その他
(4) 受取手形	32		投資損失引当金
(5) 貯蔵品	33	23	長期延滞債権
(6) 短期貸付金	34		長期貸付金
(7) 前払費用	35	25	基金
(8) 前払金	36	25	減債基金
(9) 未収収益	37	26,27,28	その他
(10) 貸倒引当金	38	24	その他
(11) その他流動資産	39		徴収不能引当金
流動資産合計			流動資産
資産合計			現金預金
		29	未収金
		30	短期貸付金
		34	基金
			財政調整基金
			減債基金
		33	棚卸資産
		31,32,35,36,37,39	その他
		38	徴収不能引当金
			繰延資産
			資産合計

3 固定負債			固定負債
(1) 企業債	40		地方債等
(2) 他会計借入金	41	40,41	地方債等(臨時財政対策債除く)
(3) リース債務	42		臨時財政対策債
(4) 引当金			長期未払金
ア 退職給付引当金	43	43	退職手当引当金
イ 特別修繕引当金	44		損失補償等引当金
ウ その他引当金	45	42,44,45,46,61,62	その他
(5) その他固定負債	46		流動負債
固定負債合計		47,48,49	1年内償還予定地方債等
4 流動負債			地方債等(臨時財政対策債除く)
(1) 一時借入金	47	51	臨時財政対策債
(2) 企業債	48	52	未払金
(3) 他会計借入金	49	53	未払費用
(4) リース債務	50	54	前受金
(5) 未払金	51	56	前受収益
(6) 未払費用	52	60	賞与等引当金
(7) 前受金	53	50,55,57,58,59,60	預り金
(8) 前受収益	54		その他
(9) 引当金			負債合計
ア 退職給付引当金	55		固定資産等形成分
イ 賞与引当金	56		余剰分(不足分)
ウ 修繕引当金	57		他団体出資等分
エ 特別修繕引当金	58		純資産合計
オ その他引当金	59		
(10) その他流動負債	60		
流動負債合計			
負債合計			
5 長期前受金			
(1) 長期前受金	61		
(2) 長期前受金収益化累計額	62		
6 資本金			
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 再評価積立金			
イ 受贈財産評価額			
ウ 寄附金			
エ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金			
イ 利益積立金			
ウ その他積立金			
エ 当年度未処分利益剰余金			
剰余金合計			

【運送PL】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 営業収益				経常費用
(1) 運送収益	1			業務費用
(2) 運送雑収益	2			人件費
			※	職員給与費
2 営業費用			※	賞与等引当金繰入額
(1) 運転費	3		※	退職手当引当金繰入額
(2) 車両修繕費	4		※	その他
(3) その他修繕費	5			物件費等
(4) 固定資産減価償却費	6		※	物件費
(5) 施設損害保険料	7		※	維持補修費
(6) 施設使用料	8		6	減価償却費
(7) 運輸管理費	9		※	その他
(8) 一般管理費	10			その他の業務費用
(9) 資産減耗費	11		17	支払利息
営業利益(又は営業損失)			※	徴収不能引当金繰入額
			11,18 ※	その他
3 営業外収益			区分No.3~5、7~10は、節の内容に応じて※に振り分ける。	
(1) 受取利息及び配当金	12	→NWへ		
(2) 他会計補助金	13	→NWへ		
(3) 補助金	14	→NWへ		
(4) 長期前受金戻入	15	→NWへ		
(5) 雑収益	16			
4 営業外費用			1	移転費用
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	17		2,12,16	補助金等
(2) 雑支出	18			社会保障給付
経常利益(又は経常損失)				他会計への繰出金
				その他
5 特別利益				経常収益
(1) 固定資産売却益	19			使用料及び手数料
(2) 過年度損益修正益	20			その他
(3) その他特別利益	21			純経常行政コスト
			22	臨時損失
				災害復旧事業費
				資産除売却損
				投資損失引当金繰入額
			23,24,25,26	損失補償等引当金繰入額
				その他
6 特別損失				臨時利益
(1) 固定資産売却損	22		19	資産売却益
(2) 減損損失	23		20,21	その他
(3) 災害による損失	24			純行政コスト
(4) 過年度損益修正損	25			
(5) その他特別損失	26			
当年度純利益(又は当年度純損失)				

【運送NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 剰余金計算書の「寄付金」を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金及び 工事負担金」並びに「他会計補助金」を記載 損益計算書の「補助金」 並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」を記載 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 剰余金計算書の「受贈財産評価額」を記載 損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」 の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損 または譲受益の額を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税収等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【運送CF】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
(1) 当年度純利益	1			業務支出
(2) 減価償却費	2			業務費用支出
(3) 減損損失	3			人件費支出
(4) 引当金の増減額(△は減少)	4			物件費等支出
(5) 長期前受金戻入額	5		15	支払利息支出
(6) 受取利息及び受取配当金	6		16,38	その他の支出
(7) 支払利息等	7			移転費用支出
(8) 為替差損益(△は益)	8			補助金等支出
(9) 有形固定資産売却損益(△は益)	9			社会保障給付支出
(10) 未収金等の増減額(△は増加)	10			他会計への繰出支出
(11) 未払金等の増減額(△は減少)	11			その他の支出
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	12			業務収入
(13) その他の増減額	13			税金等収入
小計				国県等補助金収入
(14) 利息及び配当金の受取額	14			使用料及び手数料収入
(15) 利息の支払額	15		14,16,38	その他の収入
(16) その他	16			臨時支出
業務活動によるキャッシュ・フロー				災害復旧事業費支出
				その他の支出
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				臨時収入
(1) 有形固定資産の取得による支出	17			業務活動収支
(2) 有形固定資産の売却による収入	18			
(3) 無形固定資産の取得による支出	19			【投資活動収支】
(4) 無形固定資産の売却による収入	20			投資活動支出
(5) 有価証券の取得による支出	21		17,19	公共施設等整備費支出
(6) 有価証券の売却による収入	22			基金積立金支出
(7) 国庫補助金等による収入	23		21	投資及び出資金支出
(8) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	24			貸付金支出
(9) その他	25		25	その他の支出
投資活動によるキャッシュ・フロー				投資活動収入
			23	国県等補助金収入
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				基金取崩収入
(1) 一時借入れによる収入	26		18,20,22	貸付金元金回収収入
(2) 一時借入金の返済による支出	27		24,25	資産売却収入
(3) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	28			その他の収入
(4) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	29			投資活動収支
(5) その他の企業債による収入	30			【財務活動収支】
(6) その他の企業債の償還による支出	31		27,29,31,33,35	財務活動支出
(7) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	32		37	地方債等償還支出
(8) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	33			その他の支出
(9) その他の他会計借入金による収入	34		26,28,30,32,34	財務活動収入
(10) その他の他会計借入金の返済による支出	35		36,37	地方債等発行収入
(11) 他会計等からの出資による収入	36			その他の収入
(12) その他	37			財務活動収支
財務活動によるキャッシュ・フロー				
			39	本年度資金収支額
4 資金に係る換算差額	38			前年度末資金残高
5 資金増減額(又は減少額)				本年度末資金残高
6 資金期首残高	39			
7 資金期末残高				前年度末歳計外現金残高
				本年度歳計外現金増減額
				本年度末歳計外現金残高
				本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説(平成27年度決算以降)

【運送BS】

項目	読替方針
1. 固定資産	①運送事業に関する固定資産は、すべて事業用資産と物品とする。
(1)有形固定資産	②その他有形固定資産は、その内容に照らし、事業用資産の各科目に読み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括して有形固定資産の「その他」に組替えることができる。
	③有形固定資産のリース資産は、その内容により、事業用資産内の各科目と物品に読み替える。
	④減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2)無形固定資産	①営業権、地上権及びその他の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。
	②無形固定資産のリース資産は、その内容により、ソフトウェアとその他に読み替える。
(3)投資	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。
	②出資金については、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。
	③基金については、その内容に応じて「減価基金」と「その他」に読み替える。
	④長期前払消費税、その他投資及び減価償却累計額については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。
2. 流動資産	①貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。
	②有価証券、受取手形、前払費用、前払金、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、特別修繕引当金、その他引当金及びその他固定負債については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①一時借入金と企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、その他引当金については、流動負債の「その他」に読み替える。
	③その他流動負債については、その内容に応じて「預り金」と「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替は行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【運送PL】

項目	読替方針
1. 経常費用	①経常費用については、節の内容に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。
	②他会計に委託した場合は、物件費等とする。
	③固定資産減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。
	④(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目)に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。
2. 経常収益	①運送収益については経常収益の「使用料及び手数料」に、運送雑収益、受取利息及び配当金及び雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。
	②補助金については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。
	③長期前受金戻入については、次を参考に原則として源泉別に応じて読み替える。ただし、源泉別の把握が著しく困難な場合に限り、純資産変動計算書の「その他」に読み替えることも許容する。
	・「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」は純資産変動計算書の「税収等」に読み替える。
	・「長期前受金戻入の国県等補助金」については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。
	・「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。
	公営企業会計の「会計基準の見直しに関するQ&A」の2-10に掲載されているとおり、「資本費繰入収益」等の勘定科目にて損益計算書に計上されているものについては、純資産変動計算書に計上する。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①過年度損益修正益、その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。
	②減損損失の見合いで特別利益として計上されている長期前受金戻入については、純資産変動計算書に計上する。

【運送NW】

項目	読替方針
1. 財源	①剰余金計算書の「寄付金」がある場合、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」並びに「他会計補助金」については、財源の「税収等」に読み替える。 ③損益計算書の「補助金」並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①固定資産又は有価証券について、評価差額が存する場合、当該金額を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で取得した固定資産がある場合には、剰余金計算書の「受贈財産評価額」に計上されている当該金額を記載する。 ②損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載する。
6. その他	①損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、「無償所管換等」に読み替える。 ②その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【運送CF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫を有する場合その調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ④業務収入は、行政コスト計算書の経常収益を基礎とし、未収金の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 ②その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される借入金、企業債等の内容を、財務活動収支に転記する。 ②他会計等からの出資による収入は、財務活動収入の「その他の収入」に転記する。 ③その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。

(6) 電気事業

1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【電気BS】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 水力発電設備			有形固定資産
ア 土地	1	区分No.1~6は、区分No.10の 各資産に対応した金額を控 除した後に振り分ける。	事業用資産
イ 水源かん養林	2		土地
ウ 建物	3		建物
エ 構築物	4		建物減価償却累計額
オ 機械装置	5	区分No.9,23,35は、各資産に 対応した金額を※に振り分 ける。	工作物
カ 備品	6		工作物減価償却累計額
キ 無形固定資産	7		船舶
ク 総係費	8		船舶減価償却累計額
減価償却累計額	9	区分No.16,17,29,30は、資産 の内容によりインフラ用資 産内の科目と物品に振り分 ける。	浮標等
共有者持分額	10		浮標等減価償却累計額
水力発電設備固定資産合計			航空機
			航空機減価償却累計額
(2) 送電設備			その他
ア 土地	11	37	その他減価償却累計額
イ 建物	12		建設仮勘定
ウ 構築物	13		インフラ資産
エ 機械装置	14		土地
オ 備品	15	1,2,11,24	建物
カ リース資産	16	3,12,25	建物減価償却累計額
減価償却累計額	17	※	工作物
キ 建設仮勘定	18	4,13,26	工作物減価償却累計額
ク 建設準備勘定	19	※	その他
ケ 除却仮勘定	20	8,22,34,36	その他減価償却累計額
コ 無形固定資産	21	※	建設仮勘定
サ 総係費	22	18,19,20,31,32,33	物品
減価償却累計額	23	5,6,14,15,27,28	物品減価償却累計額
送電設備固定資産合計		※	所有外管理資産
(3) 業務設備			所有外管理資産減価償却累計額
ア 土地	24		無形固定資産
イ 建物	25	7, 21	ソフトウェア
ウ 構築物	26		その他
エ 機械装置	27		投資その他の資産
オ 備品	28	無形固定資産は、ソフトウェ アとその他に振り分ける。	投資及び出資金
カ リース資産	29		有価証券
減価償却累計額	30		出資金
キ 建設仮勘定	31		その他
ク 建設準備勘定	32	区分No.42は、基金の内容により「減 債基金」と「その他」に振り分ける。	投資損失引当金
ケ 除却仮勘定	33		長期延滞債権
コ 総係費	34		長期貸付金
減価償却累計額	35		基金
業務設備固定資産合計		40	減債基金
(4) 附帯事業固定資産	36	42	その他
(5) 事業外固定資産	37	42	その他
(6) 投資		43,44,45	徴収不能引当金
ア 投資有価証券	38	41	流動資産
イ 出資金	39		現金預金
ウ 長期貸付金	40	46	未収金
エ 貸倒引当金	41	47	短期貸付金
オ 基金	42	51	基金
カ 長期前払消費税	43		財政調整基金
キ その他投資	44		減債基金
減価償却累計額	45		棚卸資産
投資合計		50	その他
		48,49,52,53,54,56	徴収不能引当金
		55	繰延資産
			資産合計

2 流動資産			固定負債
(1) 現金・預金	46		地方債等
(2) 未収金	47	57,58	地方債等(臨時財政対策債除く)
(3) 有価証券	48		臨時財政対策債
(4) 受取手形	49		長期未払金
(5) 貯蔵品	50	60	退職手当引当金
(6) 短期貸付金	51		損失補償等引当金
(7) 前払費用	52	59,61,62,63,78,79	その他
(8) 前払金	53		流動負債
(9) 未収収益	54		1年内償還予定地方債等
(10) 貸倒引当金	55	64,65,66	地方債等(臨時財政対策債除く)
(11) その他流動資産	56		臨時財政対策債
流動資産合計		68	未払金
		69	未払費用
3 固定負債		70	前受金
(1) 企業債	57	71	前受収益
(2) 他会計借入金	58	73	賞与等引当金
(3) リース債務	59	77	預り金
(4) 引当金		67,72,74,75,76,77	その他
ア 退職給付引当金	60		負債合計
イ 特別修繕引当金	61	区分No.77は、負債の	
ウ その他引当金	62	内容により預り金とそ	固定資産等形成分
(5) その他固定負債	63	の他に振り分ける。	余剰分(不足分)
固定負債合計			他団体出資等分
			純資産合計
4 流動負債			
(1) 一時借入金	64		
(2) 企業債	65		
(3) 他会計借入金	66		
(4) リース債務	67		
(5) 未払金	68		
(6) 未払費用	69		
(7) 前受金	70		
(8) 前受収益	71		
(9) 引当金			
ア 退職給付引当金	72		
イ 賞与引当金	73		
ウ 修繕引当金	74		
エ 特別修繕引当金	75		
オ その他引当金	76		
(10) その他流動負債	77		
流動負債合計			
負債合計			
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	78		
(2) 長期前受金収益化累計額	79		
6 資本金			
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 再評価積立金			
イ 受贈財産評価額			
ウ 寄附金			
エ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金			
イ 利益積立金			
ウ その他積立金			
エ 当年度未処分利益剰余金			
剰余金合計			

【電気PL】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)		区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 営業収益					経常費用
(1) 電力料	1				業務費用
(2) 雑収益	2				人件費
				※	職員給与費
2 営業費用				※	賞与等引当金繰入額
(1) 水力発電費	3			※	退職手当引当金繰入額
(2) 送電費	4			※	その他
(3) 一般管理費	5				物件費等
(4) 資産減耗費	6			※	物件費
営業利益(又は営業損失)				4	維持補修費
				※	減価償却費
3 附帯事業収益	7			※	その他
					その他の業務費用
4 財務収益				14	支払利息
(1) 受取利息	8			※	徴収不能引当金繰入額
(2) 配当金	9			6,13,15 ※	その他
(3) 基金収益	10				移転費用
5 事業外収益				区分No.3、5は、節の 内容に応じて※に振 り分ける。	補助金等
(1) 長期前受金戻入	11	→NWへ			社会保障給付
(2) 雑収益	12				他会計への繰出金
					その他
6 附帯事業費用	13			1	経常収益
				2,7,8,9,10,12	使用料及び手数料
					その他
7 財務費用					純経常行政コスト
(1) 支払利息	14				
8 事業外費用					臨時損失
(1) 雑損失	15			19	災害復旧事業費
経常利益(又は経常損失)					資産除売却損
					投資損失引当金繰入額
9 特別利益				20,21,22,23	損失補償等引当金繰入額
(1) 固定資産売却益	16				その他
(2) 過年度損益修正益	17				臨時利益
(3) その他特別利益	18			16	資産売却益
				17,18	その他
10 特別損失					純行政コスト
(1) 固定資産売却損	19				
(2) 減損損失	20				
(3) 災害による損失	21				
(4) 過年度損益修正損	22				
(5) その他特別損失	23				
当年度純利益(又は当年度純損失)					

【電気NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 剰余金計算書の「寄付金」を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金及び 工事負担金」並びに「他会計補助金」を記載 損益計算書の「補助金」 並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」を記載 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 剰余金計算書の「受贈財産評価額」を記載 損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」 の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損 または譲受益の額を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税金等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【電気CF】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
(1) 当年度純利益	1			業務支出
(2) 減価償却費	2			業務費用支出
(3) 減損損失	3			人件費支出
(4) 引当金の増減額(△は減少)	4			物件費等支出
(5) 長期前受金戻入額	5		15	支払利息支出
(6) 受取利息及び受取配当金	6		16,38	その他の支出
(7) 支払利息等	7			移転費用支出
(8) 為替差損益(△は益)	8			補助金等支出
(9) 有形固定資産売却損益(△は益)	9			社会保障給付支出
(10) 未収金等の増減額(△は増加)	10			他会計への繰出支出
(11) 未払金等の増減額(△は減少)	11			その他の支出
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	12			業務収入
(13) その他の増減額	13			税金等収入
小計				国県等補助金収入
(14) 利息及び配当金の受取額	14			使用料及び手数料収入
(15) 利息の支払額	15		14,16,38	その他の収入
(16) その他	16			臨時支出
業務活動によるキャッシュ・フロー				災害復旧事業費支出
				その他の支出
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				臨時収入
(1) 有形固定資産の取得による支出	17			業務活動収支
(2) 有形固定資産の売却による収入	18			
(3) 無形固定資産の取得による支出	19			【投資活動収支】
(4) 無形固定資産の売却による収入	20			投資活動支出
(5) 有価証券の取得による支出	21		17,19	公共施設等整備費支出
(6) 有価証券の売却による収入	22			基金積立金支出
(7) 国庫補助金等による収入	23		21	投資及び出資金支出
(8) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	24			貸付金支出
(9) その他	25		25	その他の支出
投資活動によるキャッシュ・フロー				投資活動収入
			23	国県等補助金収入
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				基金取崩収入
(1) 一時借入れによる収入	26		18,20,22	貸付金元金回収収入
(2) 一時借入金の返済による支出	27		24,25	資産売却収入
(3) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	28			その他の収入
(4) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	29			投資活動収支
(5) その他の企業債による収入	30			【財務活動収支】
(6) その他の企業債の償還による支出	31		27,29,31,33,35	財務活動支出
(7) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	32		37	地方債等償還支出
(8) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	33			その他の支出
(9) その他の他会計借入金による収入	34		26,28,30,32,34	財務活動収入
(10) その他の他会計借入金の返済による支出	35		36,37	地方債等発行収入
(11) 他会計等からの出資による収入	36			その他の収入
(12) その他	37			財務活動収支
財務活動によるキャッシュ・フロー				
4 資金に係る換算差額	38			本年度資金収支額
5 資金増減額(又は減少額)				前年度末資金残高
6 資金期首残高	39			本年度末資金残高
7 資金期末残高				前年度末歳計外現金残高
				本年度歳計外現金増減額
				本年度末歳計外現金残高
				本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説(平成27年度決算以降)

【電気BS】

項目	読替方針
1. 固定資産	①電気事業に関する事業外固定資産以外は、すべてインフラ資産と物品とする。
(1)有形固定資産	②水力発電設備における共有者持分額は、所有権がないため土地、水源かん養林、建物、構築物、機械装置及び備品の各資産金額から控除する。
	③総係費は、資産の取得価額に含めるべきものであり、本来は各資産に分解すべきであるが、金額に重要性がない場合、インフラ資産の「その他」に読み替えることができる。
	④附帯事業固定資産は、電気事業固定資産に準じて各固定資産に組替える。ただし、金額に重要性がない場合、インフラ資産の「その他」に読み替えることができる。
	⑤減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2)投資	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。
	②出資金については、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。
	③基金については、その内容に応じて「減債基金」と「その他」に読み替える。
	④長期前払消費税、その他投資及び減価償却累計額については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。
2. 流動資産	①貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。
	②有価証券、受取手形、前払費用、前払金、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、特別修繕引当金、その他引当金及びその他固定負債については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①一時借入金と企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。
	②リース債務、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、その他引当金については、流動負債の「その他」に読み替える。
	③その他流動負債については、その内容に応じて「預り金」と「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替は行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【電気PL】

項目	読替方針
1. 経常費用	①経常費用については、節の内容に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。
	②他会計に委託した場合は、物件費等とする。
	③送電費は、物件費の「維持補修費」に読み替える。
	④(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。
2. 経常収益	①電力料については経常収支の「使用料及び手数料」に、営業雑収益、受取利息、配当金、基金収益及び事業外雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。
	②補助金については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。
	③長期前受金戻入については、次を参考に原則として源泉別に応じて読み替える。ただし、源泉別の把握が著しく困難な場合に限り、純資産変動計算書の「その他」に読み替えることも許容する。 ・「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」は純資産変動計算書の「税込等」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の国県等補助金」については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。
	④公営企業会計の「会計基準の見直しに関するQ&A」の2-10に掲載されているとおり、「資本費繰入収益」等の勘定科目にて損益計算書に計上されているものについては、純資産変動計算書に計上する。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①過年度損益修正益、その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。
	②減損損失の見合いで特別利益として計上されている長期前受金戻入については、純資産変動計算書に計上する。

【電気NW】

項目	読替方針
1. 財源	①剰余金計算書の「寄付金」がある場合、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」並びに「他会計補助金」については、財源の「税収等」に読み替える。 ③損益計算書の「補助金」並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①固定資産又は有価証券について、評価差額が存する場合、当該金額を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で取得した固定資産がある場合には、剰余金計算書の「受贈財産評価額」に計上されている当該金額を記載する。 ②損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載する。
6. その他	①損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、「無償所管換等」に読み替える。 ②その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【電気CF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫を有する場合その調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ④業務収入は、行政コスト計算書の経常収益を基礎とし、未収金の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 ②その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される借入金、企業債等の内容を、財務活動収支に転記する。 ②他会計等からの出資による収入は、財務活動収入の「その他の収入」に転記する。 ③その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。

(7) ガス

1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【ガスBS】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 有形固定資産			有形固定資産
ア 製造設備	1		事業用資産
イ 天然ガス採取設備	2		土地
ウ 供給設備	3		建物
エ 業務設備	4		建物減価償却累計額
オ 休止設備	5		工作物
カ 建設仮勘定	6		工作物減価償却累計額
有形固定資産合計			船舶
(2) 無形固定資産			船舶減価償却累計額
ア 営業権	7		浮標等
イ 特許権	8		浮標等減価償却累計額
ウ 借地権	9		航空機
エ 鉱業権	10		航空機減価償却累計額
オ その他無形固定資産	11		その他
無形固定資産合計			その他減価償却累計額
(3) 投資その他の資産			建設仮勘定
ア 投資有価証券	12		インフラ資産
イ 出資金	13	※	土地
ウ 長期貸付金	14	※	建物
エ 貸倒引当金	15	※	建物減価償却累計額
オ 基金	16	※	工作物
カ 長期前払消費税	17	※	工作物減価償却累計額
キ その他投資	18	※	その他
減価償却累計額	19	※	その他減価償却累計額
投資合計		6	建設仮勘定
		※	物品
2 流動資産		※	物品減価償却累計額
(1) 現金・預金	20		所有外管理資産
(2) 未収金	21		所有外管理資産減価償却累計額
(3) 有価証券	22		無形固定資産
(4) 受取手形	23	11	ソフトウェア
(5) 貯蔵品	24	7,8,9,10,11	その他
(6) 短期貸付金	25		投資その他の資産
(7) 前払費用	26		投資及び出資金
(8) 前払金	27	12	有価証券
(9) 未収収益	28	13	出資金
(10) 貸倒引当金	29		その他
(11) その他流動資産	30		投資損失引当金
流動資産合計			長期延滞債権
資産合計			長期貸付金
			基金
			減債基金
			その他
			その他
			徴収不能引当金
			流動資産
			現金預金
			未収金
			短期貸付金
			基金
			財政調整基金
			減債基金
			棚卸資産
			その他
			徴収不能引当金
			繰延資産
			資産合計

3 固定負債			固定負債
(1) 企業債	31		地方債等
(2) 他会計借入金	32	31,32	地方債等(臨時財政対策債除く)
(3) リース債務	33		臨時財政対策債
(4) 引当金			長期未払金
ア 退職給付引当金	34	34	退職手当引当金
イ 特別修繕引当金	35		損失補償等引当金
ウ その他引当金	36	33,35,36,37,52,53	その他
(5) その他固定負債	37		流動負債
固定負債合計		38,39,40	1年内償還予定地方債等
4 流動負債			地方債等(臨時財政対策債除く)
(1) 一時借入金	38	42	臨時財政対策債
(2) 企業債	39	43	未払金
(3) 他会計借入金	40	44	未払費用
(4) リース債務	41	45	前受金
(5) 未払金	42	47	前受収益
(6) 未払費用	43	51	賞与等引当金
(7) 前受金	44	41,46,48,49,50,51	預り金
(8) 前受収益	45		その他
(9) 引当金			負債合計
ア 退職給付引当金	46		固定資産等形成分
イ 賞与引当金	47		余剰分(不足分)
ウ 修繕引当金	48		他団体出資等分
エ 特別修繕引当金	49		純資産合計
オ その他引当金	50		
(10) その他流動負債	51		
流動負債合計			
負債合計			
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	52		
(2) 長期前受金収益化累計額	53		
6 資本金			
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 再評価積立金			
イ 受贈財産評価額			
ウ 寄附金			
エ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金			
イ 利益積立金			
ウ その他積立金			
エ 当年度未処分利益剰余金			
剰余金合計			

【ガスPL】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 製品売上 (1) 製品売上 (2) 営業雑益	1 2		※ ※	経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他
2 事業費用 (1) 製造費 (2) 採取費 (3) 売上原価 (4) 供給販売及び一般管理費 (5) その他営業費用 営業利益(又は営業損失)	3 4 5 6 7		※ ※ ※ ※ ※	物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他
3 営業外収益 (1) 受取利息 (2) 有価証券利息 (3) 受取配当金 (4) 長期前受金戻入 (5) 雑収益	8 9 10 11 12	→NWへ	13,14 ※ 15 ※	その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他
4 営業外費用 (1) 一時借入金利息 (2) 企業債利息 (3) 雑支出 経常利益(又は経常損失)	13 14 15		区分No.3～7は、節の 内容に応じて、※に 振り分ける。	移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他
5 特別利益 (1) 固定資産売却益 (2) 過年度損益修正益 (3) その他特別利益	16 17 18		1 2,8,9,10,12	経常収益 使用料及び手数料 その他
6 特別損失 (1) 固定資産売却損 (2) 減損損失 (3) 災害による損失 (4) 過年度損益修正損 (5) その他特別損失	19 20 21 22 23		19 20,21,22,23 16 17,18	純経常行政コスト 臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他
当年度純利益(又は当年度純損失)				純行政コスト

【ガスNW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 剰余金計算書の「寄付金」を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金及び 工事負担金」並びに「他会計補助金」を記載 損益計算書の「補助金」 並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」を記載 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 剰余金計算書の「受贈財産評価額」を記載 損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」 の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損 または譲受益の額を記載 損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税収等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【ガスCF】

現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
(1) 当年度純利益	1			業務支出
(2) 減価償却費	2			業務費用支出
(3) 減損損失	3			人件費支出
(4) 引当金の増減額(△は減少)	4			物件費等支出
(5) 長期前受金戻入額	5		15	支払利息支出
(6) 受取利息及び受取配当金	6		16,38	その他の支出
(7) 支払利息等	7			移転費用支出
(8) 為替差損益(△は益)	8			補助金等支出
(9) 有形固定資産売却損益(△は益)	9			社会保障給付支出
(10) 未収金等の増減額(△は増加)	10			他会計への繰出支出
(11) 未払金等の増減額(△は減少)	11			その他の支出
(12) たな卸資産の増減額(△は増加)	12			業務収入
(13) その他の増減額	13			税金等収入
小計				国県等補助金収入
(14) 利息及び配当金の受取額	14			使用料及び手数料収入
(15) 利息の支払額	15		14,16,38	その他の収入
(16) その他	16			臨時支出
業務活動によるキャッシュ・フロー				災害復旧事業費支出
				その他の支出
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				臨時収入
(1) 有形固定資産の取得による支出	17			業務活動収支
(2) 有形固定資産の売却による収入	18			
(3) 無形固定資産の取得による支出	19			【投資活動収支】
(4) 無形固定資産の売却による収入	20			投資活動支出
(5) 有価証券の取得による支出	21		17,19	公共施設等整備費支出
(6) 有価証券の売却による収入	22			基金積立金支出
(7) 国庫補助金等による収入	23		21	投資及び出資金支出
(8) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	24			貸付金支出
(9) その他	25		25	その他の支出
投資活動によるキャッシュ・フロー				投資活動収入
			23	国県等補助金収入
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				基金取崩収入
(1) 一時借入れによる収入	26		18,20,22	貸付金元金回収収入
(2) 一時借入金の返済による支出	27		24,25	資産売却収入
(3) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	28			その他の収入
(4) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	29			投資活動収支
(5) その他の企業債による収入	30		27,29,31,33,35	【財務活動収支】
(6) その他の企業債の償還による支出	31		37	財務活動支出
(7) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	32			地方債等償還支出
(8) 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	33		26,28,30,32,34	その他の支出
(9) その他の他会計借入金による収入	34		36,37	財務活動収入
(10) その他の他会計借入金の返済による支出	35			地方債等発行収入
(11) 他会計等からの出資による収入	36			その他の収入
(12) その他	37			財務活動収支
財務活動によるキャッシュ・フロー				
			39	本年度資金収支額
4 資金に係る換算差額	38			前年度末資金残高
5 資金増減額(又は減少額)				本年度末資金残高
6 資金期首残高	39			
7 資金期末残高				前年度末歳計外現金残高
				本年度歳計外現金増減額
				本年度末歳計外現金残高
				本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説(平成27年度決算以降)

【ガスＢＳ】

項目	読替方針
1. 固定資産 (1)有形固定資産	①ガス事業に関する固定資産は、すべてインフラ資産と物品とする。 ②天然ガス採取設備、業務設備については、製造設備と同じ目を使用するため、製造設備に準じて読み替える。 ③減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2)無形固定資産	①営業権、特許権、借地権、鉱業権及びソフトウェアを除いたその他の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。
(3)投資	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。 ②出資金については、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。 ③基金については、その内容に応じて「減価基金」と「その他」に読み替える。 ④長期前払消費税、その他投資及び減価償却累計額については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。
2. 流動資産	①貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。 ②有価証券、受取手形、前払費用、前払金、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②リース債務、特別修繕引当金、その他引当金及びその他固定負債については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①一時借入金と企業債及び他会計借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②リース債務、退職給付引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、その他引当金については、流動負債の「その他」に読み替える。 ③その他流動負債については、その内容に応じて「預り金」と「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替は行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【ガスＰＬ】

項目	読替方針
1. 経常費用	①経常費用については、節の内容に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。 ②他会計に委託した場合は、物件費等とする。 ③固定資産減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。 ④(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。
2. 経常収益	①製品売上については経常収益の「使用料及び手数料」に、営業雑益、受取利息、有価証券利息、受取配当金及び雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。 ②補助金については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ③長期前受金戻入については、次を参考に原則として源泉別に準じて読み替える。ただし、源泉別の把握が著しく困難な場合に限り、純資産変動計算書の「その他」に読み替えることも許容する。 ・「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」は純資産変動計算書の「税収等」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の国県等補助金」については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ・「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。 ④公営企業会計の「会計基準の見直しに関するＱ＆Ａ」の2-10に掲載されているとおり、「資本費繰入収益」等の勘定科目にて損益計算書に計上されているものについては、純資産変動計算書に計上する。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①過年度損益修正益、その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。 ②減損損失の見合いで特別利益として計上されている長期前受金戻入については、純資産変動計算書に計上する。

【ガスNW】

項目	読替方針
1. 財源	①剰余金計算書の「寄付金」がある場合、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「長期前受金戻入の一般会計繰入金・工事負担金」並びに「他会計補助金」については、財源の「税収等」に読み替える。 ③損益計算書の「補助金」並びに「長期前受金戻入の国県等補助金」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細書及び無形固定資産明細書等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の増加」については、貸付金・基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①固定資産又は有価証券について、評価差額が存在する場合、当該金額を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で取得した固定資産がある場合には、剰余金計算書の「受贈財産評価額」に計上されている当該金額を記載する。 ②損益計算書の「特別損失」の「その他特別損失」または「特別利益」の「その他特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載する。
6. その他	①損益計算書の「長期前受金戻入の受贈財産評価額」については、「無償所管換等」に読み替える。 ②その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【ガスCF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫を有する場合その調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ④業務収入は、行政コスト計算書の経常収益を基礎とし、未収金の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 ②その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される借入金、企業債等の内容を、財務活動収支に転記する。 ②他会計等からの出資による収入は、財務活動収入の「その他の収入」に転記する。 ③その他が、マイナスであればそれぞれの項目のその他の支出、プラスであればその他の収入に計上する。

(8) 地方独立行政法人

1. 連結科目対応表

【地方独立行政法人BS】

現行制度 (S/D: 地方独立行政法人会計基準)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 有形固定資産			有形固定資産
土地	1		事業用資産
減損損失累計額	2	1	土地
建物	3		立木竹
減価償却累計額	4	3	建物
減損損失累計額	5	4	建物減価償却累計額
構築物	6	6	工作物
減価償却累計額	7	7	工作物減価償却累計額
減損損失累計額	8	12	船舶
機械装置	9	13	船舶減価償却累計額
減価償却累計額	10		浮標等
減損損失累計額	11		浮標等減価償却累計額
船舶	12		航空機
減価償却累計額	13		航空機減価償却累計額
減損損失累計額	14		その他
車両運搬具	15		その他減価償却累計額
減価償却累計額	16	23	建設仮勘定
減損損失累計額	17		インフラ資産
工具器具備品	18		土地
減価償却累計額	19		建物
減損損失累計額	20	※ 減損損失累計額(No.2,5,8,11,14,17,20,24)がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。	建物減価償却累計額
図書	21		工作物
美術館・収蔵品	22		工作物減価償却累計額
建設仮勘定	23		その他
減損損失累計額	24		その他減価償却累計額
有形固定資産合計			建設仮勘定
(2) 無形固定資産			所有外管理資産
特許権	25		所有外管理資産減価償却累計額
借地権	26	9,15,18,21,22	物品
無形固定資産合計		10,16,19	物品減価償却累計額
(3) 投資その他の資産			無形固定資産
投資有価証券	27		ソフトウェア
関係会社株式	28	25,26	その他
長期貸付金	29		投資その他の資産
関係法人長期貸付金	30		投資及び出資金
長期前払費用	31	27,28	有価証券
未収財源措置予定額	32	28	出資金
投資その他の資産合計			その他
固定資産合計			投資損失引当金
2 流動資産			長期延滞債権
現金及び預金	33	29,30	長期貸付金
有価証券	34		基金
受取手形	35		減債基金
貸倒引当金	36	31,32	その他
未収入金	37		その他
貸倒引当金	38		徴収不能引当金
たな卸資産	39	33	流動資産
前渡金	40	37	現金預金
前払費用	41		未収金
未収収益	42		短期貸付金
流動資産合計			基金
資産合計			財政調整基金
		39	減債基金
		34,35,40,41,42	棚卸資産
		36,38	その他
			徴収不能引当金
			繰延資産
			資産合計

3 固定負債			固定負債
資産見返負債			地方債等
資産見返運営費交付金	43	51	地方債等(臨時財政対策債除く)
資産見返補助金等	44		臨時財政対策債
資産見返寄附金	45	56	長期未払金
建設仮勘定見返運営費交付金	46	52,53	退職手当引当金
建設仮勘定見返施設費	47		損失補償等引当金
建設仮勘定見返補助金等	48	43,44,45,46,47,48,49,50,54,55	その他
長期預り補助金等	49		流動負債
長期寄附金債務	50		1年内償還予定地方債等
長期借入金	51	61	地方債等(臨時財政対策債除く)
引当金			臨時財政対策債
退職給付引当金	52	62,64	未払金
追加退職給付引当金	53	63	未払費用
(何)引当金	54	65	前受金
...		67	前受収益
資産除去債務	55	68	賞与等引当金
長期未払金	56	66	預り金
...		57,58,59,60,68,69	その他
固定負債合計			負債合計
4 流動負債			固定資産等形成分
運営費交付金債務	57		余剰分(不足分)
預り施設費	58		他団体出資等分
預り補助金等	59		純資産合計
寄附金債務	60		
短期借入金	61		
未払金	62		
未払費用	63		
未払消費税等	64		
前受金	65		
預り金	66		
前受収益	67		
引当金			
(何)引当金	68		
...			
資産除去債務	69		
...			
流動負債合計			
負債合計			
5 資本金			
地方公共団体出資金			
資本金合計			
6 資本剰余金			
資本剰余金			
損益外減価償却累計額(一)			
損益外減損損失累計額(一)			
損益外利息費用累計額(一)			
資本剰余金合計			
7 利益剰余金(又は繰越欠損金)			
前中期目標期間繰越積立金			
(何)積立金			
積立金			
当期末処分利益			
(又は当期末処理損失)			
(うち当期総利益(又は当期総損失))			
利益剰余金(又は繰越欠損金)合計			
8 その他有価証券評価差額金			
純資産合計			
負債純資産合計			

【地方独立行政法人PL】

現行制度 (S/D: 地方独立行政法人会計基準)	区分No.	備考	組替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 経常費用 (何)業務費 ... 減価償却費 貸倒引当金繰入 (何)引当金繰入 ... 一般管理費 ... 減価償却費 財務費用 支払利息 ... 雑損 経常費用合計	1 2 3 4 5 6		1,4 5 2 3,6	経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他
2 経常収益 運営費交付金収益 (何)手数料収入 (何)入場料収入 受託収入 補助金等収入 財源措置予定額収益 寄附金収益 財務収益 受取利息 ... 雑益 経常収益合計 経常利益	7 8 9 10 11 12 13 14 15	→NWへ →NWへ →NWへ →NWへ	8,9 10,14,15	移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他
3 臨時損失 固定資産除却損 減損損失 ...	16 17		17	純経常行政コスト 臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他
4 臨時利益 固定資産売却益 (何)引当金戻入益 ...	18 19		18 19	臨時利益 資産売却益 その他
当期純利益 目的積立金取崩額 当期総利益				純行政コスト

【地方独立行政法人NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より記載 損益計算書の「寄附金収益」 損益計算書の「運営費交付金収益」、「補助金等収入」及び 「財源措置予定額収益」 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費並びに 減損損失の明細等より集計 長期貸付金の明細等より集計 有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載 損益計算書の「臨時損失」の「その他」または「臨時利益」の 「その他」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または 譲受益の額を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税収等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【地方独立行政法人CF】

現行制度 (S/D: 地方独立行政法人会計基準)	区分No.	備考
1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	1	
人件費支出	2	
その他の業務支出	3	
運営費交付金収入	4	
受託収入	5	
手数料収入	6	
補助金等収入	7	
補助金等の精算による返還金の支出	8	
寄附金収入	9	
小計		
利息及び配当金の受取額	10	
利息の支払額	11	
設立団体納付金の支払額	12	
業務活動によるキャッシュ・フロー		
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	13	
有価証券の売却による収入	14	
有形固定資産の取得による支出	15	
有形固定資産の売却による収入	16	
施設費による収入	17	
施設費の精算による返還金の支出	18	
資産除去債務の履行による支出	19	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	20	
短期借入金の返済による支出	21	
長期借入れによる収入	22	
長期借入金の返済による支出	23	
金銭出資の受け入れによる収入	24	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
4 資金に係る換算差額	25	
資金増加額(又は減少額)		
資金期首残高	26	
資金期末残高		

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
	【業務活動収支】
	業務支出
	業務費用支出
2	人件費支出
1	物件費等支出
11	支払利息支出
3	その他の支出
	移転費用支出
	補助金等支出
	社会保障給付支出
	他会計への繰出支出
8,12,25	その他の支出
	業務収入
	税金等収入
4,7	国県等補助金収入
6	使用料及び手数料収入
5,9,10,25	その他の収入
	臨時支出
	災害復旧事業費支出
	その他の支出
	臨時収入
	業務活動収支
	【投資活動収支】
	投資活動支出
15	公共施設等整備費支出
	基金積立金支出
13	投資及び出資金支出
	貸付金支出
18,19	その他の支出
	投資活動収入
17	国県等補助金収入
	基金取崩収入
	貸付金元金回収収入
14,16	資産売却収入
	その他の収入
	投資活動収支
	【財務活動収支】
	財務活動支出
21,23	地方債等償還支出
	その他の支出
	財務活動収入
20,22	地方債等発行収入
24	その他の収入
	財務活動収支
26	本年度資金収支額
	前年度末資金残高
	本年度末資金残高
	前年度末歳計外現金残高
	本年度歳計外現金増減額
	本年度末歳計外現金残高
	本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説

【地方独立行政法人ＢＳ】

項目	読替方針
1. 固定資産	①地方独立行政法人の有形固定資産にインフラ資産はないものとする。
(1) 有形固定資産	②土地については、事業用資産の「土地」に読み替える。 ③土地、建物、構築物については、事業用資産の有形固定資産「土地」「建物」「工作物」に読み替える。 ④機械装置、車両運搬具、工具器具備品、図書、美術館・収蔵品については、物品に読み替える。 ⑤建設仮勘定については、事業用資産の「建設仮勘定」に読み替える。 ⑥その他有形固定資産については、該当するものがあれば「船舶」「浮標等」「航空機」に、それ以外は「その他」に読み替える。 ⑦減損損失累計額がある場合は、連結科目対応表の減価償却累計額の各下の行に当該勘定科目を記載する行を設ける。
(2) 無形固定資産	①特許権、借地権及びそれ以外の無形固定資産については、科目に応じて無形固定資産の適宜の科目に読み替える。
(3) 投資その他の資産	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。 ②関係会社株式については、原則として投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。ただし、重要な子会社株式等で公有財産として管理されている出資等に準ずるものについては、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。 ③長期前払費用、未収財源措置予定額については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。
2. 流動資産	①未収入金については、「未収金」に読み替える。 ②有価証券、受取手形及び前渡金等については、流動資産の「その他」に読み替える。
3. 固定負債	①長期借入金については、「地方債等（臨時財政対策債除く）」に読み替える。 ②資産見返負債、長期預り補助金等、長期寄附金債務、資産除去債務、退職給付引当金を除く引当金については、固定負債の「その他」に読み替える。
4. 流動負債	①短期借入金と1年内返済予定長期借入金については、「地方債等（臨時財政対策債除く）」に読み替える。 ②運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、寄附金債務、資産除去債務及び賞与等引当金を除く引当金は流動資産の「その他」に読み替える。
5. 純資産の部	①純資産の部については、直接貸借対照表への読替えは行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【地方独立行政法人ＰＬ】

項目	読替方針
1. 経常費用	①経常費用については、地方独立行政法人側で処理している費目毎に人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。 ②減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。 ③(何)引当金繰入の区分はその科目に応じて、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他(科目に応じて人件費、物件費等、その他の業務費用)に読み替える。 ④投資有価証券評価損益については、純資産変動計算書の「資産評価差額」に読み替える。
2. 経常収益	①手数料収入、入場料収入については、経常収益の「使用料及び手数料」に読み替える。 ②受託収入、財務収益及び雑益については、経常収益の「その他」に読み替える。
3. 臨時損失	①固定資産減損損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
4. 臨時利益	①固定資産受贈益については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。

【地方独立行政法人NW】

項目	読替方針
1. 財源	①損益計算書の「寄付金収益」については、財源の「税収等」に読み替える。 ②損益計算書の「運営費交付金収益」、「補助金等収入」及び「財源措置予定額収益」については、財源の「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、固定資産の取得及び処分並びに減価償却費並びに減損損失の明細等より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、固定資産の取得及び処分並びに減価償却費並びに減損損失の明細等より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、長期貸付金の明細等より集計する。 ②「貸付金・基金等の減少」については、長期貸付金の明細等より集計する。
4. 資産評価差額	①有価証券明細のその他有価証券評価差額の当年度分を記載する。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で譲渡または取得した固定資産がある場合には、これに係る譲渡損(臨時損失その他)または譲受益(臨時利益その他)の額を記載する。なお、行政コスト計算書への計上と二重計上とならないように留意する。
6. その他	①その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【地方独立行政法人CF】

項目	読替方針
1. 業務活動によるキャッシュフロー	①受託収入、寄附金収入、利息及び配当金の受取額については、業務収入の「その他の収入」に読み替える。 ②手数料収入については、業務収入の「使用料及び手数料収入」に読み替える。 ③運営費交付金収入、補助金等収入については、業務収入の「国県等補助金収入」に読み替える。 ④経常費用については、節単位で人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、業務費用支出の「人件費支出」「物件費等支出」「その他の支出」に読み替える。
2. 投資活動によるキャッシュフロー	①固定資産売却収入については、投資活動収入の「資産売却収入」に読み替える。 ②投資有価証券売却収入については、投資活動収入の「資産売却収入」に読み替える。 ③固定資産取得支出については、投資活動支出の「公共施設等整備費支出」に読み替える。 ④投資有価証券取得支出については、投資活動支出の「投資及び出資金支出」に読み替える。
3. 財務活動によるキャッシュフロー	①借入金収入については、「地方債等発行収入」に読み替える。 ②借入金返済支出については、財務活動支出の「地方債等償還支出」に読み替える。
4. 資金に係る換算差額	①資金に係る換算差額のプラスまたはマイナスがある場合は、業務収入の「その他の収入」または業務費用支出の「その他の支出」で調整する。

(9)土地開発公社

1. 連結科目対応表

【土地開発公社BS】

現行制度 (S/D: 土地開発公社経理基準要綱)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 流動資産			固定資産
(1) 現金及び預金	1		有形固定資産
(2) 事業未収金	2		事業用資産
(3) 貸倒引当金	3	26, 38	土地
(4) 公有用地	4		立木竹
(5) 代行用地	5	21	建物
(6) 市街地開発用地	6	※	建物減価償却累計額
(7) 観光施設用地	7	22	工作物
(8) 特定土地	8	※	工作物減価償却累計額
(9) 完成土地等	9		船舶
(10) 開発中土地	10		船舶減価償却累計額
(11) 代替地	11		浮標等
(12) 関連施設	12		浮標等減価償却累計額
(13) 原材料	13		航空機
(14) 貯蔵品	14		航空機減価償却累計額
(15) 前渡金	15	28	その他
(16) 短期貸付金	16	※	その他減価償却累計額
(17) 貸倒引当金	17	27	建設仮勘定
(18) 前払費用	18		インフラ資産
(19) 未収収益	19		土地
(20) その他の流動資産	20		建物
流動資産合計		※減価償却累計額 は、有形固定資産 明細表より記載。	建物減価償却累計額
			工作物
			工作物減価償却累計額
			その他
			その他減価償却累計額
			建設仮勘定
2 有形固定資産			所有外管理資産
(1) 建物又はその附属設備	21		所有外管理資産減価償却累計額
(2) 構築物	22		物品
(3) 機械及び装置	23		物品減価償却累計額
(4) 車両その他の運搬具	24		無形固定資産
(5) 工具、器具及び備品	25		ソフトウェア
(6) 土地	26	23,24,25	その他
(7) 建設仮勘定	27	※	投資その他の資産
(8) その他の有形固定資産	28		投資及び出資金
有形固定資産合計		31	有価証券
		29,30,32	出資金
			その他
3 無形固定資産			投資損失引当金
(1) 借地権	29		長期延滞債権
(2) 電話加入権	30	33	長期貸付金
(3) ソフトウェア	31	34	基金
(4) その他の無形固定資産	32		減債基金
無形固定資産合計			その他
			その他
4 投資その他の資産		35	徴収不能引当金
(1) 投資有価証券	33		流動資産
(2) 出資金	34		現金預金
(3) 長期貸付金	35		未収金
(4) 長期前払費用	36	36,37,39	短期貸付金
(5) 長期性預金	37		基金
(6) 賃貸事業の用に供する土地	38		財政調整基金
(7) その他の長期資産	39		減債基金
投資その他の資産合計			棚卸資産
資産合計			その他
		4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14【注】	徴収不能引当金
		15,18,19,20	
		3,17	

【注】No.4,5,6,7については、一旦棚卸資産に読み替えた上で、使途に応じて有形固定資産の土地(事業用資産またはインフラ資産)に連結修正する。
また、No.8については、一旦棚卸資産に読み替えた上で、有形固定資産の土地(事業用資産)に連結修正する。

5 流動負債				固定負債	
(1) 未払金	40			地方債等	
(2) 短期借入金	41	50,51		地方債等(臨時財政対策債除く)	
(3) 未払費用	42			臨時財政対策債	
(4) 前受金	43			長期未払金	
(5) 預り金	44	52		退職手当引当金	
(6) 前受収益	45			損失補償等引当金	
(7) 引当金		53,54,55		その他	
賞与引当金	46			流動負債	
修繕引当金	47			1年内償還予定地方債等	
××××引当金	48	41,50(1年以内償還予定)		地方債等(臨時財政対策債除く)	
(8) その他の流動負債	49	,51(1年以内返済予定)		臨時財政対策債	
流動負債合計		40		未払金	
		42		未払費用	
6 固定負債		43		前受金	
(1) 公社債	50	45		前受収益	
(2) 長期借入金	51	46		賞与等引当金	
(3) 引当金		44		預り金	
退職給付引当金	52	47,48,49		その他	
特別修繕引当金	53			負債合計	
××××引当金	54				
(4) その他の固定負債	55			固定資産等形成分	
固定負債合計				余剰分(不足分)	
負債合計				他団体出資等分	
7 資本金				純資産合計	
(1) 基本財産					
資本金合計					
8 準備金(又は欠損金)					
(1) 前期繰越準備金(又は前期繰越損失)					
(2) 当期純利益(又は当期純損失)					
準備金合計(又は欠損金合計)					

【土地開発公社PL】

現行制度 (S/D:土地開発公社経理基準要綱)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 事業収益				経常費用
(1) 公有地取得事業収益	1			業務費用
(2) 開発事業用地取得事業収益	2			人件費
(3) 土地造成事業収益	3		13 ^{※1}	職員給与費
(4) 附帯等事業収益	4		13 ^{※1}	賞与等引当金繰入額
(5) 関連施設整備事業収益	5		13 ^{※1}	退職手当引当金繰入額
(6) あっせん等事業収益	6		13 ^{※1}	その他
事業収益計				物件費等
			15 ^{※2}	物件費
2 事業原価			15 ^{※2}	維持補修費
(1) 公有地取得事業原価	7		14	減価償却費
(2) 開発事業用地取得事業原価	8		7,8,9,10,11,12,15 ^{※2}	その他
(3) 土地造成事業原価	9			その他の業務費用
(4) 附帯等事業原価	10		20	支払利息
(5) 関連施設整備事業原価	11		15 ^{※2}	徴収不能引当金繰入額
(6) あっせん等事業原価	12		21	その他
事業原価計				移転費用
事業総利益				補助金等
3 販売費及び一般管理費				社会保障給付
(1) 人件費	13			他会計への繰出金
(2) 減価償却費	14			その他
(3) その他経費	15			経常収益
販売費及び一般管理費計			6	使用料及び手数料
事業利益			1,2,3,4,5,16,17,18,19	その他
4 事業外収益				純経常行政コスト
(1) 受取利息	16			臨時損失
(2) 有価証券利息	17			災害復旧事業費
(3) 受取配当金	18		28,29	資産除売却損
(4) 雑収益	19			投資損失引当金繰入額
事業外収益計				損失補償等引当金繰入額
5 事業外費用			26,27,30,31	その他
(1) 支払利息	20			臨時利益
(2) 雑損失	21		23,24	資産売却益
事業外費用計			22,25	その他
経常利益				純行政コスト
6 特別利益				
(1) 前期損益修正益	22			
(2) 投資有価証券売却益	23			
(3) 固定資産売却益	24			
(4) その他の特別利益	25			
特別利益計				
7 特別損失				
(1) 前期損益修正損	26			
(2) 土地評価損	27			
(3) 投資有価証券売却損	28			
(4) 固定資産売却損	29			
(5) 災害による損失	30			
(6) その他の特別損失	31			
特別損失計				
当期純利益				

【土地開発公社NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 寄附金等がある場合には記載 損益計算書の「寄附金収益」 損益計算書より国県等からの補助金を特定して記載 有形固定資産明細表及び無形固定資産明細表より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 損益計算書の「特別損失」の「固定資産売却損」または 「特別利益」の「その他の特別利益」より無償譲渡または 譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税金等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【土地開発公社CF】

現行制度 (S/D: 土地開発公社経理基準要綱)	区分No.	備考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
(1) 公有地取得事業及び開発事業 用地取得事業収入	1	
(2) 土地造成事業収入	2	
(3) その他事業収入	3	
(4) 補助金等収入	4	
(5) 公有地取得事業及び開発事業 用地取得事業支出	5	
(6) 土地造成事業支出	6	
(7) 取得に係る支出	7	
(8) 管理に係る支出	8	
(9) その他事業支出	9	
(10) 人件費支出	10	
(11) その他の業務支出 小計	11	
(12) 利息の受取額	12	
(13) 利息の支払額	13	
事業活動によるキャッシュ・フロー		
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
(1) 投資有価証券の取得による支出	14	
(2) 投資有価証券の売却による収入	15	
(3) 有形固定資産の取得による支出	16	
(4) 有形固定資産の売却による収入	17	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(1) 短期借入れによる収入	18	
(2) 短期借入金の返済による支出	19	
(3) 長期借入れによる収入	20	
(4) 長期借入金の返済による支出	21	
(5) 公社債の発行による収入	22	
(6) 公社債の償還による支出	23	
(7) 金銭出資の受入による収入	24	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		
現金及び現金同等物の期首残高	25	
現金及び現金同等物の期末残高		

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
	【業務活動収支】
	業務支出
10	業務費用支出
5,6,7,8※ ¹	人件費支出
13	物件費等支出
	支払利息支出
8,9,11	その他の支出
※1 行政コスト計算書 上物件費等に計上されて いる場合に振り分ける。	移転費用支出
	補助金等支出
	社会保障給付支出
	他会計への繰出支出
	その他の支出
※2 投資活動以外に 係る部分を振り分ける。	業務収入
4※ ²	税収等収入
3※ ³	国県等補助金収入
1,2,3,12	使用料及び手数料収入
	その他の収入
※3 損益計算書上の あつせん等事業収益に 計上されている部分を振 り分ける。	臨時支出
	災害復旧事業費支出
	その他の支出
	臨時収入
	業務活動収支
	【投資活動収支】
	投資活動支出
16	公共施設等整備費支出
	基金積立金支出
14	投資及び出資金支出
	貸付金支出
	その他の支出
4※ ²	投資活動収入
	国県等補助金収入
	基金取崩収入
	貸付金元金回収収入
15,17	資産売却収入
	その他の収入
	投資活動収支
	【財務活動収支】
	財務活動支出
19,21,23	地方債等償還支出
	その他の支出
	財務活動収入
18,20,22	地方債等発行収入
24	その他の収入
	財務活動収支
25	本年度資金収支額
	前年度末資金残高
	本年度末資金残高
	前年度末歳計外現金残高
	本年度歳計外現金増減額
	本年度末歳計外現金残高
	本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説

【土地開発公社BS】

項目	読替方針
1. 流動資産	①流動資産に計上されている用地(土地)、関連施設、原材料、貯蔵品は、「棚卸資産」に読み替える。公有土地、代行用地、市街地開発用地及び観光施設用地については、一旦棚卸資産に読み替えた上で、その用途に応じて有形固定資産の「土地」(事業用資産またはインフラ資産)に連結修正する。特定土地については、一旦棚卸資産に読み替えた上で有形固定資産の「土地」(事業用資産)に連結修正する。 ②前渡金、前払費用、未収収益及びその他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。 ③事業未収金及び短期貸付金の控除科目である貸倒引当金については、「徴収不能引当金」に読み替える。
2. 有形固定資産	①土地開発公社の有形固定資産にインフラ資産はないものとする。 ②機械及び装置、車両その他の運搬具、工具器具及び備品については、「物品」に読み替える。
3. 無形固定資産	①借地権、電話加入権、その他の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。
4. 投資その他の資産	①投資有価証券については、「有価証券」に読み替える。 ②長期前払費用、長期性預金、その他の長期資産については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。 ③賃貸事業の用に供する土地については、事業用資産の「土地」に読み替える。
5. 流動負債	①引当金については、賞与引当金は流動負債の「賞与等引当金」へ、それ以外は流動負債の「その他」に読み替える。
6. 固定負債	①公社債、長期借入金については、長期・短期の分類をした上で、「地方債等」の「地方債等(臨時財政対策債除く)」及び「1年内償還予定地方債等」の「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②引当金については、退職給付引当金は「退職手当引当金」へ、それ以外は固定負債の「その他」に読み替える。
7. 資本金、準備金	①資本金、準備金については、直接貸借対照表への読替えは行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【土地開発公社PL】

項目	読替方針
1. 事業収益	①事業収益については、あっせん等事業収益以外は経常収益の「その他」に、あっせん等事業収益は経常収益の「使用料及び手数料」に読み替える。
2. 事業原価	①事業原価については、物件費等の「その他」に読み替える。
3. 販売費及び一般管理費	①販売費及び一般管理費については、公社側で処理している費目毎に人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。 ②減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。
4. 事業外収益	①受取利息、有価証券利息、受取配当金及び雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。
5. 事業外費用	①支払利息については、その他の業務費用の「支払利息」に読み替える。 ②雑損失については、その他の業務費用の「その他」に読み替える。
6. 特別利益	①投資有価証券売却益、固定資産売却益については、臨時利益の「資産売却益」に読み替え ②前期損益修正益、その他の特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。
7. 特別損失	①投資有価証券売却損、固定資産売却損については、臨時損失の「資産除売却損」に読み替える。 ②前期損益修正損、土地評価損、災害による損失、その他の特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。

【土地開発公社NW】

項目	読替方針
1. 財源	①寄附金等がある場合には「税収等」に計上する。 ②損益計算書より国県等からの補助金を特定して「国県等補助金」に計上する。なお、行政コスト計算書への計上と二重計上とならないように留意する。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産明細表及び無形固定資産明細表より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産明細表及び無形固定資産明細表より集計する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金及び基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の減少」については、貸付金及び基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①資産評価差額は計上しない。
5. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で譲渡または取得した固定資産がある場合には、これに係る固定資産売却損または譲受益（その他の特別利益）の額を記載する。なお、行政コスト計算書への計上と二重計上とならないように留意する。
6. その他	①その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【土地開発公社CF】

項目	読替方針
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー	①公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入、土地造成事業収入、その他事業収入については、業務収入の「その他の収入」に読み替える。 ②その他事業収入の損益計算書上あっせん等事業収益に計上されている部分については、「使用料及び手数料収入」に計上する。 ③補助金等収入については、投資活動に係るものを投資活動収入の「国県等補助金収入」に、それ以外の活動に係るものを業務収入の「国県等補助金収入」に読み替える。 ④公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出、土地造成事業支出、取得に係る支出、管理に係る支出（行政コスト計算書上、物件費等に計上されている場合）については、業務費用支出の「物件費等支出」に読み替える。 ⑤管理に係る支出、その他事業支出については、業務費用支出の「その他の支出」に読み替える。 ⑥人件費支出については、業務費用支出の「人件費支出」に読み替える。 ⑦その他の業務支出については、業務費用支出の「その他の支出」に読み替える。 ⑧利息の受取額については、業務収入の「その他の収入」に読み替える。 ⑨利息の支払額については、業務費用支出の「支払利息支出」に読み替える。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資有価証券の取得による支出については、投資活動支出の「投資及び出資金支出」に読み替える。 ②投資有価証券の売却による収入については、投資活動収入の「資産売却収入」に読み替え ③有形固定資産の取得による支出については、投資活動支出の「公共施設等整備費支出」に読み替える。 ④有形固定資産の売却による収入については、投資活動収入の「資産売却収入」に読み替え
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①短期借入れによる収入については、財務活動収入の「地方債等発行収入」に読み替える。 ②短期借入金の返済による支出については、財務活動支出の「地方債等償還支出」に読み替える。 ③長期借入れによる収入については、財務活動収入の「地方債等発行収入」に読み替える。 ④長期借入金の返済による支出については、財務活動支出の「地方債等償還支出」に読み替える。 ⑤公社債の発行による収入については、財務活動収入の「地方債等発行収入」に読み替える。 ⑥公社債の償還による支出については、財務活動支出の「地方債等償還支出」に読み替える。 ⑦金銭出資の受入による収入については、財務活動収入の「その他の収入」に読み替える。

(10) 第三セクター等(株式会社)

1. 連結科目対応表

【株式会社BS】

現行制度 (S/D:経団連離型)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 流動資産			固定資産
現金及び預金	1		有形固定資産
受取手形	2		事業用資産
売掛金	3	17	土地
有価証券	4		立木竹
商品及び製品	5	12	建物
仕掛品	6	※	建物減価償却累計額
原材料及び貯蔵品	7	13	工作物
前払費用	8	※	工作物減価償却累計額
繰延税金資産	9		船舶
その他	10		船舶減価償却累計額
貸倒引当金	11	※ 減価償却累計額は、有形固定資産及び無形固定資産の明細より記載。	浮標等
			浮標等減価償却累計額
2 固定資産			航空機
(1) 有形固定資産			航空機減価償却累計額
建物	12	20	その他
構築物	13	※	その他減価償却累計額
機械装置	14	19	建設仮勘定
車両運搬具	15		インフラ資産
工具器具備品	16		土地
土地	17		建物
リース資産	18		建物減価償却累計額
建設仮勘定	19	※ No.18,22は資産の内容により事業用資産内で振り分ける。	工作物
その他	20		工作物減価償却累計額
(2) 無形固定資産			その他
ソフトウェア	21		その他減価償却累計額
リース資産	22		建設仮勘定
のれん	23		所有外管理資産
その他	24		所有外管理資産減価償却累計額
(3) 投資その他の資産		14,15,16	物品
投資有価証券	25	※	物品減価償却累計額
関係会社株式	26		無形固定資産
長期貸付金	27	21	ソフトウェア
繰延税金資産	28	23,24	その他
その他	29		投資その他の資産
貸倒引当金	30		投資及び出資金
		25,26	有価証券
3 繰延資産		26	出資金
社債発行費	31		その他
			投資損失引当金
			長期延滞債権
		27	長期貸付金
			基金
			減債基金
			その他
		28,29	その他
		30	徴収不能引当金
			流動資産
		1	現金預金
		3	未収金
			短期貸付金
			基金
			財政調整基金
			減債基金
		5,6,7	棚卸資産
		2,4,8,9,10	その他
		11	徴収不能引当金
		31	繰延資産
			資産合計

4 流動負債			固定負債	
支払手形	32		地方債等	
買掛金	33	44,45	地方債等(臨時財政対策債除く)	
短期借入金	34		臨時財政対策債	
リース債務	35		長期未払金	
未払金	36	47	退職手当引当金	
未払費用	37	47	損失補償等引当金	
未払法人税等	38	46,47,48	その他	
前受金	39		流動負債	
預り金	40		1年内償還予定地方債等	
前受収益	41	34	地方債等(臨時財政対策債除く)	
〇〇引当金	42		臨時財政対策債	
その他	43	33,36,38	未払金	
		37	未払費用	
5 固定負債		39	前受金	
社債	44	41	前受収益	
長期借入金	45	42	賞与等引当金	
リース債務	46	40	預り金	
〇〇引当金	47	32,35,42,43	その他	
その他	48		負債合計	
6 株主資本			固定資産等形成分	
資本金			余剰分(不足分)	
資本剰余金			他団体出資等分	
資本準備金			純資産合計	
その他資本剰余金				
利益剰余金				
利益準備金				
その他利益剰余金				
〇〇積立金				
繰越利益剰余金				
自己株式				
7 評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
繰延ヘッジ損益				
土地再評価差額金				
8 新株予約権				

【株式会社PL】

現行制度 (S/D:経団連難型)	区分No.	備考
1 売上高	1	
2 売上原価 売上総利益	2	
3 販売費及び一般管理費 営業利益	3	
4 営業外収益 受取利息及び配当金 その他	4 5	
5 営業外費用 支払利息 その他 経常利益	6 7	
6 特別利益 固定資産売却益 その他	8 9	
7 特別損失 固定資産売却損 減損損失 その他 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	10 11 12 13 14	

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
	経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他 純経常行政コスト 臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他 純行政コスト
2	
6	
3,7,13,14	
1,4,5	
10	
11,12	
8	
9	

【株式会社NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より集計 損益計算書より国県等からの補助金を特定して記載 有形固定資産及び無形固定資産の明細より集計 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 株主資本変動計算書より、その他有価証券評価差額金の事業年度中の変動額合計を記載 損益計算書の「特別損失」の「固定資産売却損」または「特別利益」の「その他の特別利益」より、無償譲渡または譲受を特定して譲渡損または譲受益の額を記	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税金等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【株式会社CF】

現行制度 (S/D:財務諸表等規則)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 営業活動によるキャッシュ・フロー				【業務活動収支】
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	1			業務支出
減価償却額	2			業務費用支出
減損損失	3			人件費支出
貸倒引当金の増減額	4			物件費等支出
受取利息及び受取配当金	5		14	支払利息支出
支払利息	6		34	その他の支出
為替差損益	7			移転費用支出
有形固定資産売却損益	8			補助金等支出
損害賠償損失	9			社会保障給付支出
売上債権の増減額	10			他会計への繰出支出
棚卸資産の増減額	11			その他の支出
仕入債務の増減額	12			業務収入
....				税金等収入
小計				国県等補助金収入
利息及び配当金の受取額	13			使用料及び手数料収入
利息の支払額	14		34	その他の収入
損害賠償金の支払額	15			臨時支出
....				災害復旧事業費支出
法人税等の支払額	16			その他の支出
営業活動によるキャッシュ・フロー				臨時収入
				業務活動収支
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				【投資活動収支】
有価証券の取得による支出	17			投資活動支出
有価証券の売却による収入	18			公共施設等整備費支出
有形固定資産の取得による支出	19		19	基金積立金支出
有形固定資産の売却による収入	20			投資及び出資金支出
投資有価証券の取得による支出	21		17,21	貸付金支出
投資有価証券の売却による収入	22		23	その他の支出
貸付けによる支出	23			投資活動収入
貸付金の回収による収入	24			国県等補助金収入
....				基金取崩収入
投資活動によるキャッシュ・フロー			24	貸付金元金回収収入
			18,20,22	資産売却収入
				その他の収入
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				投資活動収支
短期借入れによる収入	25			【財務活動収支】
短期借入金の返済による支出	26			財務活動支出
長期借入れによる収入	27			地方債等償還支出
長期借入金の返済による支出	28			その他の支出
社債の発行による収入	29		26,28,30	財務活動収入
社債の償還による支出	30		32,33	地方債等発行収入
株式の発行による収入	31			その他の収入
自己株式の取得による支出	32			財務活動収支
配当金の支払額	33		25,27,29	
....			31	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	34			本年度資金収支額
現金及び現金同等物の増減額			35	前年度末資金残高
現金及び現金同等物の期首残高	35			本年度末資金残高
現金及び現金同等物の期末残高				前年度末歳計外現金残高
				本年度歳計外現金増減額
				本年度末歳計外現金残高
				本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説

【株式会社BS】

項目	読替方針
1. 流動資産	①売掛金については、流動資産の「未収金」に読み替える。 ②受取手形、有価証券、前払費用、繰延税金資産、その他流動資産については、流動資産の「その他」に読み替える。
2. 有形固定資産 (1)有形固定資産	①株式会社の固定資産については、インフラ資産に該当するケースは少ないと思われるため、原則として「事業用資産」に読み替える。 ②機械装置、車両運搬具及び工具器具備品は、「物品」に読み替える。 ③②以外のその他有形固定資産については、該当するものがあれば「船舶」、「浮標等」及び「航空機」に、それ以外は「その他」に読み替える。 ④間接控除方式の減損損失累計額がある場合は、各減価償却累計額の下に減損損失累計額を設ける。
(2)無形固定資産	①ソフトウェアは無形固定資産の「ソフトウェア」に読み替える。 ②のれんは、株式会社の単体貸借対照表上も生じうる科目であるが、もしある場合、無形固定資産の「その他」に読み替える。 ③それ以外の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。
(3)投資その他の資産	①投資有価証券については、投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。 ②関係会社株式については、原則として投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。ただし、重要な子会社株式等で公有財産として管理されている出資等に準ずるものについては、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。
3. 繰延資産	①社債発行費については、「繰延資産」に読み替える。
4. 流動負債	①賞与引当金については、流動負債の「賞与等引当金」に読み替える。
5. 固定負債	①社債、長期借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②固定負債のリース債務については、固定負債の「その他」に読み替える。 ③その他に長期未払金が含まれる場合には、該当分を固定負債の「長期未払金」に読み替える。
6～8	①株主資本、評価・換算差額等、新株予約権については、直接貸借対照表への読替は行わない。純資産は貸借対照表からの読替とはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【株式会社PL】

項目	読替方針
1. 売上高	①売上は、全て経常収益の「その他」に読み替える。
2. 売上原価	①売上原価は、その明細がわかる場合には科目の性質に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の適宜の科目に読み替える。明細が不明の場合は一括して物件費等の「その他」に読み替える。 ②売上原価に含まれる減価償却費がある場合、物件費等の「減価償却費」に読み替える。
3. 販売費及び一般管理費	①販売費及び一般管理費は、科目の性質に応じて、人件費、物件費等、その他の業務費用の適宜の科目に読み替える。詳細が不明の場合や総額に重要性がない等の場合は、一括してその他の業務費用の「その他」に読み替える。 ②販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費がある場合、物件費等の「減価償却費」に読み替える。
4. 営業外収益	①受取利息及び配当金、その他の営業外収益については、経常収益の「その他」に読み替える。
5. 営業外費用	①支払利息については、その他の業務費用の「支払利息」に読み替える。 ②その他の営業外費用については、その他の業務費用の「その他」に読み替える。
6. 特別利益	①固定資産売却益については、臨時利益の「資産売却益」に読み替える。 ②その他特別利益については、臨時利益の「その他」に読み替える。
7. 特別損失	①固定資産売却損については、臨時損失の「資産除売却損」に読み替える。 ②減損損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。 ③その他特別損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。 ④その他に損失補償等引当金繰入額が含まれる場合には、該当分を損失補償等引当金繰入額に読み替え

【株式会社NW】

項目	読替方針
1. 全般	①剰余金の資本組入れ等、純資産内部の計数変動については、特に処理は行わない。 ②自己株式の消却についても、特に処理は行わない。
2. 財源	①損益計算書より国県等からの補助金を特定し、「国県等補助金」に計上する。なお、行政コスト計算書への計上と二重計上とならないように留意する。
3. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産及び無形固定資産の明細より集計する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産及び無形固定資産の明細より集計する。
4. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金及び基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の減少」については、貸付金及び基金等の当年度減少額を記載する。
5. 資産評価差額	①株主資本変動計算書の、その他有価証券評価差額金の事業年度中の変動額合計を「資産評価差額」に計上する。
6. 無償所管換等	①固定資産等について、無償で譲渡または取得した固定資産がある場合は、これにかかる固定資産売却損または譲受益(その他の特別利益)の額を記載する。なお、行政コスト計算書への計上と二重計上とならないように留意する。
7. その他	①新株発行等資本金等の純資産が増加する場合には、「その他」に読み替える。その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【株式会社CF】

項目	読替方針
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー	①人件費支出は、行政コスト計算書の人件費を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ②物件費等支出は、行政コスト計算書の物件費等を基礎とし、前払、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫の調整等をした上で、金額の集計を行う。 ③支払利息支出は、行政コスト計算書の支払利息を基礎とし、金額の集計を行う。 ④その他の支出は、行政コスト計算書のその他の業務費用を基礎とし、前払、未払の調整等をして、金額の集計を行う。 ⑤業務収入は、損益計算書の経常収益を基礎とし、売掛金の調整等をして、金額の集計を行う。
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	①財務活動に記載される社債、株式発行の内容を、財務活動収支に転記する。 ②剰余金の配当、自己株式の取得については、「その他の支出」とする。
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	①現金及び現金同等物に係る換算差額のプラスまたはマイナスがある場合は、業務収入の「その他の収入」または業務費用支出の「その他の支出」で調整する。

【注】当該株式会社がCFを作成していない場合は、有形固定資産明細表などを参照して作成します。

(11) 第三セクター等(公益社団・財団法人)

1. 連結科目対応表

【公益社団・財団法人BS】

現行制度 (S/D: 公益法人会計基準)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 流動資産			固定資産
(1) 現金預金	1		有形固定資産
(2) 受取手形	2		事業用資産
(3) 未収会費	3	17	土地
(4) 未収金	4		立木竹
(5) 前払金	5	13	建物
(6) 有価証券	6	※	建物減価償却累計額
(7) 貯蔵品	7	14	工作物
流動資産合計		※	工作物減価償却累計額
2 固定資産		※減価償却累計額は、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の注記より記載。	船舶
(1) 基本財産			船舶減価償却累計額
イ 土地	8		浮標等
ロ 投資有価証券	9		浮標等減価償却累計額
基本財産合計			航空機
(2) 特定資産			航空機減価償却累計額
イ 退職給付引当資産	10		その他
ロ 減価償却引当資産	11	18	その他減価償却累計額
ハ ○○○積立資産	12		建設仮勘定
特定資産合計			インフラ資産
(3) その他固定資産			土地
イ 建物	13		建物
ロ 構築物	14		建物減価償却累計額
ハ 車両運搬具	15		工作物
ニ 什器備品	16		工作物減価償却累計額
ホ 土地	17		その他
ヘ 建設仮勘定	18		その他減価償却累計額
ト 借地権	19	15,16	建設仮勘定
チ 電話加入権	20	※	物品
リ 敷金	21		物品減価償却累計額
ヌ 保証金	22		所有外管理資産
ル 投資有価証券	23		所有外管理資産減価償却累計額
ヲ 子会社株式	24		無形固定資産
ワ 関連会社株式	25	19,20	ソフトウェア
その他固定資産合計			その他
固定資産合計		23,24,25	投資その他の資産
資産合計		24,25	投資及び出資金
			有価証券
			出資金
			その他
			投資損失引当金
			長期延滞債権
			長期貸付金
			基金
			減債基金
		8,9,10,11,12	その他
		21,22	その他
			徴収不能引当金
			流動資産
		1	現金預金
		3,4	未収金
			短期貸付金
			基金
			財政調整基金
			減債基金
		7	棚卸資産
		2,5,6	その他
			徴収不能引当金
			繰延資産
			資産合計

3 流動負債			固定負債	
(1) 支払手形	26		地方債等	
(2) 未払金	27	33	地方債等(臨時財政対策債除く)	
(3) 前受金	28		臨時財政対策債	
(4) 預り金	29		長期未払金	
(5) 短期借入金	30	34,35	退職手当引当金	
(6) 1年内返済予定長期借入金	31		損失補償等引当金	
(7) 賞与引当金	32	36	その他	
流動負債合計			流動負債	
4 固定負債		30,31	1年内償還予定地方債等	
(1) 長期借入金	33		地方債等(臨時財政対策債除く)	
(2) 退職給与引当金	34	27	臨時財政対策債	
(3) 役員退職慰労引当金	35		未払金	
(4) 受入保証金	36	28	未払費用	
固定負債合計			前受金	
負債合計		32	前受収益	
		29	賞与等引当金	
		26	預り金	
5 正味財産			その他	
(1) 基金			負債合計	
イ 基金				
(2) 指定正味財産			固定資産等形成分	
イ 国庫補助金			余剰分(不足分)	
□ 地方公共団体補助金			他団体出資等分	
ハ 民間補助金			純資産合計	
□ 寄付金				
(3) 一般正味財産				
イ 代替基金				
□ 一般正味財産				
正味財産合計				

【公益社団・財団法人PL】

現行制度 (S/D:公益法人会計基準)	区分No.	備考	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 経常収益				経常費用
(1) 基本財産運用益	1			業務費用
(2) 特定資産運用益	2			人件費
(3) 受取入会金	3		10,14,15	職員給与費
(4) 受取会費	4		13 [※] ,18 [※]	賞与等引当金繰入額
(5) 事業収益	5		11,16	退職手当引当金繰入額
(6) 受取補助金等	6	→NWへ	13 [※] ,18 [※]	その他
(7) 受取負担金	7	→NWへ		物件費等
(8) 受取寄付金	8	→NWへ	13 [※] ,18 [※]	物件費
(9) 雑収益	9		13 [※] ,18 [※]	維持補修費
経常収益計			12,17	減価償却費
			13 [※] ,18 [※]	その他
2 経常費用				その他の業務費用
(1) 事業費			13 [※] ,18 [※]	支払利息
イ 給料手当	10		13 [※] ,18 [※]	徴収不能引当金繰入額
ロ 退職給付費用	11		13 [※] ,18 [※]	その他
ハ 減価償却費	12			移転費用
ニ その他	13			補助金等
(2) 管理費				社会保障給付
イ 役員報酬	14			他会計への繰出金
ロ 給料手当	15			その他
ハ 退職給付費用	16			経常収益
ニ 減価償却費	17			使用料及び手数料
ホ その他	18			その他
経常費用計			1,2,3,4,5,9	
評価損益等調整前当期経常増減額				純経常行政コスト
(3) 基本財産評価損益等	19			臨時損失
(4) 特定資産評価損益等	20			災害復旧事業費
(5) 投資有価証券評価損益等	21			資産除売却損
評価損益等計			24	投資損失引当金繰入額
当期経常増減額				損失補償等引当金繰入額
				その他
3 経常外収益			19,20,21(評価損の場合), 25,26	
(1) 固定資産売却益	22			臨時利益
(2) 固定資産受贈益	23	→NWへ	22	資産売却益
経常外収益計			19,20,21(評価益の場合)	その他
4 経常外費用				純行政コスト
(1) 固定資産売却損	24			
(2) 固定資産減損損失	25			
(3) 災害損失	26			
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額				
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高				
5 指定正味財産増減の部				
(1) 受取補助金等	27	→NWへ		
(2) 受取負担金	28	→NWへ		
(3) 受取寄付金	29	→NWへ		
(4) 固定資産受贈益	30	→NWへ		
(5) 基本財産評価益	31	→NWへ		
(6) 特定資産評価益	32	→NWへ		
(7) 基本財産評価損	33	→NWへ		
(8) 特定資産評価損	34	→NWへ		
(9) 一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
6 基金増減の部				
(1) 基金受入額	35	→NWへ		
(2) 基金返還額	36	→NWへ		
正味財産期末残高				

【公益社団・財団法人NW】

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
行政コスト計算書より記載 正味財産増減計算書に計上されている経常収益の「受取負担金」及び「受取寄付金」並びに指定正味財産増減の部の「受取負担金」及び「受取寄付金」を記載 正味財産増減計算書の経常収益の「受取補助金等」及び指定正味財産増減の部の「受取補助金等」を記載 有形固定資産及び無形固定資産の当年度の増加額を記 有形固定資産及び無形固定資産の当年度の減少額(減価償却費と除却等による減少額)を記載 貸付金及び基金等の当年度増加額を記載 貸付金及び基金等の当年度減少額を記載 正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の「基本財産評価益」、「特定資産評価益」、「基本財産評価損」及び「特定資産評価損」を記載 正味財産増減計算書の指定及び一般正味財産増減の部の「固定資産受贈益」とともに、固定資産売却損より無償譲渡を特定して譲渡損の額を記載 正味財産増減計算書の基金増減の部の「基金受入額」及び「基金返還額」を記載	前年度末純資産残高 純行政コスト(△) 財源 税金等 国県等補助金 本年度差額 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加 有形固定資産等の減少 貸付金・基金等の増加 貸付金・基金等の減少 資産評価差額 無償所管換等 他団体出資等分の増加 他団体出資等分の減少 その他 本年度純資産変動額 本年度末純資産残高

【公益社団・財団法人CF】

現行制度 (S/D:公益法人会計基準)	区分No.	備考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
(1)事業活動収入		
基本財産運用収入	1	
入会金収入	2	
会費収入	3	
事業収入	4	
補助金等収入	5	
負担金収入	6	
事業活動収入計		
(2)事業活動支出		
事業費支出	7	
管理費支出	8	
事業活動支出計		
事業活動によるキャッシュ・フロー		
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
(1)投資活動収入		
固定資産売却収入	9	
投資有価証券売却収入	10	
投資活動収入計		
(2)投資活動支出		
固定資産取得支出	11	
投資有価証券取得支出	12	
投資活動支出計		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(1)財務活動収入		
借入金収入	13	
基金受入収入	14	
財務活動収入計		
(2)財務活動支出		
借入金返済支出	15	
基金返還支出	16	
財務活動支出計		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	17	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		
現金及び現金同等物の期首残高	18	
現金及び現金同等物の期末残高		

読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
	【業務活動収支】
	業務支出
	業務費用支出
7※,8※	人件費支出
7※,8※	物件費等支出
7※,8※	支払利息支出
7※,8※,17	その他の支出
※人件費支出、物件費等支出、その他経費支出等、支出の性質に応じて振り分ける。	移転費用支出
	補助金等支出
	社会保障給付支出
	他会計への繰出支出
	その他の支出
6	業務収入
5(投資活動以外に係る部分)	税収等収入
1,2,3,4,17	国県等補助金収入
	使用料及び手数料収入
	その他の収入
	臨時支出
	災害復旧事業費支出
	その他の支出
	臨時収入
	業務活動収支
	【投資活動収支】
	投資活動支出
11	公共施設等整備費支出
12	基金積立金支出
	投資及び出資金支出
	貸付金支出
	その他の支出
5(投資活動に係る部分)	投資活動収入
	国県等補助金収入
	基金取崩収入
9,10	貸付金元金回収収入
	資産売却収入
	その他の収入
	投資活動収支
	【財務活動収支】
	財務活動支出
15	地方債等償還支出
16	その他の支出
	財務活動収入
13	地方債等発行収入
14	その他の収入
	財務活動収支
18	本年度資金収支額
	前年度末資金残高
	本年度末資金残高
	前年度末歳計外現金残高
	本年度歳計外現金増減額
	本年度末歳計外現金残高
	本年度末現金預金残高

2. 読替方針の解説

【公益社団・財団法人BS】

項目	読替方針
1. 流動資産	①未収会費、未収金については、「未収金」に読み替える。 ②受取手形、前払金、有価証券については、流動資産の「その他」に読み替える。
2. 固定資産	①公益社団・財団法人の有形固定資産にインフラ資産はないものとする。
(1) 基本財産	②基本財産については、投資その他の資産の基金の「その他」に読み替える。
(2) 特定資産	①特定資産については、投資その他の資産の基金の「その他」に読み替える。
(3) その他の固定資産	①車両運搬具及び什器備品については、「物品」に読み替える。 ②その他有形固定資産については、該当するものがあれば「船舶」、「浮標等」及び「航空機」に、それ以外は「その他」に読み替える。 ③借地権、電話加入権、その他の無形固定資産については、無形固定資産の「その他」に読み替える。 ④敷金、保証金については、投資その他の資産の「その他」に読み替える。 ⑤子会社株式及び関連会社株式については、原則として投資その他の資産の「有価証券」に読み替える。ただし、重要な子会社株式等で公有財産として管理されている出資等に準ずるものについては、投資その他の資産の「出資金」に読み替える。
3. 流動負債	①引当金については、賞与引当金は流動負債の「賞与等引当金」へ、それ以外は流動負債の「その他」に読み替える。
4. 固定負債	①長期借入金については、「地方債等(臨時財政対策債除く)」に読み替える。 ②受入保証金は、固定負債の「その他」に読み替える。
5. 正味財産	①指定正味財産及び一般正味財産については、直接貸借対照表への読替えは行わない。純資産は貸借対照表からの読替えとはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【公益社団・財団法人PL】

項目	読替方針
1. 経常収益	①基本財産運用益、特定資産運用益については、経常収益の「その他」に読み替える。 ②受取入会金、受取会費、事業収益及び雑収益については、経常収益の「その他」に読み替える。 ③受取補助金等については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ④受取負担金及び受取寄付金については、純資産変動計算書の「税金等」に読み替える。 ⑤その他の経常収益については、経常収益の「その他」に読み替える。
2. 経常費用	①事業費、管理費については、公益社団・財団法人側で処理している費目毎に人件費、物件費等、その他の業務費用の帰属を判断した上で、適切な科目に読み替える。 ②減価償却費については、「減価償却費」に読み替える。 ③基本財産評価損益、特定資産評価損益、投資有価証券評価損益については、臨時損失の「その他」または臨時利益の「その他」に読み替える。
3. 経常外収益	固定資産受贈益については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。
4. 経常外費用	固定資産減損損失については、臨時損失の「その他」に読み替える。
5. 指定正味財産増減の部	①受取補助金等については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。 ②固定資産受贈益については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に読み替える。 ③基本財産評価益及び特定資産評価益については、純資産変動計算書の「資産評価差額」に読み替える。 ④基本財産評価損及び特定資産評価損については、純資産変動計算書の「資産評価差額」に読み替える。 ⑤なお、一般正味財産への振替額がある場合、公益社団・財団法人内部で振替が行われているに過ぎないため、読み替える必要がないことに注意する。例えば一般正味財産増減の部で計上されている受取寄付金が、指定正味財産からの振替である場合、最終的に当該受取寄付金は消去されることになる。
6. 基金増減の部	①基金受入額及び基金返還額については、純資産変動計算書の「その他」に読み替える。

【公益社団・財団法人NW】

項目	読替方針
1. 財源	①正味財産増減計算書に計上されている経常収益の「受取負担金」及び「受取寄付金」並びに指定正味財産増減の部の「受取負担金」及び「受取寄付金」については、「税収等」に読み替える。 ②正味財産増減計算書の経常収益の「受取補助金等」及び指定正味財産増減の部の「受取補助金等」については、「国県等補助金」に読み替える。
2. 有形固定資産等の増加・減少	①「有形固定資産等の増加」については、有形固定資産及び無形固定資産の当年度の増加額を記載する。 ②「有形固定資産等の減少」については、有形固定資産及び無形固定資産の当年度の減少額を記載する。
3. 貸付金・基金等の増加・減少	①「貸付金・基金等の増加」については、貸付金及び基金等の当年度増加額を記載する。 ②「貸付金・基金等の減少」については、貸付金及び基金等の当年度減少額を記載する。
4. 資産評価差額	①正味財産増減計算書の指定正味財産の増減の部に記載されている基本財産評価益、特定資産評価益、基本財産評価損、特定資産評価損を「資産評価差額」に計上する。
5. 無償所管換等	①正味財産増減計算書の固定資産受贈益の額を記載する。その他、無償で譲渡した固定資産がある場合には、これに係る固定資産売却損の額を記載する。なお、行政コスト計算書への計上と二重計上とならないように留意する。
6. その他	①基金の受入及び返還のほか、その他記載すべきものがある場合には、「その他」に計上する。

【公益社団・財団法人CF】

項目	読替方針
1. 事業活動によるキャッシュフロー (1)事業活動収入	①基本財産運用収入については、業務収入の「その他の収入」に読み替える。 ②入会金収入、会費収入、事業収入については、業務収入の「その他の収入」に読み替える。 ③補助金等収入については、投資活動に係るものを投資活動収入の「国県等補助金収入」に、それ以外の活動に係るものを業務収入の「国県等補助金収入」に読み替える。 ④負担金収入については、業務収入の「税収等収入」に読み替える。
(2)事業活動支出	①事業費、管理費については、小科目単位で人件費、物件費、その他の業務費用を判断した上で、業務費用支出の「人件費支出」「物件費等支出」「その他の支出」に読み替える。
2. 投資活動によるキャッシュフロー (1)投資活動収入	①固定資産売却収入については、投資活動収入の「資産売却収入」に読み替える。 ②投資有価証券売却収入については、投資活動収入の「資産売却収入」に読み替える。
(2)投資活動支出	①固定資産取得支出については、投資活動支出の「公共施設等整備費支出」に読み替える。 ②投資有価証券取得支出については、投資活動支出の「投資及び出資金支出」に読み替える。
3. 財務活動によるキャッシュフロー (1)財務活動収入	①借入金収入については、財務活動収入の「地方債等発行収入」に読み替える。
(2)財務活動支出	①借入金返済支出については、財務活動支出の「地方債等償還支出」に読み替える。
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	①現金及び現金同等物に係る換算差額のプラスまたはマイナスがある場合は、業務収入の「その他の収入」または業務費用支出の「その他の支出」で調整する。

統一的な基準による財務書類作成チェックリスト (全体財務書類用)

「Ⅰ．様式等の確認」において、連結対象を全部連結しているか、連結修正すべき資産等の修正を行っているか、合算・相殺消去すべき取引等について適切に処理されているかを確認するとともに、注記の各項目が作成されているかを確認することとしています。また、「Ⅱ．財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合」において、本表と附属明細書のコレが合致しているかどうかを照合することとしています。

統一的な基準による財務書類作成チェックリスト(全体財務書類用)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 「連結手引き」若しくは「連」:連結財務書類作成の手引き
 QA:Q&A集 注記例:連結財務書類における注記例

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
Ⅰ、様式等の確認						
連結対象	1 一般会計等及び地方公営事業会計を全部連結の対象とし、全体財務書類を作成しているか。	連7段落				
法定決算書類の入手・作成	1 対象となる会計それぞれについて、法定決算書類を取り寄せているか、または新たに個別財務書類を作成しているか。	連54段落				
法定決算書類の読替え・連結修正	1 法定決算書類については、統一的な基準の全体財務書類と表示科目を揃えるために、表示科目の「読替え」を行っているか。	連58段落				
	2 読替えに際しては下記の連結修正を行っているか。					
	①資産・負債等の修正(事務負担等を配慮して行わないことも許容される。)	連61段落				
	②出納整理期間中の現金の受払い等の調整	連64段落				
	3 2年目以降に全体財務書類を作成する際、前年度に行った連結修正等を引き継ぎ「開始仕訳」を行っているか。	連75段落				
合算・相殺消去	1 期首時点で既に連結対象の会計については、全体開始貸借対照表において出資額と純資産額の相殺消去を行っているか。(全体行政コスト計算書における処理は必要ない)	連41段落				
	2 連結対象会計の当該地方公共団体以外の出資分については、全体貸借対照表に他団体出資等分として計上しているか。具体的には、連結対象会計の純資産に当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引いているか。	連42段落、73段落				
	3 下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のアからエの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることと許容される。	連81段落、82段落				
	ア投資と資本の相殺消去(残高の相殺消去)					
	イ貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去(残高の相殺消去)					
	ウ補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去)					
	エ会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)					
	オ資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去)					
	カ委託料の支払と受取(取引高の相殺消去)					
	キ利息の支払と受取(取引高の相殺消去)					
	4 連結対象団体会計に関する債務負担行為について、一般会計等の貸借対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、全体財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象会計の債務として全体貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金を消去しているか。	連84段落				
	5 全体貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することになっているが、連結対象会計に関する債務負担行為は、全体財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象会計の債務として全体貸借対照表に計上されているため、注記情報から除いているか。	連85段落				
	6 資産手引94段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失(投資損失引当金繰入額)として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上」することとされているが、全体財務書類では連結対象会計の損失が計上されているため、全体財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去しているか。	連86段落				
注記	下記の事項を注記しているか。なお、それぞれの事項について連結対象会計ごとに異なる場合には、連結対象会計ごとに記載する必要がある。	連45段落、注記例				
	1 重要な会計方針	連46段落、注記例				
	①有形固定資産等の評価基準及び評価方法					
	②有価証券等の評価基準及び評価方法					
	③有形固定資産等の減価償却の方法					
	④引当金の計上基準及び算定方法					
	⑤リース取引の処理方法					
	⑥全体資金収支計算書における資金の範囲					
	⑦採用した消費税等の会計処理					
	⑧連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該連結対象会計について特に行った処理の概要					
	⑨その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項					
	2 重要な会計方針の変更等	連47段落、注記例				
	①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容					
	②表示方法を変更した場合には、その旨					
	③全体資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が全体資金収支計算書に与えている影響の内容					

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
	3 重要な後発事象	連48段落、注記例				
	4 偶発債務	連49段落、注記例				
	①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
	②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
	③その他主要な偶発債務					
	5 全般的な追加情報	連50段落、注記例				
	①連結対象会計の一覧、連結の方法及び連結対象と判断した理由					
	②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象会計がある場合は当該会計の一覧と修正の仕方					
	③表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
	④その他全体財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
	6 全体貸借対照表に係る追加情報	連51段落、注記例				
	①減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
	7 全体資金収支計算書に係る追加情報	連51段落、注記例				
	①前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、全体資金収支計算書の欄外に記載する。					
Ⅱ、財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合						
	照合元	照合先				
全体財務書類本表	1 全体貸借対照表の「資産合計」	全体貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作89段落			
	2 全体貸借対照表の「現金預金」残高	全体資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」	作28～29段落 作219段落			
	3 全体貸借対照表の「純資産合計」	全体純資産変動計算書(または、全体行政コスト及び純資産変動計算書)の「本年度末純資産残高」	作28～29段落			
	4 全体貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	全体純資産変動計算書の「固定資産等形成分」の「本年度末残高」	作201段落			
	5 全体貸借対照表の「純資産の部」の「余剰分(不足分)」	全体純資産変動計算書の「余剰分(不足分)」の「本年度末残高」	作201段落			
	6 全体貸借対照表の「固定資産」合計+「流動資産」の「短期貸付金(関連する徴収不能引当金を含む)」+「流動資産」の「基金(関連する徴収不能引当金を含む)」	全体貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	作201段落			
	7 全体行政コスト計算書の「純行政コスト」	全体純資産変動計算書の「純行政コスト」(△)	作28～29段落 作201段落			
全体附属明細書	1 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「D 本年度末残高」	全体貸借対照表の各科目の残高				
	2 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「E 本年度末減価償却累計額」	全体貸借対照表の各科目の減価償却累計額残高				
	3 「1(1)①有形固定資産の明細」の「G 差引本年度末残高」の「合計」	全体貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	4 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の各科目の「合計」	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「G 差引本年度末残高」				
	5 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の「合計」	全体貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	6 「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のあるもの」の「C 貸借対照表計上額」+「市場価格のないもののうち連結対象会計に対するもの」の「A 出資金額」+「市場価格のないもののうち連結対象会計以外に対するもの」の「I 貸借対照表計上額」	全体貸借対照表の「投資及び出資金」残高				
	7 「1(1)④基金の明細」の「合計(貸借対照表計上額)」の「合計」	全体貸借対照表の「基金」残高(流動・固定の合計)				
	8 「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金－貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「長期貸付金」残高				
	9 「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金－貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「短期貸付金」残高				
	10 「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「長期延滞債権」残高				
	11 「1(1)⑦未収金の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「未収金」残高				
	12 「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金－徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	全体貸借対照表の固定資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	13 「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金－徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑦未収金の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	全体貸借対照表の流動資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	14 「1(2)①地方債等(借入先別)の明細」の「地方債等残高」の合計	全体貸借対照表の「地方債等」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	15 「1(2)①地方債等(借入先別)の明細」の「地方債等残高－うち1年内償還予定」の合計	全体貸借対照表の「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	16 「1(2)①地方債等(借入先別)の明細」の「臨時財政対策債」の合計	貸借対照表の「臨時財政対策債」(固定負債)残高+「臨時財政対策債」(流動負債)残高				
	17 「1(2)②地方債等(利率別)の明細」の「地方債等残高」	全体貸借対照表の「地方債等」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	18 「1(2)③地方債等(返済期間別)の明細」の「地方債等残高」	全体貸借対照表の「地方債等」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				

項目			マニュアル等 の該当箇所	正	否	該当なし	備考
	19	「1(2)③地方債等(返済期間別)の明細」の「1年以内」	全体貸借対照表の「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	20	「1(2)⑤引当金の明細」の各区分の「本年度末残高」	全体貸借対照表の各科目の残高(流動・固定のそれぞれ)				
	21	「2(1)補助金等の明細」の「金額」の「合計」	全体行政コスト計算書の「補助金等」残高				
	22	「4(1)資金の明細」の「本年度末残高」の「合計」	全体資金収支計算書の「本年度末資金残高」				
	23	「全体行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」の各科目の「合計」	全体行政コスト計算書の各科目の残高				

統一的な基準による財務書類作成チェックリスト (連結財務書類用)

「Ⅰ. 様式等の確認」において、一部事務組合・広域連合等の連結対象となる団体等が全て含まれているか、比例連結すべきものについては経費負担割合等に応じて比例連結されているか、連結修正すべき資産等の修正を行っているか、合算・相殺消去すべき取引等について適切に処理されているかを確認するとともに、注記の各項目が作成されているかを確認することとしています。また、「Ⅱ. 財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合」において、本表と附属明細書のコツ額が合致しているかどうかを照合することとしています。

統一的な基準による財務書類作成チェックリスト(連結財務書類用)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 「連結手引き」若しくは「連」:連結財務書類作成の手引き
QA:Q&A集 注記例:連結財務書類における注記例

項目		マニュアル等 の該当箇所	正	否	該当なし	備考
I、様式等の確認						
(0)全般事項	1 連結財務書類として下記の書類を作成しているか。					
	2 ①連結貸借対照表					
	3 ②連結行政コスト計算書					
	4 ③連結純資産変動計算書					
	5 ④連結資金収支計算書					
	6 ⑤連結附属明細書					
(1)連結対象 一部事務組合・広域連合	1 加入するすべての一部事務組合・広域連合を比例連結の対象としているか。	連8段落				
	2 連結方法は、当該年度の経費負担割合等に応じた比例連結としているか。	連9段落				
	3 一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており、会計が区分されている場合は、会計ごとに個別財務書類を作成したうえで比例連結割合を算定し、比例連結を行っているか。	連11段落				
	4 当年度の比例連結割合が前年度のそれと異なるなどして比例連結割合が変更された場合、期首の純資産残高及び資金残高が前期末の金額と整合しなくなる。この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設け、純資産残高の差額を計上しているか。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上しているか。	連12段落				
	5 退職手当組合に加入している団体で、QA4.4に示される条件に該当する場合は、簡便な方法による連結が可能であるが、当該方法を採用している場合、当該団体の持ち分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上しているか	QA4.4				
地方独立行政法人	1 自らが出資したすべての地方独立行政法人を全部連結の対象としているか。	連14段落				
	2 当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象としているか。	連15段落				
地方三公社	1 土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を全部連結の対象としているか。	連17段落				
第三セクター等	1 出資割合が50%超の第三セクター等を全部連結の対象としているか。	連20段落				
	2 出資割合が50%以下の場合であっても、第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象としているか。なお、実質的に主導的な立場を確保しているかどうかは、「連結財務書類作成の手引き」の「図4」を参考にする。	連21段落、23段落				
共同設立等の地方独立 行政法人・地方三公社	1 出資割合や財政支出の状況等から業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結を行っているか。	連27段落				
	2 業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結を行っているか。	連28段落				
財産区	1 財産区は連結対象外としているか。	連31段落				
地方共同法人	1 地方競馬全国協会、地方公務員災害補償基金、日本下水道事業団、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構といった地方共同法人は連結対象外としているか。	連32段落				
(2)法定決算書類の 入手・作成	1 連結対象となる団体(会計)それぞれについて、法定決算書類を取り寄せているか、または新たに個別財務書類を作成しているか。					
(3)法定決算書類の 読替え・連結修正	1 法定決算書類については、統一的な基準の連結財務書類と表示科目を揃えるために、表示科目の「読替え」を行っているか。					
	2 下記の連結修正を行っているか。					
	①資産・負債等の修正(事務負担等を配慮して行わないことも許容される。)	連61段落				
	②出納整理期間中の現金の受払い等の調整	連64段落				
	3 2年日以降に連結財務書類を作成する際、前年度に行った連結修正等を引き継ぐ「開始仕訳」を行っているか。	連75段落				
(4)合算・相殺消去	1 期首時点で既に連結対象の団体については、連結開始貸借対照表において出資額と純資産額の相殺消去を行っているか。(連結行政コスト計算書における処理は必要ない)	連41段落				
	2 全部連結した連結対象団体の当該地方公共団体以外の出資分については、連結貸借対照表に他団体出資等分として計上しているか。具体的には、連結対象団体の純資産に当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引いているか。	連42段落、73段落				
	3 全部連結している団体の株式等を追加取得したこと等による「他団体出資等分」の変動額は、連結純資産変動計算書における「他団体出資等分の増加」または「他団体出資等分の減少」に記載しているか。	連74段落				
	4 下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のアからエの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることと許容される。	連81段落、82段落				
	ア 投資と資本の相殺消去(残高の相殺消去)					
	イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去(残高の相殺消去)					

項目		マニュアル等 の該当箇所	正	否	該当なし	備考
	ウ 補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去)					
	エ 会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)					
	オ 資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去)					
	カ 委託料の支払と受取(取引高の相殺消去)					
	キ 利息の支払と受取(取引高の相殺消去)					
	5 土地開発公社に対する債務保証、第三セクター等の債務に対する損失補償など、連結対象団体に関する債務負担行為について、一般会計等の貸借対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体の債務として連結貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金を消去しているか。	連84段落				
	6 連結貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することになっているが、連結対象団体に関する債務負担行為は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体の債務として連結貸借対照表に計上されているため、注記情報から除いているか。	連85段落				
	7 資産手引94段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失(投資損失引当金繰入額)として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上」することとされているが、連結財務書類では連結対象団体の損失が計上されているため、連結財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去しているか。	連86段落				
(5)注記						
	下記の事項を注記しているか、なお、それぞれの事項について連結対象団体ごとに異なる場合には、連結対象団体ごとに記載する必要がある。	連45段落				
1	重要な会計方針	連46段落				
	①有形固定資産等の評価基準及び評価方法					
	②有価証券等の評価基準及び評価方法					
	③有形固定資産等の減価償却の方法					
	④引当金の計上基準及び算定方法					
	⑤リース取引の処理方法					
	⑥連結資金収支計算書における資金の範囲					
	⑦採用した消費税等の会計処理					
	⑧連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該連結対象団体(会計)について特に行った処理の概要					
	⑨その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項					
2	重要な会計方針の変更等	連47段落				
	①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容					
	②表示方法を変更した場合には、その旨					
	③連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容					
3	重要な後発事象	連48段落				
4	偶発債務	連49段落				
	①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
	②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
	③その他主要な偶発債務					
5	全般的な追加情報	連50段落				
	①連結対象団体の一覧、連結の方法(比例連結の場合は比例連結割合を含む。)及び連結対象と判断した理由					
	②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象団体がある場合は当該団体の一覧と修正の仕方					
	③表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
	④その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
6	連結貸借対照表に係る追加情報	連51段落				
	①減価償却について直接法を採用した場合、当該有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
7	連結資金収支計算書に係る追加情報	連51段落				
	①前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、連結資金収支計算書の欄外に記載する。					

項目			マニュアル等 の該当箇所	正	否	該当なし	備考
Ⅱ、財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合							
		照合元	照合先				
(1)連結財務書類本表	1	連結貸借対照表の「資産合計」	連結貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作89段落			
	2	連結貸借対照表の「現金預金」残高	連結資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」	作28～29段落 作219段落			
	3	連結貸借対照表の「純資産合計」	連結純資産変動計算書(または、連結行政コスト及び純資産変動計算書)の「本年度末純資産残高」	作28～29段落			
	4	連結貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	連結純資産変動計算書の「固定資産等形成分」の「本年度末残高」	作201段落			
	5	連結貸借対照表の「純資産の部」の「余剰分(不足分)」	連結純資産変動計算書の「余剰分(不足分)」の「本年度末残高」	作201段落			
	6	貸借対照表の「固定資産」合計+「流動資産」の「短期貸付金(関連する徴収不能引当金を含む)」+「流動資産」の「基金(関連する徴収不能引当金を含む)」	貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	作201段落			
	7	連結行政コスト計算書の「純行政コスト」	連結純資産変動計算書の「純行政コスト」(△)	作28～29段落 作201段落			
(2)連結附属明細書	1	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「D 本年度末残高」	連結貸借対照表の各科目の残高				
	2	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「E 本年度末減価償却累計額」	連結貸借対照表の各科目の減価償却累計額残高				
	3	「1(1)①有形固定資産の明細」の「G 差引本年度末残高」の「合計」	連結貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	4	「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の各科目の「合計」	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「G 差引本年度末残高」				
	5	「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の「合計」	連結貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	6	「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のあるもの」の「C 貸借対照表計上額」+「市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)以外に対するもの」の「I 貸借対照表計上額」	連結貸借対照表の「投資及び出資金」残高				
	7	「1(1)④基金の明細」の「合計(貸借対照表計上額)」の「合計」	連結貸借対照表の「基金」残高(流動・固定の合計)				
	8	「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金－貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「長期貸付金」残高				
	9	「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金－貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「短期貸付金」残高				
	10	「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「長期延滞債権」残高				
	11	「1(1)⑦未収金の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「未収金」残高				
	12	「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金－徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	連結貸借対照表の固定資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	13	「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金－徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑦未収金の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	連結貸借対照表の流動資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	14	「1(2)①地方債等(借入先別)の明細」の「地方債等残高」の合計	連結貸借対照表の「地方債等」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	15	「1(2)①地方債等(借入先別)の明細」の「地方債等残高－うち1年内償還予定」の合計	連結貸借対照表の「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	16	「1(2)①地方債等(借入先別)の明細」の「臨時財政対策債」の合計	貸借対照表の「臨時財政対策債」(固定負債)残高+「臨時財政対策債」(流動負債)残高				
	17	「1(2)②地方債等(利率別)の明細」の「地方債等残高」	連結貸借対照表の「地方債等」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	18	「1(2)③地方債等(返済期間別)の明細」の「地方債等残高」	連結貸借対照表の「地方債等」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	19	「1(2)③地方債等(返済期間別)の明細」の「1年以内」	連結貸借対照表の「1年内償還予定地方債等」(流動負債)残高				
	20	「1(2)⑤引当金の明細」の各区分の「本年度末残高」	連結貸借対照表の各科目の残高(流動・固定のそれぞれ)				
	21	「2(1)補助金等の明細」の「金額」の「合計」	連結行政コスト計算書の「補助金等」残高				
	22	「4(1)資金の明細」の「本年度末残高」の「合計」	連結資金収支計算書の「本年度末資金残高」				
	23	「連結行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」の各科目の「合計」	連結行政コスト計算書の各科目の残高				

財務書類等活用の手引き

なります。分析にあたっては、例えば以下の科目の金額等に着目します。

(ア) 資産の部

地方公共団体の資産は、主に２種類の資産から構成されています。１つは、行政サービスの提供能力を有するものであり、道路等のインフラ資産や庁舎等の事業用資産などが該当します。地方公共団体はこれらの資産を数多く所有しているため、有形固定資産が資産の大半を占めているのが特徴ですが、これらの資産は必ずしも売却して現金化できるものではないことに留意が必要です。もう１つは、将来、資金流入をもたらすものであり、基金や現金預金などが該当します。

a 有形固定資産・減価償却累計額

有形固定資産の額（取得価額等）に対する減価償却累計額の比率に着目することにより、保有している資産の経年の程度を把握することができます。なお、土地等の有形固定資産のうち、売却可能なものがどのくらいあるかについて、注記の「売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲」により確認し、多額の場合には未利用資産の有効活用を検討するなどの対策が考えられます。

b 投資及び出資金・投資損失引当金

投資損失引当金が計上されている場合、業績のよくない第三セクター等があることを表しています。附属明細書（「投資及び出資金の明細」）により、どの第三セクター等の業績がよくないのかを確認し、所管部局においてその原因等を分析するなどの対策が考えられます。

c 長期延滞債権・未収金・徴収不能引当金

長期延滞債権・未収金は、滞納されている税金や使用料等があることを表していますが、徴収不能引当金は、これらのうち、過去の徴収不能実績率などから、徴収不能となる可能性のある金額をあらかじめ予想して計算しています。附属明細書（「長期延滞債権の明細」等）により、何に関する長期延滞債権・未収金が多いのか等を確認し、計上額が多額の場合には、債権管理体制を強化するなどの対策が考えられます。

d 基金

基金は、用途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するものがあるため、負債に対して基金がどのくらいあるのか、附属明細書（「基金の明細」）により、地方債の償還などに充てられる基金の額を確認します。

(イ) 負債及び純資産

資産形成に対する財源として、将来の世代が負担するもの（負債）と、過去又は現世代が負担したもの（純資産）に区分されています。

a 地方債・１年内償還予定地方債

地方債の金額には、固定資産の取得財源である地方債と、臨時財政対策債等の特例的な地方債の両方が計上されています。臨時財政対策債は、元利償還金相当額が

後年度、地方交付税で措置されることとされており、また、その他にも元利償還金の一部又は全部が後年度の交付税の基準財政需要額に算入される地方債が存在しているため、その見込額について、注記「地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額」と併せて、将来世代の負担を把握します。

b 退職手当引当金

退職手当組合に加入していない場合と加入している場合では、計上の仕方が異なるので、他の地方公共団体と比較する際には留意が必要です。退職手当組合に加入していない場合には、附属明細書（「基金の明細」）により、退職手当引当金に対して基金がどれくらい積み立てられているのかを確認します。

c 余剰分（不足分）

純資産のうち、金銭等の形態で保有している部分です。地方公共団体は地方債を発行して公共施設等の有形固定資産等を取得することが多いため、一般的にマイナスとなりますが、これは、公共施設等の便益は将来世代も享受することができることから、地方債の発行により財源を調達し、将来の地方税や地方交付税等の収入をもって、地方債を償還することとしていることを示すものです。

（２） 行政コスト計算書

財務４表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について収支等がまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書	
自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日	
科目	金額 (単位:百万円)
経常費用	35,489
業務費	16,895
人件費	4,997
職員給与費	4,285
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,844
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
経常収益	18,800
補助金等	6,255
社会保険給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	48
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
減価償却引当金繰入額	20
投資損失引当金繰入額	0
損失補償等引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	33,806

人件費、物件費、移転費用（補助金）などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト（税を主とする一般財源等で賄うべきコスト）を算定

<着目する主な項目>

○減価償却費※

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産（償却資産）の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

「純経常行政コスト」は、地方公共団体の活動のために経常的に発生する人件費、物件費、移転費用（補助金等）などの費用から、使用料、手数料等の受益者負担収益を差し引いたもの、「純行政コスト」は、「純経常行政コスト」に臨時に発生する損失、利益を加味したものです。

行政コストについては、当該年度の内訳などから得られる情報もありますが、過去の年度と比較して、どのコストが増減しているかに着目し、増減の多い勘定科目について、その要因を分析することも重要です。また、類似団体と比較して、どのコストの金額や比率が大きいのかに着目し、コストの金額や比率の乖離が大きい勘定科目について、その要因を分析することも考えられます。

なお、減価償却費については、地方公共団体側から見れば、1年間の固定資産の価値減少分となりますが、住民側から見れば、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたということを表しています。施設利用等に係る受益者負担を考える場合には、このような見えないコストまで含めて議論することが重要です。

(3) 純資産変動計算書

財務4表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

(単位: 百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	67,508	110,390	△ 42,882
純行政コスト(△)	△ 33,806		
財源	36,140		36,140
税金等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動(内部変動)		600	△ 926
有形固定資産等の増加		500	△ 2,515
有形固定資産等の減少		—	2,528
貸付金・基金等の増加		100	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		—	287
資産評価差額	△ 18	—	—
無償所管換等	115	—	—
その他	—	—	—
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税金及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

<着目する主な項目>

○本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

本年度差額は、純行政コストの金額と税金等及び国県等補助金の金額の差額であり、発生主義ベースで財政的な収支均衡が図られているかどうかを表しています。コストと収益の差額は、民間企業においては損益や利益という形で示されますが、それとは意味が異なる点には留意が必要です。

況を表しています。地方債の償還が進んでいる場合には、財務活動収支がマイナスとなり、財務活動収支がプラスの場合は、地方債等が増加していることを示すため、今後の地方債等の償還財源の確保について十分に留意する必要があります。

2 指標による分析

統一的な基準による地方公会計の情報を用いて、従来の決算統計や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率など、既存の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する新たな指標を算出することにより、財政状況を多角的に分析することが可能となります。

指標については、当該年度の類似団体比較（数値分析・指標分析）や経年比較（数値・指標の増減分析）により分析することにより、自団体の財政状況の特徴や傾向を把握することができます。さらに、決算統計や地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等も組み合わせることによって、例えば、将来負担比率が低くても有形固定資産減価償却率（後述）が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性があるなど、より多面的な分析を行うことができます。（→事例1参照）

指標の分析にあたっては、地方債のうち後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額等があるため、注記や附属明細書に記載することとしているこれらの金額を踏まえて行うことも重要です。

なお、これらの指標については、全体の大まかな傾向を把握するためには有用ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があることなどから、複数年度の傾向を踏まえた分析を行うことなどに留意が必要です。

分析の視点	住民等のニーズ	主な指標
資産の状況	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率
資産と負債の比率	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）
負債の状況	財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）	▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 業務・投資活動収支
行政コストの状況	行政サービスは効率的に提供されているか	▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
受益者負担の状況	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか（受益者負担の水準はどうなっているか）	▶ 受益者負担の割合

(1) 資産の状況

資産の状況は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」等を表しています。

資産に関する情報は、歳入歳出決算に添付される財産に関する調書（地方自治法施行令第166条第2項及び同施行規則第16条の2）においても、公有財産（土地及び建物、山林、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利並びに財産の信託の受益権）、物品、債権及び基金の種別に提供されています。しかし、土地及び建物並びに山林は地積や面積で測定され、動産も個数で表示されるなど、地方公共団体の保有する資産の価値に関する情報を得ることはできません。

また、決算統計では、財政力指数や経常収支比率、地方公共団体財政健全化法では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率といった財政指標が既ありますが、いずれも資産の状況を表す指標ではないため、資産の状況に関する指標は財務書類を作成することによって得られるものです。

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表示しており、これを住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、有形固定資産減価償却率といった指標を用いて分析することにより、住民等に対して資産に関する情報を提供するものといえます。

「住民一人当たり資産額」

算定式

・ 資産合計 ÷ 住民基本台帳人口

指標数値（例）

- ・ N年度：908 千円/人
- ・ N+1年度：905 千円/人
- ・ N+2年度：902 千円/人

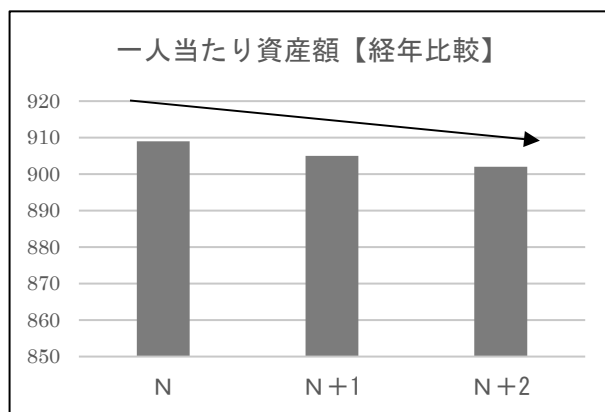
※ 3月31日現在の住民基本台帳人口を使用

資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとってわかりやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易になります。

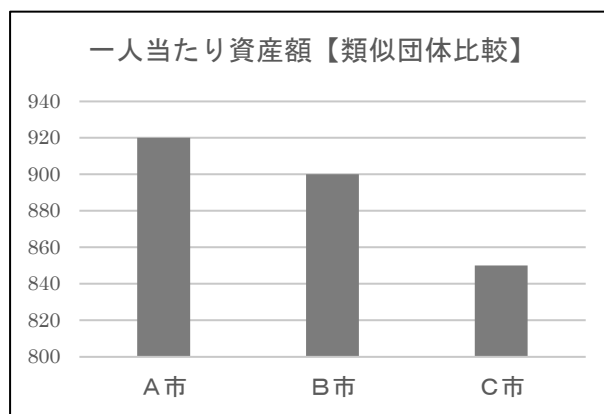
住民1人当たり資産額は、資産合計をベースに算定しますが、資産には、大きく分けて、住民サービスを提供するために保有し将来世代に引き継ぐ資産である有形・無形固定資産と、将来、債務返済や行政サービスに使用することが可能な資産（投資等、流動資産）とに分けられることから、「住民一人当たりの資産額」はさらに、「住民一人当たり有形・無形固定資産」と「住民一人当たり投資等・流動資産」とに分けて分析することも考えられます。

経年比較においては、資産の増減の要因や資産形成の傾向を分析することが重要で

す。例えば、住民一人当たり資産額の大きな減少は、資産圧縮に取り組んだ結果である場合と、老朽化により有形固定資産の金額が減少している場合などが考えられますが、金額を取得価額等と減価償却累計額とに分けて経年比較することにより、いずれの理由によるものかを把握することが重要です。



類似団体との比較においては、行政サービスに用いることができる資産額の多寡が判明します。地理的要件の違いなどに留意する必要がありますが、自団体の行政サービスに対して資産が類似団体と比較して多いのか少ないのかを把握することができます。



「有形固定資産の行政目的別割合」

指標数値（例）		
	N年度	N+1年度
①生活インフラ・国土保全	41.5%	40.8%
②教育	42.8%	42.5%
③福祉	4.5%	5.5%
④環境衛生	0.5%	0.5%
⑤産業振興	0.1%	0.4%
⑥消防	0.1%	0.2%
⑦総務	10.5%	10.1%
合計	100.0%	100.0%

有形固定資産については、附属明細書に行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）明細を記載します。この行政目的別の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。これを経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握することができ、また、類似団体との比較により、自団体における資産形成の傾向等を把握することができます。

例えば、生活インフラ・国土保全の代表的な資産としては道路工作物等のインフラ資産があり、教育の代表的な資産としては学校施設がありますが、経年比較では、分野ごとにどのような進捗で資産形成されてきたか、または老朽化が進んでいるのかを読み解くことができます。なお、割合が減少している分野については、金額を取得価額等と減価償却累計額に分けて経年比較することにより、投資額が少ないため割合が減少しているのか、施設の老朽化が加速しているのかを把握することができます。

また、類似団体との比較では、例えば、下の表のA市では、インフラや教育関係の資産整備に重点を置いていること、B市では、A市同様に生活インフラや教育関係の資産整備に重点を置いているものの、A市・C市に比べると福祉に対する割合が高くなっていることなどがわかります。このように資産形成の傾向等を把握し、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立てることができます。

	A市	B市	C市
生活インフラ・国土保全	40.8%	35.8%	40.1%
教育	42.5%	43.5%	38.1%
福祉	5.5%	10.7%	7.5%
環境衛生	0.5%	0.7%	0.2%
産業振興	0.4%	0.3%	0.5%
消防	0.2%	0.2%	0.4%
総務	10.1%	8.8%	13.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

「歳入額対資産比率」

算定式

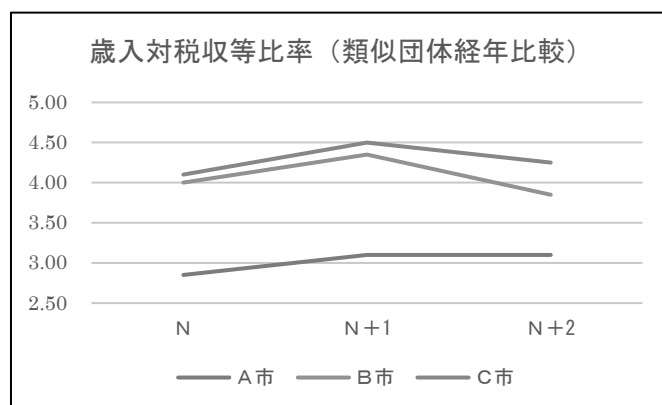
- ・ 資産合計 ÷ 歳入総額

指標数値（例）

- ・ N年度：2.88 年
- ・ N+1 年度：3.11 年
- ・ N+2 年度：3.11 年

当該年度の歳入総額に対する資産合計の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

また、類似団体比較や経年比較をすることによって、自団体の傾向を把握することが可能となります。



「有形固定資産減価償却率」

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

指標数値（例）

- ・ N年度：63.8%
- ・ N+1年度：64.6%
- ・ N+2年度：65.4%

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となります。

また、行政目的別や施設類型別に当該比率を算出することにより、資産の償却が進んでいる行政分野や施設について、より詳細に把握することができ、公共施設の老朽化対策の検討の際の参考情報となります。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではなく、今後の検討課題となっていることに留意が必要です。

（２） 資産と負債の比率

資産と負債の比率は、「将来世代と現世代との負担の分担はどのようになっているか」を表すものです。これは、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされます。

資産と負債の比率を表す指標としては、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担比率がありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担の状況が端的に把握するものであり、純資産比率や社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）が分析指標として挙げられます。

ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり（建設公債主義）、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています（地方財政法第5条及び第5条の2）。したがって、公共施設等の整備においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が確保されるように地方財政制度上の仕組みが整備されていることに十分留意する必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

「純資産比率」

算定式

・ 純資産 ÷ 資産合計

指標数値（例）

- ・ N年度：60.1%
- ・ N+1年度：61.7%
- ・ N+2年度：61.8%

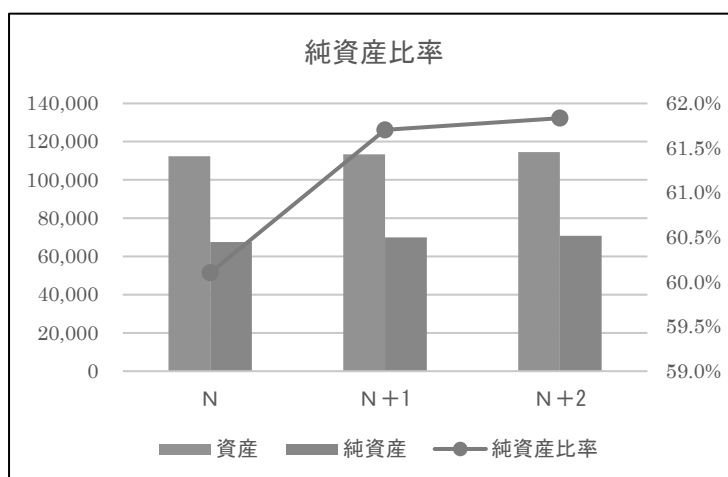
地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。このため、資産に対する純資産の比率は、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたのかを示しており、世代間負担の状況を把握することができます。

また、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。例えば、純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を消費して便益を享受したことを意味し、逆に、純資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味すると捉えることもできます。ただし、純資産は固定資産等形成分及び余剰分（不足分）に分類されるため、その内訳にも留意する必要があります。

純資産比率の経年比較によって、世代間負担がどのように推移しているのかを把握するとともに、類似団体比較により、自団体の世代間負担が類似団体と比べてどのような傾向にあるのか把握することが可能となります。

（単位：百万円）

	N	N + 1	N + 2
純資産比率	60.1%	61.7%	61.8%
資産	112,320	113,349	114,482
純資産	67,508	69,939	70,789



「社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）」

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）} = \frac{\text{地方債残高（※）}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

指標数値（例）

- ・ N年度：42.3%
- ・ N+1年度：41.4%
- ・ N+2年度：40.5%

※ 地方債残高—臨時財政対策債等の特例地方債の残高

有形固定資産等の社会資本等について、形成された資産額に対して、財源のうち将来の償還等が必要な負債による調達割合を比較することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

（３）負債の状況

負債の状況は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」という住民等の関心に基づくものであり、財政運営に関する本質的な視点です。これに対しては、第一に、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）による分析が行われますが、これに加えて財務書類も有用な情報を提供することができます。

地方公共団体の負債に関する情報については、現行の予算に関する説明書においても、債務負担行為額及び地方債現在高についてそれぞれ調書が添付されていますが（地方自治法施行令第144条及び同施行規則第15条の2）、貸借対照表においては、この他に退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることになります。

財政の持続可能性に関する指標としては、住民一人当たり負債額、業務・投資活動収支や債務償還可能年数が挙げられます。

「住民一人当たり負債額」

算定式

- ・ 負債合計÷住民基本台帳人口

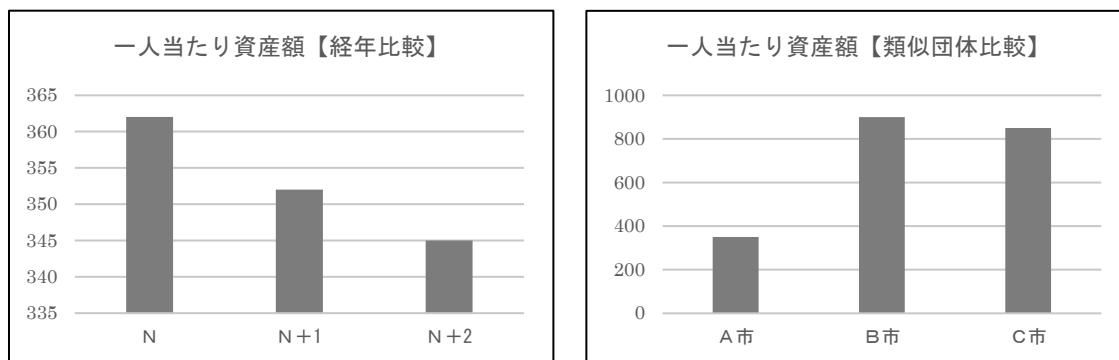
指標数値（例）

- ・ N年度：362千円
- ・ N+1年度：352千円
- ・ N+2年度：345千円

※ 3月31日現在の住民基本台帳人口を使用

資産形成度を示す住民一人当たり資産額と同様、負債の総額では、団体ごとの財政規模

が異なるため、金額のみで単純比較することは適切ではありませんが、住民一人当たりの負債額を算出することで類似団体との比較が容易になるとともに、住民にとってもわかりやすい情報となります。



「業務・投資活動収支」

算定式

$$\begin{aligned} \text{業務・投資活動収支} = & \text{業務活動収支（支払利息支出を除く。）} \\ & + \text{投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く。）} \end{aligned}$$

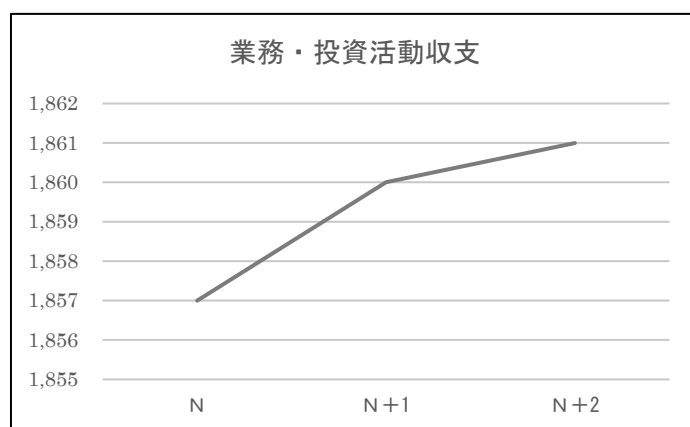
指標数値（例）

・令和5年度：1,857 百万円

資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く。）及び投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。）の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加しないとされています。

ただし、業務・投資活動収支は、業務活動収支と投資活動収支のいずれも赤字の場合、またはどちらか一方が赤字の場合でも赤字になり得ますが、公共施設の老朽化対策等の必要な投資を行った結果、投資活動収支が赤字になることもありますので、一概に業務・投資活動収支が黒字であれば評価できるものではないことに十分留意することが必要です。

業務・投資活動収支が赤字となる場合には、赤字要因の分析にあたり、地方財政収支の不足額を補てんするために発行する特例的な地方債である臨時財政対策債等に留意し、業務活動収入に臨時財政対策債発行可能額及び減収補填債特例分発行額を加えた場合の業務・投資活動収支についても参考とすることが考えられます。



【参考指標】「債務償還可能年数」

算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額（※1）} - \text{充当可能財源（※2）}}{\text{経常一般財源等（歳入）等（※3）} - \text{経常経費充当財源等（※4）}}$$

指標数値（例）

・ N年度：7.8 年

- ※1 将来負担額については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。
- ※2 充当可能財源は、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高＋充当可能特定歳入」とする。
- ※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等＋②減収補填債特例分発行額＋③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、③は地方公共団体財政健全化法上の実質公債費率の算定式による。
- ※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体財政健全化法上の実質公債費率の算定式、ニは地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。
- イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 元金償還金（経常経費充当一般財源等）

債務償還可能年数は、実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標であり、経常的な業務活動の黒字分を債務の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるかを表す理論値です。債務の償還原資を経常的な業務活動からどれだけ確保できる見込みがあるかということは、債務償還能力を把握する上で重要な視点の一つです。

しかし、償還財源を資金収支計算書の業務活動収支とすることについては、現行の基準のもとでは、業務支出の中には、所有外資産の整備費用等、投資活動支出的な性質を持っているが、地方公共団体の資産形成を伴わないため、業務支出に区分されている支出も含まれているため、業務活動収支の黒字分が極端に小さく（又は赤字に）なり、結果として債務償還可能年数が極端に長く（又は算出不能に）なりうるという課題等がある。

ります。

このため、当面は償還財源を決算統計の経常一般財源等（歳入）と経常経費充当財源等（歳出）の収支として算出することとし、地方公会計の取組においては参考指標としていることに十分留意することが必要です。

（４）行政コストの状況

行政コストの状況は、「行政サービスに係るコストはどのようになっているか」といった住民等の関心に基づくものです。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで重要な視点です。

行政の効率性については、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価等において個別に分析が行われていますが、行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化に資する情報を一括して提供するものです。

行政コスト計算書においては、住民一人当たり行政コストや性質別・行政目的別行政コストといった指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

「住民一人当たり行政コスト」

算定式

・ 純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

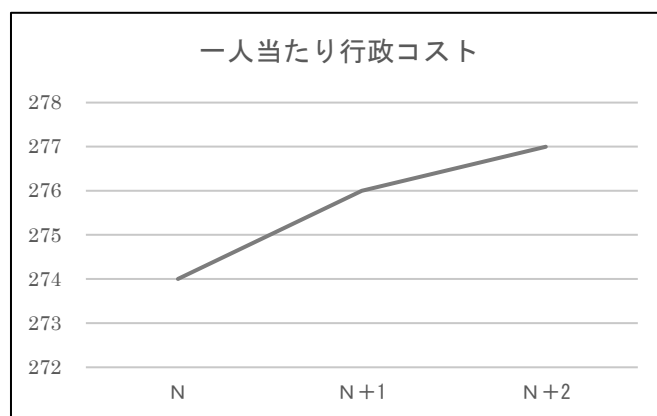
指標数値（例）

・ N年度：274 千円

※ 3月31日現在の住民基本台帳人口を使用

効率性を測るためには、行政コストに着目することが有効ですが、地方公共団体の人口規模や面積等により、必要となるコストは異なるため、単純に比較することは適切ではありません。住民一人当たりの行政コストの額を算出することにより、住民にとってもわかりやすい情報となるとともに、類似団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを分析することができます。

また、類似団体と比較する場合、コスト発生の要因（経常的に発生するものか、特殊事情により臨時的に発生するものか）を考慮し、経常的なコストに着目することも有効です。



したがって、類似団体との比較においては以下の指標が有用です。

「性質別・行政目的別行政コスト」

算定式

・ 純経常行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

指標数値（例）

・ N年度：274 千円

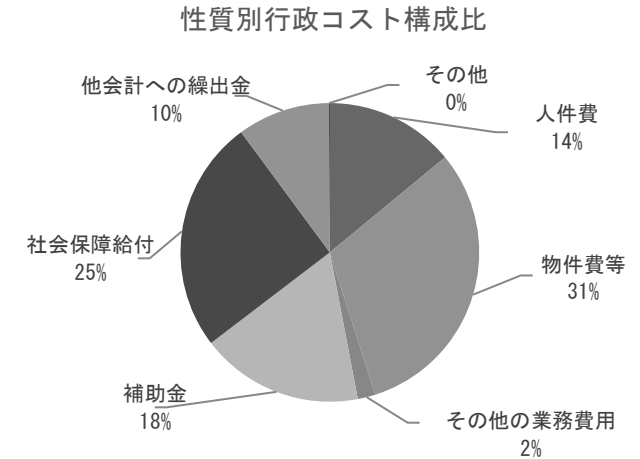
※ 3月31日現在の住民基本台帳人口を使用

「性質別・行政目的別行政コスト」

指標数値（例）		
	金額	構成比
人件費	4,981	14.0%
物件費	11,013	31.0%
その他の業務費用	690	1.9%
補助金	6,255	17.6%
社会保障給付	8,937	25.2%
他会計への繰出金	3,559	10.0%
その他	49	0.1%
合計	35,484	100.0%

行政コスト計算書では、性質別（人件費、物件費等）の行政コストが計上されており、また、附属明細書では、行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の行政コストが計上されています。これらを経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析が可能となります。類似団体との比較では、行政分野ごとの行政コストの状況を把握することができます。

また、性質別・行政目的別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別・行政目的別行政コストとすることにより、この指標を類似団体と比較し、性質別・行政目的別の行政コストの分析が可能となります。



住民一人当たり人件費・物件費等【経年比較】

	N	N+1	N+2
住民一人当たりの人件費・物件費等	123	122	121

(5) 受益者負担の状況

受益者負担の状況は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった住民等の関心に基づくものです。

これは、決算統計における歳入内訳や財政力指数が関連しますが、財務書類においても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

「受益者負担の割合」

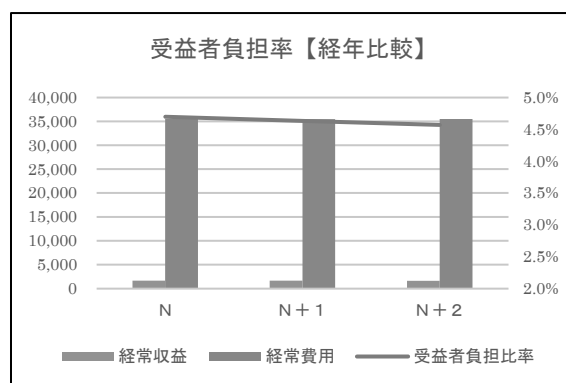
算定式	
受益者負担比率	$= \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$
指標数値（例）	
・ N年度：4.7%	

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額であるため、これを経常費用（行政サービス提供に係る負担）と比較することに

より、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。これを経年比較したり、類似団体と比較したりすることにより、当該団体の受益者負担の状況を把握することができます。

また、事業別・施設別の受益者負担の割合を算出することにより、各事業・施設の受益者負担の状況を分析し、使用料等の見直しの必要性等の検討に資する情報を把握することができます。なお、受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないため、必要に応じて分担金や負担金を加えた比率で分析することが考えられます。

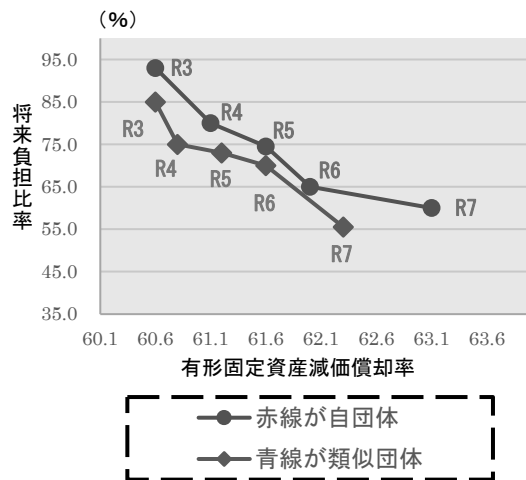
	N	N + 1	N + 2
受益者負担比率	4.7%	4.6%	4.6%
経常収益	1,667	1,642	1,621
経常費用	35,485	35,455	35,478



(6) 指標の組み合わせ分析

組み合わせ分析については、例えば、横軸に資産の経年化の状況等を表す有形固定資産減価償却率、縦軸に地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担比率を組み合わせる分析することが有用です。財政的には、将来負担比率が下がっていても有形固定資産減価償却率が上昇している場合には、老朽化対策が先送りにされている可能性、あるいは、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性が考えられ、公共施設の維持修繕の履歴等と合わせて老朽化対策の進捗状況の分析が可能となります。

財務書類上の数値や指標については、経年比較、類似団体との比較などの分析を行うことにより、自団体の財政状況を多面的に把握することができますが、この分析結果を実際の財政運営に活かしていくことが重要です。その方法の一つとして、類似団体の数値を参考にするほか、財務書類に計上される金額や指標等を財政運営上の具体的な目標値として設定することなどが考えられます。



将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、
ア 必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性

あるいは

イ 単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性が考えられ、他のデータと合わせて老朽化対策の分析を深めることができる。

Ⅱ 財務書類等活用の視点

統一的な基準による財務書類等については、毎年度適切に作成し、わかりやすく開示するとともに、資産管理、予算編成、行政評価等に積極的に活用していくことが重要です。

財務会計の観点からは、住民や議会等の行政外部に対する情報開示が求められるところであり、統一的な基準により財務書類等を作成し、適切に開示することが期待されます。

一方、管理会計の観点からは、当該地方公共団体の全体の財政指標の分析や適切な資産管理といったマクロ的な視点、または事業別・施設別のセグメント分析といったミクロ的な視点から、財務書類等から得られる情報を活用することにより、地方公共団体のマネジメント機能を向上させ、ひいては、人口減少が進む中で限られた財源を「賢く使うこと」につなげることが期待されます。

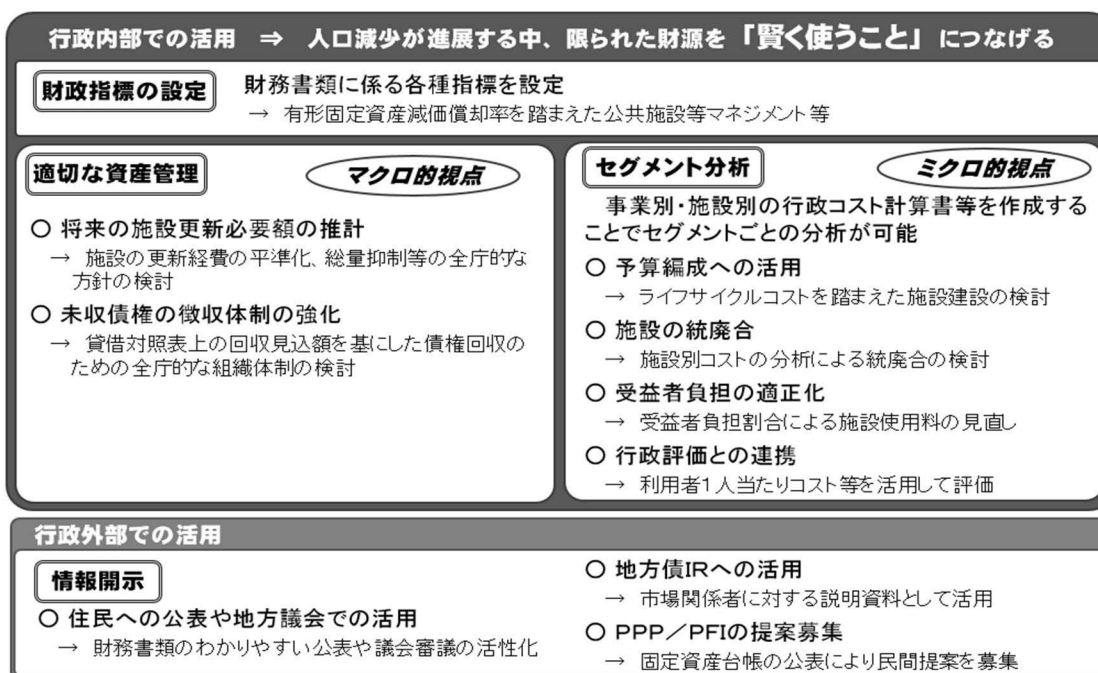
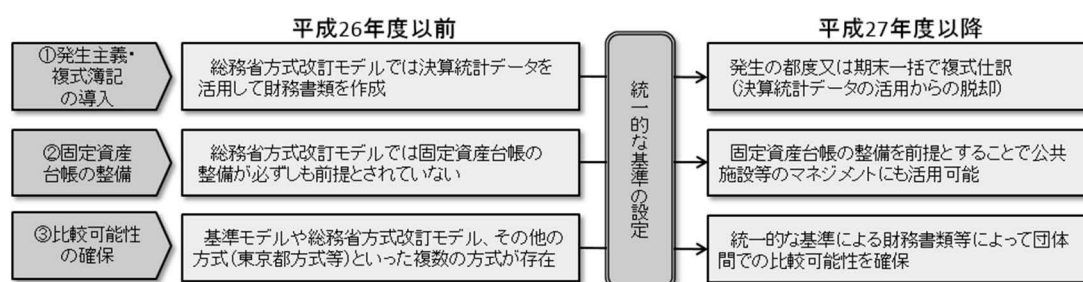
地方公会計の活用とは、財政運営に係る様々な場面で地方公会計の財務書類や固定資産台帳等の情報を検討材料の一つとすることです。つまり、地方公共団体が抱える課題を解決するためのプロセス（例：①課題の抽出、②課題の要因分析、③課題への対応策の検討、④課題への対応策の実施、⑤課題の解決）の中で、参考となる客観的な根拠の1つとして、地方公会計から得られる情報も利用していくことが重要です。

そのためには、財務書類等を住民や議会にわかりやすく開示した上で、固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報など、現金主義では見えにくい情報も用いて分析を行い、その分析を用いて資産管理、予算編成、行政評価等を行うなど、地方公会計を日々の財務活動や行財政運営のプロセスに組み込んでいくことが求められます。

財務書類等を作成する部署は主として会計課や財政課ですが、地方公会計から得られる情報については、様々な部署における業務に活用することが考えられます。例えば、財

政課が財務書類や指標を用いて自らの財政状況を分析し、財政運営に反映することはもちろん、管財課が固定資産台帳の情報や施設別のセグメント分析を用いて公共施設マネジメントを行うことや、企画課が事業別等のセグメント分析を用いて行政評価等を行うことが考えられます。また、公共施設の所管課において、管理する公共施設に係るトータルコストを把握することは、今後の効率的な維持管理等を検討する材料となります。

このため、地方公会計から得られる情報の活用にあたっては、関係部局横断の体制を整備するなどにより、既の実施している財務分析や行政評価、公共施設マネジメント等の取組における活用を共に検討していくことが重要です。



Ⅱ—2 行政内部での活用（マネジメント）

1 マクロ的な視点からの活用

（１）適切な資産管理

近年、我が国では公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、決算統計上の財政指標や地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率では、資産の老朽化度合いを把握することはできませんでした。しかしながら、貸借対照表を作成することで、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出し、有形固定資産減価償却率として把握することができるようになります。

有形固定資産減価償却率を算出することにより、当該地方公共団体の資産全体としての老朽化度合いを把握することができるようになるだけでなく、小学校や保育所といった施設類型別や個別施設ごとの有形固定資産減価償却率を算出することにより、老朽化対策の優先順位を検討する際の参考資料の一つとすることができ、当該優先順位を踏まえた予算編成や資産管理等につなげることも期待されます。（→事例２参照）統一的な基準による財務書類を作成するためには、固定資産台帳の整備が前提となりますが、当該台帳には公共施設等の耐用年数や取得価額等が記載されているため、これらの情報を活用することにより、一定の条件の下で将来の施設更新必要額を推計することができます。

このように、公共施設等の老朽化対策という課題を将来の施設更新必要額という数値データで「見える化」することにより、庁内だけでなく、広く住民や議会も巻き込んだ形で課題を共有することができます。また、当該データを公共施設等総合管理計画の充実・精緻化に活用することで、人口減少等を踏まえた公共施設等の更新時期の平準化や総量削減等を図るための適切な更新・統廃合・長寿命化を行うことにもつながります。

なお、当該推計された将来の施設更新必要額は、あくまでも法定耐用年数等に基づくものであるため、個々の公共施設等の老朽化対策に当たっては、実際の損耗状態、過去の修繕履歴等を踏まえる必要があります。（→事例３，４参照）

また、地方公共団体においては、未収債権も重要な資産の一つですが、地方税、介護保険料、公営住宅使用料、給食費といった債権の種類ごとに担当課が分かれる中で、全庁的な組織体制の検討など、債権徴収に係る一層の合理化・効率化が求められます。

貸借対照表を作成することで、徴収不能引当金控除後の債権額全体が改めて明らかになるため、未収債権の徴収体制の強化の必要性が認識されるようになり、全庁的な組織体制の検討につながることが期待されます。（→事例５参照）

2 ミクロ的な視点からの活用（セグメント分析）

（１）予算編成への活用

我が国で人口減少・少子高齢化が進展している中、財務書類等を管理会計的なマネジメント・ツールとして予算編成に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」は極めて重要です。

公共施設等の整備に係る予算編成過程において、建設費用だけでなくランニングコストも踏まえた議論を行うため、当該施設が建設された場合の施設別行政コスト計算書を試算して審査資料として活用したり、直営の場合と民間委託の場合でそれぞれ試算した事業別・施設別の行政コスト計算書等を比較して民間委託の検討に活用したりすることなどが想定されます。

また、例えば、施設の統合整備や照明のＬＥＤ化など、初年度にはある程度のコストが掛かるものの、中長期的にはコストの縮減につながることで施設別行政コスト計算書等の試算によって「見える化」し、首長等がイニシアティブを発揮して、通常の予算要求枠とは別途の予算要求特別枠を設定するなど、予算編成に活用するという意識を醸成していくことも考えられます。（→事例６，７，８参照）

（２）施設の統廃合

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や他の公共施設等との統合の推進方針を記載することとされていますが、具体的な個別施設の統廃合を検討するにあたっては、施設別の行政コスト計算書等を作成してセグメント分析を実施することが有効です。

施設別の行政コスト計算書等を作成することにより、利用者一人当たりのコストを把握することができますが、例えば、同類型の個別施設のデータを並列することにより、施設ごとの行政コストの状況が客観的に明らかになります。もっとも、施設の統廃合に当たっては、このようなコスト情報だけでなく、地理的条件や将来の人口動態等、地域の実態を踏まえた丁寧な議論が必要ですが、施設別コスト情報の「見える化」を契機として、統廃合に向けた議論が広く住民や議会を巻き込んだ形でなされることが期待されます。

なお、公共施設等の統廃合を検討するにあたっては、ＧＩＳ（地理情報システム）を活用して、地図上に将来の人口動態等のデータを重ねながら、エリアマーケティングの考え方をういた分析を行うことも考えられます。（→事例９参照）

（３）受益者負担の適正化

使用料・手数料等については、受益者負担の原則に基づき、当該施設の維持管理費や減価償却費、当該サービスに要する経費等を基礎として算出されるものですが、行政コ

スト計算書を活用して使用料・手数料等の改定につなげることもできます。

具体的には、事業別・施設別の行政コスト計算書を作成することで、減価償却費や退職手当引当金等も含めたフルコストで利用者一人当たりのコストを算出し、当該データを使用料・手数料等の改定の基礎データとすることができます。

なお、使用料・手数料等の算定に係る受益者負担割合は、施設やサービス等の性質によって異なるものであることから、施設やサービス等の類型ごとに標準的な受益者負担割合を設定することも考えられます。（→事例 10 参照）

（４）行政評価との連携

行政コスト計算書は、一会計期間における減価償却費や退職手当引当金等も含めたフルコストを計上するものであるため、事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成して行政評価と連携させることにより、フルコスト情報に基づいたより精緻な行政評価が可能となります。

なお、行政評価については、評価結果を予算編成に上手く結び付けることが重要であり、最初から全ての事業別・施設別の行政コスト計算書等を網羅的に作成するのではなく、まずはできるところから作成していき、段階的に対象範囲を拡大していくといった工夫も有効です。（→事例 11 参照）

【セグメント別財務書類の作成手順の例】

（１）から（４）までのように、財務書類等を予算編成や行政評価、公共施設マネジメントに活用するためには、事業別・施設別のセグメント分析を行うことが有効であると考えられますが、セグメント情報の作成に当たっては、人件費や地方債利子等の共通経費等を適切に按分し、各セグメントに配賦することが必要となる場合があります。

ただし、人件費等の按分をあまりにも精緻に行うことにより、過度の事務負担が発生してしまうことも懸念されるため、セグメント分析の趣旨・目的に照らしながら、一定程度の事務作業の簡素化に務めることも重要です。（→事例 12, 13, 14, 15, 16, 17 参照）

（１）セグメントの単位等の設定

① セグメント情報の利用目的を設定する

セグメント分析の目的に応じて、セグメントの単位、作成する財務書類の範囲、各セグメントの範囲、配賦基準、利用する非財務情報等が異なるため、まず何のために作成するのかを特定します。

例）図書館施設の今後のあり方の検討の参考とするため、各施設の情報を整理する

② 作成対象とするセグメントの単位等を決定する

セグメント分析の目的に応じて、セグメントの単位（施設、事業、組織等）を設定

します。また、全てのセグメントを作成対象とするのか、一部のセグメントのみを対象とするのか決定します。

例) 単位：施設毎 対象：図書館施設

③ 作成対象とする財務書類の範囲を決定する

セグメント分析の目的に応じて、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のうち、どの財務書類を作成するのか、また、そのうちの勘定科目について作成するのかを決定します。

例えば、施設マネジメントに利用することが目的である場合には、コスト情報とストック情報を把握するために行政コスト計算書と貸借対照表を作成するなど、必ずしも財務四表を作成する必要はありません。また、勘定科目についても財務書類の様式どおりである必要はありません。

例) 行政コスト計算書、貸借対照表

④ セグメント分析の対象とする資産、負債、費用、収益等の範囲を決定する

資産、負債、費用、収益等には、各セグメントに固有のもの等各セグメントと直接的な関係性を有するものと、全庁共通の資産等各セグメントと直接的な関係性がない又は低いものがあるため、セグメント分析の目的に応じて、どこまでを範囲に含めるのか決定します。

例えば、施設別の場合、直接的な関係性を有する費用には、各施設の職員の人件費、物件費（光熱水費、委託料等）、維持補修費等があり、直接的な関係性がない又は関係性が低い費用としては、幹部職員の人件費等があります。なお、複数施設で一括して契約している経費等、複数のセグメントにまたがる費用については、⑤のとおり合理的な基準を用いて金額を按分することが考えられます。

例) 各施設に直接的な関係性のある資産、負債、費用、収益等のみを対象

⑤ 配賦基準の対象項目と配賦基準を決定する

各セグメントの資産、負債、費用、収益等の範囲に含まれるもののうち、特定のセグメントに紐付けられる（直課する）もの以外については、合理的な基準を用いて按分する（配賦する）必要があります。このため、どの項目を配賦の対象とし、どのような基準で配賦をするか決定します。特に人件費については、セグメント分析の目的に応じて、実支給額とするのか、1人当たりの単価を用いるのかを決定します。

例) 人件費：職員数に職員1人当たりの単価を乗じて計算

退職金手当引当金・賞与等引当金：職員数に職員1人当たり単価を乗じて計算
複数施設で一括して契約している経費等：延床面積により按分

⑥ 作成目的に照らして必要とする非財務情報を決定する

各セグメントの効率性や費用対効果等の分析に当たっては、利用者数、施設面積、サービス提供数等の非財務情報を用いて、単価当たりの金額を算出することが有効です。

例) 施設に関する情報 (延床面積等)

利用に関する情報 (年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

(2) 必要なデータの収集

⑦ 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出する

まずは、仕訳帳や予算執行のデータから、セグメント別財務書類の作成に必要なデータ (各セグメントに関する支出が含まれている伝票) を抽出します。複数セグメントで一括して契約している経費等、仕訳帳や予算執行のデータから関連付けるべきセグメントが特定できない支出については、別途確認が必要となります。

例)

・物件費等【行政コスト計算書 (PL)】

物件費、維持補修費、その他の費用は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出します。他の施設と一括で契約している経費 (光熱水費等) がないか留意し、該当があれば併せて把握します。

(単位:円)

金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館

件名(摘要欄)から施設名を抽出

・使用料・手数料【行政コスト計算書 (PL)】

歳入データ等より、各図書館に係る使用料・手数料の額を抽出します。

(単位:円)

	A図書館	B図書館
使用料及び手数料	100,000	120,000

・地方債【貸借対照表 (BS)】

施設整備に地方債を充当している場合には、起債台帳から、年度末時点の残高を抽出します。

A図書館

地方債：21,000,000円（年度末時点の残高）

1年内償還予定地方債（流動負債）：翌年度中に償還予定の地方債2,000,000円

地方債（固定負債）：年度末時点の残高21,000,000円－2,000,000円＝19,000,000円

支払利息：210,000円

- ⑧ ④⑤で定めた範囲に基づき、⑦で抽出した伝票について直課、配賦を実施する例)

・物件費等【行政コスト計算書（PL）】

複数施設について一括で契約している経費は、延床面積等により按分し、各図書館部分を算出します。また、複合施設で、光熱水費等の内訳が分かれていない場合も同様です。

(単位:円)				
主な項目	A図書館	B図書館	要確認	総計
PL維持補修費／CF物件費等	35,500,000	30,000,000	0	65,500,000
維持補修費	35,500,000	30,000,000		65,500,000
普通建設工事	0	0		0
PL物件費／CF物件費等	64,820,000	29,880,000		94,700,000
ガス料	900,000	600,000		1,500,000
事業運営委託料	50,000,000	20,000,000		70,000,000
消耗品費	1,800,000	1,200,000		3,000,000
水道料	1,320,000	880,000		2,200,000
清掃管理委託料	3,600,000	2,400,000		6,000,000
電気料	1,200,000	800,000		2,000,000
備品購入費	6,000,000	4,000,000		10,000,000
支払利息	210,000	150,000	0	360,000
支払利息	210,000	150,000		360,000
総計	100,530,000	60,030,000	0	160,560,000

⑦でA・Bどちらの図書館経費か特定できなかった備品購入費、消耗品購入費等は、一旦「要確認」欄等に計上しておき、⑤の配賦基準（延床面積比（3：2））で按分し、それぞれの図書館に計上する。

・地方債【貸借対照表（BS）】

A・B図書館とも整備に充てた地方債の金額が特定できるので直課します。仮に複合施設で内訳が分かれていない場合等には、延床面積等により地方債残高を按分する必要があります。

- ⑨ 固定資産台帳から作成対象とする施設に関する情報を抽出する

固定資産台帳から、件名（施設名）等により対象施設に係る固定資産の金額、減価償却累計額を抽出します。

例)

・固定資産【貸借対照表（ＢＳ）】

（平成 29 年 3 月 31 日時点）（単位：円）

	資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額
事業用資産/土地	A 図書館	—	1990 年 1 月 1 日	52,810,390	—
事業用資産/建物	A 図書館	50 年	2007 年 4 月 1 日	367,500,000	66,150,000
事業用資産/工作物	A 図書館	10 年	2007 年 4 月 1 日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B 図書館	—	1980 年 6 月 1 日	45,000,000	—
事業用資産/建物	B 図書館	50 年	1997 年 4 月 1 日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B 図書館	10 年	2000 年 4 月 1 日	40,000,000	39,999,999

⑩ ④⑤で定めた範囲等に基づき、⑨で抽出した資産の資産額、減価償却累計額、減価償却費について直課、配賦を実施する

例)

・有形固定資産【貸借対照表（ＢＳ）】

A・B 図書館ともに資産額が特定できるので直課します。仮に複合施設で内訳が分かれていない場合等は、土地や建物を延床面積等により金額を按分し、図書館部分を算出します。

・減価償却費【行政コスト計算書（ＰＬ）】

減価償却費は、固定資産台帳から定額法（取得価額／耐用年数）で算出します。

A 図書館：減価償却費（建物）367,500,000 円／耐用年数 50 年＝7,350,000 円

B 図書館：減価償却費（建物）294,000,000 円／耐用年数 50 年＝5,880,000 円

⑪ ④⑤で定めた範囲等に基づき、人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額等を算定する

例)

・人件費【行政コスト計算書（ＰＬ）】

A 図書館

常勤職員（全職員数（特別職を除く）400 人、担当職員数：5 人）

職員給与費（特別職を除く）2,611,554,000 円／職員数 400 人×5 人
＝32,644,425 円

非常勤職員（担当職員数：3 人）

平均給与費

時給 1,000 円×開館時間 7.75 時間（日）×開館日数 25 日（月）×12 月（年）

× 3 人 = 6,975,000 円

・退職手当引当金、賞与引当金【貸借対照表（ＢＳ）】

退職手当引当金（特別職を除く）2,356,539,000 円／職員数 400 人

× 職員数 5 人 = 29,456,737 円

賞与引当金（特別職を除く）237,673,000 円／職員数 400 人 × 職員数 5 人

= 2,970,912 円

（３）施設別財務書類への入力

⑫ ⑬で定めた財務書類の範囲に基づき、⑧⑩⑪で作成した財務情報を入力する
例)

【貸借対照表（ＢＳ）】

(単位:円)

貸借対照表					
【資産の部】	A図書館	B図書館	【負債の部】	A図書館	B図書館
固定資産	354,160,391	227,280,001	固定負債	50,456,737	37,092,553
有形固定資産	354,160,391	227,280,001	地方債	21,000,000	15,000,000
土地	52,810,390	45,000,000	退職手当引当金	29,456,737	22,092,553
建物	367,500,000	294,000,000	流動負債	4,970,912	5,228,184
建物減価償却累計	-66,150,000	-111,720,000	1年内償還予定地方債	2,000,000	3,000,000
工作物	32,623,500	40,000,000	賞与引当金	2,970,912	2,228,184
工作物減価償却累計	-32,623,499	-39,999,999	負債合計	55,427,649	42,320,737
			【純資産の部】	A図書館	B図書館
			固定資産形成分	354,160,391	227,280,001
			余剰分	-55,427,649	-42,320,737
			純資産の部合計	298,732,742	184,959,264
資産合計	354,160,391	227,280,001	負債及び純資産合計	354,160,391	227,280,001

【行政コスト計算書（ＰＬ）】

(単位:円)

行政コスト計算書			経常収益		
	A図書館	B図書館		A図書館	B図書館
人件費	72,047,074	54,035,305	使用料及び手数料	100,000	120,000
うち賞与引当金繰入額	2,970,912	2,228,184	財産収入	0	0
うち退職手当引当金繰入額	29,456,737	22,092,553	雑入	0	0
物件費	64,820,000	29,880,000			
うち委託料	50,000,000	20,000,000			
維持補修費	35,500,000	30,000,000			
減価償却費	7,350,000	5,880,000			
補助費等	0	0			
支払利息	210,000	150,000	合計	100,000	120,000
その他	0	0	純行政コスト		
合計	179,927,074	119,945,305		179,827,074	119,825,305

（４）非財務情報を用いた比較分析

⑬ ⑭で定めた非財務情報を収集する

例)

	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館(建物)の取得年月日	2007年4月1日	1997年4月1日
図書館(建物)の取得価額(円)	367,500,000	294,000,000
図書館(建物)の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
平成28年度貸出冊数(冊)	100,000	100,000

⑭ ⑫で作成したセグメント別財務書類に対して⑬で収集した非財務情報を用いて

セグメント分析を実施する

他のセグメントについても同様にセグメント別財務書類を作成し、非財務情報を用いて単位当たりコストを比較する等により、コスト効率性等を分析します。

例)

	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
図書蔵書数(冊)	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数(冊)	500,000	200,000
1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数)	360	599
1人あたりの純行政コスト		
全体人口(職員給を含む)	2,725	1,816
全体人口(職員給を除く)	1,633	724
利用者(職員給を含む)	642	799
利用者(職員給を除く)	385	319
有形固定資産減価償却率(%)	24.70	45.40

※ ⑧⑩⑪で配賦を行うこととした勘定科目については、用いている配賦基準や単価等を明らかにすることが重要です。次頁に様式例を示しましたので、参考にしてください。

セグメント分析配賦シート

【配賦を行う科目の計算様式の例】

(単位:○円)

科目及び内訳	配賦基準・配賦単価	配賦により計上した金額		
		セグメントA	セグメントB	セグメントC
行政コスト計算書(PL)				
業務費用				
人件費				
職員給与費				
(内訳)常勤職員分				
(内訳)非常勤職員分				
(内訳)その他				
賞与等引当金繰入額				
退職手当引当金繰入額				
その他				
物件費等				
物件費				
(内訳)光熱水費				
(内訳)ガス料				
(内訳)水道料				
(内訳)電気料				
(内訳)委託料				
(内訳)その他				
維持補修費				
減価償却費				
その他				
その他の業務費用				
支払利息				
移転費用				
使用料及び手数料				
貸借対照表(BS)				
【資産の部】				
事業用資産				
土地				
建物				
建物減価償却累計額				
工作物				
工作物減価償却累計額				
インフラ資産				
土地				
建物				
建物減価償却累計額				
工作物				
工作物減価償却累計額				
物品				
物品減価償却累計額				
【負債の部】				
地方債				
退職手当引当金				
1年内償還予定地方債				
賞与等引当金				

※配賦しない科目については、省略可能

各施設の非財務情報(配賦基準等に用いる場合に記入)

	取得価額	延床面積	利用者数 (人)
セグメントA			
セグメントB			
セグメントC			

Ⅱ－３ 行政外部での活用（アカウンタビリティ）

１ 住民への公表や地方議会での活用

地方公共団体の財務書類を公表するに当たって、最も重要な視点の一つは、財務書類の利用者にとって「理解可能なものであること」です。地方公共団体の財務書類については、住民をはじめ幅広い利用者が想定されますが、これら地方公会計による開示情報の受け手は、地方財政や会計に関する一定の知見を有するとは限らないため、企業会計における投資家や債権者等のような理解可能性を前提とすることができません。したがって、まず、財務書類はわかりやすく公表することが重要であり、財務指標の設定や適切な資産管理、セグメント分析を情報開示にも活用するとともに、財務書類そのものについても、要約した上でわかりやすい説明を加えるといった工夫が重要です。

また、現行制度においては、地方公共団体の長は、歳入歳出決算を議会の認定に付する際、会計管理者から提出された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果を説明する書類を併せて提出することとされていますが（地方自治法第 233 条）、当該決算に係る財務書類についても、決算を認定する議会に併せて提出することが考えられます。これにより、議会における地方公共団体の財務状況に関する審議を深めることができ、決算審査をはじめとする議会審議の活性化につながることを期待されます。（→事例 18 参照）

２ 地方債 I R への活用

地方債の借入先については、地方債資金の市場化の流れの中で、市場公募債と銀行等引受債の発行割合が増加しています。市場公募債については、共同発行市場公募地方債や住民参加型市場公募地方債を含む市場公募債が発行されており、各団体の工夫のもと積極的に I R 説明会が実施されています。

財務書類は、発行団体の財務状況を投資家等の市場関係者に対してわかりやすく示すものであり、発行団体においては、これを I R 説明会の基礎資料として活用することが有効です（→事例 19 参照）

３ PPP／PFI の提案募集

公共施設等の効果的かつ効率的な整備・運営を行っていくためには、民間の資金・ノウハウを活用した PPP／PFI の導入も選択肢の一つです。

セグメント分析を活用した予算編成や行政評価等を行う中で、PPP／PFI の導入検討を進めるとともに、固定資産台帳を公表することによって、PPP／PFI に関する

民間事業者からの積極的な提案につなげていくことも期待されます。

なお、PPP／PFIに関する民間事業者からの提案が積極的になされるためには、固定資産台帳に未利用資産や売却可能区分が明示されていること、検索しやすい形式で公表されていることが重要です。固定資産の情報を整理する中で、有効活用を図るべき資産について検討し、該当資産に印をつけること、該当資産の利用状況やランニングコスト等の情報を追加することなど、情報開示の手法に工夫を加えることが重要です。（→参考事例）

※ 当該手引きについては、各地方公共団体における今後の先進的な活用事例等を踏まえながら、さらに充実していくものとします。

事例1

財政指標の設定（各種指標）

【事例】各種財政指標による類似団体比較（静岡県浜松市）

背景・目的

- 発生主義・複式簿記に基づく財務書類の作成によって把握可能となる各種財政指標を住民に示す必要がある。
- 当該団体の各種財政指標を類似団体の各種財政指標と併せて示すことで、住民にとってわかりやすい情報開示を行う。

事例概要

- 市民一人当たり資産額、歳入額対資産比率等の各種財政指標について、他の政令指定都市（基準モデル）の各種財政指標と比較して表示
- 浜松市の財政指標（例）
 - ✓ 市民一人当たり資産額（2,459千円）
→ 他の4市の平均値と概ね同じレベルである。
 - ✓ 歳入額対資産比率（6.8年）
→ 他の4市の平均値と比べて高くなっており、その分、資産の維持管理コストが必要になる。
 - ✓ 市民一人当たり負債額（415千円）
→ 他の4市の平均値と比べて低くなっている。

区分	単位	H25	H24					
		浜松市	浜松市	4市平均	川崎市	新潟市	堺市	広島市
市民一人当たり資産額	千円	2,459	2,463	2,402	2,979	1,650	2,434	2,543
	指数	100	100	98	121	67	99	103
歳入額対資産比率	年	6.8	7.1	5.4	7.0	4.0	5.8	4.7
	指数	100	104	79	103	59	85	69
純資産比率	%	83.1	83.2	68.7	74.0	59.9	79.8	61.2
	指数	100	100	83	89	72	96	74
将来世代負担比率	%	9.0	9.0	20.5	17.8	25.5	10.8	28.0
	指数	100	100	228	198	283	120	311
市民一人あたり負債額	千円	415	415	730	776	663	492	987
	指数	100	100	176	187	160	119	238
資金収支計算書における基礎的財政収支	百万円	1,214	11,414	△ 20,902	△ 11,864	△ 28,440	△ 15,822	△ 27,480
	指数	100	940	△ 1,722	△ 977	△ 2,343	△ 1,303	△ 2,264
市民一人当たりの純経常行政コスト	千円	263	255	318	282	330	319	341
	指数	100	97	121	107	125	121	130

※1 年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口 ※2 4市平均は単純平均値 ※3 指数は、H25浜松市を100としたときの割合を反映した数字

各種財政指標は概ね問題ないレベルであるが、「歳入額対資産比率」が他の4市を上回っていることから、今後、資産の過半を占めるインフラ資産のあり方等を検討する必要がある。

効果等

- 各種財政指標を用いて類似団体との比較をすることで、自市の財政状況をわかりやすく住民へ説明することができた。
- 資産規模が比較的過大であるという可能性を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程で議論を深めることとなった。

事例2

財政指標の設定（有形固定資産減価償却率）

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用

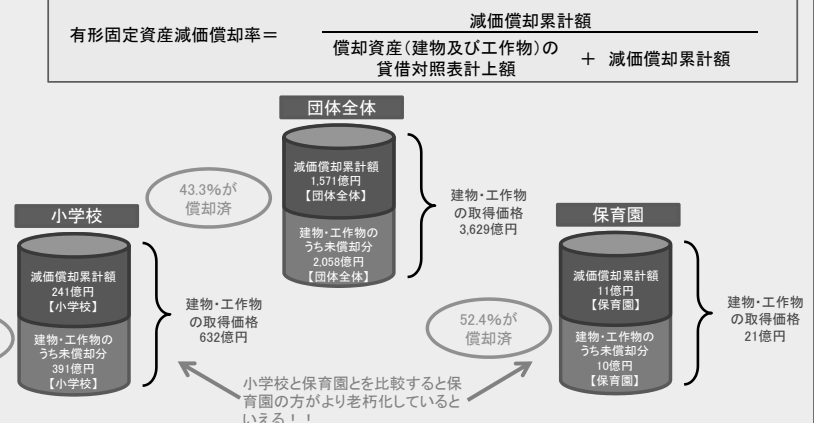
背景・目的

- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 全体の有形固定資産減価償却率は43.3%であるが、小学校は38.1%、保育園は52.4%となっており、保育園の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…



効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

事例3

適切な資産管理（将来の施設更新必要額の推計）

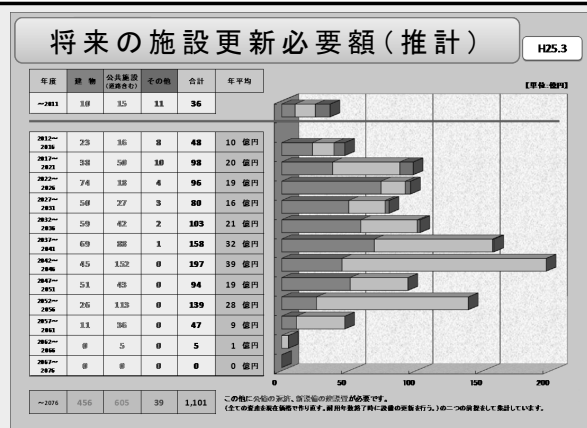
【事例】将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。
 - ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
 - ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。
- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要ながことが判明した。
- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。



効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

事例4

適切な資産管理（将来の施設更新等の財源確保）

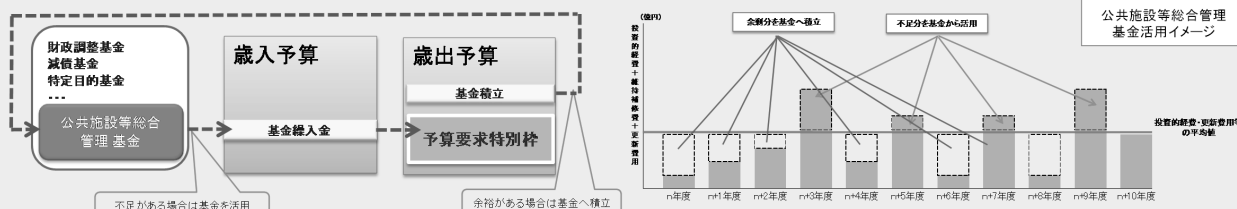
【事例】適切な資産管理のための基金の創設（京都府相楽郡精華町）

背景・目的

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるため、長期的な視点を持って、公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図る必要がある。

事例概要

- 資産所管課において、耐用年数が到来した資産について資産の建替・修繕・廃棄の可否を検討の上で、建替・修繕にかかる経費を推計。
- 施設設備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的配分するための「予算要求特別枠」を創設。
- 将来発生する投資的経費等の年度間の不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設。



効果等

- 公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける予算要求特別枠の財源としても活用することで、財源をローリングし、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算の編成が期待できる。

事例5

適切な資産管理（未収債権の徴収体制の強化）

【事例】未収債権の徴収体制の強化（千葉県習志野市）

背景・目的

- 未収債権の種類毎に担当課が分かれる中で、全庁統一的な基準による徴収手続きが実施されていなかった。
- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化の必要性が認識されるようになった。

事例概要

- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化が行われた。

平成24年度貸借対照表(単体)

【資産の部】 (円)

債権	8,232,286,996
税等未収金	2,842,684,333
未収金	1,108,896,584
貸付金	4,544,682,918
その他の債権	6,675,480
貸倒引当金	▲270,652,319

※「平成24年度公会計白書(資料編)」に
債権の種類毎の担当課作成資料を掲載

- ✓ 貸倒引当金を控除しても債権が82億円
余りも存在している。
- ✓ その内訳は、市税、介護保険料、市営
住宅使用料、給食費等、複数の担当課に
またがっている。

全庁的な取組体制の構築

- ① 債権管理条例の制定(H25.4.1)
 - 全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定
- ② 債権管理課の設置(H25.4.1)
 - 当該課において徴収困難事案を集中処理
- ③ 債権管理連絡会議の設置(H26.9.1)
 - 関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

効果等

- 貸借対照表によって市全体の債権額が「見える化」されたことを契機として、未収債権の徴収体制が強化された。
- 貸倒引当金が財務書類に記載されることで、控除後の債権額が最低徴収目標となり、職員の取組意識が向上している。

事例6

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】ライフサイクルコストまでを含めた施設建設の検討（静岡県浜松市）

背景・目的

- 予算編成で施設の新規建設を議論する場合、従来は建設費用(イニシャルコスト)を中心に議論が行われており、将来の維持管理費用や更新費用(ライフサイクルコスト)までを含めた議論が必ずしも十分ではなかった。

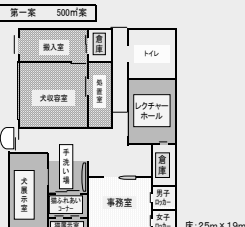
事例概要

- 動物愛護センターの新規建設に関する予算編成に際して、施設別行政コスト計算書(試算)を審査資料として活用した。
- 具体的には、以下の2つの施設規模案(500㎡・1,000㎡)について、施設別行政コスト計算書(試算)を作成して、維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論を行った。

施設別行政コスト計算書(試算) [参考]建設費用:2.5億円

第1案(500㎡) (単位:千円)

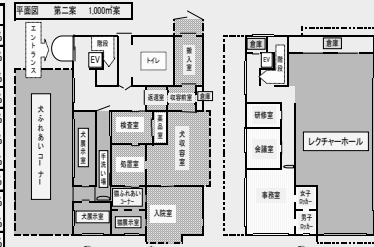
項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	54.6%
人件費	20,783	51.0%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.6%
物にかかるコスト	18,506	45.4%
物件費	8,100	19.9%
維持補修費	600	1.5%
減価償却費	9,806	24.1%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	40,754	100.0%



施設別行政コスト計算書(試算) [参考]建設費用:4.3億円

第2案(1,000㎡) (単位:千円)

項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	45.4%
人件費	20,783	42.4%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.0%
物にかかるコスト	26,800	54.6%
物件費	9,900	20.2%
維持補修費	600	1.2%
減価償却費	16,300	33.2%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	49,048	100.0%



効果等

- 施設別行政コスト計算書等の財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。
- 予算編成において、施設の維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論が行われた。

事例7

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（愛媛県伊予郡砥部町）

背景・目的

- 予算の編成過程において、施設別・事業別財務書類の活用や中長期的なコストの「見える化」により、限られた財源を賢く使うことを促進していく。

事例概要

- 平成28年度において、公会計を活用した「予算要求特別枠」を設定。中長期的なコスト減につながる事業（蛍光灯のLED化、高耐久性部材の導入等）については、通常の予算要求枠とは別枠での予算要求を可能とした。
- 各担当課は、施設別・事業別の財務書類を審査資料として財政当局に提出。中長期的なコスト減の検証などを行っていく。

年間コスト比較（イメージ） [施設別のライフサイクルコスト(試算)]

	初期費用	初期費用／耐用年数
蛍光灯	300万円	150万円
蛍光灯型LEDランプ	1,000万円	100万円

※耐用年数について、通常の蛍光灯は2年、LEDライトは10年と仮定
※この他、電気代の削減も2割程度期待できる。

LED化した場合、年間50万円削減でき、電気代の削減も2割程度期待。

中長期的にはLED照明器具の方が安くなるため、LEDを選択。

効果等

- 「予算要求特別枠」を創設することにより、財務書類を積極的に活用し、中長期的なコストを意識した予算編成を行う機運が醸成された。

事例8

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別に施設別等に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成し、比較分析。

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	200	図書館一般経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	202	図書館運営委員会経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	203	A図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	204	B図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	205	C図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	206	D図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	207	E図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1051	図書館職員人件費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1143	図書館建設経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1230	移動図書館事業費

「図書館施設管理経費」とひとくくりにするのではなく、各図書館単位で設定

効果等

- 予算科目の細かい設定により、予算編成時点で事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 行政コスト計算等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。

事例9

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

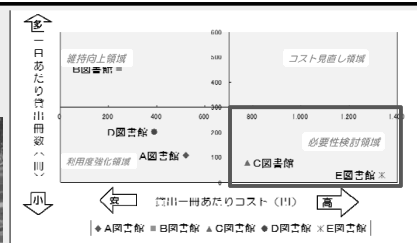
- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

〔・耐震性
・地理的要素 等〕



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。

事例10

セグメント分析（受益者負担の適正化）

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書（右表）の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表（下表）に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し（100%、75%、50%、25%、0%の5段階）、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表（例）		施設名 文化会館	
（算式）＜大会議室＞			
使用面積に対する1時間当たり使用料			
＝経常費用×使用床面積／建物延面積÷年間利用可能日数÷1日利用可能時間			
＝359,017千円×179／8,688÷271÷12			
＝2,275円			
1時間当たり現行使用料（全日利用ベース）11,760÷12＝980円			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書（文化会館）

（単位：千円）	
H17（改定前）	
【経常費用】	
1. 経常業務費用	358,989
①人件費	0
②物件費	129,793
減価償却費	128,409
その他	1,384
③経費	223,738
④業務関連費用	5,458
2. 移転支出	28
経常費用合計	359,017
【経常利益】	
経常業務収益	25,425
①業務収益	25,425
②業務関連収益	0
経常収益合計	25,425
純経常費用（純行政コスト）	333,592

効果等

- 現行使用料（980円）とあるべき使用料（1,137円）を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

セグメント分析（行政評価との連携・予算編成への活用）

【事例】セグメント分析による図書館の行政評価等（静岡県浜松市）

背景・目的

- 施設別の行政コスト計算書等による行政評価は既に実施していたが、当該評価結果を活用して具体的な予算編成につなげることが課題となっていた。

事例概要

行政評価における活用

行政コスト計算書	25年度決算	18年度決算	増減
人にかかるコスト	40,706	43,431	△ 2,725
人件費	37,866	39,714	△ 1,848
退職手当引当金繰入	2,840	3,717	△ 877
物にかかるコスト	53,099	71,653	△ 18,563
物件費	24,784	43,908	△ 19,124
維持・修繕費	811	259	552
減価償却費	27,495	27,495	0
その他のコスト	7,006	12,653	△ 5,647
公債費・利子	7,006	12,653	△ 5,647
合 計	100,802	127,737	△ 26,935
内訳			
貸出サービス	71,569	89,416	△ 17,847
施設サービス	10,080	12,774	△ 2,694
講座サービス	19,153	25,547	△ 6,394
利用状況等			
図書等貸出サービス業務			
貸出利用者数（人）	74,139	95,031	△ 20,892
貸出回数（回）	303,292	334,949	△ 31,657
施設サービス業務			
施設利用回数（回）	7,275	10,086	△ 2,811
講座サービス業務			
講座受講者数（人）	2,111	2,866	△ 755
経費指標			
貸出利用者1人当りコスト	965	941	△ 24
貸出1冊当りコスト	236	267	△ 31
施設サービス利用1回当りコスト	1,386	1,267	118
講座サービス受講者1人当りコスト	9,073	8,914	159

- 図書館開館直後のH18と直近のH25で比較

✓ 貸出1冊当たりコスト
267円 → 236円
(▲31円)

✓ 貸出利用者数
95,031人 → 74,139人
(▲20,892人)

- 貸出1冊当たりのコストは下がっているが、貸出利用者数が減少している。

- 今後はコスト削減が貸出利用者数の減少を招かないような工夫が必要である。

予算編成における活用

行政コスト計算書（指定管理者料を物件費に一括計上）	26年度予算	25年度決算	増減
人にかかるコスト	0	40,706	△ 40,706
人件費	0	37,866	△ 37,866
退職手当引当金繰入	0	2,840	△ 2,840
物にかかるコスト	91,574	53,099	38,475
物件費	69,979	24,784	45,195
維持・修繕費	1,100	811	289
減価償却費	27,495	27,495	0
その他のコスト	5,967	7,006	△ 1,039
公債費・利子	5,967	7,006	△ 1,039
合 計	97,541	100,802	△ 3,261
内訳			
貸出サービス	69,354	71,569	△ 2,215
施設サービス	9,754	10,080	△ 326
講座サービス	18,533	19,153	△ 621
利用状況等			
図書等貸出サービス業務			
貸出利用者数（人）	74,139	74,139	0
貸出回数（回）	303,292	303,292	0
施設サービス業務			
施設利用回数（回）	7,275	7,275	0
講座サービス業務			
講座受講者数（人）	2,111	2,111	0
経費指標			
貸出利用者1人当りコスト	924	965	△ 41
貸出1冊当りコスト	228	236	△ 8
施設サービス利用1回当りコスト	1,341	1,386	△ 45
講座サービス受講者1人当りコスト	8,779	9,073	△ 294

- 予算編成に当たり、アウトソーシング化（指定管理者制度への移行）を検討

- H26に指定管理者制度に移行した場合の行政コスト計算書等を作成して比較検討

- H26に指定管理者制度に移行することで、コスト削減と市民サービス向上の両立が可能となった。

- ✓ コスト削減（▲3,261千円）
- ✓ 休館日（毎週月曜日）廃止

効果等

- 施設別の行政コスト計算書等を行政評価に活用するとともに、当該評価結果を予算編成に活用することによって、図書館のアウトソーシング化（指定管理者制度への移行）を行い、コスト削減と市民サービス向上の両立を図ることが可能となった。

セグメント分析（人件費等の按分基準の設定）

【事例】セグメント分析のための人件費等の按分（大阪府）

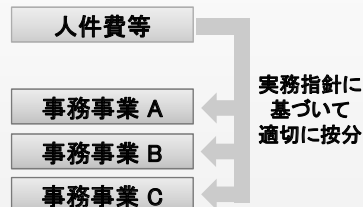
背景・目的

- 財務書類の活用にあたっては、事務事業別といった必要な単位に応じた精緻なセグメント分析が有効である。
- 正確なコストを把握するためには、事務事業費とは別立てで計上されている人件費等を各事務事業に適切に按分する必要がある。

事例概要

- 人件費等を按分するための実務指針を作成し、各事務事業に人件費等を適切に按分している。

人件費等の按分イメージ



人件費の按分の考え方

原則として以下の算式に基づいて按分

$$(\text{職階別平均給与額}) \times (\text{事務事業別職員数})$$

※ 職階別平均給与額を用いることで、事務事業側ではコントロールできない要素（配置された職員の年齢差等に基づく給与の単価差）をできるだけ排除

※ 総務・管理部門の費用については、関係する事務事業すべてに按分するのではなく、総務・管理部門として独立した事務事業単位を設定し区分する。（総務・管理部門職員の人件費、庁舎の減価償却費など）

効果等

- 各事務事業について、人件費等も含めたコストを適切に算定することで、より正確なセグメント分析を実現しており、予算編成や政策評価等への活用につなげていくこととしている。

事例13

セグメント分析取組事例①（東京都中野区）

分析の目的

- 住民や議会に対するアカウンタビリティの充実や決算の見える化(施設の状況把握や施設マネジメントとして活用)を目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

取組概要

- 財務書類作成にあたり、計上する項目等を詳細にせず、担当者が代わっても継続的に作成できるよう、簡易な方法とした。
- 施設別貸借対照表：有形固定資産減価償却率を把握することが主目的であるため、当該指標に関する勘定科目以外計上しない。
 - ・ 資産は、固定資産台帳と執行データを確認し、計上。
- 施設別行政コスト計算書：人件費、物件費は節区分で分かる範囲、減価償却費を計上。
 - ・ 物件費は、歳出執行データを予算科目によって絞り込んだ上で、施設名の関連するデータを抽出。
 - ・ 人件費は、行政評価で用いる「工数」に人件費標準額を乗じたもので算出
 - ・ 収益(使用料及び手数料)は、歳入執行データから特定することが困難なため、施設所管課へ確認。

【物件費に係る配賦のイメージ】

	No.1	No.2	No.3	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	計	標準額
人件費	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	16,587	16,587
標準時間	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	16,587	16,587
標準時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件費	20,655	4,015	9,374	17,522	4,872	4,514	4,528	4,154	113,452	22,165
ガス料	64	26	0	79	205	19	83	193	1,583	1,583
その他電気料	52	52	52	52	52	52	52	52	832	832
その他電気料	479	211	3,757	301	622	396	396	137	2,505	2,505
機械管理委託料	103	103	103	103	103	103	103	103	1,644	1,644
施設管理委託料	23	23	23	23	23	23	23	23	368	368
施設管理委託料	35	35	47	35	35	35	35	84	658	658
施設管理委託料	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715	43,488	43,488
消耗品費	65	275	67	155	65	65	65	65	1,438	1,438
水道料	151	0	0	94	153	156	97	112	1,777	1,777
清掃管理委託料	142	210	2,342	142	142	142	142	142	4,587	2,271
電気料	765	0	0	285	216	569	503	220	6,268	6,211
電気料	119	51	51	48	85	54	93	66	1,227	1,222
備品購入費	214	311	214	214	214	421	214	214	3,782	3,424
不動産使用料	15,726	0	0	13,273	0	0	0	0	38,031	38,031
普通消防工事	0	0	0	0	229	0	0	0	229	229
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	13,968	356
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	2,911	356
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	11,057	11,057
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	35,076	35,076
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	179,083	22,521

- 件名から施設が特定できないものを「要確認」とし、一定の金額以下の場合は、この経費を配賦する。
- 所管へ確認し施設に紐づけ(直課)
- 【配賦基準】
- 全体経費の5%以下(8,954千円)は、対象施設(16箇所)へ均等配賦する。
179,083千円×5%=8,954千円

今後の課題・展望等

- 取組では一部の施設のみでの分析を実施したが、今後、対象施設を拡充する予定。
- 執行データの件名から施設への紐付けが難しい場合や、執行データに資本的支出と費用計上するものが混在している場合など、所管部局への確認や固定資産台帳データとの突合が必要な場合がある。

事例14

セグメント分析取組事例②（愛知県日進市）

分析の目的

- 公共施設等のマネジメント及び行政評価等への活用に向けて、課題の把握や意思決定過程における判断材料の1つとすることを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

取組概要

- 非財務情報として、人口と利用者数を用い、1人あたりの純行政コストを算出することにより、施設間比較が可能となった。
- 施設別貸借対照表
 - ・ 固定資産の額は固定資産台帳、地方債の額は起債台帳から、それぞれ対象施設に直接関係する金額を抽出し、計上。
 - ・ 賞与引当金は平均単価に職員数を乗じて算出。
- 施設別行政コスト計算書
 - ・ 執行データ又は仕訳帳から対象施設に関する支出を抽出し、計上。
 - ・ 人件費は、平均単価に直接従事する人数を乗じて算出。
 - ・ 複数施設で契約している光熱水費や施設管理費等、直接的な経費は配賦(面積や利用者数等の合理的な基準で按分)しているが、間接経費(人事部門の経費等)は配賦しない。

【作成例】

事業(施設)名	施設名称	所在地	事業(施設)名やその概要を記載
(1) 事業内容			事業内容 (1) 老人の健康の増進、生活の向上を図るための施設 (2) 児童の健全な成長を促すための施設 (3) 市民の健康の増進を図るための施設 (4) その他市民生活の向上を図るための施設
(2) 保有している資産の状況を記載			保有している資産の状況を記載
(3) 地方債の情報			地方債の情報
(4) セグメント情報			セグメント情報

今後の課題・展望等

- 支出伝票と施設を紐付けることにより、極力自動的にセグメント別財務書類ができるよう、システムの改修を検討中。
- 特定の施設(例えば、図書館など)について、近隣市町と協力し、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表の作成手法を検討中。今後、集めた情報を分析し、自団体の経営マネジメントを考える上での材料とする予定。

セグメント分析取組事例③（滋賀県長浜市）

事例15

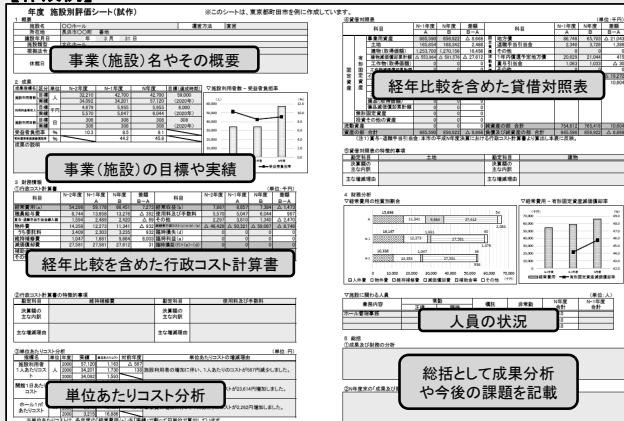
分析の目的

- 施設の再編を検討するための資料の1つとすることを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。今回の取組では、試行的に文化ホール施設について、「施設別行政評価シート」としてとりまとめた。

取組概要

- 非財務情報として、施設利用者数、開館日数、面積を用いて施設の単位あたりコストを算出し、複数年度分掲載することで施設間比較と経年比較を行うことが可能となった。
- 施設別貸借対照表
 - ・ 固定資産の額は固定資産台帳、地方債の額は起債台帳から計上し、複合施設は、建物は面積比で按分、土地は按分せずその旨を注記。
- 施設別行政コスト計算書
 - ・ 直営施設の場合は、予算執行データ等から各施設に関する支出を抽出。指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者の収支決算書等をもとに人件費等の各費目に振り分ける。
 - ・ 複合施設の費用、収益については、合理的な基準を用いて按分し、配賦(指定管理施設においても同様)。

【作成例】



今後の課題・展望等

- 分析の対象とする施設の範囲(施設利用料を徴収している施設や統廃合の検討対象施設など)については、今後の検討課題。
- 施設担当課の理解を得るとともに、作業量の把握のため、(できるだけ担当職員の業務量を増やさないよう)他の用途との併用や施設別財務書類の作成時期について、検討することが必要。

セグメント分析取組事例④（佐賀県唐津市）

事例16

分析の目的

- 将来の公共施設等の更新・維持管理費用を削減するため、施設別財務書類を作成し、各施設のコストの見える化を図るとともに、同種施設とのコスト比較等を行うことを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

取組概要

- まず、モデルケースとして、現在更新を検討している施設等について、分析を実施。
- 既に作成されている「唐津市公共施設白書」のデータを活用し、掲載されていない情報については、適宜情報を追加して施設別財務書類を作成(従事職員数や利用者数などの「非財務情報」の更新を行い、データ収集を実施)。
- 財務会計システムの執行データは、予算事業ごとにコストを計上しているが、1つの事業に複数の施設コストが含まれている場合は、必要に応じ施設所管課に確認。
- 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の決算書からコストを計上している。

＜唐津市公共施設白書＞



＜施設別財務書類＞



＜公開用資料(案)＞



予算編成、行政評価、主要施策成果説明書等の基礎資料として活用

今後の課題・展望等

- 平成32年度からの本格的な実施に向けて、今後、横断的な体制づくりや公表用資料の検討、予算科目の検討等を行うこととしている。

＜H30年度＞

- 着手、ロードマップ作成
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- モデルケースとして、施設別分析
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携

＜H31年度＞

- 体制づくり、試行
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携
- 関係部署、予算科との連携

＜H32年度＞

本格実施
H32年度からの本格実施

セグメント分析取組事例⑤（鹿児島県和泊町）

事例17

分析の目的

- 「和泊町公共施設等総合管理計画」で定めた目標達成に向けて、利用者等の少ない施設の統廃合や初期の目的を達成した施設等の廃止を検討するにあたり、他の団体の同施設や類似施設等の比較（非財務情報を活用した分析）等を行うことを目的とし、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

取組概要

- 「和泊町公共施設等総合管理計画」において、統廃合や民間譲渡、建て替えの検討が必要と判断された施設を対象に施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。
 - ・ 人件費、退職手当引当金、賞与等引当金については、平均単価に職員数を乗じて算出。
 - ・ 分析対象施設に共通する資産、複合施設に係る地方債等の負債、複合施設の光熱水費等の費用など、施設に直接関係するものは、面積比等の客観的な基準により按分し、配賦。庁舎等の共通資産や臨時財政対策債等の負債、間接経費は配賦しない。

施設名	理由	個別計画における方針
和泊町実験農場	設置から20年以上が経過し、初期の目的を達成したことや稼働状況の著しく低い施設があることから、施設の運営を含めた在り方について根本的な検討が必要。	機能が重複する施設もあることから、施設の統廃合を検討。また、施設の機材等の利用料等の受益者負担の見直しを行う。
和泊町有線テレビスタジオ	平成26年度から自主放送番組制作のみ民間委託を行っている。機器類の管理や加入者情報管理・利用料管理は担当課が行っているが、施設の管理を含めた委託について検討が必要。	個別計画において「現状維持」との方向性は示されているが、自主放送番組制作業務と施設の管理運営を含めた包括的な業務委託の検討を行う。
和泊町立図書館	建設後30年以上が経過し、施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化、または必要な改修工事を行うとの方向性が示された。利用者数などから町民に最も利用されている施設であることから、利便性等も考慮した施設のあり方について検討が必要がある。
和泊町中央公民館	施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化を行うとの方向性が示された。図書館と同様に利用者の多い施設であることから利便性等を考慮した施設のあり方を検討する必要がある。

今後の課題・展望等

- 今後、庁内横断的なプロジェクトチームを中心に、事務事業評価のための「仕事振り返りシート」へのセグメント分析情報の掲載や他団体へのセグメント分析手法の情報提供、財務会計システム更新に伴う予算科目等の見直しの検討等を予定。

2018	・ セグメント分析に関するワーキンググループ（WG）参加 ・ WGでの取組内容の実践（他の施設での分析の実施） ・ 公共施設等総合管理計画及び個別計画の見直し（継続） ・ セグメント分析に係る庁内基準の策定 ・ 財務書類作成のための庁内体制の構築（システム整備）
2019	・ 固定資産台帳更新等の作業効率化 ・ 仕事振り返りシート（事務事業評価）の充実 ・ 他団体へのセグメント分析手法の情報提供 ・ 財務会計システム更新に伴う予算科目の見直しの検討 ・ 事業別セグメント分析の手法の検討
2020	・ 事業別セグメント分析の実施 ・ 仕事振り返りシートの充実（事業別・施設別） ・ 他団体との比較・分析（施設別・事業別） ・ 公金計情報を活用したPDCAサイクルの確立

情報開示（地方議会での活用）

事例18

【事例】地方議会での活用（岐阜県美濃加茂市）

背景・目的

- 議会に対する予算説明資料では、各事業にかかる人件費や減価償却費等が見えにくいことから、事業別にフルコストを表示したアニュアルレポートを作成し、議会に報告することとしている。

事例概要

- 財務書類やセグメント分析の概要をわかりやすくまとめたアニュアルレポートを作成・公表し、議会にも提出している。（別途、財務書類も議会に提出している。）
- アニュアルレポートには、全てのセグメント分析の結果を掲載するのではなく、任意で抽出した数事業を例示として掲載することにより、議会や住民に関心を持ってもらうことにしている。
- 実際に議会での質疑応答も行われている。



A地区交流センターとB地区交流センターでは、利用者1人当たりの行政コストに2倍以上の差がある。市民サービスや行政コスト等の観点から、今後どのような運営をしていくのか。

民間委託等も含めて、地区交流センターの運営方法を検討していきたい。



A地区交流センター		B地区交流センター	
(単位：千円)		(単位：千円)	
行政コスト	収入	行政コスト	収入
①人にかかるコスト 9,829 (52.0%)	①特定の財源 232 (1.2%)	①人にかかるコスト 9,829 (70.0%)	①特定の財源 9 (0.1%)
②物にかかるコスト 9,070 (48.0%)	②その他の財源 (純行政コスト) 18,667 (98.8%)	②物にかかるコスト 4,203 (30.0%)	②その他の財源 (純行政コスト) 14,023 (99.9%)
③業務関連コスト 0 (0.0%)		③業務関連コスト 0 (0.0%)	
④移転支出的なコスト 0 (0.0%)		④移転支出的なコスト 0 (0.0%)	
18,899 (100.0%)	18,899 (100.0%)	14,032 (100.0%)	14,032 (100.0%)
利用者一人当たりのコスト 1,429円 (H23年度利用者数 13,227人)		利用者一人当たりのコスト 3,567円 (H23年度利用者数 3,934人)	
市民一人当たりの税金等投入額 336円 (平成24年4月1日人口 55,505人)		市民一人当たりの税金等投入額 253円 (平成24年4月1日人口 55,505人)	

効果等

- 財務書類やセグメント分析等のアニュアルレポートにより議会での審議が活発化した。
- 議会での審議内容も踏まえ、地区交流センターの運営の民間委託が検討されることとなった。

情報開示（地方債IRへの活用）

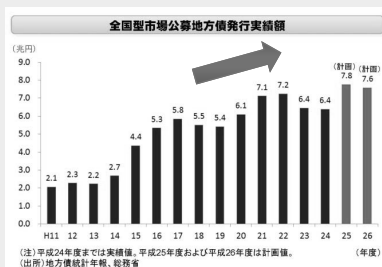
【事例】地方債IR資料としての活用（東京都等）

背景・目的

- 地方債計画において、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募地方債等の発行が推進されている。
- 財政状況を投資家等の市場関係者に正確に理解してもらうことで、市場公募地方債の安定した消化につなげる。

事例概要

- 投資家等の市場関係者に馴染みがあって理解しやすい連結財務書類等を地方債IR説明会の資料として活用
- 平成26年度の第13回市場公募地方債発行団体合同IR説明会では、半数程度の団体が貸借対照表等の財務書類を資料として活用



全国型市場公募地方債の発行額は増加傾向にある。

東京都全体の財務報告

東京都全体の財務諸表

対象範囲

- 東京都本体分・・・普通会計（一般会計及び13の特別会計）、普通会計の対象でない2つの特別会計、11の公営企業会計
- 東京都以外の団体・・・33の監理団体及び3つの地方独立行政法人

(単位:億円)

科目	25年度	24年度	増減額
資産の部合計	475,243	473,087	2,156
I 流動資産	31,203	29,251	1,952
II 固定資産	443,980	443,773	207
III 繰越資産	59	62	△3
負債の部合計	141,530	146,780	△5,250
I 流動負債	19,436	17,983	1,452
II 固定負債	122,093	128,796	△6,703
正味財産の部合計	333,713	326,306	7,406
負債及び正味財産の部合計	475,243	473,087	2,156

資産
47.5兆円

負債
14.2兆円

- ・ 正味財産は33兆3,713億円で、前年度末対比7,406億円の増加となった。
- ・ 正味財産比率（資産に対する正味財産の割合）は、70.2%であり、前年度末対比1.2ポイント上昇した。
- ・ 今後も、東京都全体の財務状況を的確に把握して、将来にわたる都の財政負担を適正なものとしていくことが重要である。

平成26年度 東京都IR資料より

効果等

- 既存の予算・決算情報、健全化判断比率等に加えて、投資家等の市場関係者が理解しやすい連結財務書類等を地方債IR資料として活用することで、財政状況の透明性をより一層高めることができている。

情報開示（PPP／PFIの提案募集）

参考事例

【事例】PPP／PFIの民間提案制度（福岡県福岡市）

背景・目的

- 公共サービス水準の向上、公共負担の削減及び公共資産の有効活用の観点から、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが有効・有益である。

事例概要

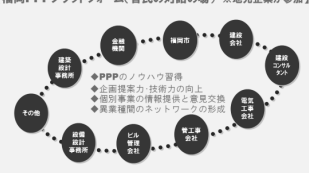
- 地域完結型のPPPを実現するため、市と関連地域企業からなる「福岡PPPプラットフォーム」を設置し、PPP／PFIセミナーを継続的に開催している。
- 事業の実施自体について政策的な意思決定がなされているものを対象として、民間事業者からPPP／PFIの提案等を求めるための対象事業リストを毎年度作成・公表している。
- 平成26年度には、PPP／PFI民間提案等ガイドブックを策定し、民間提案等を受け付ける体制を整備した。

対象事業リスト(平成26年度公表分からの抜粋)

事業名	事業概要
市営住宅の建替	老朽化した市営住宅を計画的に建替えることにより、将来にわたって、安定的な供給を行う。
老朽化した学校の校舎等の建替	老朽化が進む学校施設(校舎、講堂兼体育館、プール等)の建替を行う。
公園等の有効活用(みどり活用推進事業)	公園や緑地、街路樹などの資産を有効活用し、賑わいの創出や憩いの場の提供、地域コミュニティの場としての魅力を高める。

福岡PPPプラットフォーム

【福岡PPPプラットフォーム(官民の対話の場) ※地元企業が参加】



効果等

- 以上の取組等により、PPP／PFIが積極的に推進されているところであるが、今後、固定資産台帳を整備し、その内容を公表した場合、さらに積極的かつ実効性の高い民間提案等につながる事が期待される。

活用事例集

第一章 適切な財務書類等の作成に関する取組及び固定資産台帳や財務書類から得られる情報の分析（トータルコストの把握等）

- ・ 発生主義によるコストの比較
 - …【事例 1（愛媛県砥部町）】
- ・ 固定資産台帳の精緻化
 - …【事例 2（京都府精華町）】
- ・ 予算仕訳・固定資産台帳の正本化
 - …【事例 3（埼玉県和光市）】
- ・ 台帳の適切な更新のための体制整備
 - …【事例 4（大阪府吹田市）】

第二章 セグメント情報の分析

- ・ 事業別財務諸表を活用した施設分析
 - …【事例 5（東京都）】
- ・ より分かりやすい財政状況の公表
 - …【事例 6（東京都港区）】
- ・ 団体間比較（図書館事業）
 - …【事例 7（新公会計制度普及促進連絡会議）】

第三章 公会計の情報を用いたPDCAサイクルの構築等

- ・ セグメント分析（施設の統廃合）
 - …【事例 8（熊本県宇城市）】
- ・ 未収債権の徴収体制の強化
 - …【事例 9（千葉県習志野市）】
- ・ 課別・事業別行政評価シートによる事業マネジメント
 - …【事例 10（東京都町田市）】
- ・ PDCA サイクルの再構築と議会への活用
 - …【事例 11（東京都福生市）】

○ 事例名等

事例名	発生主義によるコストの比較
団体名	愛媛県砥部町

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

公会計への理解が進み、施設の設備を更新するにあたり、これまではイニシャルコスト（導入に係る経費）のみを比較して予算査定を行っていたが、ライフサイクルコストを比較し、中長期的な財政支出を検討して決定する環境となった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

庁舎の大規模改修をすることになり、企画財政課ではこれまではイニシャルコストしか見ていなかったが、ライフサイクルコストも含め、原状回復した際のコストを押さえるという方針があった。

蛍光灯とLEDを比較したところ、初期費用は蛍光灯が100万円、蛍光灯型LEDライトは500万円となり蛍光灯が400万円ほど安いですが、耐用年数を考慮すると蛍光灯、LEDともに年間50万円のコストとなった。電球のコストそのものに大きな差はない結果となったが、高所での電球取り換えが必要な場合は高額な費用がかかるため、2年に1回取り換えるよりも10年に1回の交換で済む方が大きなコスト削減となる。また、LEDの方が電気代の削減を2割程度削減できることから、LEDを選択する方が中長期的な総コストを削減できる結果となった。

	初期費用	初期費用／ 耐用年数
蛍光灯	100万円	50万円
蛍光灯型LEDライト	500万円	50万円

LED化した場合、高所での交換が必要な場合のコストを削減ができ、また、電気代の削減も2割程度期待できる。

中長期的にはLEDライトの方が安くなるため、LEDを選択

※耐用年数について、通常の蛍光灯は2年、LEDライトは10年と仮定。

2. 効果

導入から中長期的に費用対効果を考えたことにより、後年度にわたり、負担のない設備投資が可能となった。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

初期費用だけではなく、耐用年数から、より費用対効果の高い設備を選択すること。

(2)今後の課題等

今回はLEDだったが、設備の更新の際に物品をリースにするのか購入するのか、様々な場面で応用していけるかどうか今後の課題。

○ 事例名等

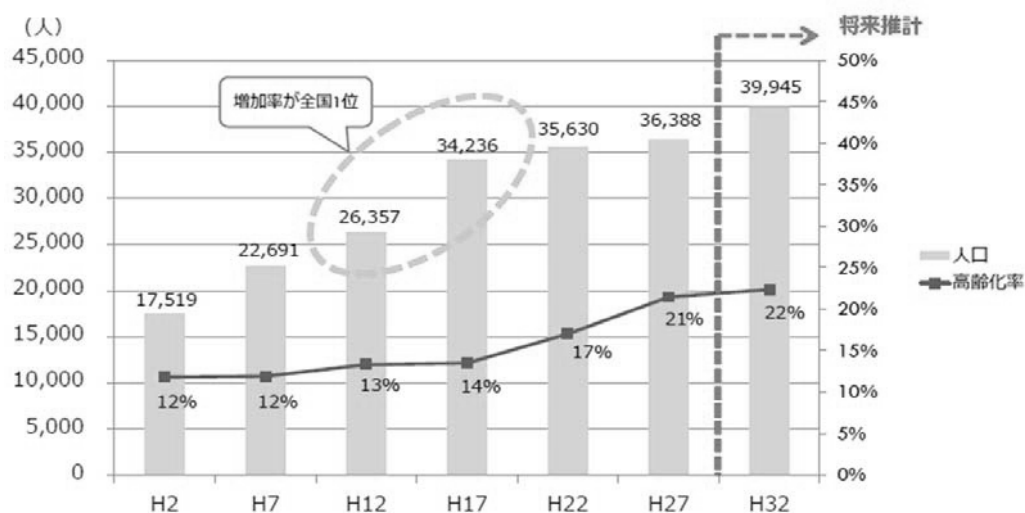
事例名	固定資産台帳の精緻化
団体名	京都府精華町

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

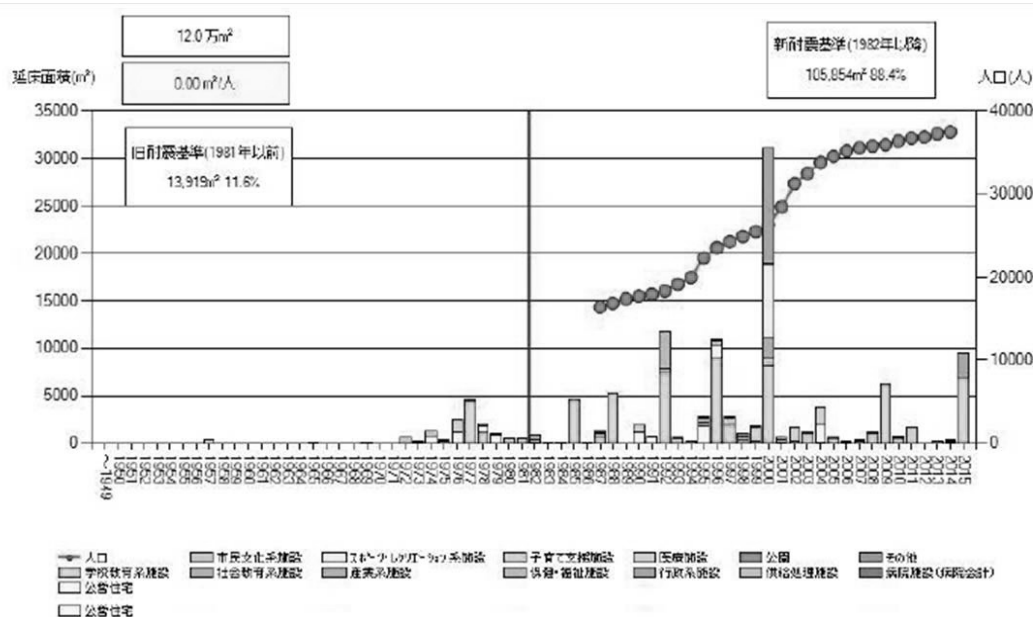
(1) 取組の背景

関西文化学術研究都市の開発によって平成に入ってから以降、急速に基盤整備が進められた。平成17年国勢調査では前回調査からの人口伸率が29.9%と全国1位を記録するなどその急速性が示されている。公共施設等の状況は、概ね施設建設から15年から20年を経過し、建物附属設備の更新需要が高まっている状況にある。建物のイニシャルコストの3割程度は附属設備で占めるいわれるが、この3割相当の更新需要をどう乗り越えるかが課題となっている。また、急速な基盤整備で抱えた債務によって将来負担比率が高い傾向にあることから、今後の更新費用(隠れた債務)を財政計画上看積する必要性があった。

■ 精華町の人口推移



■ 精華町の公共施設等整備状況



(2) 検討を開始した契機・導入過程

公共施設等総合管理計画の策定にあたって中長期的な展望を描くことは当然としながらも、建物一体評価による耐用年数のみを将来推計の基礎とした場合、平成の初期に建設した施設の更新需要は今から20～30年後の課題として現れるのみで、目下の設備更新需要を補足できない。統一的な基準では開始時においては附属設備を建物一体評価することが許容されたが、本町特有の事象として開始時から可能な限り建物と附属設備を分けて精緻に台帳化を図った。

資産形成に繋がる支出を行った場合は台帳へ記録するという当然といえば当然の流れを職員の通常業務に組み込ませるために日々仕訳を採用した。日々仕訳の導入前には公認会計士を講師にした簿記研修を職員向けに行い基礎的な知識の習得を促した。

2. 効果

2000年に建設した庁舎・図書館の複合施設について、建物一体評価の場合は減価償却率が約30%程度と示されるところ、個別評価では設備の耐用年数がほぼ満了しており合計した減価償却率では約50%となった。他団体比較では庁舎の減価償却率が全国平均に近いところに位置しているが、建物一体評価か否かで償却率が20%程度異なっており、その前提の違いを明確にしておく必要がある。減価償却率が30%か50%超かでは施設管理の必要性に対するインパクトがまったく違うものとなり、目下の課題を数値上明らかにすることができた。

有形固定資産減価償却率が毎年度約2%程度上昇を続けている。単純計算で10年後には70%程度に達するが比率改善に資する事業(再投資若しくは除却)と将来負担比率とのバランスを十分に検討しなければならないことを示すことができた。

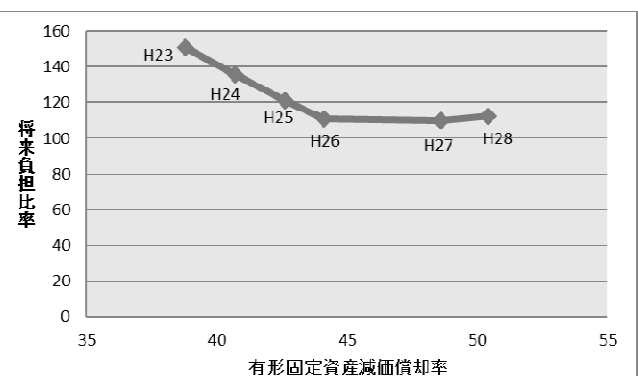
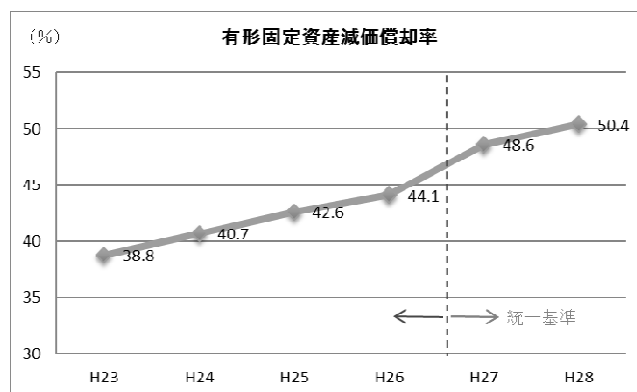
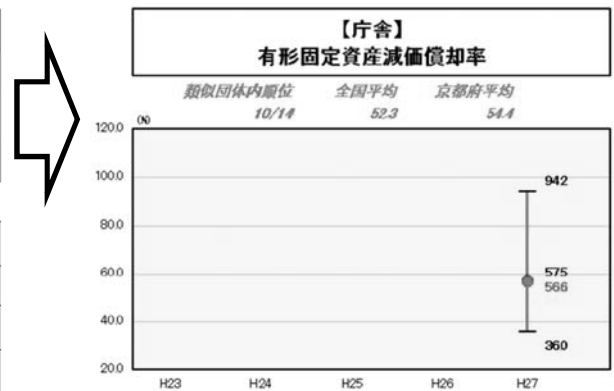
●役場庁舎・図書館

平成28年4月1日時点

台帳粒度	取得価額	耐用年数	有形固定資産 減価償却率	簿価／償却累計額
一体評価	68.7億円	50年	30%	48.1億円／20.6億円
個別評価	建物本体 (47.7億円 (69%))	資産の単位別	34.7%	31.1億円／16.6億円
	設備 (21億円 (31%))		99.5%	0.1億円／20.9億円

●体育施設

台帳粒度	取得価額	耐用年数	有形固定資産 減価償却率	簿価／償却累計額
一体評価	23.3億円	47年	30%	16.3億円／7億円
個別評価	建物本体 (14.1億円 (61%))	資産の単位別	39.7%	8.5億円／5.6億円
	設備 (9.2億円 (39%))		99.1%	0.1億円／9億円



3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

建物のイニシャルコストのうち附属設備の占める割合が約3割を占めることが実証された。固定資産台帳を建物一体評価としている場合でも、更新費用推計を耐用年数をもとに試算する場合は、3割相当分の更新時期を前倒しで推計することがより実態に近い試算になるものと考えられる。

(2)今後の課題等

耐用年数が異なる資産は耐用年数ごとに整備したが、更新取替可能な単位としてどこまで細分化するかは固定資産台帳の正確な維持更新に照らして今後の実務的検討課題となる。事業用資産については台帳情報をもとにした更新推計が現場感覚とも近いが、道路をはじめとしたインフラ資産の取扱いには例えば取替法が今後の検討課題とされているように、現場感覚に即した取扱いが課題である。

○ 事例名等

事例名	予算仕訳・固定資産台帳の正本化
団体名	埼玉県和光市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

統一モデルによる地方公会計対応に先立ち、先行事例を研究した結果、どのような方法で歳出を資産と費用に適切に割り振る処理すると良いのかを十分に検討する必要があることが分かった。

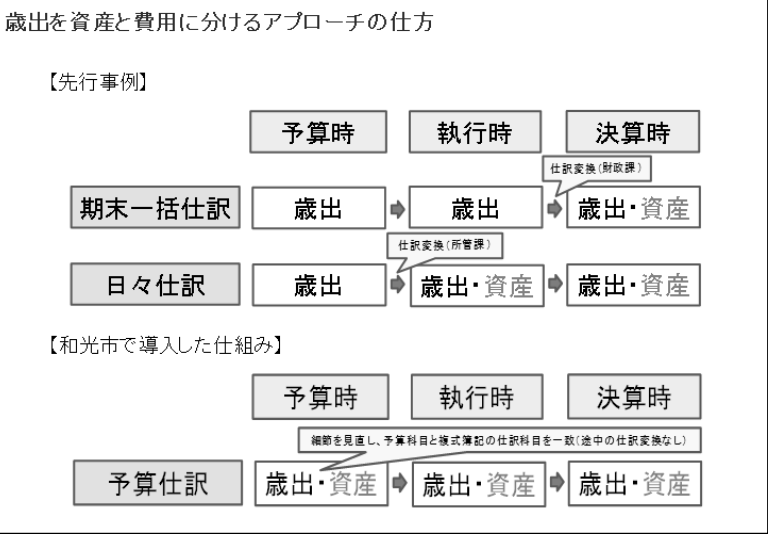
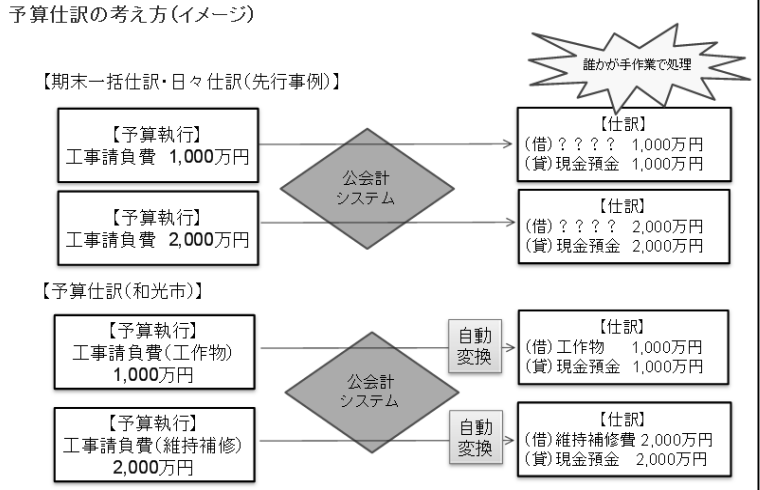
また、先行事例においては、従来の公有財産台帳を残したまま固定資産台帳を別途整備した場合、各台帳をそれぞれ管理しなければならず、法定台帳ではない固定資産台帳の管理が着実に行われるかどうか課題があることが分かった。

こうした課題が生じないような公会計制度対応を行う必要性を認識した。

(2) 検討を開始した契機・導入過程

新公会計制度対応にあたり、平成27年10月から3年間の任期で公認会計士を特定任期付職員として採用した。新公会計対応については、当該公認会計士が取りまとめ役となり、関連する各部署との調整のうえ進めていくことになった。

平成28年度決算について統一モデルに基づく財務書類を作成するため、平成28年度の予算科目を公会計に対応したものとする必要があり、まずは予算科目の見直しを行うこととした。予算細節を見直し、予算科目と複式簿記の仕訳科目を一致させることにより、決算時や執行時に仕訳の再精査を行う必要がない仕組みである「予算仕訳」を導入した。



※予算仕訳…官庁会計上の予算科目を見直し、予算科目と複式簿記の仕訳科目を一致させることで、予算段階で公会計上の仕訳を確定させる方法

平成28年度予算においては、財政課による予算ヒアリングを通じて歳出内容の分析を行い、新しい予算科目に振り分ける処理を行ったが、平成29年度予算以降においては平成28年度における科目を参考に所管課が新しい予算科目で予算要求を行っている。新しい予算科目での予算要求を行えるようにするとともに、公会計に関する理解を深めるため、全職員を対象に公会計説明会を開催した。

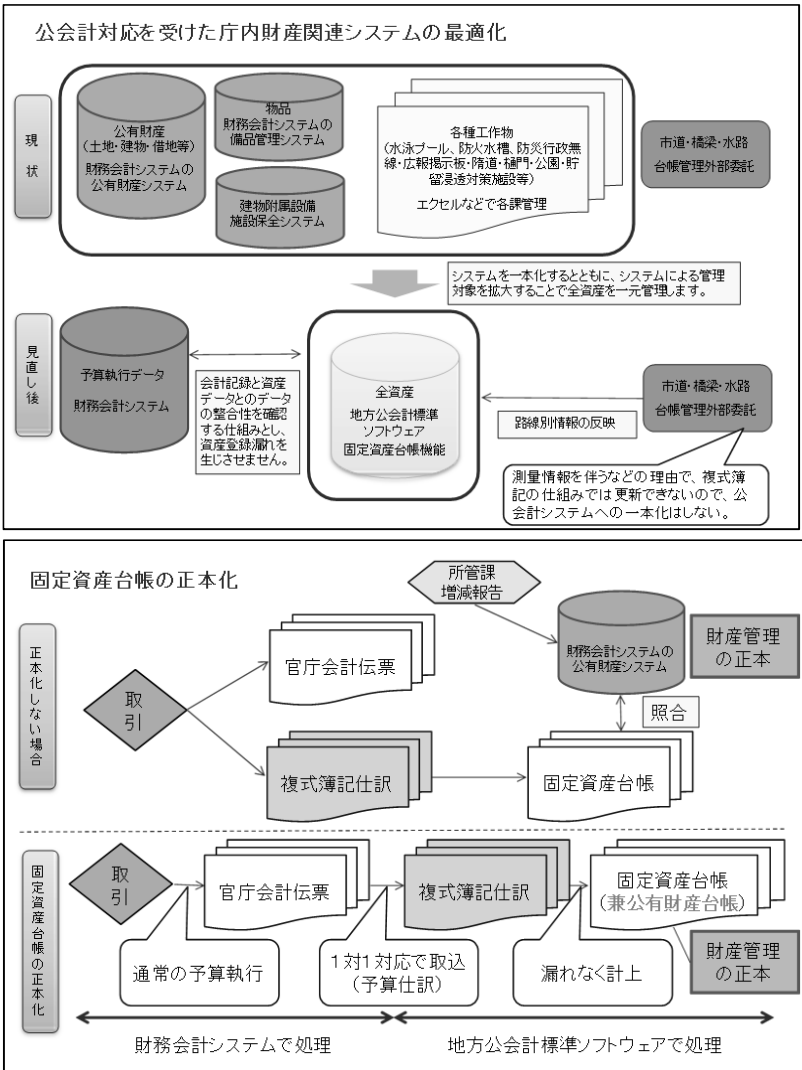
予算科目の見直しに伴い議会に提出する予算書の表記が変わることについては、予算提出に先立ち全員協議会で説明するとともに、後日議員研修会も実施した。付箋紙を使った演習を通じて、議員にも公会計の理解を深めてもらった。

平成29年度に入ってから、開始固定資産台帳の整備と地方公会計標準ソフトウェアの導入を中心に取り組んだ。

取り組みの背景でも触れたとおり、既存の公有財産台帳と固定資産台帳を並存させると、各台帳をそれぞれ管理しなければならず、法定台帳ではない固定資産台帳の管理を着実に行うことが難しい状態になる懸念があり、結果的に固定資産台帳を公共施設マネジメントなどに活用できなくなるおそれがあったことから、当時財産管理を所管していた総務課と公会計システム導入に先立ち協議を重ねた。

決算書の財産に関する調書を作成するための情報など既存の公有財産台帳で必要な情報を盛り込んだ固定資産台帳の管理項目を設定することにより、既存の公有財産システムや備品管理システムを使用停止し、地方公会計標準ソフトウェアに一本化することになった。

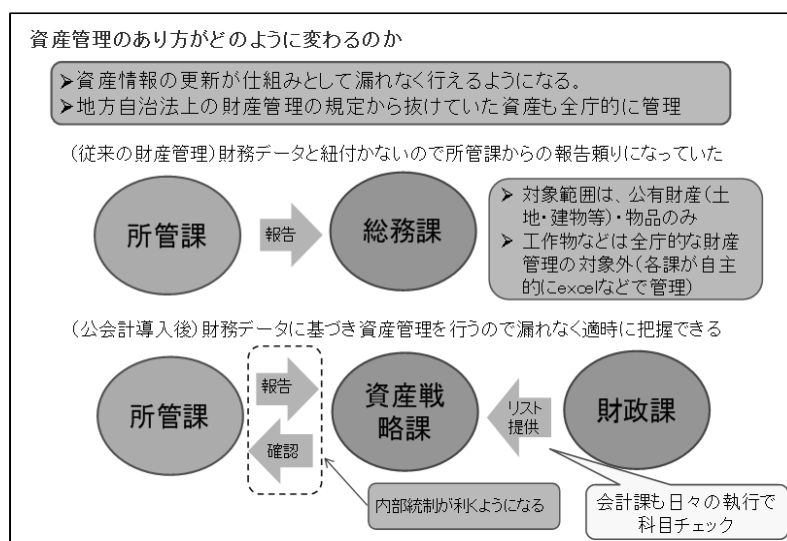
このような公会計対応を受けた庁内の財産関連システムの最適化を行うことにより、公会計の固定資産台帳が財産管理の正本として取り扱われる体制とすることができた(固定資産台帳の正本化)。



※固定資産台帳の正本化…公会計の固定資産台帳のデータを地方自治法上の公有財産や物品の管理台帳として活用する方法

2. 効果

従来の財産管理においては、所管課からの報告頼りとなっていたが、財産管理が公会計と有機的に結びつくことにより、財務データに基づき資産情報の更新が漏れなく行えるようになった。



予算仕訳の取り組みにより、公会計における複式簿記の処理が正規の官庁会計の仕組みに溶け込んだことで、特別に簿記学習を行わなくても複式簿記の仕訳が適切に生成されるような仕組みが構築された。

固定資産台帳が財産管理の正本として取り扱われることとなったため、予算編成や公共施設マネジメントを行うにあたっての検討上の基礎資料として位置づけられることになり、公会計情報の活用が図られる状態となった。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1) 他の自治体の参考となると考えられる点

- ・公会計の固定資産台帳が正規の財産情報として活用されていること
- ・既存の官庁会計と溶け込んでいるため、現場の職員が公会計について深く理解しなくても適切に運用できること
- ・地方公会計標準ソフトウェアの導入以外、特別なシステム投資が不要なこと
- ・仕組みが簡素であるため、他の自治体でも模倣が容易であること

(2) 今後の課題等

支出を伴わない資産の取得や資産の除却については、財務情報で網羅的に把握できないことから所管課からの報告に頼らざるをえないところであり、これについて漏れなく増減異動処理が行われているかどうかを検証する仕組みの構築については今後の課題として挙げられる。

○ 事例名等

事例名	台帳の適切な更新のための体制整備
団体名	大阪府吹田市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

公共施設の最適化推進には、官庁会計による情報では不十分であるという判断の下、必要な情報を得るため、固定資産台帳(公会計)の導入・整備を進めることになった。

- ① 昭和 30～50 年代における人口急増に伴い整備した多くの施設が、今後、老朽化し、更新や大規模改修が集中的に発生することが予想される。
- ② 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少により、大幅な経済成長が望めない中、社会保障などの需要の更なる増加が想定され、今後も一層厳しい財政状況が継続することが見込まれる。
- ③ こうした状況から公共施設を現状の規模のまま維持し続けるのは、極めて困難な状況であることが予想される。

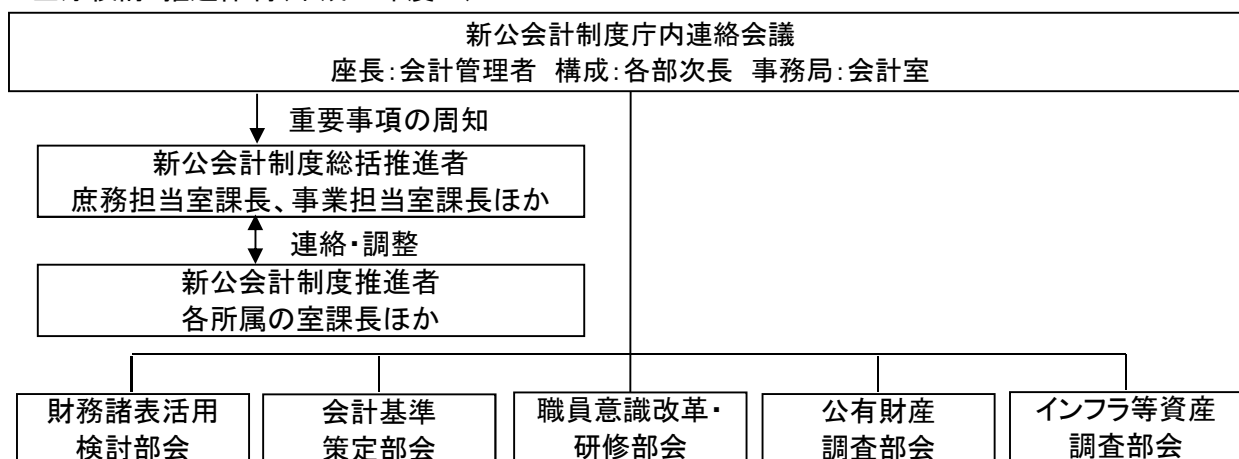
(2) 検討を開始した契機・導入過程

① 固定資産台帳(公会計)と公共施設最適化の推進体制

a 固定資産台帳(公会計)

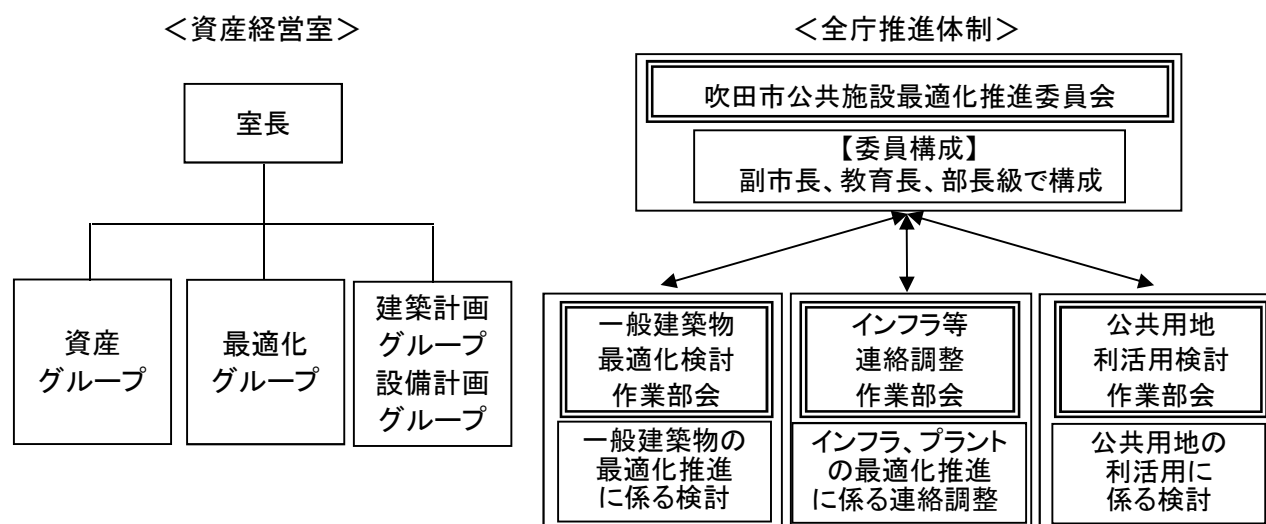
全部局で取組みを進めるため、全庁的な検討・推進体制を構築した。

全庁検討・推進体制(平成25年度～)



b 公共施設最適化

全部局で取組みを進めるため、平成24年度に管財部門、建築・設備部門及び企画部門の一部を一体化して、行政経営部内に資産経営室を設置し、あわせて副市長・教育長を正副委員長、部長級職員を委員として構成する全庁推進体制(公共施設最適化推進委員会)を設置。



②推進体制のポイント

- a 新公会計制度庁内連絡会議と公共施設最適化推進委員会の固定資産関連の各部会は、可能な限り同じメンバーで構成し、公会計と最適化の両面を融合できるように配慮した。
- b 資産経営室では、公共施設最適化推進委員会の事務局を担うとともに、「ハードの企画部門」として、実施計画の事前協議の段階から固定資産台帳作成に至るまで関与する。

③公共施設最適化における固定資産台帳活用の主なポイント

- a 固定資産台帳の特性
 - ・公有財産台帳で管理しない資産も含めて、全ての固定資産を網羅している。
 - ・台帳での資産分類が公共施設の最適化を進めるために必要な項目設定となっている。
 - ・財務情報を示すものである。
 - ・技術的な知見を含めた情報を示すものではない。
 - ⇒ 固定資産台帳の情報は、会計上の情報で、固定資産の老朽化の目安を示すものではあるが、例えば、固定資産の劣化状況を示すものではない。
- b 公有財産台帳の特性

公有財産台帳に計上されない固定資産が存在することや、価額情報が計上されていない場合も多い。一方で固定資産台帳には、公有財産台帳に必要な土地の登記情報などが含まれていない。
- c 公共施設最適化の視点

公共施設最適化の実施水準を高めるためには、固定資産の老朽化の目安を示すだけでなく、劣化などの情報を施設カルテなどにより補完することが望ましい（吹田市では、一般建築物について、「市有建築物保全システム」を活用することで対応している）。
- d 公有財産台帳と固定資産台帳の一体化

公有財産台帳は主に数量面を中心とした財産の運用管理や状況把握を目的としていることや、固定資産台帳は公有財産台帳に計上する財産を含め、全ての固定資産を網羅しているなどの特性がある。固定資産台帳を公有財産台帳として作成することで、2つの台帳を一体化し、公会計事務と公有財産事務に活用するよう所要の規定を盛り込んだ要領を制定した。
- e 公共施設の最適化と公有財産管理の高質化

公共施設の最適化は、実施計画、予算編成の段階から公共施設の30年先、50年先のあり方、トータルコストを見据えて、実施することが必要であるため、吹田市では、実施計画の事前協議の段階から最適化の視点を踏まえて事務を進めている。また、施設の新設や更新において、こういったプロセスを経て固定資産台帳を作成することにより、台帳の精緻化が進み、公有財産管理の高質化につながる。

2. 効果

公有財産台帳と一体化した固定資産台帳をもって、公有財産事務を日常的に実施することにより、公有財産事務の一層の適正化と事務軽減に寄与し、内部統制の強化につながる。

また、固定資産台帳の整備に当たっては、技術職員が関与しているため、技術職員の公会計に対する意識も高まりつつある。

＜内部統制の4つの目的＞

- ①業務の有効性及び効率性
- ②財務報告の信頼性
- ③事業活動に関わる法令等の遵守
- ④資産の保全

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

- ① 固定資産台帳を通常の事務に使用することで、固定資産台帳の精緻化につながり、公有財産管理事務の高質化に資する。
- ② これにより、公共施設最適化を進めるための基礎情報台帳としての有用性が高まる。

(2)今後の課題等

公共施設最適化のさらなる高質化を進めるためには、財務会計としての公会計の活用にとどまらず、政策決定に資する管理会計の視点から固定資産台帳を活用することが必要だと考えており、研究を進めているところである。

○ 事例名等

事例名	事業別財務諸表を活用した施設分析(障害者スポーツセンター)
団体名	東京都

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

障害者スポーツセンターは、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るために設置された施設であり、年間約38万人(平成27年度)の方に利用されている。

開設当初と比べ、利用者ニーズが多様化しており、施設の老朽化も進んでいる。

(2) 検討を開始した契機・導入過程

都は、事業の成果や決算状況を厳しく検証するのみならず、関係部局と連携した専門的視点からのチェックや、新たな公会計手法(複式簿記・発生主義の導入)の活用などを通じ、予算編成の過程で多面的な検証を行う取組として「事業評価」を実施している。

本事例も、事業実施に伴う成果や決算状況の検証を徹底し、必要性や有益性のほか、執行体制や将来への影響などにも十分に留意した上で、今後の対応を評価するため、事業評価の一つとして平成28年度に実施したものである。

本事例では、事業別財務諸表を活用して、施設分析を実施している。

▶ 平成27年度財務諸表

○ 貸借対照表

資 産 65.5億円 固定資産 [うち土地 47.9億円 うち建物 17.1億円]	負 債 1.9億円 都債 1.9億円 正味財産 63.6億円
---	--

資 産
分 析

建物老朽化率：67.1%

・建物老朽化率は、都の建物平均(47.8%)を上回っている。

・開設当初と比べて利用者ニーズが多様化しており、それらへ対応するためにも、引き続き、計画通り改修を進めていくことが求められ

○ 行政コスト計算書

行政収支の部

行政収入 0.1億円 [うち使用料及手数料 0.1億円]	
行政費用 8.1億円 [うち人件費 3.1億円 うち物件費 4.0億円 うち減価償却費 0.9億円]	

単位当たり
分 析

費用：2,166円/利用者

・改修工事に係る行政費用の増などにより、利用者1人当たりのコストは平成26年度に比べ40円の増となった。

・今後も、利用者へのサービス向上とともに、効率的な運営が求められる。

2. 効果

コスト面への影響も注視しながら、改修工事を着実に進めることで、施設の老朽化に対応することが可能となる。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1) 他の自治体の参考となると考えられる点

他の自治体においても、事業実施に伴う成果や決算状況の検証を通じて今後の対応を評価していく際に、事業別財務諸表を活用して財務分析を行うという点が参考となると考えられる。

(2) 今後の課題等

- ・改修に当たっては、障害者スポーツの競技力向上に向けて機能を充実させるなど、多様化するニーズに対応していく必要がある。
- ・事業別財務諸表を活用した分析等、新たな公会計手法を活用した取組を今後も推進していく必要がある。

○ 事例名等

事例名	より分かりやすい財政状況の公表
団体名	東京都港区

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

新たな視点を加えた財政状況の分析及び財政構造の質的な転換、また、財政状況や取組についてわかりやすく公表し、区民により一層開かれた財政運営を実現することを目的として、平成11年度決算から企業会計の考え方を導入した財務書類として財政レポートの作成・公表を開始。現在まで、より分かりやすい財政状況の公表のため、毎年見直しを行っている。

(2) 検討を開始した契機・導入過程

平成11年度決算から財政課にて財政レポートを作成開始。

平成20年7月「港区の会計制度改革に関する検討委員会」を設置し、平成21年度決算から「総務省方式改訂モデル」により財政レポートを作成開始。

総務省委託による「統一的な基準の導入」に伴い、平成27年度に「港区の会計制度改革に関する検討委員会・財務書類公表・活用部会」を設置。部会のメンバーは財政課、企画課、会計室、情報政策課の実務担当及び公認会計士。具体的な検討事項は、「統一的な基準」による財務書類の作成・公表及び財政レポートの構成の見直し、内容の充実化に主眼を置いた。

財政レポートの検討にあたっては、「財政の状況や取組について、より分かりやすく公表」をテーマに、財務書類の活用について以下の通り改善を図った。

- ① 視覚的に分かりやすくなるよう財務書類に写真や絵などを活用
- ② 区民に身近な事業の行政コストをより分かりやすい形で分析・公表
- ③ 区有施設においても、利用実績を踏まえた利用者一人あたりのコストを財務書類を用いて分析・公表
財政レポートに記載すべき内容について議論を行い、その結果が次の図である。

(単位:千円)					
事業活動概要	ちいばすは、区内の交通の利便性の向上、地域の活性化及び高齢者、障害者、妊産婦等の社会参加の促進を目的に、平成16年10月から運行を開始しています。現在の運行路線については、運行開始当初の田町・赤坂の2路線に、芝・麻布(麻布西ルート・麻布東ルート)・青山・高輪・芝浦港南の5路線を加え、7路線(8ルート)で運行しています。				
	区では、ちいばす運行事業者と協定を締結し、バス車両購入費や運行経費を補助するとともに、高齢者、障害者、妊産婦等に対し、コミュニティバス乗車券を発行し乗車運賃を助成しています。				
28年度活動実績	ちいばす延べ利用者数(C)				3,901,185人
	ちいばす運行 事業コスト計算書				
	人件費	14,458	収入	使用料等	245,822
	退職手当引当金繰入等	1,092		国庫(都)支出金	-
	事業経費	538,891		その他収入	8,810
	維持管理費	6,507		計(B)	254,731
	減価償却費	1,359		区民税等一般財源(A-B)	340,875
	支払利息	-		延べ利用者1人あたりの事業コスト	153円
	計(A)	595,306		(A)÷(C)	
備考	利用者の負担を分かりやすく示すため、利用者から運行事業者へ支払われる乗車運賃と、事業経費及び使用料等に上乗せしています。				
分析	28年度のちいばす運行にかかる事業コストは、車両購入費補助の減による事業経費や燃費単価の減による維持管理費の減少により、前年度比2,428万円減の5億9,531万円となりました。また、収入総額は2億5,473万円で、事業コストに占める割合は、42.8%となりました。直近5年間の推移をみると、事業コストについて、26年度以降車両購入費補助の支出年度を平準化したことや維持管理費の減により、減少しています。				

(単位:千円)						
施設名		児 童 館		28年度延べ利用者数(C)		173,005人
	施設コスト	人 件 費	380,127	収入	使 用 料 等	-
		退職手当引当金繰入等	23,650		国庫(都)支出金	18,137
		指定管理委託費	-		そ の 他 収 入	-
		維持管理費	90,911		計(B)	18,137
		減 価 償 却 費	39,787	区民税等一般財源(A-B)		516,338
		支 払 利 息	-	利用者1人あたりの区民税等一般財源額(A-B)÷(C)		2,983円
		計(A)	534,475			
人件費コスト比率		71.1%	区民税等一般財源充当率	96.1%	受益者負担率	-
前年度	施設コスト計	481,037	区民税等一般財源	478,841	1人あたりの区民税等一般財源額	2,821円
	人件費コスト比率	80.3%	区民税等一般財源充当率	99.5%	受益者負担率	-
備考		【施設数】5施設(29年4月1日現在) 利用者数には、学童クラブ利用者を含みます。				

2. 効果

- ・区民、議会への説明責任の向上
- ・職員のコスト意識の向上
- ・決算(執行率)だけではなくコスト分析

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

行政コスト計算書は、事業や施設の管理運営に係るコストを明らかにできるほか、そこから一般財源充当率や一人あたりのコストなどが判明し、事業スキームを見直すきっかけになると思われる。

(2)今後の課題等

現在は、選定した事業及び施設について、所管する部署に対する調査結果をもとに財政課職員にて行政コスト計算書を個別に作成している。今後は、公会計システムを使用して、財務伝票にセグメント情報を入力し、容易に全ての事業・施設ごとに作成するだけでなく、組織別の行政コスト計算書を作成し、より分かりやすい財政状況を公表していきたい。

さらに、単式簿記では得られない資産、負債等の情報を含めた区の財政状況の分析を行い、施策事業の方向性の決定に活かす等、区民に情報提供することを目指したい。

○ 事例名等

事例名	団体間比較(図書館事業)
団体名	新公会計制度普及促進連絡会議

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

公会計制度導入をしている地方公共団体間で、制度導入の目的やプロセス等について情報交換を行うとともに、制度の一層の普及に向け、連携した取組を協議している。

(2) 検討を開始した契機・導入過程

連絡会議において、図書館事業は各地方公共団体の政策方針が明確に反映されるところであり、図書館事業に予算をかけてでも市民のために貸出可能冊数を増加させるのか、開館日や時間を延長するのか等が明確に現れることから事業の比較をした。

【前提知識】

	町田市	吹田市	江戸川区
運営主体	直営 ※図書館書籍配送業務、清掃業務を委託 委託先：一般企業	直営 ※6施設の窓口等業務 委託 委託先：一般企業	指定管理者制度 指定管理者：一般企業
蔵書数	○図書1,154,494点 ○視聴覚資料42,976点	○図書1,024,560点 ○視聴覚資料64,771点	○図書1,485,298点 ○視聴覚資料76,092点
施設数	8	9	12

【自治体の財務書類】

	町田市	吹田市	江戸川区
人件費	840,923	481,136	25,684
物件費	300,953	449,485	1,529,556
維持補修費	15,885	21,580	10,978
補助費等	54,991	12,717	4,987
減価償却費	48,503	116,066	185,947
賞与・退職給与引当金繰入額	74,392	61,944	1,875
その他	0	49,103	0
合計	A 1,335,647	1,192,031	1,759,028

○ 1施設当たりの数値

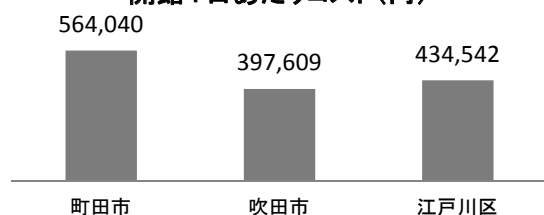
	町田市	吹田市	江戸川区
人件費	105,115	53,460	2,140
物件費	37,619	49,943	127,463
維持補修費	1,986	2,398	915
補助費等	6,874	1,413	416
減価償却費	6,063	12,896	15,496
賞与・退職給与引当金繰入額	9,299	6,883	156
その他	0	5,456	0
合計	166,956	132,448	146,586

※ 1施設当たりの数値は、町田市は8、吹田市は9、江戸川区は12で除した数値

○ 各地方公共団体の単位当たり分析指標(開館日数当たりコスト)

	町田市	吹田市	江戸川区
費用合計	A 1,335,647	1,192,031	1,759,028
開館日数(日)	B 2,368	2,998	4,048
1施設あたり開館日数(日)	296	333	337
開館1日あたりコスト(円)	A/B 564,040	397,609	434,542

開館1日あたりコスト(円)



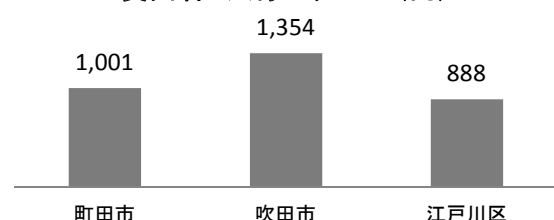
1施設あたり開館日数(日)



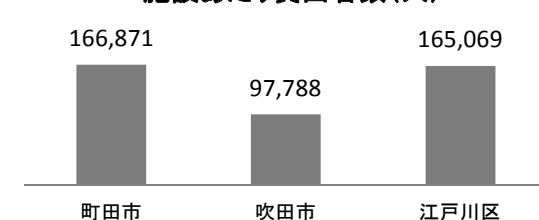
○ 各地方公共団体の単位当たり分析指標(貸出者数・貸出点数当たりコスト)

		町田市	吹田市	江戸川区
費用合計	A	1,335,647	1,192,031	1,759,028
貸出者数(人)	C	1,334,969	880,096	1,980,830
1施設あたり貸出者数(人)		166,871	97,788	165,069
貸出者1人あたりコスト(円)	A/C	1,001	1,354	888
貸出点数(点)	D	4,307,626	3,543,194	5,753,198
1施設あたり貸出点数(点)		538,453	393,688	479,433
貸出1点あたりコスト(円)	A/D	310	336	306

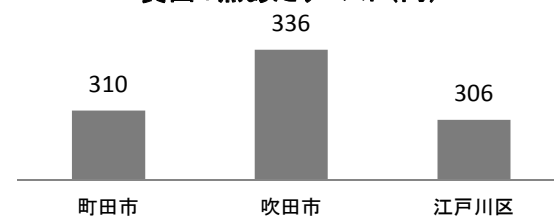
貸出者1人あたりコスト(円)



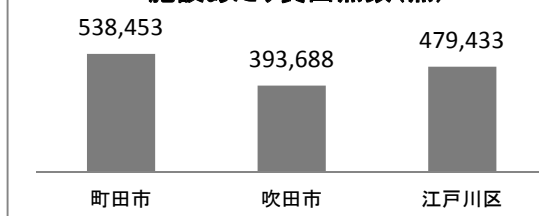
1施設あたり貸出者数(人)



貸出1点あたりコスト(円)



1施設あたり貸出点数(点)

(参考URL: <http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/281121symposium.html>)

2. 効果

図書館事業を比較したことにより開館日数あたりコスト等、他の地方公共団体に比べて高いものが判明した。地方公共団体の政策の相違点等を把握のうえ、今後も同様の予算をかけていくのか、削減していくのかの議論の参考とすることができる。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1) 他の自治体の参考となると考えられる点

他団体との比較により、自団体の特殊性も省みることができ、事業内容の見直しのヒントを得ることができる点。

(2) 今後の課題等

冊数の増加を行えば単位当たり費用が下がるが、本来の達成すべき政策目標等もあり、コスト情報だけの指標ではない総合的な検討をしていく必要がある。

○ 事例名等

事例名	セグメント分析(施設の統廃合)
団体名	熊本県宇城市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

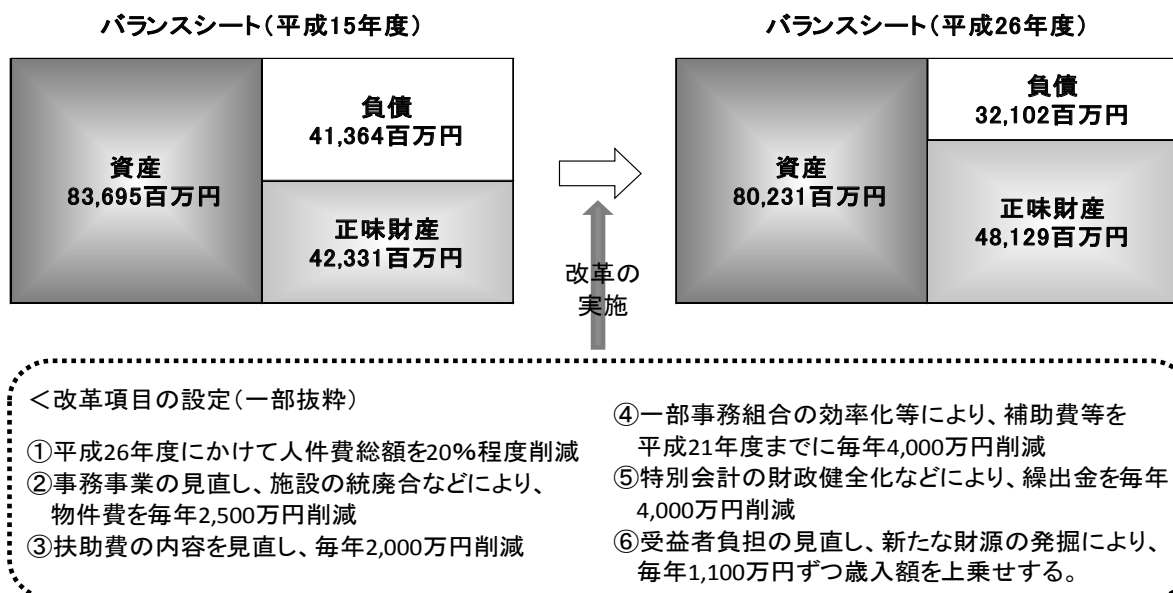
平成17年に三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町の5町合併による新市であるが、合併していない人口、面積が類似している宮崎県日向市と比較し、新市の課題を洗い出すこととなった。

その結果、宇城市では市民一人当たり130万円の資産を有しており、負債は64万2千円であったが、日向市は市民一人当たり153万5千円の資産を有しており、負債が51万6千円であり、将来世代の負担を頼り形成されていること、行政コストについては、宇城市では市民一人の行政コストが34万円、日向市では32万6千円であり、特に人件費が日向市の1.2倍かかっていることがわかった。

(2) 検討を開始した契機・導入過程

宮崎県日向市と比較、将来バランスシート(新市建設計画10年間)から把握した課題克服に向けて、平成17年9月に「第1次宇城市行政改革大綱」を作成し、平成18年3月には「宇城市集中改革プラン」が打ち出された。この中で具体的な改革項目と目標の設定が行われた。

【将来バランスシートと具体的な改善策】



(3) セグメント分析による統廃合

合併前旧各町において公共・公益施設の整備を進めてきたため、施設整備後の維持管理経費、地方債債務の増大等、財政運営に大きな影響を与えている要因となっていることから、資産の費用対効果を検証し、全体の観点から資産管理の在り方を見直した。

そのため、施設の統廃合を含む活用策及び今後の施設の在り方を十分検討し、改築・改修の計画や維持管理費を推計するとともに、問題点及び管理運営の改善策等をまとめた「施設白書」を策定し、平成20年3月に公表した。

施設毎のバランスシートと行政コスト計算書を作成し、施設毎の収入・支出の状況を明らかにするとともに、職員のコスト管理意識の醸成やコストに対する使用料等の収支の状況の分析等を通じて、今後の効率的な運営や維持管理の合理化を図ることを目的としており、これを契機に統廃合に向けた議論が広く住民や議会を巻き込んだ形で議論を行った。

物件費の2,500万円削減を達成するため、合併に伴う同種同規模の施設が旧町毎に存在している公民館と図書館の統廃合を実施した。

【公民館の統廃合】



【施設群名：公民館】

施設別バランスシート

(単位：千円)

整理No.	1月16日	2月16日	3月16日	4月16日	5月16日
施設名称	小川公民館	不知火公民館	豊野公民館	松橋公民館	三角公民館
【資産】					
建物等	401,016	157,456	212,534	3,423	29,248
土地	34,814	36,278	33,912	59,718	55,035
資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283
【負債】					
市債	20,673				
【純資産】					
純資産	415,157	193,734	246,446	63,141	84,283
負債・純資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283

施設別行政コスト計算書

(単位：千円)

【行政コスト】					
人件費	18,558	12,237	19,103	11,675	10,316
退職手当コスト	1,890	1,170	1,890	1,080	1,080
委託料	2,373	1,391	1,056	636	1,908
需用費	2,705	631	5,145	1,477	2,207
減価償却費	9,548	6,056	7,857	407	1,828
その他	298	1,450	1,495	4,120	787
行政コスト合計	35,372	22,956	36,546	19,395	18,126
【収入】					
使用料	209	255	131	363	154
その他	35	31	177	147	228
収入合計	244	286	308	510	382
受益者負担割合	0.70%	1.20%	0.80%	2.60%	2.10%
利用者一人当たりコスト	1,656円	1,398円	2,289円	1,258円	1,459円

【図書館の統廃合】

財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施した。

その結果、必要性検討領域にある2つの図書館について、コストだけではなく、施設の性能(耐震性等)、地理的要素も考慮しながら、移転、解体等を検討した。

<施設白書のデータ>

施設別行政コスト計算書

(単位：千円)

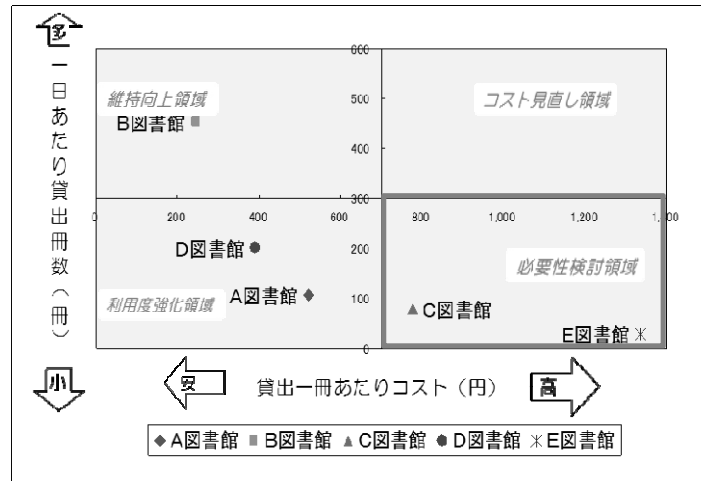
施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,076	25,797	30,058	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

<一冊当たりのコストを算出>



	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト(千円)	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日当たり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊当たりコスト(円)	549	242	879	406	1,385

<グラフ化>



2. 効果

平成21年度に公民館類似施設(三角公民館と三角センター)の統廃合を実施し旧三角公民館を解体、中央公民館と各地域の分館方式で公民館事業を行なっている。豊野公民館は近隣に代替施設がないことから、老朽化している豊野老人福祉センター(平成28年度廃止、平成29年度解体)と複合化し、稼働率を上げて一人当たりの行政コストを低下させる。平成27年度に老朽化した松橋公民館を廃止(平成28年度解体)し働く女性の家を松橋公民館に用途変更。

図書館については、C図書館を平成27年度に解体撤去し、市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に」移転し、一月当たりの貸出冊数が1,500冊から3,000冊に倍増した。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用されることとなった。

その結果、普通貸借対照表で、合併時の平成17年度と平成27年度を比較すると資産合計では125億56百万円増加し、負債合計では29億円14百万円減少し、純資産は154億円70百万円の増加した。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1) 他の自治体の参考となると考えられる点

- ・類似した他市との比較による課題の認識を行い、長期的な計画による無理のない目標設定。
- ・施設毎のセグメントにおいて費用対効果を検証し、効率的な施設運営や合理化を実施。

(2) 今後の課題等

すべての公共施設等の統合的かつ計画的な管理を推進するため、平成27年9月に「宇城市公共施設等総合管理計画」を策定した。既に策定している「公共施設の見直し方針」をもとに、総務省が示す指針に沿って作成し、適宜、見直し等を行うこととしている。

本計画の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間としており、進行管理として、建物等の公共施設に関しては、「公共施設の見直し方針」において、見直し期間の目標年度を平成31年度としている。

普通交付税の合併算定替えによる加算額が、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度には本来の宇城市としての交付税額となる。このため、新たに公共施設マネジメント課を設置し、所有している公共施設等について早急に見直しの方向性を決定し、できるところから順次、施設の廃止、統合及び移譲等を進めていくこととする。

○ 事例名等

事例名	未収債権の徴収体制の強化
団体名	千葉県習志野市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

公会計制度の整備に向けて、職員に対しての周知を行うことが必要であることが取組の背景である。
 (参考)職員研修誌「視点」(平成20年3月)
 「財務書類の作成・活用等を通じて資産や債務に関する情報の開示と適正な管理を進め、税收等を効率的に使うことがこれからの自治体運営に求められている」

(2) 検討を開始した契機・導入過程

平成21年度以降、公会計所管課により「貸倒引当金^(※)」の研修会を実施した。研修内容の要旨は次のとおり。
 ※統一した基準では「貸倒引当金」が「徴収不能引当金」に呼称が変更

貸倒引当金の必要性 → 債権管理への活用

現金主義・単式簿記は、収入時にのみ会計記録が行われるため、年度末における未回収金額は歳入の枠組みの中では十分に開示されない。
 (決算書上は調定額と収入額との差額として収入未済額が表示される。

一方、発生主義・複式簿記では、調定時点で未収金を資産計上するとともに、年度末には回収不能と見込まれる金額を見積もって**貸倒引当金**として計上し、未収金から貸倒引当金を控除して開示することで、将来の回収見込額を的確に把握できる。

貸倒引当金の算定の目的は、より効果的・効率的に債権の回収を行うことです。

適正な見積もりに基づく「**貸倒引当金**」「**回収不能見込額**」が開示されることにより、市民の理解・協力を促しながら、債権回収の目標を設定することができます。

また、その過程において、各部局が連携して未収金に係わる債権者の名寄せを行うことにより、債権回収体制の強化を図ることができます。

引当金により、より効果的・効率的な
債権債務の管理が可能になる。

債権回収体制の一元化
各課における債権回収の工夫が重要です。

習志野市独自の原則的な算定方法を採用

- ① 引当金の算定を担当課が行う。
- ② 個々の債権を3つに分類する。

債権の種類	内容	貸倒見込率
通常債権	貸倒の見込みがない債権	0%
貸倒懸念債権に準ずる場合	少しでも回収の見込みがある債権	50%
破産更生債権に準ずる場合	全く回収の見込みがない場合	100%

所管課は個々の債権の内容を精査して貸倒引当金を算定することから、徴収目標となり職員の意識改革が向上した。また、貸倒引当金の情報が貸借対照表に掲載され、個々の債権の貸倒引当金も内訳として公表されることとなった。しかし、個々の担当課による徴収には限界があることから、全庁統一的な徴収体制の強化を図ることになった。

徴収不能引当金の算定について(個別方式)

予算科目名 幼稚園保育料

28年度算定年度

【作業方法】

①黄色の部分の数値を、決算事項別明細書で確認しながら入力。
②未収金の残高を債権の内容ごとに振り分ける。

入力項目(これ以外への入力不要。自動算出されます。)

※②は「当該年度発生分の未収金」及び「滞納繰越分の未収金」に分けて入力してください。

この事例は個別方式(当該債権が不納欠損となるかを個別に検証する)のため、現年のみ表示しているが、一括方式(過去5年分の不納欠損率を基に徴収不能引当金を計上する)の場合は、現年含め5年分の下表を表示し、不納欠損率を自動算定する

※歳出入未済分は現年度分として置き換えてください。

28年度 (当年度)	当該年度発生分 (現年課税分)	調定額(A)	収入済額(B) (還付未済額を含む)	うち還付未済額(C)	当期収入済額 (D=B-C)	未収金残高 (E=A-D)	うち不納欠損 決定額(F)	当期末残高 (G=E-F)
		82,558,320	82,285,560	0	82,285,560	272,760	0	272,760
過年度分 (滞納繰越分)	前期未収金(H)	調定増減調整額(I)	収入済額(J) (還付未済額を含む)	うち還付未済額(K)	当期収入済額 (L=J-K)	未収金残高 (M=H+I-L)	うち不納欠損 決定額(N)	当期末残高 (O=M-N)
	1,427,725	0	228,000	0	228,000	1,199,725	91,875	1,107,850

=事項別明細書の滞納分調定額
1,427,725

矢印部分の金額が一致するようにしてください

不納欠損率の算定(当該年度発生分)			
「当該年度発生分」について、貸倒れの見込みを入力してください			
債権の内容	当年度期末未償債	貸倒見込率	徴収不能引当金
通常債権(貸倒の可能性なし)	63,510	0.00%	0
貸倒懸念債権に準ずる債権場合	209,250	50.00%	104,625
破産更正債権に準ずる場合	0	100.00%	0
合計	272,760	38.36%	104,625
流動負債の徴収不能引当金↑			

不納欠損率の算定(滞納繰越分)			
「滞納繰越分」について、貸倒れの見込みを入力してください			
債権の内容	当年度期末未償債	貸倒見込率	徴収不能引当金
通常債権(貸倒の可能性なし)	34,800	0.00%	0
貸倒懸念債権に準ずる債権場合	932,350	50.00%	466,175
破産更正債権に準ずる場合	140,700	100.00%	140,700
合計	1,107,850	54.78%	606,875
固定負債の徴収不能引当金↑			

徴収不能引当金 原則処理の一覧

(単位:円)

内容	前年度末残高	本年度末残高		対象債権金額			
		流動	固定	流動	貸倒率(%)	固定	貸倒率(%)
養護老人ホーム入所者負担金	114,500	0	96,500	0	—	193,000	50.00%
放課後児童育成料	290,670	0	217,600	265,900	0.00%	347,840	62.56%
行政財産一時使用料(健康福祉部所管分)	0	0	0	620	0.00%	0	—
海浜公園使用料	619,010	7,710	414,030	81,380	9.47%	629,870	65.73%
市営住宅使用料	14,507,867	0	13,464,687	231,193	0.00%	47,542,273	28.32%
市営住宅駐車場使用料	852,371	0	907,471	8,800	0.00%	3,190,250	28.45%
幼稚園保育料	806,705	104,625	606,875	272,760	38.36%	1,107,850	54.78%
し尿処理手数料	3,304	0	8,472	0	—	8,472	100.00%
給食センター事業収入(幼稚園)	135,690	41,160	125,513	88,480	46.52%	254,275	49.36%
給食センター事業収入(小学校)	1,694,126	823,216	2,234,891	2,352,045	35.00%	4,858,459	46.00%
単独校給食事業収入(幼稚園)	44,735	13,160	45,120	42,840	30.72%	93,540	48.24%
単独校給食事業収入(小・中学校)	2,095,829	1,338,301	2,882,641	3,568,801	37.50%	6,405,869	45.00%
こども園給食費収入	72,425	59,360	52,875	131,950	44.99%	116,775	45.28%
生活保護費返還金(歳出入含む)	40,655,657	7,337,669	34,375,402	24,458,899	30.00%	114,584,673	30.00%
中国残留邦人生活支援給付金返還金	0	0	0	0	—	662,088	0.00%
児童扶養手当過年度返還金(歳出入含む)	2,489,035	907,330	2,418,655	2,214,660	40.97%	4,957,310	48.79%
老人保健費過年度返還金(老人会より)	193	0	193	0	—	193	100.00%
児童手当過年度返還金	90,000	17,500	17,500	35,000	50.00%	35,000	50.00%
子ども手当返還金	293,000	0	114,000	0	—	228,000	50.00%
経過の福祉手当過私金過年度返還金	175,675	0	0	0	—	327,350	0.00%
特別障害者手当等過年度返還金	13,220	0	0	167,390	0.00%	271,440	0.00%
重度心身障害者医療費助成金過年度分返還金(歳出入)	0	0	0	5,756	0.00%	0	—
福祉電話通話料未納分	11,996	0	11,996	0	—	23,992	50.00%
未熟児養育医療徴収金	0	0	0	0	—	19,200	0.00%
幼稚園預かり保育料	22,090	5,525	14,450	23,800	23.21%	28,900	50.00%
夜間金庫賃借料戻入金(歳出入)	0	0	0	7,776	0.00%	0	—

平成24年4月 習志野市債権管理庁内検討会を設置

- ・副市長を会長、財政部長を副会長、庁内全ての次長及び会計管理者で構成
- ・5回の検討会を実施し、債権管理のあり方や習志野市債権管理条例の立案及び調整を行った。

平成24年4月 習志野市債権管理作業部会を設置

- ・徴収業務を所管する税制課長を会長、債権を所管する各課の係長で構成
- ・8回の作業部会を実施し、「庁内債権検討班」、「システム検討班」、「先進市分析班」、「収納率向上班」で検討

平成25年4月 債権管理条例の制定

- ・全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定

平成25年4月 債権管理課の設置

- ・当該課において徴収困難事案を集中処理

平成26年9月 債権管理連絡会議の設置

- ・関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

2. 効果

債権管理課に徴収移管された債権の徴収実績 (単位:円)				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	徴収済額	徴収済額	徴収済額	徴収済額
市県民税	0	9,455,114	3,755,781	17,634,320
法人市民税	0	0	0	350,000
固定資産税・都市計画税	0	13,181,748	9,220,450	81,176,864
軽自動車税	0	34,600	22,500	16,000
国民健康保険料	0	2,298,845	4,027,473	8,603,723
介護保険料	0	54,200	0	167,640
後期高齢者医療保険料	0	0	0	170,600
保育所保育料	73,280	3,167,520	1,371,730	1,091,700
し尿処理手数料	0	0	50,320	0
市営住宅使用料	0	0	0	189,800
計	73,280	28,192,027	18,448,254	109,400,647

平成28年度徴収済額の徴収方法

(単位:円)

滞納処分に伴う換価・取立てによる	不動産	2,177,100
	給与	1,308,400
	生命保険	623,700
指導納付による		105,291,447
計		109,400,647

従来は徴収困難債権として徴収が難しかった債権を債権管理課に債権を移管した。平成28年度実績では徴収額が1億円を超えるまでの成果があった。これは債権管理課だけではなく全庁的な協力のもとに成し遂げられたものである。具体的なものとしては

- ① 債権管理条例により、督促や催告などの滞納事務に関する基準が明確になった。
- ② 債権管理連絡会議を年3回実施、担当課による債権回収状況を報告をすることとなった。
- ③ 債権管理課に国税局OBの職員を配置した。
- ④ 不納欠損処理をする所管課は債権管理課に理由書を提出し、市長決裁を受けることとした。
- ⑤ 会場型公売、インターネット公売を積極的に活用した。
- ⑥ 研修や講習会の実施。「債権管理説明会」、「債権管理者実務講習会」、「徴収事務マネジメント講習会」、「滞納整理実務者講習会」、「新人徴収事務研修」、「税法改正に伴う猶予制度関係勉強会」、

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1) 他の自治体の参考となると考えられる点

未収金などの債権も資産であるという研修の実施が必要である。徴収不能引当金の算定を財政担当課などで過去の実績から算定することは容易であるが、あえて担当課にこの算定作業を要請していくことが全庁的な債権の徴収体制に繋がると思われる。

(2) 今後の課題等

財務書類の徴収不能引当金算定が直接的に未収債権の徴収体制の強化につながるわけではない。従前から収入未済額や不納欠損額などで従前から把握していた課題である。徴収不能引当金算定は徴収目標を立てることでもあるので、そのことを研修などで周知していく余裕はないのかもしれないが、公会計改革の重要なポイントとなるので公会計所管課からの働きかけが必要である。

○ 事例名等

事例名	課別・事業別行政評価シートによる事業マネジメント
団体名	東京都町田市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

従来の官庁会計は、単式簿記・現金主義により、現金収入と現金支出の結果を示す会計であり、①予算の獲得と使い切りに主眼が置かれること、②財政状態や経営成績を示すツールがなく事業の有効な評価が行えないこと等の課題があった。また、決算統計をもとに作成していた財務諸表は、会計全体の財務諸表であったため、十分に活用されていないという課題があった。

(2) 検討を開始した契機・導入過程

年月	項目	概要
2008年1月	新公会計制度導入の方針決定	上記(1)の課題を受け、市長の政策的判断により、マネジメントを強化し、民間で使われている会計言語を用いることで市民への説明責任を果たす目的で導入の方針決定を行った。
2008年11月	新公会計制度導入検討委員会の立ち上げ	副市長を委員長とする新公会計制度導入検討委員会(庁内検討組織)を立ち上げた。 また、財政課や会計課の職員を中心に関係各課により構成される作業部会を設置し、会計制度、資産評価、システム導入等について検討を行った。 検討にあたり、外部アドバイザーとして、公認会計士及び東京都新公会計担当職員が参加した。
2010年3月	日々仕訳方式を導入することを決定	マネジメントを強化するためには、各課の職員が組織別・事業別などの財務諸表を作成し、全庁で事業改善等に活用する必要があることから、東京都方式をベースとした日々仕訳方式を採用することを決定した。
2011年3月	例規整備等の具体的な制度設計を完了	より効果のある取組みとするため、 ①個別の組織・事業におけるマネジメントに活用できること、②市民に分かりやすい財務諸表であること、③迅速・簡便に財務諸表を作成できることを重視して、制度設計を行った。
2011年度中	予算体系を一課一目に組替え	予算科目の歳出目を、マネジメント(課)及び財務諸表作成の単位とするため、2012年度当初予算から、予算体系を一課一目に組替えた。
2012年4月	新公会計制度導入	市町村として全国で初めて、複式簿記・発生主義の考え方を加えた、企業会計に近い新公会計制度を導入し、日々仕訳を開始した。
2013年8月	「事業別財務諸表」を作成	「事業別財務諸表」を作成し、決算の参考資料として議会に提出した。
2015年8月	「課別・事業別行政評価シート」に変更	行政評価シートは、市施策全体を網羅した成果資料であり、決算認定時にフルコストによる事業評価の議論がより充実することが期待されるため、地方自治法233条第5項に定める「主要な施策の成果に関する説明書」として位置づけた。また、事業を評価していることを意識し、行政評価の考えや納税者の視点からの分析を反映させ、記載内容の充実を目指して、「事業別財務諸表」から「課別・事業別行政評価シート」に名称変更した。

課別・事業別行政評価シート

行政評価シートは、「課別行政評価シート」、「事業別行政評価シート」、「会計別行政評価シート」で構成されるマネジメントツール。2016年決算では、233事業で作成している。

[illegible]

【表】主要財務データ（単位：千円）

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売上高	1,145,144	1,289,248	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000
営業利益	150,000	180,000	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000	300,000	320,000
経常利益	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000
純利益	100,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	220,000	240,000	260,000
営業活動による現金の増減	130,000	150,000	170,000	190,000	210,000	230,000	250,000	270,000	290,000
投資活動による現金の増減	(50,000)	(60,000)	(70,000)	(80,000)	(90,000)	(100,000)	(110,000)	(120,000)	(130,000)
融資活動による現金の増減	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000
現金の増減	100,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	220,000	240,000	260,000
現金の残高	1,000,000	1,120,000	1,260,000	1,420,000	1,600,000	1,800,000	2,000,000	2,200,000	2,400,000

【表】主要財務比率（単位：％）

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業利益率	13.1	14.0	14.3	14.7	15.0	15.3	15.6	15.8	16.0
経常利益率	10.5	10.9	11.4	11.9	12.5	12.9	13.3	13.7	14.0
純利益率	8.7	9.3	10.0	10.7	11.3	11.8	12.2	12.6	13.0
営業活動による現金の増減率	11.4	11.6	12.1	12.7	13.1	13.5	13.9	14.3	14.7
投資活動による現金の増減率	(4.3)	(4.6)	(5.0)	(5.3)	(5.6)	(5.9)	(6.1)	(6.3)	(6.5)
融資活動による現金の増減率	1.7	2.3	2.9	3.3	3.8	4.1	4.4	4.7	5.0
現金の増減率	8.8	10.7	11.0	11.1	11.2	11.3	11.4	11.5	11.6
現金の残高	100.0	112.0	126.0	142.0	160.0	180.0	200.0	220.0	240.0

【表】主要財務比率（単位：％）

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業利益率	13.1	14.0	14.3	14.7	15.0	15.3	15.6	15.8	16.0
経常利益率	10.5	10.9	11.4	11.9	12.5	12.9	13.3	13.7	14.0
純利益率	8.7	9.3	10.0	10.7	11.3	11.8	12.2	12.6	13.0
営業活動による現金の増減率	11.4	11.6	12.1	12.7	13.1	13.5	13.9	14.3	14.7
投資活動による現金の増減率	(4.3)	(4.6)	(5.0)	(5.3)	(5.6)	(5.9)	(6.1)	(6.3)	(6.5)
融資活動による現金の増減率	1.7	2.3	2.9	3.3	3.8	4.1	4.4	4.7	5.0
現金の増減率	8.8	10.7	11.0	11.1	11.2	11.3	11.4	11.5	11.6
現金の残高	100.0	112.0	126.0	142.0	160.0	180.0	200.0	220.0	240.0

【表】主要財務比率（単位：％）

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業利益率	13.1	14.0	14.3	14.7	15.0	15.3	15.6	15.8	16.0
経常利益率	10.5	10.9	11.4	11.9	12.5	12.9	13.3	13.7	14.0
純利益率	8.7	9.3	10.0	10.7	11.3	11.8	12.2	12.6	13.0
営業活動による現金の増減率	11.4	11.6	12.1	12.7	13.1	13.5	13.9	14.3	14.7
投資活動による現金の増減率	(4.3)	(4.6)	(5.0)	(5.3)	(5.6)	(5.9)	(6.1)	(6.3)	(

①事業の成果

課の全体的な成果を表す指標について、目標と実績を記載している。併せて、成果の説明を記載している。

III.事業の成果

成果指標名	単位	区分	2014年度	2015年度	2016年度	目標(達成時期)	成果指標の定義
市民後見人育成研修の実施	-	目標	-	養成研修実施	第2期市民後見人育成基礎研修実施	第2期市民後見人育成基礎研修実施	市独自の市民後見人育成研修(オリエンテーション・基礎研修・養成研修・実務者研修)の実施
		実績	基礎研修実施	第1期研修終了者の市民後見人登録	第2期市民後見人育成基礎研修実施	(2016年度)	
3つの給付金(高齢者向け、平成28年度障害・遺族年金受給者向け)の計画的な支給	-	目標	-	-	-	支給完了	関連部署との調整、および受付方法や申請書類等を工夫するなどして、3つの給付金を大きな混乱を招くことなく、正確かつ計画的に支給した。
		実績	支給完了	支給完了	支給完了	(2016年度)	
指導検査を実施する社会福祉法人数	法人	目標	(23)	(23)	(23)	46	2015年度と2016年度の2か年で指導検査を実施する社会福祉法人の数
		実績	24	23	23	(2016年度)	

◆第1期市民後見人育成の修了生19人のうち最終面接合格者を市民後見人候補者として順次、2016年度内に登録し、登録者12人のうち3人が後見人等として受任に至りました。◆第2期市民後見人育成基礎研修(修了生26人)を行い、2017年度に実施する次のカリキュラム(実務者研修)の受講者を選考しました。◆高齢者向け給付金(対象者1人あたり30,000円)を30,517人に支給しました。◆平成28年度臨時福祉給付金(対象者1人あたり3,000円)を50,474人に支給しました。◆障害・遺族年金受給者向け給付金(対象者1人あたり30,000円)を1,945人に支給しました。◆臨時福祉給付金(経済対策分)(対象者1人あたり15,000円)は2017年2月から申請を受け付け、2017年度まで支給を継続します。2016年度中は32,574人に支給しました。◆社会福祉法に基づく社会福祉法人に対する指導検査は、法定受託事務として概ね2年に1回所轄庁において実施することとなっています。◆2015年度と2016年度の2か年で、46法人に対して指導検査を実施しました。◆第3次地域福祉計画を策定し、策定の報告会を開催し内容の周知やPRをすることができました。◆地域福祉推進区市町村包括補助金を活用し、39,258千円の都支出金を確保しました。また、包括補助金の更なる活用に向け、庁内で情報共有を図りました。

②財務情報

行政コスト計算書、貸借対照表等の財務情報を記載している。

①行政コスト計算書

(単位:千円)

勘定科目	2014年度	2015年度 A	2016年度 B	差額 B-A	勘定科目	2014年度	2015年度 A	2016年度 B	差額 B-A
人件費	253,066	249,562	266,896	17,334	地方税	0	0	0	0
うち時間外勤務手当	16,361	10,069	9,857	△ 212	保険料	0	0	0	0
物件費	257,993	212,963	282,233	69,270	国庫支出金	1,311,312	1,718,771	1,247,178	△ 471,593
うち委託料	227,740	187,785	248,473	60,688	都支出金	82,762	85,742	79,535	△ 6,207
維持補修費	2,249	374	0	△ 374	分担金及負担金	0	0	0	0
扶助費	1,108,301	472,427	1,623,979	1,151,552	使用料及手数料	6,127	5,368	5,814	446
補助費等	242,648	239,566	287,387	47,821	その他	1,090	6,013	5,701	△ 312
減価償却費	12,769	14,694	15,541	847	行政収入 小計(a)	1,401,291	1,815,894	1,338,228	△ 477,666
不納欠損引当金繰入額	0	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	△ 543,936	598,259	△ 1,183,234	△ 1,781,493
賞与・退職手当引当金繰入額	68,201	28,049	45,426	17,377	金融収支差額(d)	57	77	65	△ 12
行政費用 小計(b)	1,945,227	1,217,635	2,521,462	1,303,827	通常収支差額(c)+(d)=(e)	△ 543,879	598,336	△ 1,183,169	△ 1,781,505
特別費用(g)	0	0	0	0	特別収入 小計(f)	6,856	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	6,856	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	△ 537,023	598,336	△ 1,183,169	△ 1,781,505

③年度末の「成果および財務の分析」を踏まえた課題

非財務情報と財務情報を交えて分析した結果、見出された課題を記載している。

②2016年度末の「成果および財務の分析」を踏まえた事業の課題

◆福祉総務課では、行政費用の約64%にあたる扶助費の大部分が国・都制度に基づく義務的な支出であり、また、約11%にあたる物件費についても、国・都制度に基づく委託費が多くを占めています。2016年度は、補助金等及び扶助費見直しの基本的な考え方に基づいた見直しを行い、2017年度予算編成に反映しました。限られた市税や行政経営資源を有効活用するため、事業のあり方について、より一層の効率化を推進する必要があります。

◇2016年度は、地域福祉推進区市町村包括補助金を活用し、39,258千円の都支出金を確保しました。国庫支出金、都支出金等の更なる確保を目指す必要があります。

2. 効果

(1)組織風土改革

各課の職員が、課別・事業別行政評価シートの作成を通じて、PDCAサイクルを意識して業務に取り組むようになり、コスト意識が高まった。

(2)市民への説明責任の向上

課別・事業別行政評価シートを作成している233事業(2016年度決算時点)の中から、市民にとって身近な15事業を取り上げた課別・事業別行政評価シートのダイジェスト版を作成している。庁内会、自治会及び市が協働で開催する市政懇談会で市長が市民と対話する際に、ダイジェスト版を活用し、事業の成果や利用者一人当たりコスト、財源構成を円グラフを用いて説明し、説明責任の向上を図っている。

平成28年度(2016年度) 町田市 課別・事業別行政評価シートダイジェストから抜粋

4

小学校給食事業

保健給食課

1 事業の紹介

小学校42校における給食業務の運営に関する事業です。安心で安全な給食を安定的に提供できるように給食施設の環境や執行体制を整備するとともに、食品衛生や食育に関する情報を提供しています。

小学校給食は1校あたり年間平均187回実施しています。各小学校に所属する栄養士が献立を作成し、校舎に併設された給食室で調理しています。2016年度は、民間事業者へ調理業務を委託している学校が12校となっています。

2 事業の成果

成果指標名	2014年度	2015年度	2016年度
小学校給食調理業務の委託化	0校	6校	12校
食物アレルギー対応のための環境整備	4校	6校	8校

小学校給食において、今後も安定的に安全な給食を提供し続けるため、正規職員の退職動向を踏まえ、給食調理業務委託を新たに小学校6校に導入しました。

食物アレルギー事故を防止する取組の一環として、食物アレルギー対応専用調理スペース(ミニキッチン)を新たに2校に整備しました。

3 これからの課題

今後も安定的に安全な給食を提供し続けるため、正規職員の退職動向を踏まえ、小学校給食調理業務委託を計画的に導入する必要があります。また、給食施設の老朽化が進む中、学校給食衛生管理基準に則った備品の買い替えや修繕を行っていく必要がありそうです。

10

4 行政コスト計算書	コスト	割合	収入	割合
人にかかるコスト	13億1,570万円	70.8%	120万円	
業務にかかるコスト	9億3,129万円	29.2%	国・都支出金	
給付にかかるコスト	3億8,441万円		その他収入	120万円 0.1%
減価償却費			市税等	13億1,450万円 99.9%

給食調理業務委託を新たに6校に導入したため、人にかかるコストのうち人件費が1億2,562万円減少しました。

5 貸借対照表				
資産	1,037万円	割合	負債	4億8,312万円
土地			地方債(市の借金)	
建物			その他の負債	4億8,312万円
その他の資産	1,037万円	100%	純資産	△4億7,275万円

その他の負債のうち、4億6,769万円は当市国庫金です。

その他の負債のうち、4億5,768万円は退職手当引当金です。

この事業は何かをさしているの？



給食調理1食あたりコスト 288円
 食料費・減価償却費を含むと、1食あたり545円
 [食料費は全学年平均246円]
 年間延べ給食提供数 457万5,000食



11

(3) マネジメントの向上

新公会計制度を活用した予算編成

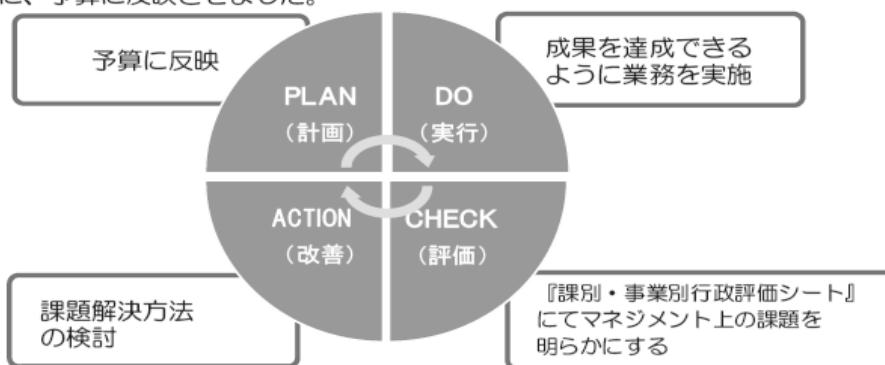
予算編成にあたり、課別・事業別行政評価シートで明らかになったマネジメント上の課題を解決できるように、予算に反映させている。

平成29年度(2017年度) 予算概要 から抜粋

6 予算におけるその他の取り組み

(1) 新公会計制度を活用した予算編成について

町田市は、2012年4月から市区町村としては全国で初めて、日常の会計処理の中で複式簿記を行う新公会計制度を導入しました。2016年8月に公表した『平成27年度(2015年度)町田市課別・事業別行政評価シート』では、事業の有効性・効率性の検証により、様々なマネジメント上の課題を明らかにしました。2017年度予算の編成にあたっては、明らかになった事業のマネジメント上の課題を解決できるように、予算に反映させました。



『平成27年度(2015年度)町田市課別・事業別行政評価シート』で明らかになった課題を、2017年度予算に反映させることができた件数・金額は以下のとおりです。

区分	予算に反映させた取組	件数	予算反映額
1	成果向上に向けた取組強化	68件	1,674,171千円
2	行政運営の見直し	28件	△277,746千円
3	歳入確保	10件	788,381千円

市民部小山市民センターの事例

減価償却費が計上される市民センターを保有する一方、施設利用率を向上させるため、予算へ反映した事例。

小山市民センターの課別行政評価シート(2015年度)から抜粋 事業の成果

成果指標名	単位	区分	2013年度	2014年度	2015年度	目標(達成時期)	成果指標の定義
行政窓口の市民満足度	%	目標	(80.0)	(80.0)	(90.0)	80.0	「市民満足度アンケート」調査における「満足・やや満足」の割合
		実績	79.4	97.4	99.1	(2016年度)	
施設利用率	%	目標	(58.4)	(60.0)	(60.0)	前年同月以上	ホールと会議室等の利用率
		実績	59.1	55.1	52.9	(2016年度)	

行政コスト計算書

勘定科目	2013年度	2014年度 A	2015年度 B	差額 B-A
人件費	59,535	56,882	56,253	△ 629
うち時間外勤務手当	1,806	1,370	1,480	110
物件費	24,001	26,655	24,735	△ 1,920
うち委託料	13,664	14,381	14,702	321
維持補修費	22,238	2,020	4,359	2,339
扶助費	0	0	0	0
補助費等	0	0	0	0
減価償却費	31,105	31,105	31,105	0

貸借対照表

勘定科目	2014年度末 A	2015年度末 B	差額 B-A
流動資産			
未収金	0	0	0
不納欠損引当金	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0
有形固定資産	1,778,225	1,743,091	△ 35,134
土地	845,075	841,046	△ 4,029
建物(取得価額)	1,555,249	1,555,249	0
建物減価償却累計額	△ 622,099	△ 653,204	△ 31,105

年度末の事業の課題

- ◆市民満足度に関しては目標値である90%を超えましたが、今後も職員全員でサービスの量、質ともに向上を目指します。
 - ◆時間外勤務が増加していることから、職場内での適切な業務分担や効率的な運営を行う必要があります。
 - ◆市民から要望のあったロビーの改善や和室の洋室化等について検討し、改善することで施設利用率の向上を目指します。
- ▽建設から21年が経過し建物の老朽化が進んでおり、突発的な修繕が必要になる可能性も高くなっているため、施設の状態に細かく気を配り、計画的な維持保全補修に取り組む必要があります。

2017年度予算への反映

平成29年度(2017年度)予算概要 から抜粋

担当課	前年度末の事業の課題	成果指標	前年度 成果	予算編成で 見直した項目	予算編成で 見直した内容	今年度 予算額 (千円)	翌年度年度 予算額 (千円)	翌年度 予算反映額 (千円)
市民部 小山市民 センター	市民から要望のあったロビーの改善や和室の洋室化について検討し、改善することで施設利用率の向上を目指します。	施設 利用率	52.9%	消耗品費 施設修繕料	市民から要望が多かったロビーの照明をLED化します。また、ラックを設置し、チラシを見やすく整理します。和室には、和室用の椅子を購入し、高齢者や障がい者の方も快適にご利用いただけるようにし、施設利用率の向上を目指します。	0	620	620

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

①非財務情報を交えた分析

「課別・事業別行政評価シート」は、行政コスト計算書や貸借対照表等の財務情報に加えて、組織の使命や事業の成果、事業に関わる人員、事業の課題等の非財務情報を記載している。財務情報と非財務情報を交えて分析することで、数字の分析のみならず、組織の使命達成やマネジメントに向けて必要な情報が洗い出される。

②導入時の予算体系の組替え

町田市では、導入時に予算体系の組替えを行った。町田市の従来の予算体系では、一つの歳出目に複数課の予算を計上していた。加えて、人件費を各項の筆頭目に計上していた。一つの歳出目に対し、一つの課の予算を計上する予算体系とすることで、歳出目単位の財務諸表が、各課のパフォーマンスを示すものとした(人件費も含む)。

■組替前				■組替後			
款	項	目	計上内容	款	項	目	計上内容
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	職員人件費(他目の人件費も計上) 福祉総務事務費(福祉総務課) 福祉のまちづくり推進費(福祉総務課) 障がい福祉事務費(障がい福祉課) 生活支援事務費(生活支援課)	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	職員人件費(当該目の人件費) 福祉総務事務費(福祉総務課) 福祉のまちづくり推進費(福祉総務課)
						障がい福祉費	職員人件費(当該目の人件費) 障がい福祉事務費(障がい福祉課)

(2)今後の課題等

目を課の単位に組替え

①予算編成へのさらなる活用

行政評価シートにより洗い出された課題を次年度に検証するために、数値で成果目標を設定することにより、実効性を確保し、客観的に検証することでPDCAサイクルを加速させ、予算編成に活用する必要がある。

②自治体間比較の推進

各自治体の事業別の財務諸表から算出される単位当たりコストを用いて、自治体間比較をすることが可能となる。自治体間比較をすることで、自治体内の分析では得られない知見を得られることがある。今後、自治体間比較や民間比較を推進し、マネジメントに活用する必要がある。

○ 事例名等

事例名	PDCAサイクルの再構築と議会への活用
団体名	東京都福生市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

官庁会計の予算決算は現金収支の状況のみで、事業の目的や内容、財源内訳等を把握することは困難であり、議会から「事業の中身が分かりにくい」との指摘を受けていた。

また、庁内においても、予算事業と実施計画の作成単位が一致していないため実効性のある事業評価が出来ず、財源が有効的に配分されているか、行政コストに見合う成果があるのかを検証し改善につなげることが課題となっていた。

(2) 検討を開始した契機・導入過程

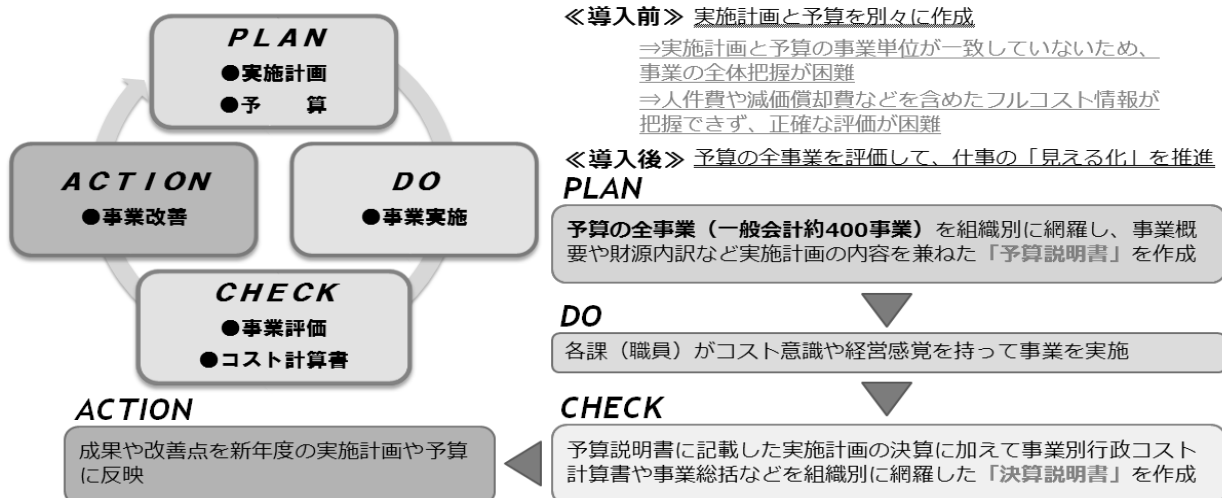
年月	項目	概要
平成26年度以前	新公会計制度の導入・活用に向けた検討	財政課(課長、担当者)において、東京都や町田市、習志野市等の先進的な取組を研究し、新公会計制度の導入による事業マネジメント、アカウントビリティへの活用について検討を進めた。
平成26年4月～6月	新公会計制度導入のロードマップ案を作成	これまでの検討に加えて総務省通知も契機となり、牽引役である財政課の呼びかけに応じて会計課、契約管財課、企画調整課等の各担当者が集まり、固定資産台帳の整備や財務会計システムの更新等について検討を進めた。その結果、平成26年度に固定資産台帳を整備、平成27年度中に予算科目の組替えと実施計画との作成単位の統一及び財務会計システムの更新、平成28年4月に制度を導入(日々仕訳)することとした。
平成26年7月	平成28年度に制度を導入することを決定	庁議において、制度導入の目的とともに上記のロードマップ案を提案し、マネジメントの強化とアカウントビリティを両立するためには、各課の職員が仕訳を行い、その成果を主体的に説明出来る環境が必要であるため、実績のある東京都方式をベースとした日々仕訳を採用することを決定した。
平成26年9月～平成27年3月	固定資産台帳を整備	短期間で固定資産台帳を整備するため、監査法人に支援委託を行い、調査手順や集計方法、台帳作成における疑問点等について助言を受けた。遅滞無く進めるため、必要な予算は予備費を充用、財政課が調整役を担いつつ、契約管財課や会計課が主体となり調査を実施し、平成26年度中にエクセルベースの台帳を整備した。
平成26年12月	財務会計システム更新に係る債務負担行為を設定	従前の財務会計システムの契約期間が平成28年9月までのため、平成27年度中のシステム更新を予定していたが、制度導入に当たってシステム更新に合わせて日々仕訳に対応する必要があり、移行期間を確保するため債務負担行為を設定し、平成26年度中に業者選定等を実施した。
平成26年12月	新公会計制度導入に伴う支援に係る協定を東京都と締結	平成18年度から本格的な複式簿記・発生主義会計による新公会計制度を導入している東京都と協定を締結し、支援体制を強化した。
平成27年2月～平成28年3月	日々仕訳に対応した財務会計システムを導入	業者選定の結果、新たな業者のシステムを導入することになったため、従前システムのデータやエクセルベースの固定資産台帳データの取り込み、各サブシステムの調整等を進め、平成28年度予算要求から新システムを使用し、平成28年度の日々仕訳が円滑に行えるよう準備を行った。
平成27年度	専任部署を新設、東京都による研修生の受入れ	制度導入を推進するため、企画財政部企画調整課新公会計・公共施設等総合管理計画担当を新設し、担当主幹と担当主査を配置した。また、東京都会計管理局に本市の研修生を受け入れていただき、制度の運用や日々仕訳業務の習得を図った。
平成27年4月～9月	予算体系を一目一課に組替え	予算科目の歳出目以下を、マネジメント(課)及び財務諸表作成の単位とするため、平成28年度当初予算から、予算体系を一目一課に組替えた。また、組替えに当たり、実施計画との整合を図った。
平成28年3月	新たな予算資料として「平成28年度予算説明書」を作成	予算と実施計画の事業単位が統一されたため、予算書と実施計画の内容を網羅した予算説明書(P)を作成し、新たな予算資料として議会審査で活用された。また議会においても、審査方法を款別から組織別に見直す等の協議を行い、対応が図られた。
平成28年度	会計課を増員	日々仕訳や残高照合等に対応するため、会計課に主査を配置した。
平成28年4月	新公会計制度を導入	都内市町村としては町田市に続いて制度を導入し、日々仕訳を開始(D)した。
平成29年9月	新たな決算資料として「平成28年度決算説明書」を作成	予算説明書の決算版として決算説明書(G)を作成し、新たな決算資料として議会審査で活用された。また議会においても、予算と同様に審査方法の見直しが行われた。
平成30年3月	「平成30年度予算説明書」を作成	決算説明書による各課の事業評価や決算審査等を踏まえ、事業の改善内容を新年度予算に反映(A)
平成27年度以降	新公会計制度導入及び運用に関する支援を委託	制度導入及び運用を円滑に進めるため、各種研修やヘルプデスク、資産の棚卸し等について、監査法人から支援を受けている。

2. 效果

(1)事業の見える化による庁内の意識改革

予算事業と実施計画を合わせた予算説明書と決算説明書を作成、公表することで事業の全容が明らかになったため、計画から事業実施まで常にコスト意識を持って取り組む意識が係員レベルから高まった。管理職は事業の責任者として、それぞれの成果や改善点の分析、評価が求められるため、マネジメントの強化が図られた。

新公会計制度を活用した新たなマネジメント（PDCA）サイクルを構築



(2) 資料の見直しによる議会審査の円滑化

予算説明書と決算説明書をそれぞれ審査資料として活用することにより、審査の円滑化につながった。

予算審査における主な効果

- ①予算資料の充実（資料の選択と集中）
- ②事業全体に関する質問が中心に
- ③審査時間の短縮

H27（制度導入前）	1,282分
H28（導入初年度）	1,279分（△3分）
H29	1,249分（△30分）

予算説明書の主な記載事項

【実施計画(予算事業単位)】

継続事業	新SG	部署名	環境部	課名	シニアサービス推進課	係名	まちの魅力創造グループ
No.	事務区分 自治事務 事業別費 事務事業 予算科目 事業名	総合計画 の体系 目標に対する指針 第4部人 都 市景観 の概要 国 商工費 大事業 まちの魅力推進費 財源内訳(千円)	計画の体系				
	事業名	観光					
	事業概要	観光案内所等を中心とした福生市のホスピタリティ及び情報発信の促進を図る。また、市民生活者などの関係団体等と協働で地域の活性化と交流人口の増大を図る。	財源内訳				
			国庫支出金	都支出金	4,300		
			合計	24,705			
27	主たる事業費(千円)	○P.132 まちなかおもてなし事業委託料	12,493	予算	計画予算(3カ年)		
		福生市観光事業補助金	6,582		620		
		ベースサイト・スリート観光事業委託料	1,617				
		主なる事業費	1,535		特記事項		
			1,054				
		駅前南口郵便局階下設置委託料	943				
		観光案内板書き替委託料	462				
		有料道路使用料	20	特記事項			
	その他	その他の事業費	19				
	合計	合計	24,705				
	主たる特定財源(千円)	市町村共同交付金	2,831				
		多摩区	1,469				
		主なる特定財源					

【実施計画における改善項目の詳細】

款	商工費	項	商工費	目	商工費	大事業	まちの魅力推進費
事業名			観光対策事業				
主な事業費名			まちなかおもてなし事業委託料				
主な事業費の概要	福祉市観光案内所「くるみるふっさ」を拠点とした観光業務等を推進することで、市の人口減少対策に貢献する。			交流	改善の内容	これまで別途委託していたロケ支援業務及びまち直営で実施していた各種イベント等を、福祉市観光案内所「くるみるふっさ」を拠点とした一体系的な観光事業の推進を図ります。	
	主な事業費の概要				改善の内容		
5							
年度別計画							
事業費 (千円)	前年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	まちなかおもてなし事業委託料 6,518、ロケ支援等事業委託料 5,408		まちなかおもてなし事業委託料 12,493		まちなかおもてなし事業委託料 12,493		まちなかおもてなし事業委託料 12,493
	事業費の年度別計画						
金	計	11,926		12,493		12,493	12,493

グレー

…予算書で把握可能な情報

オレンジ

…予算説明書で明らかになる情報

決算審査における主な効果

- ①情報量の充実による質問の変化
- ②単年度から中長期的な視点に
- ③「見える化」による職員の意識改革

決算説明書の主な記載事項

【組織別財務諸表(部局単位)】

組織別 貸借対照表	組織別 キャッシュ・フロー計算書
組織別 行政コスト計算書	市民一人当たり 資産額・負債額
固定資産・行政費用の主な構成割合	
組織長の総括	

【事業別決算説明(予算事業単位)】

支出済額	特定財源決算額
事業別 行政コスト計算書	人件費内訳
	行政費用の 主な構成割合
	視点別指標
担当課長の総括	

グレー

…決算書で把握可能な情報

オレンジ

…決算説明書で明らかになる情報

(参考) 決算書と決算説明書の比較

事業名：母子保健指導事業

決算書には、歳出（現金支出）のみ記載されています。

訪問指導委託料 2,223 千円、母子教育講師謝礼 250 千円、など・・・

歳出合計 3,893 千円

財源充当の情報がないため、特定財源としての歳入も分かりません。

決算説明書には、主な歳出のほか、次の項目が記載されています。

【事業概要】 ※予算説明書と同じ内容を記載しています。

安心して子育てができるように妊娠中から産後子育て期間を通し、継続的に教育・相談・指導を行います。

⇒事業の目的や内容が分かります。

【主な特定財源】

(国) 子ども・子育て支援交付金 907 千円

(都) 子ども・子育て支援交付金 907 千円、医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 16 千円

⇒事業の特定財源の名称や金額が分かります。

【行政コスト計算書】

人件費	6,229 千円 (59.3%)
物件費	2,735 千円 (26.0%)
補助費	1,158 千円 (11.0%)
各引当金繰入金	391 千円 (3.7%)
行政費用合計	10,513 千円

【視点別指標】

市民一人当たり行政コスト

73 円

⇒事業のフルコストや市民一人当たりの行政コストなどが分かります。

【担当課長の総括】

離乳食教室の対象者をこれまでの離乳食開始時の乳児とその家族に加えて、中後期の方まで範囲を広げ、託児付きで実施しました。また、新生児訪問を行うとともに、三か月児健康診査までに訪問完了をしていない乳児については常勤保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めました。

⇒事業の責任者である担当課長の総括により取組結果が分かります。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1) 他の自治体の参考となると考えられる点

財務諸表の活用ばかりに注力するのではなく、PDCAサイクルの再構築や議会審査資料の見直し等、既存の仕組みを改善するためのツールとして新公会計制度を活用している点。

(2) 今後の課題等

財務諸表の経年比較や他団体比較に対応するため、職員の育成を全庁的に進めていく必要がある。

Q & A 集

Q&A集

1.全体

問番号	質問	回答	関連箇所
1	統一的な基準とは、どのような会計基準なのでしょう。	「研究会報告書」において示された統一的な地方公会計基準は、公的特性を踏まえた上で、 ・発生主義・複式簿記の導入を前提としていること ・固定資産台帳の整備を前提としていること ・比較可能性の確保の観点から、全ての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準であること といった特徴があり、現行の官庁会計（現金主義会計）の補完として整備するものです。（官庁会計との関係については、本Q&A集の「1.全体・問番号2」参照）	「研究会報告書」 16段落
2	地方公共団体では、これからも現金主義の予算・決算を行うことになるのでしょうか。	地方公共団体における現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた現金主義会計を採用しています。 統一的な基準による地方公会計の整備については、上記の趣旨を踏まえ、現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行の予算・決算制度については、引き続き現金主義に基づいてなされることとなります。	「研究会報告書」 16段落 「財務書類作成要領」 1段落
3	統一的な基準による地方公会計の整備は、どのようなスケジュールとなっているのでしょうか。	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知）で示しているとおり、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することとしています。 一方で、公共施設等のマネジメントをはじめとする諸課題に迅速に対応していくためには、財務書類等の早期整備が重要であることから、特に、固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、平成27年度までに同台帳を整備することが望まれます。 なお、日々仕訳により財務書類等を作成する地方公共団体においては、システム改修等に一定の期間を要することも想定されますが、そのような場合でも、遅くとも平成29年度決算に係る財務書類等を作成・公表する必要があります。 また、次年度予算編成への反映も含めた一層の活用を図るためには、財務書類等の作成及び公表の早期化が重要であり、例えば、決算年度の翌会計年度の概ね8月末までの作成と、その後の検証を経て、9月末までの公表といった対応が望ましいと考えられます。	「研究会報告書」 305段落
4	一般会計等における財務書類の作成に関して、統一的な基準による地方公会計は、これまでの基準モデルや総務省方式改訂モデルとはどう異なるのでしょうか。	別紙1-1「基準モデルからの変更点」及び別紙1-2「総務省方式改訂モデルからの変更点」を参照ください。	—
5	作成した財務書類等は、監査委員の審議対象や議会への報告事項となるのでしょうか。	地方公共団体が作成する財務書類等については、監査委員による審査や議会への報告が義務付けられているものではありませんが、前者は財務書類等の正確性・信頼性の確保に資するものであり、後者は地方議会の監視機能の向上に資するものであるため、いずれも有意義な取組だと考えられます。	—
6	統一的な基準による財務書類等の公表形式はどのようにすればよいのでしょうか。	財務書類等の利用者が、財務書類等の情報を自身のPC等に取り込み、加工できるようにエクセル形式等の編集可能なデータ形式でマニュアルに記載の様式（フォーマット）に則り公表することとします。	—
7	発生主義・複式簿記を導入する意義は何でしょうか。	発生主義の意義としては、現金主義では見えにくいコスト（減価償却費や退職手当引当金等）の把握が可能となることにあります。 また、複式簿記の意義としては、取引を原因と結果という2つの側面から処理することにより、ストック情報とフロー情報の両面の把握が可能となることにあります。	「研究会報告書」 293段落
8	日々仕訳と期末一括仕訳はどちらを導入すべきでしょうか。	仕訳の検証精度が高くなり内部統制に寄与すること、より早期に財務書類の作成・開示が可能となること等から、「研究会報告書」297段落では日々仕訳が望ましいとされていますが、都度の仕訳処理に係る全庁職員への事務負担や、現金支出等とあわせた仕訳処理を可能とするためのシステム等に係る経費負担等を考慮する必要があります。 このため、統一的な基準では、「研究会報告書」293段落の①（帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること）が満たされ、②（事業別・施設別等のより細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となること）にも資するものであれば、期末一括仕訳によることも差し支えないとしています。 なお、年次のほか月次や四半期など一定の期間で仕訳処理を行い、財務書類等を作成することも可能です。	「研究会報告書」 293段落、297段落

2.財務書類作成要領

問番号	質問	回答	関連箇所
1	統一的な基準による地方公会計の報告主体の範囲はどこまでになるのでしょうか。	統一的な基準による地方公会計の報告主体は、都道府県、市町村（特別区を含む）並びに地方自治法第284条第1項の一部事務組合及び広域連合としています。（基準モデルや総務省方式改訂モデルの報告主体は、都道府県及び市町村のみでしたが、統一的な基準では一部事務組合及び広域連合についても、報告主体として加わることとなります。（例外については、本Q&A集の「2. 財務書類作成要領・問番号2」参照） また、地方公共団体は、一般会計等を基礎として財務書類を作成することとしていますが、公的資金等によって形成された資産の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に都道府県と市町村の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとしています。	「財務書類作成要領」6段落
2	地方公営企業法を適用している一部事務組合等についても、報告主体として統一的な基準による財務書類等を作成する必要はあるのでしょうか。	地方公営企業法を適用している公営企業会計のみによって構成される一部事務組合等については、既に発生主義・複式簿記による法定決算書類が作成されているため、統一的な基準による財務書類については作成しないことも許容することとします。なお、連結時には、法定決算書類の読替えを要します。 また、一般会計等と地方公営企業法を適用している公営企業会計の双方によって構成される一部事務組合等については、一般会計等分を一般会計等財務書類として作成し、地方公営企業法を適用している公営企業会計分は法定決算書類を読み替えたうえで、純計処理等を行い全体財務書類を作成することとなります。	「財務書類作成要領」6段落
3	作成することになる財務書類の体系はどのようなのでしょうか。	基準モデルや総務省方式改訂モデルと同様に、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表としていますが、行政コスト計算書と純資産変動計算書は、各地方公共団体の実情も踏まえ、別々の計算書としても、その2つを結合した計算書としても差し支えないこととしています。	「財務書類作成要領」18段落
4	財務書類の表示単位は円単位としても差し支えないのでしょうか。	原則として百万円単位、例外として千円単位も許容することとしています。より細かい単位である円単位での表示を妨げるものではありません。	「財務書類作成要領」24段落
5	勘定科目の改廃や内訳科目の追加は可能でしょうか。	比較可能性を確保する観点から、原則として「研究会報告書」等で示した勘定科目を用いることとしますが、財務上の管理の必要に応じて勘定科目を追加等することを妨げるものではありません。（例えば、財務書類の「その他」に計上されているもので、重要性の高い項目について、特定の勘定科目で表示することが考えられます。）	「財務書類作成要領」27段落
6	示されている資金仕訳変換表のとおりに変換処理しなければならないのでしょうか。	予算科目体系は、基本的に全地方公共団体で共通とはいえ、若干の相違があるため、示されている資金仕訳変換表を参考として各地方公共団体固有の資金仕訳変換表を作成する必要があることにご留意ください。	「財務書類作成要領」65段落、別表6
7	交換により事業用地を取得する際、開始時に1円で評価した道路用地を引き渡した場合に、当該事業用地は1円で資産計上するのでしょうか。	適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価とされる取扱いに準じ、交換時点で事業用地を再評価して差額を純資産変動計算書で計上します。	「台帳手引き」62段落
8	資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準とされていますが、何が例外なのでしょうか。	企業会計の正常営業循環基準の考え方に準じて、例えば棚卸資産（販売用土地等）については、1年基準の例外として流動資産としています。	「財務書類作成要領」90段落
9	基金について、1年基準によるならば、予算上取崩すこととされた基金を流動資産、それ以外の基金を固定資産と考える必要はないのでしょうか。また、この場合、固定資産としての「財政調整基金」、流動資産としての「その他の基金」もありえるのではないのでしょうか。	流動・固定を分類する際の判断基準は原則として1年基準とされていますが、基金についてはその性質で勘定科目を定めており、財政運営上弾力的に取り崩される「財政調整基金」は流動資産として、特定の目的のために取り崩される「その他の基金」は固定資産として分類しています。	「財務書類作成要領」90段落
10	建物、建物附属設備、工作物、物品の違いについて、例示してください。	建物、建物附属設備、工作物、物品は、以下を参考に判断してください。 ○建物 ・相当の期間、存在することを前提に、原則として屋根・壁・柱を有する土地の上に建てられたもの ○建物附属設備 ・建物に付随して機能するもの 例：冷暖房設備、電気設備、排水衛生設備、昇降設備等 ○工作物 ・土地の上に定着する建物以外のもの ・人間が継続的に居住・滞在する目的以外のために設計されたもの 例：塀、防壁、堤防、トンネル、橋りょう、煙突、貯蔵用タンク、ため池、ダム、屋外広告塔、駐車場（舗装路面）、舗装道路（アスファルト敷やれんが敷等）等 ○物品（工作物、建物、建物附属設備との違いの観点から） ・土地に定着していない、掘置きのもの ・固定されているが、天井又は壁面等に金具によって取付・設置されているもの（建物又は工作物そのものと一体となっているものは、建物又は工作物として取り扱う。）	「財務書類作成要領」96段落、99段落、101段落、103段落
11	所有外管理資産の修繕や整備に係る費用はどのように計上するのでしょうか。	所有外管理資産の修繕費については、「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）／【資金収支計算書】物件費等支出」として計上します。 一方、所有外管理資産の整備に係る費用については、当該所有外管理資産が資産計上の対象か否かで扱いが異なります。 資産計上する場合は「【貸借対照表】所有外管理資産／【資金収支計算書】投資活動支出（公共施設等整備費支出）」とし、資産計上しない場合は「【行政コスト計算書】移転費用（補助金等）／【資金収支計算書】移転費用支出（補助金等支出）」として計上します。	「財務書類作成要領」102段落、168段落
12	県、市町村への無償譲渡が前提となっている土地改良事業などに係る委託料や工事請負費の支出についてはどのように計上するのでしょうか。	「【行政コスト計算書】移転費用（補助金等）」に計上します。 完成まで建設仮勘定とし無償所管換等計上という考えもありますが、最終的に県の固定資産にならないものを完成まで建設仮勘定として計上する必要はありません（ただし、「台帳手引き」25段落に記載するとおり、当該団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額を注記することは望まれます。）。	「財務書類作成要領」175段落 「台帳手引き」25段落
13	固定資産の除却費用については、資産計上すべきでしょうか。又は維持補修費として取り扱うべきでしょうか。 仮に資産計上した場合は、除却した償却資産の帳簿価額が消込まれているにもかかわらず、当該除却費用が数値上の資産として残るものと思われず。	固定資産の除却の場合、当該支出は資本形成にはつながらないため、資産計上すべきではありません。 固定資産台帳に簿価が残っている場合、除却に伴って固定資産がなくなるため、残っている分については、「【行政コスト計算書】臨時損失（資産除売却損）」に計上されます（別表7－5 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳）。 また、除却に伴って解体費用等が別途発生する場合には、解体費用等を資産除売却損に含めます。	「財務書類作成要領」187段落、別表7－5

問番号	質問	回答	関連箇所
14	純資産変動計算書の「その他」には、具体的にどのような項目の計上を想定しているでしょうか。	他科目で対象とならない項目を記載しますが、例えば、純資産変動計算書に係る過年度の修正等が計上対象となります。	「財務書類作成要領」213段落
15	歳計外現金はどの時点の残高を把握すればよいのでしょうか。	歳計外現金の残高は3月31日時点の残高を計上します。ただし、出納整理期間中に歳計現金との振替があった場合、振替額が貸借対照表に二重に計上されるため、歳計外現金残高から振替額を控除するなど調整する必要があります。	「財務書類作成要領」218段落
16	資金収支計算書の投資活動収入に計上する国県等補助金について、資産整備と修繕費等に充当される額を分けて計上することが原則ですが、事業単位でしか把握できない場合、当該補助金をまとめて投資活動収入に計上しても差し支えないのでしょうか。	資金収支計算書には、充当される事業の内容に応じて、業務活動収入又は投資活動収入に区分して計上することが原則ですが、区分することが困難である場合は、全額を投資活動収入又は業務活動収入として処理する取扱いも差し支えありません。	「財務書類作成要領」233段落、249段落
17	広域連合及び一部事務組合が構成市町村から受ける負担金・分担金の仕訳科目について、資金仕訳変換表(別表6-1)によると借方は「税込等収入」、貸方は「税込等」となっていますが、負担金等の個々の性質に応じて仕訳することは考えられないのでしょうか。	資金仕訳変換表はあくまで例示であり、負担金・分担金であっても使用料の性質を有するものは「使用料及び手数料」とするなど、実態に応じて仕訳することも考えられます。	「財務書類作成要領」別表6-1
18	臨時財政対策債を発行する際、将来、財政措置される地方交付税は未収金として計上してよいのでしょうか。	未収金を計上するのではなく、地方交付税が交付された時に以下のとおり仕訳処理します。 【資金収支計算書】税込等収入 / 【純資産変動計算書】税込等	「財務書類作成要領」別表6-1
19	仕訳候補が複数ある予算科目は、どのように仕訳処理するのでしょうか。	工事請負費を例にとると、その支出内容が、資産形成(資産(土地・建物等))にあたるものか、修繕(費用)にあたるものかを、工事等ごとに個別に判断し、仕訳処理します。	「財務書類作成要領」別表6-3、別表6-4
20	水道事業等に支出する繰出金について、補助金や出資金の節で支出している場合でも、【行政コスト計算書】他会計への繰出金／【資金収支計算書】他会計への繰出支出として仕訳処理をすべきでしょうか。	財務会計上の費目で補助金、出資金となっている場合は、繰出金でなく補助金、出資金として仕訳する必要があります。	「財務書類作成要領」別表6-4
21	建物附属設備(電気・空調・給排水衛生・火災報知設備等)は財務書類上、どの勘定科目で表示するのでしょうか。	建物と建物附属設備は、勘定科目としてはいずれも建物となります。なお、開始時については建物と一体として固定資産台帳に計上することができますが、開始後に取得する建物と建物附属設備は、別々の資産として固定資産台帳に計上する必要があります。	「財務書類作成要領」別表6-4
22	貸借対照表に計上するリース資産やリース債務について、具体的にどの勘定科目で処理すればよいのでしょうか。	リース資産については、固定資産の性質に応じた勘定科目(建物、工作物、物品等)に計上します(減価償却累計額も同様)。 リース債務については、1年以内に支払期限の到来するものは流動負債の「その他」、1年を超えて支払期限の到来するものは固定負債の「その他」に計上します。	「財務書類作成要領」別表7-1 「台帳手引き」32段落
23	過年度の修正や固定資産が新たに判明した場合は、どこに計上すればよいのでしょうか。	以下を参考に計上してください。なお、当該内容と金額を注記することとします。 ・行政コスト計算書に係る過年度の修正(各種費用や使用料等) →行政コスト計算書(臨時損失・臨時利益(その他))に計上 ・純資産変動計算書に係る過年度の修正(税込等や国県等補助金等) →純資産変動計算書(その他)に計上 ・固定資産が新たに判明した場合 →純資産変動計算書(無償所管換等)に計上	「財務書類作成要領」別表7-5
24	国県等補助金の返還金は、当該年度分については、「NW国県等補助金／CF国県等補助金収入(業務又は投資)」と仕訳するとありますが、過年度分の返還金についてはどのような仕訳になるのでしょうか。	次のとおり仕訳処理します。 【行政コスト計算書】その他(その他の業務費用)／【資金収支計算書】その他(業務費用支出)	—
25	市場公募債を発行した場合、券面額と差額がある場合、どのように処理するのでしょうか。	企業会計では、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)等により、原則として償却原価法を適用することとされていますが、事務負担等を踏まえ、発行年度に一括費用処理することも妨げないこととします。	—
26	資金収支計算書において、分担金及び負担金はどのように計上するのでしょうか。	「財務書類作成要領」別表6・資金仕訳変換表において、業務収入の税込等収入での計上が例示されていますが、業務活動収支における業務支出の財源として充当した場合は、業務収入の税込等収入に計上し、投資活動支出の財源として充当した場合は、投資活動収入のその他の収入に計上するなどとなります。(そのため、資金仕訳変換表の作成時に留意する必要があります。)	「財務書類作成要領」別表6

問番号	質問	回答	関連箇所																																				
27	附属明細書において、有形固定資産の行政目的別明細（「財務書類作成要領」様式第5号・②）や行政コスト計算書に係る行政目的別の明細（「同要領」様式第5号・作成例）を作成すること（行政コスト計算書関係は「同要領」157段落のとおり望まれる）とされていますが、これら附属明細書に示されている「区分」には、何を計上するのでしょうか。	総務省方式改訂モデルに準じ、以下を参考に区分・計上してください。 ＜貸借対照表＞ <table><tr><th>決算統計上の区分</th><th>明細書上の区分</th></tr><tr><td>総務費、その他</td><td>総務</td></tr><tr><td>民生費</td><td>福祉</td></tr><tr><td>衛生費</td><td>環境衛生</td></tr><tr><td>農林水産業費、労働費、商工費</td><td>産業振興</td></tr><tr><td>土木費</td><td>生活インフラ・国土保全</td></tr><tr><td>消防費（警察費）</td><td>消防（警察）</td></tr><tr><td>教育費</td><td>教育</td></tr></table> ＜行政コスト計算書＞ <table><tr><th>決算統計上の区分</th><th>明細書上の区分</th></tr><tr><td>議会費</td><td>総務</td></tr><tr><td>総務費</td><td>総務</td></tr><tr><td>民生費</td><td>福祉</td></tr><tr><td>衛生費</td><td>環境衛生</td></tr><tr><td>農林水産業費、労働費、商工費</td><td>産業振興</td></tr><tr><td>土木費</td><td>生活インフラ・国土保全</td></tr><tr><td>消防費（警察費）</td><td>消防（警察）</td></tr><tr><td>教育費</td><td>教育</td></tr><tr><td>諸支出金、公費費のうち物件費</td><td>関係区分（区分できない場合は合理的な基準により配分等）</td></tr></table>	決算統計上の区分	明細書上の区分	総務費、その他	総務	民生費	福祉	衛生費	環境衛生	農林水産業費、労働費、商工費	産業振興	土木費	生活インフラ・国土保全	消防費（警察費）	消防（警察）	教育費	教育	決算統計上の区分	明細書上の区分	議会費	総務	総務費	総務	民生費	福祉	衛生費	環境衛生	農林水産業費、労働費、商工費	産業振興	土木費	生活インフラ・国土保全	消防費（警察費）	消防（警察）	教育費	教育	諸支出金、公費費のうち物件費	関係区分（区分できない場合は合理的な基準により配分等）	「財務書類作成要領」157段落、【様式5】1(1)②、作成例
決算統計上の区分	明細書上の区分																																						
総務費、その他	総務																																						
民生費	福祉																																						
衛生費	環境衛生																																						
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興																																						
土木費	生活インフラ・国土保全																																						
消防費（警察費）	消防（警察）																																						
教育費	教育																																						
決算統計上の区分	明細書上の区分																																						
議会費	総務																																						
総務費	総務																																						
民生費	福祉																																						
衛生費	環境衛生																																						
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興																																						
土木費	生活インフラ・国土保全																																						
消防費（警察費）	消防（警察）																																						
教育費	教育																																						
諸支出金、公費費のうち物件費	関係区分（区分できない場合は合理的な基準により配分等）																																						
28	退職手当組合において、構成団体の職員に対して支払っている退職手当はどのように処理するのでしょうか。	別紙2「退職手当組合が行う会計処理の例」を参照ください。	—																																				

3.資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

(1)全体

問番号	質問	回答	関連箇所
1	固定資産台帳を整備する意義は何でしょうか。	固定資産台帳は、所有する全ての固定資産について、取得価額や耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。 固定資産台帳は、地方公会計の基礎資料となるだけでなく、その整備により、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等総合管理計画を充実・精緻化することに活用することも可能となります。さらに、固定資産台帳を公表することで、民間企業からPPP/PFIに関する積極的な提案がなされることも期待されます。	「台帳手引き」 2段落～6段落
2	固定資産台帳については、公表を前提としてとされていますが、全ての項目を公表する必要がありますでしょうか。	固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿の役割を果たすことを踏まえ、「台帳手引き」別紙2における「財務書類作成のための項目」についてはエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することとします。ただし、例えば「期末簿価」のように他の項目情報（取得価額等）と減価償却累計額から算出可能なものについては表示を省略することも許容します。	「台帳手引き」 19段落、別紙2
3	地方公共団体の任意で固定資産台帳で示された様式以外の項目を保持しても良いのでしょうか。	固定資産台帳について示している様式（「台帳手引き」別紙2）は、特に財務書類の補助簿として必要最小限の項目を提示しているものであり、これらの項目を網羅しているのであれば、更なる項目を保持することは否定されるものではありません。例えば、減価償却計算の根拠とした構造・用途区分情報などはより数値の適正性を確保できるものと考えられます。ただし、これらを追加したとして、当該項目に係る情報について公表を義務付けるものではありません。	「台帳手引き」 19段落、別紙2
4	固定資産台帳をもって公有財産台帳に代えることは可能でしょうか。	各地方公共団体において定めている公有財産台帳で記載すべき内容が、固定資産台帳に記載されていれば、公有財産台帳兼固定資産台帳として取り扱うこともできます。	「台帳手引き」 8段落
5	公有財産台帳に記載されている地積で不動産登記事項証明書に記載されている面積と実測による面積に乖離がある場合、登記簿の地積と現況の地積のどちらを記入するのでしょうか。	現況面積で評価する方法が一般的です。ただし、管理上、登記面積と現況面積の両方を記載することも考えられます。	「台帳手引き」 4段落、8段落
6	固定資産台帳の記載項目が示されていますが、同項目のとおり固定資産台帳を整備しなければならぬのでしょうか。	記載項目（「台帳手引き」別紙2）の「財務書類作成のための項目」は、原則として記載する必要があります。また、「公共施設マネジメント等に有用な項目」は、固定資産台帳に「所管部署」と「施設等コード」を追加することを推奨しております。これら項目を追加することで、固定資産台帳上のデータと自治体が別途保持する各施設に係るデータ（利用者数、修繕費等）とを紐付け、双方間の連動性を高め、より精緻な財務情報と施設ごとの実績情報の両面から、今後の更新・統廃合・長寿命化の方針について検討することが期待されます。	「台帳手引き」 19段落、20段落、別紙2
7	固定資産台帳の「公共施設マネジメント等に有用な項目」とされている施設等コードを用いて、固定資産台帳上のデータに対して具体的にどのようなデータを紐付けるのがよいのでしょうか。	施設等コードを用いて、利用者数や修繕費などといった別途個別施設毎で管理しているデータと紐付けることが考えられます。固定資産台帳のデータは取替や更新を行う単位での管理を基本とするため、より粗い粒度である個別施設単位で管理するのに適した利用者数や修繕費等のデータを固定資産台帳上で保持するのは難しいところがあります。したがって、これらの施設データは別途管理し、共通コードを用いて固定資産台帳と施設等一式データの連携を図ることが、公共施設マネジメントの観点で重要であるといえます。	「台帳手引き」 20段落、別紙2
8	資産計上しない所有外管理資産は、資産として計上しなかったとしても注記することが望まれるとされていますが、注記する場合、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。	所有する固定資産に準じて固定資産台帳に記載・管理し、勘定科目別に取得価額等と減価償却累計額を記載することとします。	「台帳手引き」 25段落
9	所有外管理資産を固定資産台帳に記載する際、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。	所有外管理資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要があり、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。	「台帳手引き」 59段落
10	所有外管理資産の初年度処理はどのように行う必要があるのでしょうか。	まずは、計上対象の所有外管理資産に係る固定資産台帳情報を整備の上、計上するものとなります。なお、当該資産計上によって生じる純資産変動の額については純資産変動計算書の「その他」に計上することとなります。	—
11	所有外管理資産の初年度処理の際は注記にどのように記載すべきでしょうか。	所有外管理資産の初年度処理については「2 重要な会計方針の変更等」の「(1)会計方針の変更」において、例えば「本年度から所有外管理資産として指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を資産計上することとしました。この変更は、令和6年度の統一的な基準の改訂を踏まえたものです。この変更により、所有外管理資産が×××百万円計上され、その結果、貸借対照表の固定資産が×××百万円増加し、また純資産変動計算書のその他が×××百万円増加しました。」という記述が考えられます。	「一般会計等財務書類における注記例」 2(1)
12	地方公共団体が管理することとされている普通河川は、資産として計上しない取扱いでよいのでしょうか。	普通河川は法定外公共物であり、その取扱いについては、「台帳手引き」25段落にあるとおり、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に取得原価等の財務情報を注記することが望まれます。その際、取得原価等については、過去の整備費等の合計額として差し支えありません。	「台帳手引き」 25段落
13	基金や有価証券、徴収不能引当金等も固定資産台帳で管理する必要はあるのでしょうか。	固定資産台帳での管理を妨げるものではありませんが、その性質や地方公共団体の実情に応じて別途管理することもできることとします。	—
14	固定資産の棚卸（現物確認）は、どのような点に注意すべきでしょうか。	計上されている固定資産が確かに存在して当該地方公共団体の支配の対象であることや、関連台帳との整合を確認することが重要です。 また、新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として現物確認とともに、期末に固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認することとしていることに留意が必要です。	「台帳手引き」 117段落、118段落

(2) 評価基準

問番号	質問	回答	関連箇所
15	工事が終了し、諸般の事情から歩道部分のみ供用、車道部分が未供用となっている路線がある場合、建設仮勘定と工作物(本勘定)どちらに計上すべきなのでしょう。	工作物(本勘定)への振替が原則ですが、事務の負担を考慮し、建設仮勘定に計上しても差し支えありません。	「台帳手引き」 27段落
16	工事のために土地を先行取得して期末を迎える時、土地取得費は土地勘定、建設仮勘定のどちらでしょうか。	一般的には土地勘定に計上することとなりますが、建設費等の総額を明確にする観点から、複数年度にわたる事業について建設費等を一旦建設仮勘定に集約し、完成時に各固定資産に振り分ける取扱いも考えられます。	—
17	土地区画整理事業の事業期間は非常に長期にわたりますが、事業費は供用開始まで建設仮勘定に計上すべきでしょうか。	所有権の移転が明確であれば、事業期間内であつても本勘定に振り替える取扱いも差し支えありません。	—
18	「建物本体」と「附属設備」をそれぞれ分けて固定資産台帳に登録する場合、「附属設備」をどの単位で登録するのでしょうか。	固定資産台帳の登録は、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であることという原則に基づいて記載することになります。そのため、少なくとも電気設備や給排水設備など、耐用年数が異なるものの単位で登録することが必要です(部材ごとの登録は不要です。)	「台帳手引き」 10段落
19	既存資産を除却した際の取扱いについて、例えば以下の場合、「〇〇」に係る金額を固定資産台帳から控除する必要があるのでしょうか。 ①A建物を全部取り壊した場合の「A建物」 ②A建物を半分取り壊した場合の「A建物の半分」 ③A建物を半分取り壊し、当該部分を増築し直した場合(＝建物の改築を想定)の「A建物の半分」	お見込みのとおり、全てのケースにおいて、固定資産台帳から控除(全部又は一部減額)することとなります。	「台帳手引き」 10段落
20	固定資産台帳の整備に当たり、付随費用も把握することとなるが、期末一括仕訳を想定した場合、後で登記費用などを個別仕訳(同時に固定資産台帳登録)することは難しいと考えている。付随費用の把握に有効な手法を御教示願いたい。	「台帳手引き」35段落には、「例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。」と記載されています。そのため、これらの支出については、事前に主体となる資産の名称、内容、金額を記録しておくことが期中から必要です。(本Q&A集の「3資産評価及び固定資産台帳整備の手引き・問番号21」参照) また、上記対応を実施するためには何が付随費用に該当するかについて庁内に周知し、事前に記録しておく仕組みを作ることが必要であると考えられます。	「台帳手引き」 35段落
21	有形固定資産の取得価額に含めるべき補償費にはどのようなものが該当するでしょうか。	例えば、用地の取得価額に含めるべき補償費としては、用地取得費に含まれている用地を取得するために要した移転補償費が該当し、営業補償費は取得価額に含めません。(本Q&A集の「3資産評価及び固定資産台帳整備の手引き・問番号20」参照)	「台帳手引き」 35段落
22	文化財として管理している美術品は資産対象範囲外としてよいのでしょうか。	文化財であるからといって、一律に資産計上の対象外とすべきではないと考えます。 なお、文化財等を資産として計上する際も、取得価額又は再調達原価により計上することが原則ですが、例えば遺跡から大量に出土した物等、資産価値の把握が困難な場合に、地方公共団体の判断により備忘価額1円とすることも考えられます。	「台帳手引き」 61段落
23	「台帳手引き」36段落では、資本的支出に関する記述が有形固定資産に限定されていますが、無形固定資産は含まないのでしょうか。	無形固定資産についても同様の取扱いとなります。	「台帳手引き」 36段落
24	昭和50年建築の建物(300㎡)が老朽化したため、一部(150㎡)を改修した場合、資本的支出が行われた改修分は別個の資産として登録しますが、当該建物が450㎡とならないよう、どのように台帳に登録したらよいのでしょうか。	次のような登録方法が考えられます。 ①当該資本的支出の面積を0㎡とする。 ②当該資本的支出の面積を記載し、システム上でフラグを立てるなどして、面積の集計が重複しないようにする。	「台帳手引き」 37段落
25	例えば耐用年数が50年であるA建物について、 ・昭和45年度に100,000千円で取得 ・昭和55年度に10,000千円の資本的支出 ・平成5年度に20,000千円の資本的支出 という状況が判明している場合、「台帳手引き」60段落にいう「原則」に従うとすれば、固定資産台帳の取得価額等に記載する金額は次の理解で正しいでしょうか。 ①A建物の再調達原価(昭和59年度以前のため) ②記載しない(昭和59年度以前のため) ③20,000千円(昭和60年度以降の資本的支出のため)	原則として、「台帳手引き」37段落の記載に則り、①、②、③をそれぞれ別個の資産として認識することが適当です。 したがって、 ①については、お見込みのとおりです。 ②については、昭和59年度以前取得分であるため、「台帳手引き」60段落の記載に則り、原則として再調達原価で評価することが必要です。なお、建物の延べ床面積が増加する工事である場合は「台帳手引き」別紙7に記載の単価等を用いて再調達原価を算定し、耐震補強工事や避難階段設置工事のように建物の延べ床面積が増加しない工事である場合は支出額を再調達原価とみなすことが考えられます。 ③については、お見込みのとおりです。 ただし、昭和59年度以前に取得した建物に関し、地方公共団体の判断で、取得後の一定額以下の資本的支出は台帳に計上しないという考え方をとり、①のみ再調達原価で評価した金額を固定資産台帳に記載することも考えられます。	「台帳手引き」 37段落、60段落

問番号	質問	回答	関連箇所
26	例えば耐震工事で耐久性が増す場合は固定資産として計上することが考えられますが、この場合、どのように減価償却の計算をするのでしょうか。	当該耐震工事は、基本的に資本的支出に該当し、原則として当該資本的支出の金額を固有の取得価額として、その資本的支出を行った減価償却資産本体と種類及び耐用年数を同じくする新たな減価償却資産を取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて償却を行うこととなります。 なお、資本的支出を行った減価償却資産本体については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法による償却を継続して行うこととなります。	「台帳手引き」 37段落
27	別途規定するものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)よりも長い期間の耐用年数を設定することもできるとされていますが、どのような資産が該当するのでしょうか。	耐用年数を長くすることは、単年度の減価償却費の低減につながるため、保守主義の観点から、厳密に取り扱う必要があります。 このような中で、合理性・客観性があるものとしては、法適用の地方公営企業で使用されている法令年数が該当します。	「台帳手引き」 43段落
28	減価償却を行う単位として、年割り、月割りのほか「日割り」は認められないのでしょうか。	取得の当日からの減価償却(いわゆる日割り)も許容されます。	「台帳手引き」 46段落
29	開始後に耐用年数を修正する際の処理は、どのように行うのでしょうか。	基本的には、以下の取扱いによることになります。 開始時の耐用年数が間違っていた場合： 本来の耐用年数により計算された減価償却累計額とこれまでの減価償却累計額の差額を全て当年度の「【行政コスト計算書】臨時損失又は臨時利益(その他)」に計上します。 用途の変更をする場合： 変更時の簿価に、変更後の残存耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額を当年度の減価償却費として「【行政コスト計算書】物件費等(減価償却費)」に計上します。 ただし、いずれの場合も、各地方公共団体の判断により、金額等による重要性の観点に照らして、耐用年数を修正しない取扱いも差し支えありません。	「台帳手引き」 49段落
30	有形固定資産等は、どのように評価するのでしょうか。	原則として、取得原価が判明しているものは取得原価、取得原価が不明なものは再調達原価(道路等の敷地は備忘価額1円)としていますが、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、昭和59年度以前に取得した事業用資産とインフラ資産は、上記取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取り扱うこととしています。(詳細は、「台帳手引き」別紙5を参照) なお、既に固定資産台帳を整備済又は整備中の地方公共団体においては、資産評価に係る二重負担を回避する観点等から、一定の経過措置(既存の評価額の許容)を設けています。	「台帳手引き」 59段落、60段落、 105段落、別紙5
31	開始時において、区画整理事業中の公有地の評価はどのように行えばよいのでしょうか。また、開始後、公有地が区画整理事業の対象となった場合、再評価を行うべきでしょうか。	区画整理事業中の公有地の評価については、開始時に取得原価が不明な場合の取扱いである「台帳手引き」70段落に従い、評価します。 通常、区画整理事業によって土地の評価額は上昇することから、従前の土地の固定資産評価額ではなく、「台帳手引き」70段落③に従い、例えば不動産鑑定士による個別評価といった、より実態を反映した評価方法を採用することが考えられます。 開始後に公有地が区画整理の対象となった場合、「台帳手引き」59段落及び別紙5に記載があるとおり、立木竹を除き、再評価しないこととしていることから、当該公有地においても再評価は行いません。	「台帳手引き」 59段落、70段落、 別紙5
32	有形固定資産等は、再評価する必要はあるのでしょうか。	有形固定資産等は、原則として再評価しないこととしています。が、例外として、立木竹(6年に1回程度の再評価が適当)や棚卸資産(毎年度(低価法))があります。また、投資及び出資金についても、一定の条件により再評価が必要です。	「台帳手引き」 59段落、75段落、 88段落～94段落、 97段落、101段落
33	有形固定資産の取得原価の把握のために決算統計の数値を用いることができるのは、具体的にどのような場合でしょうか。	本Q&A集の「3 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き・問番号30」のとおり、取得原価が不明な有形固定資産等については、原則として再調達原価としていますが、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類の確認が必要です。 それでも不明の場合、比較可能性の確保の観点から、取得原価の把握のために、決算統計の数値を用いることも考えられる旨が示されていますが、決算統計の数値については、以下の点に留意する必要があります。 ・決算統計の用地費は、主に土地購入費と補償費であるが、取得原価に含まれるべき造成費等が加味されていない ・除売却分を控除する必要がある ・決算統計では、同種資産をまとめた一つの項目に計上している ・決算統計では、「道路・橋梁」など、一定のまとまった区分となっているところもあり、台帳上で区分するためには、一定の按分が必要となる このため、統一的な基準の考え方(本Q&A集の「1.全体・問番号1」)を踏まえ、決算統計の数値を用いることができる場合として、 ・特定の時期の対象とならない昭和60年度以降であること ・特定の固定資産が、決算統計に係る該当項目(表行列)に計上されていることが把握できること といった条件を満たす必要があります。	「台帳手引き」 59段落
34	公有財産台帳等から取得原価がわかっていたとしても、昭和59年度以前に取得したものは原則として取得原価不明なものとして取り扱い、別途再調達原価を把握し採用する必要があるのでしょうか。	比較可能性を確保する観点から、開始時については、昭和59年度以前に取得したものは、原則として、取得原価不明なものとして取り扱う必要があります。	「台帳手引き」 60段落
35	固定資産台帳に記載する物品として、「取得価額又は見積価額が一定金額基準以上の場合」とされていますが、物品の資産計上の金額基準として一定の金額を定めたときに、ある物品の取得単価がその金額未満であるが複数個取得し、当該金額基準を超える場合は、台帳に記載しないでもよいのでしょうか。	複数の物品をまとめて取得し全体の額が各自治体における一定金額基準を超えたとしても、台帳に記載する必要はありません。 一方で、単品で当該金額基準を超えないものであっても、複数の資産が一体となって機能し、取得と除却がその単位で行われるものであれば、まとめて計上します。	「台帳手引き」 61段落
36	埋立を行った場合、資産をどのように認識すべきでしょうか。	埋立地については、土地の取得として認識します。 その上に整備した護岸については、工作物として認識します。	—
37	無形固定資産のソフトウェアに関しては資産として計上する基準をどのように考えればよいのでしょうか。	物品に準じて取り扱うこととして差し支えありません。	「台帳手引き」 61段落、66段落
38	売却可能資産や棚卸資産の評価、物品の計上基準において、「重要な変動」や「重要性がないと判断される場合」といった文言が出てきますが、これらの重要性は、どのように判断すればよいのでしょうか。	基本的には、各地方公共団体の実情に応じて判断することとなりますが、例えば売却可能資産について、不動産鑑定評価により評価している場合で、公示地価といった他の評価方法の変動率が小さい場合は、現行の価額を変更しないといったことが考えられます。	「台帳手引き」 61段落、97段落、 101段落
39	固定資産台帳には、用益物権(地上権、地役権、借地権、鉱業権等)も記載する必要があるのでしょうか。	用益物権についても固定資産台帳に記載する必要があります。 また、その際には、物権の設定者(土地の質主等)や契約内容、契約期間等の情報を併せて記載することが考えられます。	「台帳手引き」 65段落

問番号	質問	回答	関連箇所
40	ソフトウェアとハードウェアを一体で購入しており、その取得価額の内訳の把握が困難な場合、区別せずいずれかの勘定科目に含めてよいのでしょうか。	取得価額の内訳を区分するのが困難な場合には、いずれかの勘定科目に含める取扱いも差し支えありません。	「台帳手引き」 66段落
41	中央制御システムによって、工場内の機械及び装置を動かしている場合の当該制御システムは、「台帳手引き」66段落④に準じて、ソフトウェアを区別せず、当該機械及び装置を計上する物品等の勘定科目に含めて計上してよいのでしょうか。	当該機械及び装置と当該制御システムが一体とならなければ機能しない性格のものであれば、お見込みの取扱いで差し支えありません。	「台帳手引き」 66段落
42	個別の資産ごとに異なる評価方法を採用しても問題ないでしょうか。また、同一資産に対して、評価方法を変更しても問題ないでしょうか。	資産の重要性等を踏まえ、個別に異なる評価方法を採用することも差し支えありませんが、採用した評価方法の注記が必要です。 また、評価方法の変更を禁止しているわけではなく、より個々の実態を反映した評価への変更については合理性が認められますが、経年比較の観点からは安易に評価方法を変更することは適当ではありません。	「台帳手引き」 69段落
43	分収林については、その実質的な売却価値が固定資産台帳に計上する価額となるのでしょうか(例えば地権者と7:3で収益を按分する場合は、按分後の価額になるのでしょうか。)	分収林における立木竹の所有者は地方公共団体となるため、再調達原価を全額計上します。	「台帳手引き」 74段落
44	実際に保険契約の目的物とはなっていない立木竹や建物についても、その再調達価額の算定に保険金額を用いて構わないのでしょうか。	地方公共団体が所有する立木竹や建物の中には、実際に保険契約の目的物となっていないものも存在しますが、その再調達価額の算定に保険金額の単価を用いることとして差し支えありません。	「台帳手引き」 74段落、78段落
45	固定資産台帳の計上資産である「河川」は、具体的にどのような資産として計上するのでしょうか。	河川の底地部分は土地、堤防等は工作物として計上します。	「台帳手引き」 79段落
46	橋りょうの工事単価が不明な際に、直近の工事費の平均を算出とあるが、直近の工事が無い場合にはどのように工事単価を算出するのでしょうか。	直近の工事実績が無い場合には、実際に現時点で橋りょうを整備するとしたら、どの程度かかるのかを積算する、又は近隣他団体での実績値を参考とするなどの方法が考えられます。	「台帳手引き」 82段落
47	満期保有目的有価証券の貸借対照表価額の測定を行う際の償却原価法の適用に当たっては、定額法か利息法のどちらを採用すべきでしょうか。	利息法の適用が原則ですが、継続適用を条件として定額法を適用することも差し支えありません。	「台帳手引き」 88段落
48	満期保有目的以外の市場価格のない有価証券について、実質価額が著しく低下した場合には相当の減額を行うこととされていますが、実質価額はどのように計算するのでしょうか。	実質価額については、日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する実務指針」第92項の規定を参考に、以下の計算式(例)による算定(純資産がマイナスの場合はゼロ)が望まれますが、作業負担を踏まえ、当該会計もしくは法人の純資産額(資産合計額から負債合計額を控除した額)に、当該団体の出資割合を乗じたものとすることもできることとします(純資産がマイナスの場合はゼロ)。 ＜計算式(例)＞ 「一株(口)あたり純資産額」＝(一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された相手先の直近の決算書の純資産額＋資産等の時価評価に基づく評価差額＋決算日後の後発事象の重要な影響)÷(発行済株式数(出資口数)) 「実質価額」＝(一株あたり純資産額)×(所有株式数)	「台帳手引き」 90段落、93段落
49	公営企業に対する出資金について、どのように計上するのでしょうか。	公営企業に対する出資金については、当初の出資金額をもって貸借対照表価額とするとされていますが、未計上の状態にあるなど、出資した公営企業側と不整合な状態である場合に限り、簡便的な方法として、公営企業側で計上される資本金額(組入資本金を除く)に合わせた金額を計上することとしても差し支えありません。	「台帳手引き」 93段落 「財務書類作成要領」 別表6－4
50	出捐金のうち、解散時に出捐の額を限度として各出捐者に残余財産分配請求権が認められている場合については強制評価減の対象となりますが、出捐時点で払い戻しの権利を有しない財産等の提供(寄付金に近い性格のもの)については、各年度において強制評価減を考慮しなくてさしつかえないのでしょうか。	お見込みのとおりです。	「台帳手引き」 93段落
51	徴収不能引当金について、不納欠損率を用いて具体的にどのように算定するのでしょうか。	未収金に係る徴収不能引当金については、合理的な基準により算定することとしている中で、不納欠損率を用いた算定方法としては、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率(過去5年間の不納欠損決定額／過去5年間の不納欠損決定前年度末債権残高)を乗じることが考えられます。 なお、上記は合理的な基準の一例であり、他の方法によることがより適当と認められる場合には、当該方法により算定することができることとしており、例えば長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられます。	「台帳手引き」 98段落
52	投資損失引当金を計上した後、さらに実質価額が低下した場合、仮にその低下が30%未満であっても取得価額と比べ、30%以上低下していることから、再度、投資損失引当金繰入金を計上すべきでしょうか。	計上します。例えば、前期に取得価額と比べ、実質価額が30%低下しており、当期には31%低下している場合、当期においては、臨時損失(投資損失引当金繰入額)を1%分を計上します。	「台帳手引き」 94段落
53	「売却を目的として保有している棚卸資産については、売却可能資産に含めない」とされていますが、「売却を目的として保有している棚卸資産」とは、どのような状態なのでしょうか。	「売却を目的として保有している棚卸資産」とは、通常の事業過程において販売を目的として保有する資産をいいます。例えば、土地について、販売が通常の事業として行われている場合は棚卸資産に該当します。なお、行政目的で保有していたものを用途廃止して売却する場合は売却可能資産に該当します。	「台帳手引き」 99段落
54	売却可能資産の範囲はなぜ地方公共団体が任意に特定することとされているのでしょうか。	売却可能資産については、資産・債務改革の観点から注記することとしています。が、それぞれの地方公共団体で同改革の取組状況等は異なることから、売却可能資産の範囲を一律に特定することせず、地方公共団体がその実情に応じて任意に特定することとしています。	「台帳手引き」 100段落

(3)その他

問番号	質問	回答	関連箇所
55	アスファルト舗装道路の一般的な構造のうちどの部分を道路として計上し、どの部分を土地とするのか。道路は「道路改良」と「舗装工事」に分けるのでしょうか。	基本的には、路床は土地、路盤は道路改良、基層・表層は舗装道路(アスファルト敷)とすることが考えられますが、これらの各事業費の区分ができない場合には、一括して道路とすることも差し支えありません。	「台帳手引き」 別紙3－1

4.連結財務書類の手引き

問番号	質問	回答	関連箇所
1	連結財務書類の対象範囲について、全部連結のほかにも比例連結が採り入れられていますか、持分法は採用しないのでしょうか。	企業会計で採用されている持分法については、連結対象団体(会計)の純資産や利益に着目し、それらについての持分のみを連結財務書類に反映することになり、一般に利益の追求を目的としない地方公共団体にはなじまないため、同手法は採用しないこととします。	「連結手引き」 6段落
2	法非適用の地方公営事業会計や一部事務組合等についても、固定資産台帳の整備が求められるのでしょうか。	法非適用の地方公営事業会計や官庁会計により会計処理を行っている一部事務組合等は、一般会計等と同様の会計処理である中で、発生主義に基づく会計基準により財務書類を作成していないため、統一的な基準による財務書類等を作成する必要があります。従って、固定資産台帳の整備が求められることとなります。(一部事務組合等は報告主体となっていることにも留意(本Q&A集の「2.財務書類作成要領・問番号1」参照)) なお、法非適用の地方公営事業会計については、特例措置が講じられていることに留意が必要です。	「連結手引き」 7段落、56段落
3	一部事務組合等について、前会計年度に比例連結の際に利用した比率が変わった場合は、どうするのでしょうか。	利用した比率に変更があった場合は、変更後の比率に応じて比例連結することとしていますが、直近の複数年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や当該年度の経費負担がない場合など、当該年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、構成団体が協議して合理的な割合を決定することができることとします。また、各構成団体で修正の作業負担がかかることを踏まえ、負担割合の変動率が小さい場合など、財務書類等に重要な変動が生じない場合には、現行の比例連結割合を変更しないことができることとします。 なお、比例連結割合が変更された場合、当会計年度の期首の純資産残高及び資金残高が前会計年度末の金額と整合しなくなりますが、この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設けて純資産残高の差額を計上し調整します。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上して調整します。(いずれの場合においても、構成団体の連結割合の合計が100%となるよう処理する必要があります。)	「連結手引き」 9段落、12段落
4	退職手当組合の連結はどのように処理するのでしょうか。	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。その際の勘定科目は、基金については【貸借対照表】基金(その他)に、退職手当支給準備金は【貸借対照表】退職手当引当金に計上することとします。 なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、すでに持ち分相当のマイナスが一般会計等財務書類に計上されているので、上記の作業は不要となります。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱いをしていること。 ただし、総合事務組合などが行う退職手当事務以外の業務については、個別財務書類を作成したうえで経費負担割合などにより按分し、各構成団体において連結を行うこととなります。	「連結手引き」 9段落、12段落
5	一つの一部事務組合で、内部で会計を区分し、複数の事務を実施している場合、会計ごとに財務書類を作成する必要があるのでしょうか。	複数の会計(事業)を有する一部事務組合は会計ごとに財務書類を作成し、当該一部事務組合全体として一般会計等財務書類や全体財務書類を作成することになります。 なお、複数の会計(事業)については、セグメント情報として公表することが考えられます。	「連結手引き」 11段落
6	いずれかの地方公共団体の全部連結の対象となっている第三セクター等については、他の地方公共団体の比例連結の対象とはならないのでしょうか。	いずれかの地方公共団体の全部連結の対象となっている場合は、他の地方公共団体の比例連結の対象とはなりません。 例えば、A県の出資比率60%、B市の出資比率40%という第三セクターがあった場合にその第三セクターはA県の全部連結の対象となるため、B市にとっては比例連結の対象となりませんので、構成団体間で連携を密にする必要があります。	「連結手引き」 22段落
7	財産区に関する事務だけを行っている一部事務組合は連結の対象となるのでしょうか。	財産区については連結の対象としていないことから、当該組合についても連結の対象となりません。	「連結手引き」 31段落
8	消費税の取扱いについて、一般会計等は税込処理とされていますが、法適用の地方公営企業や第三セクター等は税抜処理としている場合が多い中、連結時に統一する必要があるのでしょうか。	原則として一般会計等と同様に税込処理とすることが望ましいですが、税込処理に修正しないことも許容することとします。なお、採用した消費税等の会計処理については、注記するものとします。	「連結手引き」 63段落
9	連結対象団体(会計)との間で相殺消去をする場合には、具体的にどのような作業となるのでしょうか。	具体的には「連結手引き」によりますが、相殺消去の例示として、別紙3「連結における相殺消去の例」を参照ください。	「連結手引き」 80段落
10	連結対象団体(会計)を連結する場合には、具体的にどのような作業となるのでしょうか。	具体的には「連結手引き」によりますが、土地開発公社の場合の例示として、別紙4「土地開発公社を連結するにあたっての作業フロー」を参照ください。	—

<用語>

- ・研究会報告書：「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日公表)
- ・台帳手引き：「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」
- ・連結手引き：「連結財務書類作成の手引き」

※ 本Q&A集は、新たな質疑や他の会計基準の改正等を踏まえて、改訂していく予定です。

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに
貸借対照表	○報告式から勘定式に ○流動性配列法から固定性配列法に ○金融資産・非金融資産から固定資産・流動資産の区分に ○流動負債・非流動負債から固定負債・流動負債の区分に ○勘定科目の見直し(繰延資産の廃止、投資損失引当金の新設、インフラ資産の内訳や公債の名称変更等) ○純資産の部の内訳について、財源・調達源泉別の資産形成充当財源・その他の純資産の区分から、固定資産等形成分・余剰分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常費用・経常収益の区分に、臨時損失・臨時利益の区分を追加
純資産変動計算書	○内訳の簡略化(固定資産台帳の財源情報が任意に)
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○固定資産等形成に係る国県等補助金収入を投資活動に ○支払利息の計上箇所を財務的収支から業務活動収支に
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の評価基準	○これまで原則として再調達原価で評価し、事業用資産の土地は再評価を行うこととしていたが、原則として取得原価で評価し、再評価は行わないことに ○基準モデル等により評価している資産については、これまでの評価額を許容するが、 <u>新たに取得した資産については取得原価により評価</u>
資産関係の会計処理	○事業用資産とインフラ資産の区分について再整理 ○繰延資産について、勘定科目として計上しないことに
負債関係の会計処理	○連結対象団体及び会計の投資及び出資金は減損方式から投資損失引当金として引当金計上方式に ○貸倒引当金から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○インフラ資産の減価償却費・直接資本減耗相当は減価償却費として行政コスト計算書に計上することに ○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に
取替法・減損処理	○その有用性等を検証する観点から、適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することが可能に

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに ○固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が前提
貸借対照表	○公共資産・投資等・流動資産から固定資産・流動資産の区分に ○勘定科目の見直し(有形固定資産について行政目的別(生活インフラ・国土保全、教育等)から性質別(土地、建物等)の表示に変更等) ○純資産の部の内訳について、公共資産等整備国県補助金等・公共資産等整備一般財源等・その他一般財源等・資産評価差額から、固定資産等形成分・余剰分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常行政コスト・経常収益の区分から経常費用・経常収益・臨時損失・臨時利益の区分に ○性質別・目的別分類の表示から性質別分類のみの表示に(目的別分類は附属明細書で表示)
純資産変動計算書	○内訳の簡略化(財源情報の省略)
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○区分ごとの支出と財源の対応関係の表示から活動区分別の表示に(地方債発行の例:改訂モデルではその性質に応じた区分に計上していたが、統一的な基準では財務活動収支に計上)
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の評価基準	○これまで決算統計データから取得原価を推計(売却可能資産は時価)することとしていたが、原則として取得原価で評価することに
資産関係の会計処理	○有形固定資産等の分類について、有形固定資産・売却可能資産から事業用資産・インフラ資産・物品の区分に(売却可能資産は注記対応)
負債関係の会計処理	○回収不能見込額から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○決算統計の区分に応じた耐用年数から、原則として耐用年数省令の種類の区分に基づく耐用年数に変更 ○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に

退職手当組合が行う会計処理の例

別紙 2

退職手当組合が行う仕訳例について以下に解説します。なお、各構成団体から支払われた負担金のうち、将来発生する退職手当の支払いに充てる分を「退職手当支給準備金（負債）」としています。

【期首の貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産		固定負債	
基金		退職手当引当金	
その他	1,000	退職手当支給準備金	1,000
流動資産		損失補償等引当金	
現金預金	20	その他	
		負債合計	1,000
		純資産合計	20
資産合計	1,020	負債及び純資産合計	1,020

（１）負担金の収入

構成団体からの負担金（構成団体の職員の職員手当に係る負担分、組合の運営経費等）を受け入れます。

＜資金収支計算書＞	＜純資産変動計算書＞
（借方） 税金等収入 900	（貸方） 税金等 900

（２）職員給与の支払い

組合の運営経費を支払います（ここでは、組合の職員の給与の支払いを例としています）。

＜行政コスト計算書＞	＜資金収支計算書＞
（借方） 職員給与費 50	（貸方） 人件費支出 50

（３）構成団体に対する退職手当の相当額の給付

組合から構成団体の退職者に対して退職手当を支払います。

＜行政コスト計算書＞	＜資金収支計算書＞
（借方） その他（移転費用） 400	（貸方） その他の支出 400

（４）基金の運用益

基金の運用益を計上します。

＜資金収支計算書＞	＜行政コスト計算書＞
（借方） その他の収入（業務収入） 20	（貸方） その他（経常収益） 20

(5) 決算整理（準備金の取崩し）

その他（移転費用）を退職手当支給準備金から取り崩します。

＜貸借対照表＞	＜行政コスト計算書＞
（借方）退職手当支給準備金 400	（貸方）その他（移転費用） 400

(6) 決算整理（基金への積立て）

基金の運用益を基金に積み立てます。

＜貸借対照表＞	＜資金収支計算書＞
（借方）基金（その他） 20	（貸方）基金積立金支出 20

(7) 決算整理（基金への積立て）

構成団体の負担金と退職手当相当額等の差額を将来の構成団体の退職手当の支給に充てるために基金に積み立てます。

＜貸借対照表＞	＜資金収支計算書＞
（借方）基金（その他） 430	（貸方）基金積立金支出 430

(8) 決算整理（運用益の振替）

＜行政コスト計算書＞	＜貸借対照表＞
（借方）その他（経常収益） 20	（貸方）退職手当支給準備金 20

(9) 決算整理（準備金の繰入れ）

基金に積み立てている分は、構成団体の将来的な退職手当の支給に充てられることから、その額を退職手当支給準備金（負債）に計上します。

＜行政コスト計算書＞	＜貸借対照表＞
（借方）退職手当支給準備金繰入額 830	（貸方）退職手当支給準備金 830

【期末の貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産		固定負債	
基金		退職手当引当金	
その他	1,450	退職手当支給準備金	1,450
流動資産		損失補償等引当金	
現金預金	40	その他	
		負債合計	1,450
		純資産合計	40
資産合計	1,490	負債及び純資産合計	1,490

[取引①：一般会計と(財)〇〇事業団]

「平成26年度中に一般会計から(財)〇〇事業団に対して、新たに50の貸し付けを行い、平成26年度末の同事業団に対する貸付総額が250になった。いずれも返済期日が平成29年度以降であるため、平成27年度に(財)〇〇事業団が一般会計に返済する額はゼロである。」



貸し付けた側である一般会計の貸借対照表に計上されている「長期貸付金」から(財)〇〇事業団に対する貸付額である「250」を消去し、借り入れた側である(財)〇〇事業団の貸借対照表に計上されている「地方債等」についても「250」を消去します。

また、平成26年度に一般会計から(財)〇〇事業団への貸付金について資金移動(50)があるため、資金収支計算書でも移動額50を消去します。

[取引②：一般会計と(株)〇〇清掃サービス]

「平成26年度中に(株)〇〇清掃サービスが一般会計に対して30を返済し、年度末の(株)〇〇清掃サービスに対する一般会計からの貸付総額が100になった。」



貸し付けた側である一般会計の貸借対照表に計上されている「長期貸付金」から(株)〇〇清掃サービスに対する貸付額である「100」を消去し、借り入れた側である(株)〇〇清掃サービスの貸借対照表に計上されている「地方債等」についても「100」を消去します。

また、平成26年度に(株)〇〇清掃サービスから一般会計への返済金として資金移動(30)があるため、資金収支計算書でも移動額30を消去します。



これらの相殺消去について、内部取引調査票(「連結財務書類作成の手引き」様式第6号)及び連結精算表(同手引き様式第5号5)における記載の仕方及び考え方を以下に解説します。

内部取引調査票における記載の仕方及び考え方

会計名：一般会計

勘定科目	連結財務書類	
	第三セクター等 (財)〇〇事業団	(株)〇〇清掃サービス
貸借対照表		
長期貸付金	250	100
資金収支計算書		
貸付金支出	50	
貸付金元金回収収入		30

会計名：(財)〇〇事業団

勘定科目	一般会計等財務書類	連結財務書類
	一般会計	第三セクター等 (株)〇〇清掃サービス
貸借対照表		
地方債等	250	
資金収支計算書		
地方債等発行収入	50	

○両団体の内部取引調査票を突き合わせ、連結内部の取引を確定させます。

○連結精算表における記載の仕方及び考え方は次のページのとおりとなります。

会計名：(株)〇〇清掃サービス

勘定科目	一般会計等財務書類	連結財務書類
	一般会計	第三セクター等 (財)〇〇事業団
貸借対照表		
地方債等	100	
資金収支計算書		
地方債等償還支出	30	

連結精算表における記載の仕方及び考え方

連結精算表
(連結貸借対照表)

	一般会計等 財務書類	連結財務書類					
		第三セクター等		単純合計 A	連結修正等 B	相殺消去 C	純計 (A+B+C)
	一般会計	(財)〇〇 事業団	(株)〇〇清 掃サービス				
【資産の部】 長期貸付金							
	15,800		500	16,300		△ 350	15,950
【負債の部】 地方債等							
		250	300	550		△ 350	200

15,800のうち250を消去
15,800のうち100を消去
300のうち100を消去
250を消去

連結精算表
(連結資金収支計算書)

	一般会計等 財務書類	連結財務書類					
		第三セクター等		単純合計 A	連結修正等 B	相殺消去 C	純計 (A+B+C)
	一般会計	(財)〇〇 事業団	(株)〇〇清 掃サービス				
投資活動収支 貸付金支出	50			50		△ 50	0
投資活動収支 貸付金元金 回収収入							
	30			30		△ 30	0
財務活動収支 地方債等 償還支出			30	30		△ 30	0
財務活動収支 地方債等 発行収入		50		50		△ 50	0

資金の流れ
(新たな貸付) ⇒ 50を消去
資金の流れ
(貸付の返済) ⇒ 30を消去

1 法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類作成

土地開発公社においては、経理基準要綱に基づき、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書が作成されていますので、手許に準備します。

2 法定決算書類の読替え

連結科目対応表を参照しながら科目読替を行い、連結貸借対照表内訳表の土地開発公社の列に記入します。

貸借対照表 (平成26年3月31日現在) (単位:千円)		連結貸借対照表内訳表 (単位:千円)					
		一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
1 流動資産				2,064,926			
(1) 現金及び預金	385,253			5,072			
(2) 事業未収金	22,848			72			
(4) 公有用地	1,118,110			100			
(5) 代行用地	533,050			△ 28			
(20) その他の流動資産	593			5,000			
流動資産合計	2,059,854			2,059,854			
2 有形固定資産							
(5) 工具、器具及び備品	72			385,253			
有形固定資産合計	72			22,848			
3 投資その他の資産				1,651,160			
(5) 長期性預金	5,000			593			
投資その他の資産合計	5,000						
資産合計	2,064,926			2,064,926			
4 流動負債							
(1) 未払金	23,695			23,695			
流動負債合計	23,695			23,695			
5 固定負債							
(2) 長期借入金	1,552,698			1,552,698			
固定負債合計	1,552,698			1,552,698			
6 資本金							
(1) 基本財産	5,000						
資本金合計	5,000						
7 準備金							
(1) 前期繰越準備金	481,328						
(2) 当期純利益	2,205						
準備金合計	483,533						
資本合計	488,533						
				483,461			

※ 貸借対照表だけでなく、行政コスト計算書、資金収支計算書についても読替えを行います。

※ 純資産変動計算書については、「連結科目対応表」に記載した手順で作成し、読替えの際は、その数値を転記します。

3 法定決算書類の連結修正その1（資産、負債等の修正）

「連結財務書類作成の手引き」62 段落において、法定決算書類の計上基準が統一的な基準と異なる場合は、統一的な基準で求められている基準で算定した金額に修正することが望ましいとされていますが、同修正を実施する場合は、連結修正が必要な項目について再評価等を行い、評価差額を連結精算表の（連結修正等）の列に記入します。

連結貸借対照表内訳表

(単位:千円)

	一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
資産合計			2,064,926			
固定資産			5,072	400,728		
有形固定資産			72	400,728		
事業用資産				231,489		
土地				231,489		
インフラ資産				169,239		
土地				169,239		
物品			100			
物品減価償却累計額			△ 28			
投資その他の資産			5,000			
その他			5,000			
流動資産			2,059,854			
現金預金			385,253			
未収金			22,848			
棚卸資産			1,651,160	△ 400,728		
その他			593			
負債・純資産合計			2,064,926			
負債合計			1,576,393			
固定負債			1,552,698			
地方債等			1,552,698			
流動負債			23,695			
未払金			23,695			
純資産合計			488,533			
固定資産等形成分			5,072	400,728		
余剰分(不足分)			483,461	△ 400,728		

使途に応じて振分け

棚卸資産として読み替える公有用地、代行用地、市街地開発用地、観光施設用地については、その使途が明確なものはその使途に応じて「事業用資産」あるいは「インフラ資産」に連結修正します。特定土地については、「事業用資産」に連結修正します。

4 法定決算書類の連結修正その2 (出納整理期間中の現金の受払等の調整)

平成26年度に帰属する取引について、出納整理期間中に資金の授受がある場合に、年度内に支出したものと調整します。

(内部取引調査票)

会計名：一般会計

勘定科目	相手先	連結財務書類	
		土地開発公社	・・・
貸借対照表			
土地		800	
行政コスト計算書			
補助金等		100	
資金収支計算書			
補助金等支出		100	
公共施設等整備費支出		800	

会計名：土地開発公社

勘定科目	相手先	一般会計等財務書類	
		一般会計	・・・
貸借対照表			
未収金		800	
行政コスト計算書			
経常費用			
物件費等			
その他		800	
経常収益			
その他		800	
純資産変動計算書			
国県等補助金		100	
資金収支計算書			
業務収入			
国県等補助金収入		100	

内部取引調査票を確認し、土地開発公社の貸借対照表に未収金800が計上されていますが、出納整理期間中（4月30日）に一般会計から支払いがなされ、精算されているため、年度内に受払いがされたものとして調整し、その調整による計上数値の異動を連結精算表のうち該当する表の連結修正等の列に記入します。また、同様の調整を内部取引調査表にも行っておきます。

出納整理期間中の取引の有無は、一般会計側の執行データ等により漏れがないか確認します。

(注：土地開発公社の行政コスト計算書では、売却した土地の帳簿価額が事業原価として「物件費等」の「その他」に計上されています。しかしながら、土地開発公社から一般会計への土地売却は内部取引のため、連結財務書類上は土地売却が無かったものとみなし、土地開発公社の事業収益と事業原価をいずれも取り消すことになります。このため、「物件費等」の「その他」800を内部取引に係る相殺消去の対象として内部取引調査票に記入しています。)

【一般会計が買い戻した土地代金として出納整理期間中に土地開発公社に支払われた場合】

一般会計側 既に支払が済んだものとして計上されており、調整は不要

土地開発公社側 貸借対照表の未収金を減額し(△800)、現金預金を増額(+800)

※ 資金収支計算書において、一般会計側の公共施設等整備費支出に対応する収入は、土地開発公社に4月30日に支払われており、土地開発公社のキャッシュ・フロー計算書(法定決算書類)に計上されていないため、連結精算表の資金収支計算書の土地開発公社の列の「業務収入」の「その他の収入」に800を一旦計上します。資金移動の相殺は「5 純計処理」で行います。

連結貸借対照表内訳表

(単位:千円)

	一般会計	・・・	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
資産合計			2,064,926			
固定資産			5,072	400,728		
有形固定資産			72	400,728		
事業用資産				231,489		
土地				231,489		
インフラ資産				169,239		
土地				169,239		
物品			100			
物品減価償却累計額			△ 28			
投資その他の資産			5,000			
その他			5,000			
流動資産			2,059,854			
現金預金			385,253	800		
未収金			22,848	△ 800		
棚卸資産			1,651,160	△ 400,728		
その他			593			
負債・純資産合計			2,064,926			
負債合計			1,576,393			
固定負債			1,552,698			
地方債等			1,552,698			
流動負債			23,695			
未払金			23,695			
純資産合計			488,533			
固定資産等形成分			5,072	400,728		
余剰分(不足分)			483,461	△ 400,728		

連結資金収支計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	・・・	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
業務収入						
国県等補助金収入			〇〇〇			
その他の収入			〇〇〇	800		

5 純計処理(単純合計と内部取引の相殺消去等)

一般会計と土地開発公社間の取引を確定させ、相殺消去を行います。

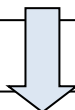
一般会計及び土地開発公社が記入した内部取引調査票を照合して、相殺消去の対象となる取引を確定させ、取引ごとに相殺消去の対象となる連結財務書類の科目と減額する数値を確定させます。

確定した内部取引

【取引A】一般会計が補助金 100 を土地開発公社に交付した。

【取引B-①】一般会計が土地開発公社から土地 800 を買い戻した。

【取引B-②】一般会計から土地の代金 800 が支払われた。



相殺消去作業の具体化

【取引A】

一般会計側

行政コスト計算書 「補助金等」を減額（△100）

資金収支計算書 「補助金等支出」を減額（△100）

土地開発公社側

純資産変動計算書 「国県等補助金」を減額（△100）

資金収支計算書 「業務収入」の「国県等補助金収入」を減額（△100）

【取引B-①・②】

一般会計側

資金収支計算書 「公共施設等整備費支出」を減額（△800）

土地開発公社側

行政コスト計算書 「経常費用」の「物件費等」の「その他」を減額（△800）

「経常収益」の「その他」を減額（△800）

資金収支計算書 「業務収入」の「その他の収入」を減額（△800）

※ 取引された土地については、土地開発公社の貸借対照表から除かれる一方、一般会計に計上されているため相殺消去は不要です。

※ 資産売却損益が発生する場合には、購入側（一般会計）の貸借対照表の「固定資産」に資産売却損益相当額を加算または減額する必要がありますが、上記例は簿価で買い戻しており資産売却損益は生じていないため、調整は不要です。

ここでは一般会計と土地開発公社の連結を例としていますので、以下のように相殺消去する科目と金額について、直ちに連結精算表の相殺消去欄に記載していますが、連結対象団体（会計）が複数ある場合は、個別の連結対象団体（会計）に係る相殺消去額を「連結財務書類作成の手引き」様式第7号「相殺消去集計表」において集計し、同手引き様式第5号5「連結精算表」の各内訳表の「相殺消去」の列に転記します。

連結行政コスト計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
経常費用	× × ×		〇〇〇		△ 900	
物件費等	× × ×		〇〇〇		△ 800	
その他	× × ×		〇〇〇		△ 800	
移転費用	× × ×		〇〇〇		△ 100	
補助金等	× × ×		〇〇〇		△ 100	
経常収益	× × ×		〇〇〇		△ 800	
その他	× × ×		〇〇〇		△ 800	

連結純資産変動計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
国県等補助金	× × ×		〇〇〇		△ 100	

連結資金収支計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
業務活動収支	× × ×		〇〇〇		△ 800	
業務支出	× × ×		〇〇〇		△ 100	
移転費用支出	× × ×		〇〇〇		△ 100	
補助金等支出	× × ×		〇〇〇		△ 100	
業務収入	× × ×		〇〇〇		△ 900	
国県等補助金収入	× × ×		〇〇〇		△ 100	
その他の収入	× × ×		〇〇〇	800	△ 800	
投資活動収支	× × ×		〇〇〇		△ 800	
投資活動支出	× × ×		〇〇〇		△ 800	
公共施設等整備費支出	× × ×		〇〇〇		△ 800	

科目ごとに合算し連結

附属明細書作成要領

1. 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産の項目の明細

①有形固定資産の明細

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)
事業用資産							
土地							
立木竹							
建物							
工作物							
船舶							
浮標等							
航空機							
その他							
建設仮勘定							
インフラ資産							
土地							
建物							
工作物							
その他							
建設仮勘定							
所有外管理資産							
物品							
合計							

- (1) 貸借対照表における「有形固定資産」について、資産区分別に前年度からの変動の詳細を記入します。
- (2) 「前年度末残高 (A)」、「本年度末残高 (D)」及び「本年度末減価償却累計額 (E)」については、貸借対照表に表示される区分ごとの金額を転記してください。また「差引本年度末残高 (G)」は
【「本年度末残高 (D)」－「本年度末減価償却累計額 (E)」】
で算出した数値を記入してください。
※ 「前年度末残高 (A)」については昨年度の貸借対照表から転記してください。
- (3) 「本年度償却額 (F)」については、固定資産台帳情報における各資産の減価償却額を特定し、それぞれの区分ごとにその合算金額を記入してください。
- (4) 「本年度増加額 (B)」については、固定資産台帳情報などから「今年度中」に取得※した資産を特定して、それぞれの区分ごとにその合算金額を記入してください。
※ 出資割合の変更などに伴う金額増加がある場合にはその数値も合算してください。
- (5) 「本年度減少額 (C)」については、固定資産台帳などの情報から算出することも可能ですが、簡易的に
【「前年度末残高 (A)」＋「本年度増加額 (B)」－「本年度末残高 (D)」】
で算出した数値を記入していただくことでもかまいません。

②有形固定資産の行政目的別明細

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産								
土地								
立木竹								
建物								
工作物								
船舶								
浮標等								
航空機								
その他								
建設仮勘定								
インフラ資産								
土地								
建物								
工作物								
その他								
建設仮勘定								
所有外管理資産								
物品								
合計								

- (1) 貸借対照表における「有形固定資産」について、資産区分別に行政目的別での詳細を記入します。
- (2) 資産区分「合計」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される「有形固定資産」の金額を転記してください。また、資産区分ごとの「合計」については、貸借対照表に表示される金額と「減価償却累計額」を資産区分ごとに合算して算出した数値を記入してください。
- (3) 行政目的別の詳細な金額については、固定資産台帳情報における各資産の「行政目的別」の「期末簿価」を特定し、それぞれの区分ごとにその合算金額を記入してください。

③投資及び出資金の明細

市場価格のあるもの

(単位:)

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (B)	貸借対照表計上額 (A) × (B) (C)	取得単価 (D)	取得原価 (A) × (D) (E)	評価差額 (C) - (E) (F)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計							

市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (貸借対照表計上額) (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A) / (E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	投資損失引当金 計上額 (H)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計									

※株式会社以外の法人は資本金がないため、「資本金(E)」以外について記載ください。この場合、出資割合については、地方自治法施行令第140条の7の規定による割合を記載します。

市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)以外に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A) / (E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	強制評価減 (H)	貸借対照表計上額 (A) - (H) (I)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計										

- (1) 貸借対照表における「投資及び出資金」について、市場価格の有無別に詳細を記入します。
- (2) 市場価格のあるものについては、地方自治法施行令第 166 条第 2 項の規定に基づく「財産に関する調書」における「有価証券」のうち市場価格のあるものについて記入してください。
- (3) 市場価格のないものについては、「財産に関する調書」における「有価証券」のうち市場価格のないもの及び「出資による権利」について、出資団体及び出捐団体を連結対象か否かに分けながら記入してください。
- (4) 記入にあっては、相手先ごとにまとめた上で当該相手先の資産や負債といった財務状況を相手先の財務書類を参考にしつつ、あわせて記入してください。
- (5) 市場価格のあるものにおける「貸借対照表計上額 (C)」欄、市場価格のないもののうち連結対象団体に対するものにおける「出資金額 (A)」欄及び連結対象団体以外に対するものにおける「貸借対照表計上額 (I)」欄の「合計」欄の合算値は貸借対照表の「投資及び出資金」の金額に一致します。

④基金の明細

種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計上額)	(参考)財産に関する 調書記載額
財政調整基金						
減債基金						
...						
...						
合計						

- (1) 貸借対照表における「基金」について、基金種類ごとに詳細を記入します。
- (2) 種類別「合計」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される固定資産と流動資産における「基金」の金額の合算値を記入してください。また「財政調整基金」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される流動資産の「財政調整基金」の金額を転記し、「減債基金」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される固定資産と流動資産の「減債基金」の金額の合算値を記入してください。
- (3) 「財政調整基金」及び「減債基金」以外の基金については「財産に関する調書」の「基金」に掲げられている基金ごとに記入することとし、それぞれの決算年度末残高について「現金預金」、「有価証券」、「土地」及び左記以外をまとめた「その他」に振り分けつつ、記入してください。

⑤貸付金の明細

相手先名または種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	
地方公営事業					
病院					
....					
一部事務組合・広域連合					
〇〇組合					
....					
地方独立行政法人					
〇〇大学					
....					
地方三公社					
〇〇土地開発公社					
....					
第三セクター等					
(株)〇〇清掃サービス					
....					
その他の貸付金					
〇〇貸付金					
....					
合計					

- (1) 貸借対照表における「長期貸付金」、「短期貸付金」及び「徴収不能引当金」の一部について、原則貸付相手先ごとに詳細を記入します。
- (2) 「長期貸付金」及び「短期貸付金」の「貸借対照表計上額」の「合計」欄については、貸借対照表のそれぞれの金額を転記してください。
- (3) 相手先別等の内訳については、「財産に関する調書」における「債権」のうちの「貸付金」をもとに記入してください。その際、相手先が特定できるものはその相手先別に記入しますが、事業単位でしか分からない場合は事業単位として、その他の貸付金に記入いただくことにかまいません。ただし、「財産に関する調書」では「貸付金計」に該当する金額しかわからず、「長期貸付金」及び「短期貸付金」の別までは判明しないため、この金額は別途確認の上、記入してください。
- (4) 「長期貸付金」及び「短期貸付金」の「徴収不能引当金計上額」は貸付相手先ごと（ないしは事業単位ごと）の過去5年間の平均不納欠損率をそれぞれの「貸借対照表計上額」にかけあわせて算出※した数値を記入してください。

※ 平均不納欠損率を用いず、個別に回収可能性を考慮して計上している場合は、その数値を記入してください。

⑥長期延滞債権の明細

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

- (1) 貸借対照表における「長期延滞債権」及び「徴収不能引当金」の一部について、貸付金については原則貸付相手先ごとに、未収金については未収金種別ごとに詳細を記入します。
- (2) 「貸借対照表計上額」の「合計」欄については、貸借対照表の「長期延滞債権」の金額を転記してください。
- (3) 貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとの「貸借対照表計上額」は「未収・未払・不納欠損残高整理表」などを活用し、過年度分を記入してください。
- (4) 「徴収不能引当金計上額」は貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとに過去5年間の平均不納欠損率をそれぞれの「貸借対照表計上額」にかけあわせて算出※した数値を記入してください。

※ 平均不納欠損率を用いず、個別に回収可能性を考慮して計上している場合は、その数値を記入してください。

⑦未収金の明細

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
(株)〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

- (1) 貸借対照表における「未収金」及び「徴収不能引当金」の一部について、貸付金については原則貸付相手先ごとに詳細を記入します。
- (2) 「貸借対照表計上額」の「合計」欄については、貸借対照表の「未収金」の金額を転記してください。
- (3) 貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとの「貸借対照表計上額」は「未収・未払・不納欠損残高整理表」などを活用し、今年度分を記入してください。
- (4) 「徴収不能引当金計上額」は貸付相手先（ないしは事業単位）、未収金種別ごとに過去5年間の平均不納欠損率をそれぞれの「貸借対照表計上額」にかけあわせて算出※した数値を記入してください。

※ 平均不納欠損率を用いず、個別に回収可能性を考慮して計上している場合は、その数値を記入してください。

(2) 負債項目の明細

① 地方債（借入先別）の明細

種類	地方債残高		政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち1年内償還予定		その他
		うち1年内償還予定						うち共同発行債	うち住民公募債	
【通常分】										
一般公共事業										
公営住宅建設										
災害復旧										
教育・福祉施設										
一般単独事業										
その他										
【特別分】										
臨時財政対策債										
減収補てん債										
減税補てん債										
退職手当債										
その他										
合計										

- (1) 貸借対照表における「地方債」及び「1年内償還予定地方債」について、借入先及び地方債種別ごとに詳細を記入します。
- (2) 「地方債残高」の「合計」欄については、貸借対照表に表示される「地方債」と「1年内償還予定地方債」の金額の合算値を記入してください。また、「地方債残高」の「うち1年内償還予定」の「合計」欄については、貸借対照表の「1年内償還予定地方債」の金額を転記してください。
- (3) 借入先別については、地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の調査表「地方債の状況 その2」（都道府県 39 表、市町村 34 表）が参考になり、それぞれ以下のような対応関係にあります。ただし、決算統計では「満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額は『公債費』として計上」するよう求めており、地方債残高もその分だけ少ない数値になっているため、決算統計で回答した数値をそのまま転記することはできないことには留意してください。

附属明細書（①地方債（借入先別）の明細）	決算統計の調査表「地方債の状況その2」
政府資金	1 財政融資資金 2 旧郵政公社資金 4 国の予算貸付・政府関係機関貸付 の合算値
地方公共団体金融機構	3 地方公共団体金融機構資金
市中銀行	6 市中銀行
その他の金融機関	5 ゆうちょ銀行 7 その他の金融機関 の合算値
市場公募債	11 市場公募債
うち共同発行債	内訳（7）共同発行債 10 年債
うち住民公募債	内訳（8）住民公募債
その他	8 かんぽ生命保険 9 保険会社等 10 交付公債 12 共済等 13 政府保証付外債 14 その他 の合算値

- (4) 地方債種類別について、詳細な内訳は決算統計の調査表「地方債の状況 その１」（都道府県 37 表、市町村 33 表）の区分をそれぞれ以下のような対応関係で整理の上、それぞれ年度末残高を記入いただき、【通常分】【特別分】ごとの合算値も記入ください。なお(3)と同様、決算統計で回答した数値をそのまま転記することはできないことには留意が必要です。

附属明細書(①地方債(借入先別)の明細)	決算統計の調査表「地方債の状況その１」 ※ []内は市町村表の番号
一般公共事業	1 公共事業等債
公営住宅建設	3 公営住宅建設事業債
災害復旧	4 災害復旧事業債
教育・福祉施設	7 (1) 学校教育施設等事業債 7 (2) 社会福祉施設整備事業債 の合算値
一般単独事業	8 一般単独事業債(除:「うち旧合併特例事業債」、「うち公共施設等適正管理推進事業債(8) [(9)] 除却事業分」及び「うち緊急浚渫推進事業債」)
【通常分】その他	2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 5 (旧) 緊急防災・減災事業債 6 全国防災事業債 7 (3) 一般廃棄物処理事業債 7 (4) 一般補助施設整備等事業債 7 (5) 施設整備事業債(一般財源化分) の合算値 10[11] 公共用地先行取得等事業債 11[12] 行政改革推進債 12[13] 厚生福祉施設整備事業債 16[17] 国の予算貸付・政府関係機関貸付債 17[18] 地域改善対策特定事業債「うち法第 5 条によるもの」 [29] 都道府県貸付金 30[32] その他
臨時財政対策債	24[25] 臨時財政対策債
減収補てん債	19[20] 減収補填債(昭和 61・平成 5～7・9～30・令和 1～4 年度分) の合算値 27[28] 減収補填債特例分(平成 14・19～30・令和 1～4 年度分)
減税補てん債	22[23] 減税補填債
退職手当債	14[15] 退職手当債(～平成 17 年度分) の合算値 15[16] 退職手当債(平成 18 年度分～)
【特別分】その他	8 一般単独事業債「うち旧合併特例事業債」 8 一般単独事業債「うち公共施設等適正管理推進事業債(8) [(9)] 除却事業分」 8 一般単独事業債「うち緊急浚渫推進事業債」 9 首都圏等整備事業債 [9] 辺地対策事業債 [10] 過疎対策事業債 13[14] 地域財政特例対策債 17[18] 地域改善対策特定事業債(除:「うち法第 5 条によるもの」) の合算値 18[19] 財源対策債 20[21] 臨時財政特例債 21[22] 公共事業等臨時特例債 23[24] 臨時税収補填債 25[26] 調整債(昭和 60 年度～63 年度分) 26[27] 調整債(令和 1 年度～令和 4 年度分) 28[30] 猶予特例債 29[31] 特別減収対策債

(5) なお、「①地方債（借入先別）の明細」について、地方債種類別ごとの借入先までは決算統計でも整理いただいていないことから、以下の簡素化した２つの表を作成することも可能とします。

種類	地方債残高	政府資金	地方公共団体 金融機関	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	5%共同発行債	5%住民公募債	その他
合計									

種類	地方債残高	5年以内償還予定	【通常分】	一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育・福祉施設	一般単独事業	その他	【特別分】	臨時財政対策債	減収補てん債	減税補てん債	退職手当債	その他
合計															

②地方債（利率別）の明細

地方債残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率

- 貸借対照表における「地方債」及び「１年内償還予定地方債」について、利率別ごとに詳細を記入します。
- 「地方債残高」欄については、貸借対照表に表示される「地方債」と「１年内償還予定地方債」の金額の合算値を記入してください。
- 利率別については、決算統計の調査表「地方債の状況 その２」（都道府県 39 表、市町村 34 表）が参考になり、それぞれ以下のような対応関係にあります。なお、「①地方債（借入先別）の明細」と同様、決算統計で回答した数値をそのまま転記することはできないことには留意が必要です。

附属明細書(②地方債（借入先別）の明細)	決算統計の調査表「地方債の状況その２」
1.5%以下	0.5%以下 1.0%以下 1.5%以下 の合算値
1.5%超 2.0%以下	2.0%以下
2.0%超 2.5%以下	2.5%以下
2.5%超 3.0%以下	3.0%以下
3.0%超 3.5%以下	3.5%以下
3.5%超 4.0%以下	4.0%以下
4.0%超	4.5%以下 5.0%以下 5.5%以下 6.0%以下 6.5%以下 7.0%超 の合算値

- なお、「(参考) 加重平均利率」欄は、地方債ごとに「利率」×「地方債残高」を算出した上で、すべてを合算し、全体を「地方債残高」で割り戻した数値となりますが、地方債ごとの「利率」は決算統計でも整理いただいていないことから、記載を省略することも可能とします（その場合は欄内に「(－)」と記載してください）。

③地方債（返済期間別）の明細

地方債残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

- (1) 貸借対照表における「地方債」及び「1年内償還予定地方債」について、返済期間別ごとに詳細を記入します。
- (2) 「地方債残高」欄については、貸借対照表に表示される「地方債」と「1年内償還予定地方債」の金額の合算値を記入してください。
- (3) 返済期間別については、各自治体において管理している公債台帳などを参考にしつつ、記入してください。

④特定の契約条項が付された地方債の概要

特定の契約条項が 付された地方債残高	契約条項の概要

- (1) 貸借対照表における「地方債」及び「1年内償還予定地方債」について、特定の契約条項が付されている場合にその条項の概要を記入します。
- (2) 例えば、「10年ごとに適用利率が変更される金利特約」が付された地方債などが考えられます。

⑤引当金の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
合計					

- (1) 貸借対照表における「投資損失引当金」、「徴収不能引当金」、「退職手当引当金」、「損失補償等引当金」及び「賞与等引当金」について、前年度からの変動の詳細を記入します。
- (2) 「前年度末残高」及び「本年度末残高」については、貸借対照表に表示される引当金ごとの金額を転記してください。この際、「徴収不能引当金」は固定資産及び流動資産に表示される金額の合算値になりますので留意願います。
※ 「前年度末残高」については昨年度の貸借対照表から転記してください
- (3) 「本年度減少額」の「目的使用」及び「その他」の別については、「引当金明細表」などを活用し、記入してください。
- (4) 「本年度増加額」については、「引当金明細表」などを活用して記入することも可能ですが、簡易的に
【「本年度末残高」－「前年度末残高」＋「本年度減少額（目的使用＋その他）」】
で算出した数値を記入していただくことでもかまいません。

2. 行政コスト計算書の内容に関する明細

○補助金等の明細

区分	名称	相手先	金額	支出目的
他団体への公共施設等整備補助金等				
	計			
その他の補助金等				
	計			
合計				

- (1) 行政コスト計算書における「補助金等」について、資産形成に充てられたか否かに分け、個別の補助金等ごとに詳細を記入します。
- (2) 「合計」欄については、行政コスト計算書の「補助金等」の金額を転記してください。
- (3) 個別の補助金等については、例えば決算統計の調査表「歳出内訳及び財源内訳」（都道府県 07 表～13 表、市町村 07 表～13 表）の仕訳情報などを参考にしつつ、資産形成に充てられたか否かに振り分け、それぞれ個別に相手先と金額を特定し、あわせて支出目的として支出先での事業などの概要（例えば「街路整備」や「児童福祉事業」など）を簡単に記入してください。

3. 純資産変動計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

会計	区分	財源の内容		金額
一般会計	税収等	地方税		
		地方交付税		
		地方譲与税		
				
		小計		
	国県等補助金	資本的 補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	
				
			計	
		経常的 補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	
				
			計	
		小計		
	合計			
特別会計				
.....				

- (1) 純資産変動計算書における「財源」について、会計区分ごとに整理の上、「税収等」と「国県等補助金」の詳細を記入します。
- (2) まず「国県等補助金」のうち「資本的補助金」については、決算統計の調査表「歳入の状況 その2」（都道府県 05 表）及び調査表「収入の状況」（市町村 05 表）における「国庫支出金」及び「都道府県支出金」のうち「建設事業充当特定財源」の金額を記入してください。
- (3) 次に「国県等補助金」のうち「経常的補助金」については、決算統計の調査表「歳入の状況 その2」（都道府県 05 表）及び調査表「収入の状況」（市町村 05 表）における「国庫支出金」及び「都道府県支出金」から「建設事業充当特定財源」の金額を控除した数値を記入してください。なお、ここでいう「経常的」は「資本的」ではないということのみを表しており、決算統計でいう「経常・臨時」とは異なる意味であることには留意が必要です。
- (4) 「税収等」については、決算統計の調査表「歳入の状況 その2」（都道府県 05 表）及び調査表「収入の状況」（市町村 05 表）における歳入を参考としつつ、「使用料」、「手数料」、「諸収入」といった行政コスト計算書の経常収益・臨時利益に現れるもの、「繰入金」のうち基金繰入金、「繰越金」、「地方債」といった固定資産等の変動に現れるもの、そして「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を除いたものについて会計区分ごとに個別に記入してください。なお、未収金等の影響により、決算統計の数値とは一致しないことには留意してください。また、一般会計等の中での他会計からの繰入金については記載した上で全体を相殺する欄を設けて調整するか、当初からその分を控除して記入してください。

(2) 財源情報の明細

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト					
有形固定資産等の増加					
貸付金・基金等の増加					
その他					
合計					

(1) 純資産変動計算書における「純行政コスト」、「有形固定資産等の増加」及び「貸付金・基金等の増加」について、その財源内訳の詳細を記入します。

(2) まず、それぞれの「金額」欄については、純資産変動計算書における該当する金額を転記してください。

(3) 次に「合計」欄の財源内訳について、「国県等補助金」は純資産変動計算書の「国県等補助金」の合計値を、「地方債」については資金収支計算書における「地方債収入」から借換債に係る分を控除した金額を、「税収等」については純資産変動計算書の「税収等」から公債費及び借換債に係る地方債収入分を控除した金額をそれぞれ記入します。

なお、公債費及び借換債については決算統計や実質公債費比率算定上の基礎資料などの情報が参考となりますが、先述したように、公債費については、決算統計において「満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額は『公債費』として計上」していることから、決算統計で回答した数値をそのまま活用することはできず、該当する分を控除するなどの処理が必要なことは留意が必要です。

(4) 区分別の金額ですが、まず「貸付金・基金等の増加」から資金収支計算書を活用し、記入します。具体的には「国県等補助金」について「投資の国県等補助金」のうち貸付金・基金等に係る金額を、「地方債」について「地方債収入」のうち貸付金・基金等に係る金額を、そして「税収等」について「税収等収入」のうち「貸付金・基金等」に係る金額をそれぞれ記入してください。

(5) 次に「有形固定資産等の増加」について、こちらも「貸付金・基金等の増加」と同様に資金収支計算書を活用して記入します。具体的には「国県等補助金」について「投資の国県等補助金」から「貸付金・基金等」に係る分を控除した金額を、「地方債」について「地方債収入」のうち「貸付金・基金等」に係る分を控除したもののうち固定資産に係る金額を、そして「税収等」について「税収等収入」のうち「貸付金・基金等」に係る分を控除したもののうち固定資産に係る金額をそれぞれ記入してください。

(6) そして「純行政コスト」については、それぞれの財源内訳別の「合計」欄から「有形固定資産等の増加」及び「貸付金・基金等の増加」に記入したものを控除した金額をそれぞれ記入してください。

(7) 最後に財源内訳の「その他」については、それぞれの区分ごとの「金額」欄からそれぞれの「国県等補助金」、「地方債」及び「税収等」を控除した金額を記入してください。これをまとめると以下の通りとなりますので参考にしてください。

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト	NW 純行政コスト	【A】 合計－（【B】＋【C】）	【D】 合計－（【E】＋【F】）	【G】 合計－（【H】＋【I】）	【J】 金額－（【A】＋【D】＋【G】）
有形固定資産等の増加	NW 有形固定資産等の増加	【B】 CF 投資の国県等補助金から貸付金・基金等に係るもの（【C】）を除いたもの	【E】 CF 地方債収入のうち貸付金・基金等に係るもの（【F】）を除いたもので固定資産に係るもの	【H】 CF 税収等収入のうち貸付金・基金等に係るもの（【I】）を除いたもので固定資産に係るもの	【L】 金額－（【B】＋【E】＋【H】）
貸付金・基金等の増加	NW 貸付金・基金等の増加	【C】 CF 投資の国県等補助金のうち貸付金、基金等に係るもの	【F】 CF 地方債収入のうち貸付金、基金等に係るもの	【I】 CF 税収等収入のうち貸付金、基金等に係るもの	【K】 金額－（【C】＋【F】＋【I】）
その他					
合計	上記の合計	NW 国県等補助金	CF 地方債収入から借換債に係る地方債収入を控除	NW 税収等－（公債費－借換債に係る地方債収入）	上記の合計

4. 資金収支計算書の内容に関する明細

○資金の明細

種類	本年度末残高
現金	
要求払預金	
短期投資	
....	
....	
合計	

- (1) 資金収支計算書における「本年度末資金残高」について、その保持内訳の詳細を記入します。
- (2) 「本年度末残高」の「合計」欄は、資金収支計算書における「本年度末資金残高」を転記してください。
- (3) 保持内訳の詳細については、基本的に「要求払預金」が殆どになると考えられますが、保持している形式に基づき、記入してください。

